

291. 34-Sh69ウ



1200500732988

34  
69  
ウ



始





291.34  
Sh 69  
(1)  
参考課

蘆田伊人編

大日本地誌大系



新編武藏  
風土記稿  
壹國



雄山閣版



### 新編武藏國風土記稿序言

大日本地誌大系は昭和四年早春その第一回を刊行してより拮抗五年、昨秋に到りて漸く完結を見し尨大實に四十卷に渉る大著なり。此の本大系が本邦地誌の研究、又此れと關聯せる歴史考古學、文學等々其の他幾多科學の研鑽に寄與せし事の甚大なりしは、學界の夙に絶讃せる所にして、弊閣の又欣快とする所であつた。

茲に今回地誌大系全卷の完結を記念すると共に、一般篤學の士の翹望に添ふべく大日本地誌大系の第一篇として、新編武藏國風土記稿全十二卷の刊行を企畫せしものなり。

本書が武藏一圓の地誌として其の研究に缺く可からざるは論ずる迄もなく、地誌の大宗として他の地誌研究の指南車たるは識者の既に認むる所にして、本書の刊行が斯界の爲に拍車ともなり、又全國地誌研究の他山の石ともならば弊閣の幸甚とする所である。

昭和九年二月二十日

雄山閣編輯局



地誌大系 日本新編武藏風土記稿第一册畧目次

首 卷 例義	一
總目錄	五
卷之一 總國圖說	一三
卷之二 建置沿革	二二
卷之三 建置沿革	五
卷之四 建置沿革	九
卷之五 任國革表	一〇九
卷之六 山川	一四五
卷之七 山川	一五九
卷之八 藝文	一七五
卷之九 豐島郡之一	一九一



卷之十 豊島郡之二…………… 一〇八

卷之十一 豊島郡之三…………… 一一一

卷之十二 豊島郡之四…………… 一一五

卷之十三 豊島郡之五…………… 一二六

卷之十四 豊島郡之六…………… 一三九

卷之十五 豊島郡之七…………… 一五二

卷之十六 豊島郡之八…………… 一六一

卷之十七 豊島郡之九…………… 一七八

卷之十八 豊島郡之十…………… 一八三

卷之十九 豊島郡之十一…………… 一九六

卷之二十 葛飾郡之一…………… 二〇八

### 新編武藏風土記稿首卷例義

一新編武藏國風土記は曩者林大學頭銜か建議して、文化七年功を起す所なり、夫國志の編纂に至ては、事も亦小ならず、何如となれば體例格を得、記事法を得にあらざれば、成書とすへからず、今此稿は志の材料を纂輯して、他日成編の資とせんと欲するのみ、

一昔元明天皇和銅六年に勅ありて、天下諸國の記籍を徴さる、當時の勅曰、畿内七道諸國郡郷名著好字、其郡内所生、銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚蟲等物、其録色目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、職于史籍言上、今世に傳ふる【日本總國風土記殘本】と號するものは、當時獻籍の闕本なりと云。其書たるを顧に、各國區別して體例一ならず、是在廳官人或は國の博士等の手に出で、筆力に長短あり、搜索に疎密あるか故なるへし、要するに是亦材料に過す、固勅撰の書とは云へからず、今此稿も亦官命を奉して材料を蒐輯

せしめてなれば、姑倣て新編某國風土記と號す、

一舊本當國風土記今存するもの纔に四卷、第七十九卷分て二とし、多磨・入間二郡、第八十三荏原郡、第八十四豊島郡、奥書に據に入間郡記は菅黃門家藏本、其餘三卷は藤大納言高基卿家藏本に出つ、亞槐の奥書に、殘冊十七冊之内と見えたり、因按するに、當國當時二十郡二十卷あるべきの理なり、其三卷は早亡失か、又は合本なるも知へからず、又第七十九卷を二冊とすへきの理なし、恐らくは多磨郡第七十八卷なるを誤て九と記せしならん、今存する所四郡の記、亦頗殘缺して既に全書にあらず、始なく終なし、故に撰者の名氏及成書の年代皆知へからず、圖圖の例とするに足らず、凡殘本中首尾頗備ものは、但【出雲國風土記】のみなり。是天平五年二月卅日、秋鹿郡人神宅臣金太理國造帶意宇郡大領出雲臣廣島等勘進する所たり、當國舊本豊島郡箕田八幡神社天平六年辛未八月十五日自宇佐宮遷御と記すに據て考るに【出雲風土記】獻籍の後、程なく當國よりも勘進せしこと推て知へし。今此二記及



唐土之府志通志の例を併考て、記事の遺漏寡からんとを欲す、

一 舊本文字眞字を用ゆ、今假字に換て讀易く且事誤ならんことを要す、

一卷首に圖説、次に建置沿革、次に任國革表、次に山川、次に藝文を載て本編に至る、然に元來編志の料なれば、體例之整頓ならんことを欲せずして、記載の詳悉せんことを要す、故に沿革中に收入すへからざるべくして、因て採録せしこと多し、此類評ること勿れ、

一 國史郡司は、年代の前後一見して知易きを便とす、故に圖を作て同時の官員を一紙に收め、階級を設て其職を分つ、

一 藝文は諸記中得る所、或は口碑に傳る所の詩歌の類を畧載す、必しも務て浩博を求めず、

一 當國儒學に於ては、林道春の朱學を講説し、荻生雙松の復古を唱へし類、又天文は澁川春海か本朝未開の曆法を興起し、數學は關孝和か天元一算の演奥を發揮せし類、吉川惟足か神學、北村季吟か歌學及醫卜に至る

まで、當國の文藝濟々として枚擧すへからすといへとも、是等の類は皆後學に譲て畧す、

一 文化中成書の諸郡は、通志の例 據て山川・神社・寺院以下若干の門部を分て考闡に便す、然に彼書は全省を通して府縣を首に出し、次に各縣有所の山川以下を分類して併記す、故に門を立ること體を得たりとす、今村別を以て例とするときは、門を立ること殊に其謂なし故に文政以後の編は專舊記の例に復して門を立さるなり、

一 人物・忠臣・孝子・舊家・釋家の如き、舊本に其目なしといへとも、志の缺へからざる所今事歴を各所に畧載す、

一 古文書・古器・書畫の類は、考證に備ふべきものなり、今搜索して得もの多し、是亦舊本採さる所といへとも、捨るに忍ひす便に隨て收入す、其餘此類多し、一辨するに暇あらず、

一 金石文の類、文化中成編の數郡は、往々元祿以上のものを載す、爾後の諸郡古物は悉收め、寛永以後に至ては考據あるものを探て是を採る、

の擧を俟つ、

一 岩槻・川越・忍諸城の如きは東北の鎮なり、是等は各郡の次序に従て城地を中とし、城下町を次第して諸村に及ふもの亦一例なり、

一 山川の類數村に關繫するものは郡首に出す、或は數郡に及へは重出するものあり、其尤大なるものは卷首に出す、

一 豐島郡は文政九年成、凡府下府外尤混淆して辨し叵し、俯傍の諸村に町並地と號する所あり、是建築の初は田野なりしを、後年許可せられて市店を置所なり、故に居人は町奉行に屬し、地租は代官衆に收むること舊に仍る、此等の類全村町並となりしは、府に讓て採取せず、村市混し置るゝものは村落に屬せしものあり、覽者其參差たるを評ること勿れ、

一 葛飾郡舊下總國に隸す、【下總風土記】中此郡の卷早已に亡失して、記事すべて知へからず、今自餘の郡に倣て新に蒐羅し、文政八年成、

一 凡圖は書の及はざる所を佐く、故に萬物を象て便宜を得ること多しといへとも、輿地を甚とす、今卷首に出す所は新古全國二圖を參訂して作る所なり、各郡の首に收る所は新古分折圖を兩存す、又名山・大川・神祠・佛刹の如きは、其勝概を繪畫し、門庭を出すして坐ながら方四十里の曲折を想像せしむ、寺社寶物の類亦然、

一 圖國二十二郡、豐島・葛飾・荏原・橋本・久良岐・都筑・多磨・新座・足立・入間・高麗・比企・横見・埼玉・大里・男衾・幡羅・榛澤・那賀・兒玉・加美・秩父、是大城を中央とし諸郡を盤環して立る所の次第なり、然とも搜索編修の功に及ては、便に隨ふか故に各郡成書の年代前後遲速あり、體例も各自異同あることを免れず、今改削して一に歸するに及はす、

一 大城は豐島に在、天正東遷以來東照宮鼎の所にして、慶長成業の後世々將軍の府となる、府下の市街に至ては、荏原・葛飾二郡の地に波及して日月に繁榮す、抑大城に於ては臣下の輻議すへきにあらす、市街に至ても府下に密通する所、其事小ならず、姑闕如して他日



一荏原郡は文化十一年草定し、文政十年改削を加ふ、就中三田・白金・目黒・品川の地は、追て搜索して補入する所なれば、記中文化後の變革も有べし、又初草せし時【和名鈔】郡郷の次序に據て、南を首として記し始む、今姑因循す、故に豊葛二郡と例を異にす、覽者訝るべしと勿れ、

一橋樹郡は文化十三年成、亦南を首とし北を尾とす、下の久良岐同、

一久良岐郡は文化七年起業の始試に作る所、體例尤疎なるを以て、文政十年再訂増加す、

一都筑郡は文化十三年編成、文政十一年頗改正す、

一多磨郡は文化中郡人原胤敦別に命を受けて編纂し、文政五年獻す、體例自餘の記と自異か如きは、一手に出されはなり、下の高麗・秩父二郡亦然、

一足立郡は文政五年成、

一新座郡は久良岐に繼て作、時に朝鮮聘使の至に逢て、總裁臣衛奉命對州に赴く、故を以て毎事便ならず、土信・純庸等私に編纂の事を謀して、中神守節專當して贊

成せり、故に文政十一年再校を經といへとも、猶略を免さるへし、

一入間郡は文政三年成、

一高麗郡は原胤敦草を起し、半途にして致仕す、因て男胤廣命を受け其業を繼、文政五年成、

一比企郡は文政四年、横見・埼玉二郡は文政六年、大里・男衾・幡羅・榛澤・那賀・兒玉・加美七郡は皆文政七年成、

一秩父郡は原胤廣編し、文政八年成、

一舊本【武藏風土記】の成書大抵天平七八年の事ならんには、勅後二十四五年の後初て稿本を奉しなり、天平今を距こと八十餘年、帝王世を傳ふること七十六、殘缺の蠹餘悉考據由なし、保元平治以下兵革の事起、尋て文治以來政武家より出、四百餘年の間天下一治一亂、しは々々兵燹に逢て文獻の徴に乏し、今御當代昇平二百年の事蹟繼に蒐羅すべくして、勝國以前に至ては所見甚稀なり、起業以後既に二十年、極て功力を盡すといへとも猶漏脱を免さるへし、

### 新編武藏風土記稿首卷總目錄

卷之一	總國圖說
卷之二	建置沿革 國造 國守 鎌倉將軍
卷之三	建置沿革 鎌倉將軍 鎌倉管領
卷之四	建置沿革 鎌倉管領 戰國
卷之五	任國革表
卷之六	山川 名所附
卷之七	山川 名所附
卷之八	藝文
卷之九	豐島郡之一
卷之十	豐島郡之二
卷之十一	豐島郡之三
卷之十二	豐島郡之四
卷之十三	豐島郡之五
卷之十四	豐島郡之六
卷之十五	豐島郡之七
卷之十六	豐島郡之八
卷之十七	豐島郡之九
卷之十八	豐島郡之十
卷之十九	豐島郡之十一

卷之二十	葛飾郡之一
卷之二十一	葛飾郡之二
卷之二十二	葛飾郡之三
卷之二十三	葛飾郡之四
卷之二十四	葛飾郡之五
卷之二十五	葛飾郡之六
卷之二十六	葛飾郡之七
卷之二十七	葛飾郡之八
卷之二十八	葛飾郡之九
卷之二十九	葛飾郡之十
卷之三十	葛飾郡之十一
卷之三十一	葛飾郡之十二
卷之三十二	葛飾郡之十三
卷之三十三	葛飾郡之十四
卷之三十四	葛飾郡之十五
卷之三十五	葛飾郡之十六
卷之三十六	葛飾郡之十七
卷之三十七	葛飾郡之十八
卷之三十八	葛飾郡之十九
卷之三十九	荏原郡之一
卷之四十	荏原郡之二



卷之四十一 荏原郡之三  
 卷之四十二 荏原郡之四  
 卷之四十三 荏原郡之五  
 卷之四十四 荏原郡之六  
 卷之四十五 荏原郡之七  
 卷之四十六 荏原郡之八  
 卷之四十七 荏原郡之九  
 卷之四十八 荏原郡之十  
 卷之四十九 荏原郡之十一  
 卷之五十 荏原郡之十二  
 卷之五十一 荏原郡之十三  
 卷之五十二 荏原郡之十四  
 卷之五十三 荏原郡之十五  
 卷之五十四 荏原郡之十六  
 卷之五十五 荏原郡之十七  
 卷之五十六 荏原郡之十八  
 卷之五十七 荏原郡之十九  
 卷之五十八 橋樹郡之一  
 卷之五十九 橋樹郡之二  
 卷之六十 橋樹郡之三  
 卷之六十一 橋樹郡之四

卷之六十二 橋樹郡之五  
 卷之六十三 橋樹郡之六  
 卷之六十四 橋樹郡之七  
 卷之六十五 橋樹郡之八  
 卷之六十六 橋樹郡之九  
 卷之六十七 橋樹郡之十  
 卷之六十八 橋樹郡之十一  
 卷之六十九 橋樹郡之十二  
 卷之七十 橋樹郡之十三  
 卷之七十一 橋樹郡之十四  
 卷之七十二 橋樹郡之十五  
 卷之七十三 久良岐郡之一  
 卷之七十四 久良岐郡之二  
 卷之七十五 久良岐郡之三  
 卷之七十六 久良岐郡之四  
 卷之七十七 久良岐郡之五  
 卷之七十八 久良岐郡之六  
 卷之七十九 久良岐郡之七  
 卷之八十 久良岐郡之八  
 卷之八十一 都筑郡之一  
 卷之八十二 都筑郡之二

卷之八十三 都筑郡之三  
 卷之八十四 都筑郡之四  
 卷之八十五 都筑郡之五  
 卷之八十六 都筑郡之六  
 卷之八十七 都筑郡之七  
 卷之八十八 都筑郡之八  
 卷之八十九 多磨郡之一  
 卷之九十 多磨郡之二  
 卷之九十一 多磨郡之三  
 卷之九十二 多磨郡之四  
 卷之九十三 多磨郡之五  
 卷之九十四 多磨郡之六  
 卷之九十五 多磨郡之七  
 卷之九十六 多磨郡之八  
 卷之九十七 多磨郡之九  
 卷之九十八 多磨郡之十  
 卷之九十九 多磨郡之十一  
 卷之一百 多磨郡之十二  
 卷之一百一 多磨郡之十三  
 卷之一百二上 多磨郡之十四上  
 卷之一百二下 多磨郡之十四下

卷之一百三 多磨郡之十五  
 卷之一百四 多磨郡之十六  
 卷之一百五 多磨郡之十七  
 卷之一百六 多磨郡之十八  
 卷之一百七 多磨郡之十九  
 卷之一百八 多磨郡之二十  
 卷之一百九 多磨郡之二十一  
 卷之一百十上 多磨郡之二十二上  
 卷之一百十下 多磨郡之二十二下  
 卷之一百十一 多磨郡之二十三  
 卷之一百十二 多磨郡之二十四  
 卷之一百十三 多磨郡之二十五  
 卷之一百十四 多磨郡之二十六  
 卷之一百十五 多磨郡之二十七  
 卷之一百十六 多磨郡之二十八  
 卷之一百十七 多磨郡之二十九  
 卷之一百十八 多磨郡之三十  
 卷之一百十九 多磨郡之三十一  
 卷之一百二十 多磨郡之三十二  
 卷之一百二十一 多磨郡之三十三  
 卷之一百二十二 多磨郡之三十四



卷之一百二十三 多磨郡之三十五  
 卷之一百二十四 多磨郡之三十六  
 卷之一百二十五 多磨郡之三十七  
 卷之一百二十六 多磨郡之三十八  
 卷之一百二十七 多磨郡之三十九  
 卷之一百二十八 多磨郡之四十  
 卷之一百二十九 新座郡之一  
 卷之一百三十 新座郡之二  
 卷之一百三十一 新座郡之三  
 卷之一百三十二 新座郡之四  
 卷之一百三十三 新座郡之五  
 卷之一百三十四 新座郡之六  
 卷之一百三十五 足立郡之一  
 卷之一百三十六 足立郡之二  
 卷之一百三十七 足立郡之三  
 卷之一百三十八 足立郡之四  
 卷之一百三十九 足立郡之五  
 卷之一百四十 足立郡之六  
 卷之一百四十一 足立郡之七  
 卷之一百四十二 足立郡之八  
 卷之一百四十三 足立郡之九

卷之一百四十四 足立郡之十  
 卷之一百四十五 足立郡之十一  
 卷之一百四十六 足立郡之十二  
 卷之一百四十七 足立郡之十三  
 卷之一百四十八 足立郡之十四  
 卷之一百四十九 足立郡之十五  
 卷之一百五十 足立郡之十六  
 卷之一百五十一 足立郡之十七  
 卷之一百五十二 足立郡之十八  
 卷之一百五十三 足立郡之十九  
 卷之一百五十四 足立郡之二十  
 卷之一百五十五 足立郡之二十一  
 卷之一百五十六 入間郡之一  
 卷之一百五十七 入間郡之二  
 卷之一百五十八 入間郡之三  
 卷之一百五十九 入間郡之四  
 卷之一百六十 入間郡之五  
 卷之一百六十一 入間郡之六  
 卷之一百六十二 入間郡之七  
 卷之一百六十三 入間郡之八  
 卷之一百六十四 入間郡之九

卷之一百六十五 入間郡之十  
 卷之一百六十六 入間郡之十一  
 卷之一百六十七 入間郡之十二  
 卷之一百六十八 入間郡之十三  
 卷之一百六十九 入間郡之十四  
 卷之一百七十 入間郡之十五  
 卷之一百七十一 入間郡之十六  
 卷之一百七十二 入間郡之十七  
 卷之一百七十三 入間郡之十八  
 卷之一百七十四 入間郡之十九  
 卷之一百七十五 入間郡之二十  
 卷之一百七十六 高麗郡之一  
 卷之一百七十七 高麗郡之二  
 卷之一百七十八 高麗郡之三  
 卷之一百七十九 高麗郡之四  
 卷之一百八十 高麗郡之五  
 卷之一百八十一 高麗郡之六  
 卷之一百八十二 高麗郡之七  
 卷之一百八十三 高麗郡之八  
 卷之一百八十四 高麗郡之九  
 卷之一百八十五 高麗郡之十

卷之一百八十六 比企郡之一  
 卷之一百八十七 比企郡之二  
 卷之一百八十八 比企郡之三  
 卷之一百八十九 比企郡之四  
 卷之一百九十 比企郡之五  
 卷之一百九十一 比企郡之六  
 卷之一百九十二 比企郡之七  
 卷之一百九十三 比企郡之八  
 卷之一百九十四 比企郡之九  
 卷之一百九十五 比企郡之十  
 卷之一百九十六 橫見郡之一  
 卷之一百九十七 橫見郡之二  
 卷之一百九十八 橫見郡之三  
 卷之一百九十九 橫見郡之四  
 卷之一百 橫見郡之五  
 卷之一百零一 橫見郡之六  
 卷之一百零二 橫見郡之七  
 卷之一百零三 橫見郡之八  
 卷之一百零四 橫見郡之九  
 卷之一百零五 橫見郡之十  
 卷之一百零六 橫見郡之十一  
 卷之一百零七 橫見郡之十二  
 卷之一百零八 橫見郡之十三  
 卷之一百零九 橫見郡之十四  
 卷之一百一十 橫見郡之十五  
 卷之一百一十一 橫見郡之十六  
 卷之一百一十二 橫見郡之十七  
 卷之一百一十三 橫見郡之十八  
 卷之一百一十四 橫見郡之十九  
 卷之一百一十五 橫見郡之二十  
 卷之一百一十六 橫見郡之二十一  
 卷之一百一十七 橫見郡之二十二  
 卷之一百一十八 橫見郡之二十三  
 卷之一百一十九 橫見郡之二十四  
 卷之一百二十 橫見郡之二十五  
 卷之一百二十一 橫見郡之二十六  
 卷之一百二十二 橫見郡之二十七  
 卷之一百二十三 橫見郡之二十八  
 卷之一百二十四 橫見郡之二十九  
 卷之一百二十五 橫見郡之三十  
 卷之一百二十六 橫見郡之三十一  
 卷之一百二十七 橫見郡之三十二  
 卷之一百二十八 橫見郡之三十三  
 卷之一百二十九 橫見郡之三十四  
 卷之一百三十 橫見郡之三十五  
 卷之一百三十一 橫見郡之三十六  
 卷之一百三十二 橫見郡之三十七  
 卷之一百三十三 橫見郡之三十八  
 卷之一百三十四 橫見郡之三十九  
 卷之一百三十五 橫見郡之四十  
 卷之一百三十六 橫見郡之四十一  
 卷之一百三十七 橫見郡之四十二  
 卷之一百三十八 橫見郡之四十三  
 卷之一百三十九 橫見郡之四十四  
 卷之一百四十 橫見郡之四十五  
 卷之一百四十一 橫見郡之四十六  
 卷之一百四十二 橫見郡之四十七  
 卷之一百四十三 橫見郡之四十八  
 卷之一百四十四 橫見郡之四十九  
 卷之一百四十五 橫見郡之五十  
 卷之一百四十六 橫見郡之五十一  
 卷之一百四十七 橫見郡之五十二  
 卷之一百四十八 橫見郡之五十三  
 卷之一百四十九 橫見郡之五十四  
 卷之一百五十 橫見郡之五十五  
 卷之一百五十一 橫見郡之五十六  
 卷之一百五十二 橫見郡之五十七  
 卷之一百五十三 橫見郡之五十八  
 卷之一百五十四 橫見郡之五十九  
 卷之一百五十五 橫見郡之六十  
 卷之一百五十六 橫見郡之六十一  
 卷之一百五十七 橫見郡之六十二  
 卷之一百五十八 橫見郡之六十三  
 卷之一百五十九 橫見郡之六十四  
 卷之一百六十 橫見郡之六十五  
 卷之一百六十一 橫見郡之六十六  
 卷之一百六十二 橫見郡之六十七  
 卷之一百六十三 橫見郡之六十八  
 卷之一百六十四 橫見郡之六十九  
 卷之一百六十五 橫見郡之七十  
 卷之一百六十六 橫見郡之七十一  
 卷之一百六十七 橫見郡之七十二  
 卷之一百六十八 橫見郡之七十三  
 卷之一百六十九 橫見郡之七十四  
 卷之一百七十 橫見郡之七十五  
 卷之一百七十一 橫見郡之七十六  
 卷之一百七十二 橫見郡之七十七  
 卷之一百七十三 橫見郡之七十八  
 卷之一百七十四 橫見郡之七十九  
 卷之一百七十五 橫見郡之八十  
 卷之一百七十六 橫見郡之八十一  
 卷之一百七十七 橫見郡之八十二  
 卷之一百七十八 橫見郡之八十三  
 卷之一百七十九 橫見郡之八十四  
 卷之一百八十 橫見郡之八十五  
 卷之一百八十一 橫見郡之八十六  
 卷之一百八十二 橫見郡之八十七  
 卷之一百八十三 橫見郡之八十八  
 卷之一百八十四 橫見郡之八十九  
 卷之一百八十五 橫見郡之九十



卷之二百七	埼玉郡之九
卷之二百八	埼玉郡之十
卷之二百九	埼玉郡之十一
卷之二百十	埼玉郡之十二
卷之二百十一	埼玉郡之十三
卷之二百十二	埼玉郡之十四
卷之二百十三	埼玉郡之十五
卷之二百十四	埼玉郡之十六
卷之二百十五	埼玉郡之十七
卷之二百十六	埼玉郡之十八
卷之二百十七	埼玉郡之十九
卷之二百十八	埼玉郡之二十
卷之二百十九	大里郡之一
卷之二百二十	大里郡之二
卷之二百二十一	大里郡之三
卷之二百二十二	男衾郡之一
卷之二百二十三	男衾郡之二
卷之二百二十四	男衾郡之三
卷之二百二十五	男衾郡之四
卷之二百二十六	幡羅郡之一
卷之二百二十七	幡羅郡之二

卷之二百二十八	幡羅郡之三
卷之二百二十九	幡羅郡之四
卷之二百三十	榛澤郡之一
卷之二百三十一	榛澤郡之二
卷之二百三十二	榛澤郡之三
卷之二百三十三	榛澤郡之四
卷之二百三十四	榛澤郡之五
卷之二百三十五	那賀郡之一
卷之二百三十六	那賀郡之二
卷之二百三十七	那賀郡之三
卷之二百三十八	兒玉郡之一
卷之二百三十九	兒玉郡之二
卷之二百四十	兒玉郡之三
卷之二百四十一	兒玉郡之四
卷之二百四十二	兒玉郡之五
卷之二百四十三	加美郡之一
卷之二百四十四	加美郡之二
卷之二百四十五	加美郡之三
卷之二百四十六	秩父郡之一
卷之二百四十七	秩父郡之二
卷之二百四十八	秩父郡之三

卷之二百四十九	秩父郡之四
卷之二百五十	秩父郡之五
卷之二百五十一	秩父郡之六
卷之二百五十二	秩父郡之七
卷之二百五十三	秩父郡之八
卷之二百五十四	秩父郡之九
卷之二百五十五	秩父郡之十
卷之二百五十六	秩父郡之十一
卷之二百五十七	秩父郡之十二
卷之二百五十八	秩父郡之十三
卷之二百五十九	秩父郡之十四
卷之二百六十	秩父郡之十五
卷之二百六十一	秩父郡之十六
卷之二百六十二	秩父郡之十七
卷之二百六十三	秩父郡之十八
卷之二百六十四	秩父郡之十九
卷之二百六十五	秩父郡之二十

附錄一卷 編輯姓氏

新編武藏風土記稿首卷總目錄終



# 新編武藏風土記稿卷之一

## 總國圖說

(撰)

武藏舊全圖なし、當代に至て正保・元祿官本二圖あり、  
 【治世略記】曰、正保元年十二月二十五日、日本國郡並  
 諸城之繪圖可調進旨有上意、經年數出來【舊令集】曰、  
 正保三年二月二十八日、奉行井上筑後守政重・宮城越  
 前守和甫等處分し、武藏國被仰付衆、松平伊豆守信綱  
 ・阿部豊後守忠秋・阿部對馬守重次・伊奈半十郎忠治、  
 【條令略】曰、道法三十六町を一里とし一里山を記、其  
 所より三十六町を度て一里山を置、本道は朱線大、脇  
 道は小、名山・大川及渡津廣狹悉圖すべしと、成功の  
 後明曆中に至て官庫に收む、今是を正保古圖とす、又  
 慶安元年十二月十一日、飯河善左衛門某、小田切新右  
 衛門某、雨宮權左衛門某等に武藏・上總二國圖改定の  
 命ありと日記に見ゆ、想に信綱等其事を勤むといへど  
 も事亦小ならず、由て空く年月を經し故、慶安に至て



(祖撰)

三員を増加せられしならん、元祿十年閏二月四日、國  
 圖重修の命あり、寺社奉行井上大和守正岑奉り、官庫  
 の舊圖を借受奉て、大名及寺社領を検査し、萬石以下  
 諸士の知行は大目付安藤筑後守信峰、勘定奉行松前伊  
 豆守喜廣或記に松平美濃守久貝因幡守正方等其事に預り  
 十五年十一月功を奏して御庫に收む、是を元祿新圖と  
 す、今此二圖を参考併て一圖とし、總國縮圖を作、  
 武藏國は氏の分野に屬す、江戸の地北極出地三十五度半、  
 或は三十六度水土考國の大抵巽を首とし、乾を尾とす、南  
 北表相摸國志名野坂鎌倉郡より、上野國新町宿鎌野郡界  
 勅使河原美濃郡迄三十二里十九町、東西廣下總國松戸渡界  
 金町村より武州、共に葛飾郡甲斐國鴈坂山梨郡界迄四  
 十一里一町廣表里程正此武甲の界は、山林岑蔚の地にして  
 人跡の及ばざる所凡七八里もあるべしと云、此邊秩父郡  
 は開國最初の地なり、三峰を鎮として連山併峙し、多西  
 ・都筑數郡大小の諸山波濤の如く朝宗す、東の方は利根川  
 及其支流海に疏通し、大城の前後平坦の地廣大なり、是  
 故に魚鹽の利山野の産に富む、【正保改定圖】高九十八  
 萬二千三百二十七石九斗六升五合八勺、此後玉川次左衛  
 門某・野村次郎右衛門某等武藏野開墾の功を起し、寛文















和名字之、【兵部式】に牛牧を載【民部式】牛皮、馬【左馬式】に載す、  
な載、舊本江戸、湯島、箕田等の貢に牛あり、舊本豊島郡江戸、  
湯島、箕田等より貢すと見ゆ【年中行事歌合】に大方武藏國よりは  
秩父の御馬十四、小野の御馬十四、立野の御馬十五、毎年奉  
りけるなりと云、蘇【民部式】にあり、【和名鈔】解と載、陶隱、膠同  
【和名鈔】無萬、舊本草註を引て牛、羊乳所爲也と記す、膠同  
【和名鈔】熊【和名鈔】久萬、秩父郡浦山、大瀧、三、鹿【民部式】に鹿  
爾加波、熊、中津川、高山等村々山中に産す、鹿、鹿皮を載、  
舊本豊島郡湯島及下谷岡鹿を貢す、又多磨郡狸【和名鈔】太奴木、  
鹿草、鹿鹿鹿鹿鹿鹿皮を貢すとあり、和名加、狸、舊本豊島郡下谷  
岡、廣岡等狸を貢し、多、舊本湯島下谷岡、廣岡等の貢物とし、又  
磨郡狸鹿を貢すと記す、多磨郡狐鹿を貢すとあり、【和名鈔】不  
豆、兔【舊本下谷岡兔を貢し、湯島及多磨郡走兔血、(生兔血なるへ  
類諸郡に多し、狼、狼等、等の數種を出せり、武藏と號する所以  
等は秩父邊に産す、等の數種を出せり、武藏と號する所以  
は、舊本既に首卷を供して其説を失ふ、今【元明紀】に諸  
國郡名並用二字著好字と云、【延喜式】にも取佳名など  
見えたるに據て考るに、武藏の字は音を假借せしめてに  
て、字義に取ことあるに非ず、【國造本紀】に无邪志と記  
す、是もと今の足立郡の邊若干の地の名なりしを胸刺、  
知知夫二國併入の後も是を總國の名とせしなり、殘本第  
七十七卷荏原郡の部首牟差國と記し、或は武藏、武刺と  
註せり、【稱徳紀】武藏國獸白雉、奏云、雉者斯良臣忠  
貞之應白色、乃皇朝照臨之符、國號武藏、既呈戰武崇  
文之祥云云按するに是白雉に依て武藏之二字を視、【國名風土

記曰、當國秩父嵩、其勢饒武者怒立體也、日本武尊東  
夷追討時、彼嵩詣、吾因徒從大將軍爲御祈禱、持給免兵  
具彼御嵩納埋置免、彼武具岩藏籠、故號曰武藏、又武具  
指置仰有免、故に云爾云云、按するに、當時併國以前なり  
は、たと武藏嵩と號せずして秩父嵩とは號するや、此説もとより  
當らず、然とも今自餘の國風土記稿獨國名の説存するものを  
見るに、皆結目なき説ともにして、本文語氣却て元明時代の風韻  
に近し、因て思ふに當時風土記稿本存せしとき受る所あるの説  
なるも知へからず、此餘近時種種の説ありて其理あるに似  
たるものあれと、要するに後人の臆説にして、傳來する  
所有にあらず、今悉とらす、

新編武藏風土記稿卷之一 終

新編武藏風土記稿卷之二

建置沿革 國守 鎌倉將軍

舊本沿革を載せずと雖新編これなければ具はらず、故  
に唐土諸省通志の大體に據て義を起す、時世前後の如  
き彼は漢と云唐と云て足る、是王者數々姓を易ればな  
り、我邦は然らず、皇統連綿して盡時無ければ、前後  
の大略を約言すること難し、故に姑時變の著きものを  
摘て六變を得たり、曰國造、曰國守、曰鎌倉將軍、曰  
鎌倉管領、曰戰國、曰當代、夫天七地五は遼として事  
跡の采へきなし、人皇以來年を追て諸國に國造を置、  
神祇を祀人民を撫せしは是を初とす、大寶改革の後  
諸國府廳別に國守を置て國務を沙汰せしめ、國造は舊  
に依て神祇を掌のみ、是に於て神人一致の政分れて二  
となる、是を第二變とす、爾來一旦莊園の弊起、又公  
武族を分つに及て、古道衰廢し遂に天下の權をして鎌  
倉將軍に歸せしむ、是に於て府廳に守護を置て非常を

戒め、國守は舊に依て國務を沙汰すと雖、動すれば守  
護國務を掠て國守尸の如し、賴朝子孫絶て後執權のは  
からひとして、親王を迎て陽には將軍とすと雖も、其  
實は倍臣國命を執、是亦武家の政なり、通して是を第  
三變とす、後南北二王位を争て戰爭止す、天下遂に足  
利氏に歸す、是に於て將軍は在京し、鎌倉には連枝を  
置て關東を管領せしむ、是を第四變とす、足利季世天  
下亂、諸國英雄割據して土崩瓦解す、是を第五變とす、  
天正小田原役後關東當代の有となり、慶長庚子武成を  
告、續て天下當家に歸し、萬世無疆の休をなす、是古  
今時變六等の大略なり、建置沿革を記す、  
上古國造時代には、今の武藏國は知知夫今秩父、无邪志武藏  
胸刺三國の地なり、其開闢の次序は知知夫を初とす、  
本紀】是より先崇神天皇十年九月甲午群卿を選び、四方に  
巡行して朝憲を示さる、北陸に後世北陸道の權輿なり、  
彦命、東海に武渟川別を下さる、十一年四月乙卯四道將  
軍歸て我夷を平ぐるの狀を奏す、按するに此我國、是歲異俗  
多歸て、命に因て上京せしならん、將軍の始なり、國內安寧なりと云、以上  
紀】當時東國の俗權結文身武内宿禰、茹毛飲血崇神紀、并調と云



のみにあらず鳥獸を射獲して測して勇悍を宗とし、固書契  
 とならん、五穀の乏こと知へし、して勇悍を宗とし、固書契  
 なければ事蹟の傳なし、其後知知夫彦命を國造と定らる  
 〔國造本紀〕按するに命の名に由て國名を定し、抑地名に由て  
 命に名づけしが、今皆考へからず、〔國造本紀〕曰、瑞籙朝御世八  
 意思命十世孫、知知夫彦命定、賜國造、拜祠大神、度會延住、四  
 十八年四月、皇子豐城命に東に向て東國を治しめらる、  
 上毛野君下毛野君の祖也と、以上〔國造本紀〕命毛國に御座し  
 國をも管轄せら、後帝王三世歷年百四十五、景行天皇二十五  
 年七月壬午武内宿禰して北陸及東方諸國の地形、且百姓  
 の消息を巡察せしめらる、二十七年二月壬子反命す、因  
 て化に從はざるは追擊せらるへかりしに、偶熊襲の反狀  
 聞るに逢て果されず、四十年六月東夷多叛、詔有て十月  
 癸丑日本武尊東征し給ふ、相武摸より乘船して上總に至  
 按するに當時无邪志、胸刺の地皆未入、陸奥より西南常陸を歷  
 進絶たれば、直に上總に至る便とす、  
 〔國造本紀〕曰、信越二國未化に從はざれば、  
 北に轉て武藏、當時の號に據は知知夫彦命に作へし、武藏に作るは  
 事な載上野國を歷て西方碓日坂に速給、弟橘姫を感愴せ  
 られ嶺上にて吾孀はやと宣ふ、因て山東諸國を吾孀國と  
 號すと云、五十五年二月壬辰豐城命の子彦狹島王、東山

道十五國都督を拜す、按するに〔國造本紀〕に東國北陸に屬し、  
 年代傳を任に赴かんとして途中薨せらる、明年八月王  
 の子御諸別王に詔あり、曰汝父不得向任所而薨、汝專  
 領東國擊蝦夷と、久して蝦夷無事に歸し、王の子孫東  
 國を有つと云、〔景行〕知知夫國造も王に屬せし事知へ  
 し、此後國造聞える事なし、且知知夫の地、國を降して  
 郡とし、武藏に併入せし年代亦傳を失ふ、按するに〔拾芥  
 代の條〕と、皆後代の事の、无邪志國地域今考へからずと  
 みにて秩父の沿革に及ばず、  
 〔國造本紀〕曰、天穗日命出雲臣武藏國造等  
 元壽爾不懷野心、是國郡無君長、縣邑無首領者焉、自今以後國  
 郡立長、縣邑置首、即取當國之幹了者任其國郡之首長、是爲中  
 區之藩屏也、五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置首領  
 賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西  
 爲日畿、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰 又兄多毛比命を國造  
 曰昔而、是以百姓安居、天下無事焉、  
 〔國造本紀〕曰、天穗日命出雲臣武藏國造等  
 名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命定賜國造、度會延  
 住云、二井以下十一字不詳、疑有誤字、出雲國造紀曰高穴穗朝  
 世、天穗日命十一世孫宇迦都久怒伯岐國造、亦同世奉邪志國造、  
 同祖兄多毛比命兄大八木足尼と見ゆ、此等を併考するに、兄多毛  
 比命は成務の御世なること論なし、世系の異同は急とせざる所、  
 故に姑考へず、府中小野宮社傳に、兄武日命は天孫隨駕三十二

神の一、下春天神の後に、安寧天皇御、此後三百餘年の間无  
 邪志國造となりしと云は殊に年代違へり、當時の國府は足立郡に在て、  
 今に大宮宿邊に遺跡存す、又應神天皇の御宇、按するに〔國  
 造本紀〕朝延  
 の號を關、今考定し、胸刺國造を伊狹知直に定らる、胸刺今  
 て姑く此御宇とす、  
 〔國造本紀〕曰、西に知知夫あり、東に无邪志あれば、  
 今之多磨郡の地なるへし、〔國造本紀〕曰、岐閉國造兄多毛比命  
 兒伊狹知直定賜國造、此紀疑へし、兄多毛比无邪志國造にして、  
 遺口岐閉國造は、建許呂命兒宇佐比乃宿禰なり、殊に岐閉に國  
 造を置れしは輕島豐明御世となり、按するに胸刺國造紀兄多毛  
 比は武許呂に作へし、上文を混雜して誤を致せしこと明けし、  
 其年紀想に无邪志國造を置れし後、朝は四世年は百餘を  
 歷しなり、此胸刺も人皇以來國造を置れし國數凡百四十  
 四の内と云、〔國造本紀〕此後四世の帝王を歷て、允恭天皇の御  
 宇諸國境の標を立らる、〔姓氏錄〕曰、坂合部阿部朝臣同祖大彦  
 標、因賜姓、命之後也、允恭天皇御世造立國境之  
 坂合部連、此時は猶三國なりしにや、此後胸刺の國のこ  
 と寥然として聞えず、是より八世の朝を歷て繼體天皇の  
 御時、國造一族互に職を争しことあり、笠原直使主は  
 國造たるべきを、族人小杵か邪曲をもて争論數年に及べ  
 り、小杵援兵を上毛野君小熊子孫なり、に求て使主を殺さ  
 んとす、時に安閑天皇元年使主京師に參て訴ければ、廷  
 議使主を國造に定られ、小杵は誅せられ畢ぬ、〔安閑元年  
 紀〕曰、十

二月武藏國造笠原直使主、與同族小杵相争國造、經年難決也、  
 小杵性阻有逆心高無順、密就求援於上毛野君小熊、而謀殺使主、  
 使主覺之、走出詣京言狀、朝廷臨斷以使主爲國造、而誅小杵、  
 註云、使主小杵皆名也〔姓氏錄〕に笠原直直なし、今埼玉郡に笠原村  
 あり、使主は其土人に使主因て朝恩を感戴して、横滄此地  
 へ、橋花〔和名鈔〕橋樹郡郷名に御、多氷梨木祐之云、多磨と通す  
 波あり、丹婆俗に太婆、倉棟未考へず、或云、四處の屯倉を置  
 と呼ぶ、或は此地歟、倉棟久良岐ならん、  
 〔安閑紀〕曰、使主棟意交懷不能默已、謹爲 事勢を想像  
 するに、當時既に胸刺國を廢して武藏に入しならん、此  
 後天下に畿内七道を置れし時、當國は東山道に隸せしな  
 り、國史に畿内を定められし事は、大化二年正月甲子朔詔、凡  
 り、畿内東自名懸河以來、南自紀伊山以來、西自赤石櫛瀨  
 以來、北自近江狹々波合坂山以來、爲畿内國と見えたと、七  
 道の始を載せず、史には〔文武紀〕大寶元年六月己酉紀に七道と  
 云こと始て見ゆ、〔大日本國正統圖〕用明天皇御宇定五  
 畿七道也、文武天皇御宇六十六國と云何據あるにや、崇峻天  
 皇二年七月近江臣滿、勅を奉て東山道を巡行して蝦夷地  
 の境を観る、〔崇峻紀〕曰七月壬辰朔、遣近江臣滿於東山道、  
 濱海諸國境、遣阿部臣於北、此頃王法漸備ける故にや、新に  
 國司 總稱を命せられ、國造の長官として國務を沙汰せし  
 めらる、推古十二年紀に、上宮太子憲法十七條を載す、其十二  
 曰、國司國造勿斂百姓、國非二君、民無兩主、率土兆



民以王爲主、所任官司皆是 大化元年八月庚子孝德天皇東國  
王臣、何敢與公賦斂百姓、 德積臣、昨所巨勢德稱臣紀麻呂、利者  
の國司八人を命ぜられ、 挾臣、阿曇連、大市連、渡田臣、小綠  
臣、丹波臣等なり、其中に當國に 詔して治國の要を諭し給  
ふ、  
【孝德紀】大化元年八月庚子、拜東國等國司、仍詔國司等  
及校田畝、其箇池水陸之利、與百姓俱、又國司等在國不得判罪、  
不得取他貨賂令致民於貧苦、上京之時不得多從百姓於己、唯得  
使從國造部領、但以公事往來之時、得騎部內之馬、得噴部內之飯、  
介以上奉法、必須褒賞、違法當降爵位、判官以下、取他貨賂二倍徵  
之、遂以輕重科罪、其長官從者九人、次官從者七人、主典從者五  
人、若違限外將者、主與所從之人、並當科罪、若有求名之人、元  
非國造伴造縣置而轉訴言、自我祖時、領此官家、治是郡縣、  
汝等國司不得隨許便牒於朝、審得實狀而後可申、又於閑曠之所起  
造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦夷接境處者、可盡數集其  
兵而猶假本主、其於倭國六縣、被遣使者宜造戶籍并校田畝、汝  
等國司可明聽退、二年正月甲子朔郡國の制度改革あり、詔  
即賜帛布各有差、  
凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、  
其郡司並取國造性識清廉堪時務者、爲大領小領、強幹聰敏工書算  
者爲主政主帳、凡給馬傳馬、依皆給符符冠、戶籍計帳班田收  
授の法凡五十戶爲里、每里置長一人、掌按檢戶口、課殖農桑、禁  
町、段租稻二束二把、行田之調田一町絹一丈、四町爲疋、二  
町租稻二十二束、二町爲疋、布四丈、一町爲端、  
戶別之調丈二尺、中馬・細馬・刀甲・弓矢・幡鼓・仕丁・庸布・  
庸米・采女の役を定らる、三月甲子東國の國守等に詔し

て、各自任國の得失を糾明せらる、 詔曰、前以良家大夫使  
之任、六人奉法、辛巳東國の朝集使等に國司留止中の可否を  
二人違令云云、  
間給ひ 詔曰、去年八月朕親詣日、莫因官勢取公私物、若違所  
倍而徵之、今問朝集使及諸國造等、國司 國守を罰せられ、國  
造亦賄賂を行ふの不可なることを責しめらる 詔曰、凡諸  
輕重考而罰之、又諸國造違詔送財於己、國司違俱求  
利恒懷穢惡、不可不治、自今以後國司郡司勉之、秋八月癸  
酉、國司を發遣せらる、時、班田調役の法を令し、且國  
々の疆域を圖して獻せしめらる、 詔曰、今發遣國司并彼國造  
政者、隨前處分以收數田均給於民、凡調賦者可收身調、凡仕丁者  
每五十戶一人、宜觀國々疆域、或書或圖、持來奉示、國縣之名來時  
將定、國々可築堤地、可穿溝所、可三年春に至て班田し訖る、  
天武天皇白鳳十二年十二月丙寅、諸國境界を正さる、  
【天武紀】十一年冬十月己丑伊勢王等向于東國、因以賜衣袴、十二  
年十二月甲寅朔丙寅、遣諸王五位伊勢王、大錦下羽田公八國、小  
錦下多區品治、小錦下中區連大嶋、并判官錄史工匠者等、巡行天下  
限分諸國之境域、然是年不堪限分、十三年冬十月辛巳遣伊勢王等  
定諸國十三年五月甲子、百濟僧俗男女を移さる、 月辛亥朔  
甲子、化來百濟僧尼及俗人男女 十四年九月壬子、天下諸國人  
并二十三人、皆安置于武藏國、  
夫の兵を改らる、當國には石川蟲名を下さる、 十四年九月  
甲辰朔壬子、

各令校人夫之兵、直廣肆石 十月己丑、伊勢王等東國之役に任  
川朝臣蟲名爲東山使者、  
于東國、因以賜衣袴、持統天皇元年四月、新羅歸化の僧  
俗を遷して田を與らる、  
居于武藏賦田 三年武事を講すべきの詔あり、 三年七月詔、  
受察使安生業、  
所、八月庚申詔諸國司曰、今冬戶籍可造宜限九月 四年二月新  
提淳浪、其兵士者每於一國四分而其一令習武事  
羅人を移さる、 二月壬申以歸化新羅人韓奈末、 五年十月長生  
を養はる、地千歩を置る、 十月庚戌、畿内及諸國 七年陳法  
を習はしむ、 十二月丙子、遣陣法 文武天皇二年三月庚午、  
郡司の法令あり、  
自今以後、五月官使田疇を巡視す、 五月乙亥、遣使于 四年二月  
不違越、  
東山道巡察使を命ぜらる、 二月壬寅、遣巡察使、 三月丙寅牛  
馬を牧せしめらる、 三月丙寅、令諸國 大寶元年六月新令を  
宣布し、新印様を頒たる、 六月己酉、遣使七道宣告依新令爲  
七月戊申明法博士命を受けて新令を講す、 六道講新令、原注  
云除西 二年二月新律を頒たれ又國造を召す、 二月戊戌朔、  
海道、庚戌爲班大幣馳驛 又大租以下の法を定らる、丙辰、諸國、  
追諸國國造等入京、

及養會并兵器數、四月庚戌國造の氏を定めらる、 庚戌詔定諸  
文始送于辨官、  
其名具國 三年正月甲子多治比三宅麻呂政蹟を巡省す、 甲  
山道、錄事一人、巡省政蹟申理宛托、 七月甲午引田祖父武藏守  
となる、當國の守史に見る、ものはを始とす、 五位下引  
田朝臣祖父、慶雲元年五月飢饉に依て賑恤せらる、 五月甲子  
爲武藏守、  
賑恤、六月軍團の勅あり、 六月丁巳、勅諸國兵士團別分爲十番、  
不得難、 三年九月七道田租及役丁を定らる、 九月丙辰遣使七  
十五東及和銅元年正月乙巳秩父郡和銅を獻す、 依て當國  
點役了、  
今年の庸を免せらる、 秩父郡は調をも免され、 二月甲  
戌多治比三宅麻呂して催鑄司たらしめらる、 二年九月己  
卯、藤原房前東山道を巡省す、  
二道、檢察關、 五年四月乙酉、制有て以後年々諸國に巡察使  
を下さる、 乙酉制曰、自今以後毎年遣巡察使、檢校國內豐檢得失、  
功過行能景迹、皆附考狀申送、 六年五月甲子諸國郡郷の名、好  
字を著し、且各國風土記撰進の命あり、 五月甲子畿内七道諸  
郡内所生銀・銅・彩色・草木・禽獸・鳥蟲等物具錄色日及土地、 五月  
沃塔山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事載于史籍言上、



癸酉、絶布並進の命あり 癸酉、相摸、武藏等五國檢調元  
 月乙卯相調を免さる、大風に依てなり、乙卯朝、美濃、武藏等  
 當年租額龜元年九月乙巳賑恤せらる、飢饉に仍てなり、  
 武藏等五國、庚戌當國以下六國の富民を陸奥に移さる、  
 庚戌、上野、常陸、下野、武藏、下二年五月辛卯、高麗郡を置かる、  
 野六國富民千戸配陸奥焉、  
 【元正紀】曰、辛卯以駿河、甲斐、相摸上野、下野、常陸、下野、  
 野七國高麗人千七百九十九人遷于武藏國置高麗郡焉、養老三年  
 七月庚子、始て按察使を置れし時、武藏守多治比縣守、相  
 摸上野下野三國を管す、庚子始て按察使、武藏國守正四位下多  
 其所管國司若有非違及侵淫百姓、則按察使親自巡省、量狀黜陟、其  
 徒罪以下斷決、流罪以上錄狀奏上、若有聲教條條、部内肅清、具  
 記著最、五年正月戊申朔赤烏を獻す、考へからず、天平七年五  
 月乙亥、外散位及勳位の定額を定らる、  
 【聖武紀】曰、乙亥、七  
 始作定額 九年二月遣陸奥持節大使藤原朝臣麻呂等、當國以  
 國別有差 下六國の騎兵を進め、山海兩道を開て多賀柵に通せしむ、  
 夏四月戊午、遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等、言、以去二  
 月十九日到陸奥多賀柵、與鎮守將軍從四位上野野原東人共平  
 章、且進常陸上野下野等六國騎兵總一千人開山海兩  
 道、夷狄等咸懷懼、仍差田野遠田郡領外從七位上遠田君雄人、  
 遣海道、差歸伏秋和我君計安曇、十年五月庚午健兒を停らる  
 唐午停東海、東山、山陰、十三年三月乙巳に諸國佛經屠塔及  
 山陽、西海道等諸國健兒

僧尼寺田の詔あり、詔略曰、前年馳驛贈師天下神宮、去歲普  
 并寫大般若經各一部、今春以來風雨順序五穀豐穰、宜令諸國造七  
 重塔一區、并寫金光明最勝王經妙法蓮華經各十部、朕又別撰寫金  
 光明最勝王經、每塔各合置一部、又每國僧寺施封五十戸水田十町、  
 尼寺水田十町、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之  
 寺、一十尼其寺名爲法華滅罪之寺、十六年九月甲戌、巡察使  
 兩寺相去宜受教戒、國司等宜加檢校、十六年九月甲戌、巡察使  
 下され、檢問ありて田租を免さる、  
 甲戌正五位上平群朝臣  
 一人主典一人、乙酉勅曰、檢問事條國郡官司依實報答者、縱當死罪  
 成原而論、若有經問不臣被使勸權者、事雖細小依法不容、十七年四  
 月甲寅詔、依巡察使、十八年四月丙戌、藤原仲麻呂を東山道  
 上奏原免去年田租、十二月丁巳廢せらる、丁巳停七天平勝寶  
 鎮撫使とせらる、  
 道鎮撫使  
 六年十一月辛酉、石川豐成して巡察せしめらる、  
 【孝謙紀】  
 任巡察使從五位下石川朝臣 天平寶字二年春正月、藤原淨辨し  
 豐成爲東山道使錄事一人、天平寶字二年春正月、藤原淨辨し  
 て民苦を巡問せしめらる、  
 飢寒、正六位下藤原朝臣淨辨爲東  
 海東山道使列官 秋七月淨辨か歸奏する旨を以、老丁耆老の  
 一人錄二人、  
 七月癸酉勅、東海東山道問民苦使正六位上藤原朝  
 臣淨辨等奏稱、兩道百姓盡頭言曰、依去天平勝寶  
 九年四月四日恩詔、中男正丁並加一歲、老丁耆老俱脫恩私、望  
 請一准中男正丁、欲當非常洪澤者、所請當理、仍須調務宜告天  
 下諸國、自今以後以六十爲 八月癸亥始て新羅郡を置かる、  
 老丁、以六十爲者老、  
 廢帝紀曰、癸亥歸化新羅僧廿二人尼二人男十九、三年九月出羽國  
 人女二十一人移武藏國閑地於是始置新羅郡焉、三年九月出羽國  
 雄勝・陸奥國桃生の二城を造る、時國中の浪客を遷され、

器仗をも割留せらる 九月庚寅、遷坂東八國并越能等四國浮浪  
 藏等七國處送郡士器仗、十一月辛未急速援軍の勅あり、  
 以貯雄勝桃生二城、  
 東八國陸奥國、若有急速索援軍者、國別差遣二千已下兵、撰  
 國司精幹者一人、押解連相教授、頒下國分二等圖於天下諸國、十  
 二月丙申隱没田を勘檢せしめらる、  
 丙申武藏國隱没田九百  
 檢、四年正月癸未、石川朝臣公成して巡察せしめらる、  
 仁部少輔從五位下石川朝臣公成爲東山、四月戊午、歸化新羅人  
 道使、錄事一人、觀察民俗便即校田、  
 を置く、  
 戊午置歸化新羅一百、五年正月乙未國中の少年に新  
 羅語を學はしめらる、  
 正月乙未令美濃、武藏二國少年每  
 月辛酉命して牛角を賣せしめらる、  
 唐帝の覺に依てなり  
 辛酉仰東海東山等諸國、賣牛角七千八百俵、初高元度自唐歸日  
 唐帝語之曰、屬祿山亂離、兵器多失、欲作り交要牛角、聞道本  
 國多有牛角、卿歸國爲求使次相贈、十一月丁酉節度使を惠美  
 故有此儲焉、按に唐帝は肅宗なり、  
 朝狩に命せられ、  
 丁酉以從四位下藤原惠美朝、船軍水手の役  
 を課せらる、  
 節度使所管遠江、武藏等十二國、檢定船一百五十  
 七千五百二十人、數内二千四、  
 二隻、兵士一萬五千七百人、子弟七十八人、水手  
 百人肥前國二百人到馬嶋、  
 天平神護元年、當國飢て賑給せ  
 らる、  
 神護慶雲元年十二月、足立郡人大部直不破麻  
 呂等に改て武藏宿禰の姓を賜ひ、又不破麻呂を國造とせ  
 らる、  
 壬午武藏國足立郡人外從五位下大部直不破麻呂等六人賜  
 姓武藏宿禰、甲申外從五位下武藏宿禰不破麻呂爲武藏國

司造、按するに司は行字か或一二年三月本道寺神封戸の百姓、  
 は國の訛なるへし今改正す、  
 巡察使紀廣名等か奏請に  
 由て也、  
 三月乙巳朔、先是東海道巡察使式部太輔從五位下紀朝  
 臣廣名等言、得本道寺神封戸百姓數目、公戸百姓時有密  
 恩、寺神之封未嘗被免、變土黎庶苦樂不同、望請一准公  
 民俱沐皇澤、使等商量所申道理、至是官議奏聞奉司、又奏に  
 由て乘瀨・豐島二驛、中路に准して馬十匹を置く、  
 武藏國  
 豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞准中路置馬十匹、  
 西、奉勅依奏、今按に乘瀨の地今在所を知らず、  
 橋樹郡人白雉を久良郡に獲て獻す、其祥瑞なるを以て  
 國司郡司並に雉を獲者に物を賜ひ位を進められ、且未納  
 の税及郡の田租三分の一を免さる、  
 勅詔の文ありて本末を  
 見る、  
 七月入間郡人物部廣成等に改て入間宿禰の姓を賜  
 ふ、  
 壬午武藏國入間郡人正六位上勳五等  
 物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰、  
 寶龜二年十月東山道  
 を改て東海道に屬せらる、  
 【光仁紀】曰、卯太政官奏、武藏國雖  
 供難、堪其東山驛路、從上野國新田驛達下野國足利驛、此使道也、  
 而往從上野國邑樂郡、經五箇驛到武藏國、事畢去日又取同道向  
 下野國、今東海道者、從相摸國夷參驛達下總國、其間四驛、往  
 還便近、而去此就彼損害極多、臣等商量、改東山道屬東海道公  
 私得所人馬、三年十二月入間郡人矢田部黑麻呂か至孝を賞  
 有息奏可、  
 十二月壬子武藏國入間郡人矢田部黑  
 して戸債を免せらる、  
 呂、事父母至孝、生盡色養死極哀毀、  
 齊食十六年、終始不闕、  
 五年八月急速援軍の勅あり、八月己  
 免其戶債、以旌孝行、  
 坂東八國曰、陸奥國如有告急、隨國大小差發、六年十月兵士を  
 援兵二千已下五百已上、且行且奏務赴機要、



出羽國に發遣せらる。癸酉出羽國言、蝦夷餘燼猶未平殄、三年之間請鎮兵九百九十六人、且鎮要害且國府、勅差相摸武藏、八年五月乙亥當國以下の五國に仰て、甲二百領を出羽國の鎮成に送らしめらる、六月乙酉、武郡人大伴部直赤男に外從五位下追贈せらる、六月乙酉、武郡人大伴部直赤男、以神護景雲三年獻西大寺商布一千五百段、稻七萬四千束、田四十町六十町、至是其身已亡、追贈外從五位下、十一年五月甲戌、新羅郡人沙良眞熊等二人に姓を廣岡造と賜ふ、八月勅して年料の甲冑皆革を用、前造の鐵甲をも廢せしめられず、庚戌勅、今開諸國甲、稍經年序悉皆多不費功役、今革之爲甲、半國經久裏射、輕便中簡廉實、計其功程殊亦易成、自今以後諸國所造年料甲冑、皆宜用革、即依前例每年進、但前造鐵甲不可徒、延曆元年三月、賑恤せらる、飢饉に由てなり、〔恒武紀〕曰乙未、武藏歲、二年十月國師の員を定路土佐等國飢並賑給之、十月庚戌、治部省言、去寶龜元年以降增加國師員、或承前例、大上國各任大國師一人少國三年十一月、諸國司等公師一人、中下國各任國師一人許之、三年十一月、諸國司等公麻田の外更に水田を營み、及私に墾闢することを禁せらる、庚子詔曰、比者諸國司等賑政多僻、不恤撫道之乖方、唯恐侯漁之末巧、或廣占林野奪若生之便、或多營田園妨野黎之產業、百姓彫弊、職此之由宜加禁制、懲革貪食、自今以後國司等不得公麻田外更營水田、又不得私食樂園侵百姓農桑地、如有違犯者、收獲之資樂園之田並皆沒官、即解任、科違勅之罪、夫同僚并郡等相知容隱亦與同罪、若有人報告者以其苗子與亂告人、

九年閏三月勅して革甲を造り、又軍糧を乾備せしめらる是蝦夷を征せんか爲なり、庚午勅爲征蝦夷仰諸國令造革甲二以東國別有數限三箇年、並令造乾、乙未勅東海相摸以東東山上野蝦夷を征して功ある者四千八百四十餘人、勞の輕重に隨て階を進めたまふこと天應元年の例に依て行はると云、當國の人も此賞に與かりし者あるへし、十一月己丑、坂東諸國今年の田租を免さる、是頗に軍役に屬して疾旱に困するに由てなり、十年十月征箭を作らしめらる、十月壬子、仰東海東山二道諸國十一月再び軍糧を備へしめらる、十一月己未、仰坂東諸國、十六年五月辛丑、武藏下總二國の稻を以て糶を貧民に與へらる、十七年六月歸降の夷俘に撫恤を加ふべきの令あり、〔類聚國史〕曰、六月己亥、勅相摸武藏、常陸、上野、下野、出羽等國、歸降夷俘德澤是慈、宜每加撫恤、令無歸衆、時服祿物每年給之、其資糶器絕事須優恤、及時節饗賜等、二十一年正月、管内類宜命國司且行、且申自餘所須先申後行、〔恒武紀〕曰、正月丙寅、遣從三位坂上大宿禰田村麻呂、造陸奥國澤城、戊辰勅官軍薄伐關地贈遠、宜於駿河、甲斐、相摸、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野等國浪人四千人九月損田の租税を免さる、〔類聚國史〕曰九月陸奥國津城、陸奥、伊豆、甲斐、武、二十三年正月丁丑朔、武藏等三十一國損田百姓免租稅徵調、月下己卯、伊勢藏國木連理なる者ありと奏す、大同元年八月己卯、武藏國白鳥を獻せしかば、獲者伊福部淨末に稻五百束を賜は

る、弘仁九年七月地震歴死多し、七月相摸武藏、下總、常陸、埋數里、歴死百八月官使地震を巡省して、賑恤を加ふ、八月庚午、詔曰、如開上野國等地震爲災、水潦相仍人物凋損、雖云天道高遠不可得言、固應政術有虧致茲靈譴、自貽民瘼、所以殊降使者就加存慰、其有因震潦居業蕩然者、使等與所在官司同勘量免今年租調、并不論民夷、以正稅賑恤助修屋宇、使免飢露歷沒之徒速爲斂葬、務盡寬惠之、天長四年五月庚午當國より白雉を獻旨副朕廼慶之心、六年十二月癸酉、當國空地二百九十町をもつて西院の勅旨田とせらる、七年二月丙辰、二百二十町を勅旨田に開發せしめ、正稅一萬束を費用に充らる、十年五月、多磨入間兩郡の界に悲田所を置くことを免され、介當宗宿禰家主以下少目大丘秋主已上六名の請に由て各自の公隙を割て其料に充つ、〔淳和紀〕曰五月丁酉、武藏國言、管内於多麻入間兩郡界置悲田處、建屋五宇、介從五位上當宗宿禰家主以下少目從七位上大丘秋主以上六箇人、各割公隙以備餽口之資、須附帳出舉以其息利充用、又膏力の人を貢せしめらる、勅相節、非當遊、簡陳武力最在此中、宜令越前、加賀、能登、佐渡、上野、下野、甲斐、相摸、武藏、上總、下總、安房等國、搜求膏力人貢進、承和元年二月戊戌、幡羅郡荒廢の田百二十三町を冷然院に充奉らる、〔仁明五年二月庚戌、都筑郡粉山神社に官幣を奉らる、靈驗あるに由てなり、按するに、粉山神社は式外なり、或は杉山の誤か、八月、諸家占る所の墾田地の未だ開けざる間は、公私と

もに利すへきの勅あり、壬辰勅、五畿内七道諸國勅旨并親王司解却見任、專當庄長科違勅罪、六年三月辛丑國宰をして幣を名神に奠して零祭せしめらる、春以來雨降さるに由てなり、七年十二月、加美郡人檢前舍人直由加磨學家左京六條に移さる、己巳、武藏國加美郡人散位正七位上大勳七等檢前舍人直由加磨男女十人、貫附左京六條、與土師氏、八年二月己酉當國の田五百七町を嵯峨院に宛奉らる、九年九月勅して三史を寫進めらる、丙申勅令相摸、野下野、陸奥等、十年五月那珂郡戸口増益せるを以、郷を増し小を改めて下となし官員を加ふ、丙申、武藏國那珂郡元來小益、結定四郷收多職少、不堪頒行、據、郡官員約小、而今戸口増准令條減裕下郡改小爲下、更增一員、六月賑恤を加へらる、飢饉に依てなり、壬午伊賀、尾張、參河、武藏、十一年五月、多磨郡人刑部眞刀自咩妻の操節を賞せられ、位二階を授て終身與かることなからしむ、壬寅武藏國言、多磨郡猪江郷戸自咩居喪有禮事死如生、墳側結廬晨昏悲泣、推移歲月終始不渝、見其操行可謂節婦者、勅宣特授、十二年三月國分寺七層塔一基再建の事、壬生吉志福正か請を許さる、己巳、武藏國言、以去承和二年爲神火所燒、于今未排立也、前男舍都大領外從八位上壬生吉志福生申云、奉爲聖朝欲造彼塔、望請言上殊家處分者、依請許、齊衡元年十二月辛巳、武藏國長人一枚を貢す、以て







者、東海道駿河牧馬入京秣、武藏國牧馬、入京路次飼秣者甲斐以東給運賃、武藏國定別日四把、日行一驛造...

(牧と驛)

御牧、【左右馬寮式】曰、武藏國石川牧、由比牧、小川牧、立野牧、右諸牧駒者、毎年九月十日國司與牧監若別當人等...

内諸牧三十四、繫飼馬牛、凡諸國所貢繫飼馬牛者、二寮均分檢立野牧二十疋、繫飼馬牛、領訖移兵部省、其數武藏國馬十疋...

凡諸國所徵修理國分二寺料、稻率分之數、移送主稅寮、凡諸寺燈油者、大寺用當寺物、但東西寺用官家功德分封物、其諸國國分...

往々刺史更無逾期之譴責、而件權守正任未到之間、推擬入部者、武芝檢案内此國爲承前之例正任以前轉不入部之員者、國司備稱郡...



守に任すること尤規模とすればなるべし、されば治績も  
 愈新に、國務も遠期の失なかりしならん、然に大寶以來  
 年所を経て、功田不輸の地域世々に多く、公武買得の庄  
 園年々に加はる、遂に班田公平の法を廢墜せしむるに至  
 り、各門戸を立、各莊園を有す、其尤著名なるは、武藏  
 七黨と號す、曰横山、小野氏、武藏守孝泰が子横山大義孝が  
 老名、藍原平子、野部山崎、鳴瀬、古郡、小倉、葛生、糟屋、由木、室  
 伏、大串、千與、宇、伊平、櫻生、古市、田屋、八國府、山口、愛甲、小、子、  
 平山、石川、古澤、小野、古庄、曰猪俣、孝泰が二男、三郎時、養が子  
 中村、大貫、田名、小澤、小侯、曰猪俣、孫、猪俣、荏原、河、田、太田  
 人見、甘糟、藤田、山崎、岡部、内嶋、蓮沼、勇、曰野與、平氏、陸  
 横瀬、野部、木里、瓦岡、无動寺、友庄、木部、曰野與、奥守忠頼  
 曾孫六郎基より出、其子孫野與、多名鬼窪、(北南)白岡、澁江、  
 萱間、道智、多賀谷、大藏、箕、大相摸、利生、稻崎、須久毛、八條、  
 金重、野嶋、曰村山、基、永弟村山貫主頼任より出、其子孫村山、大  
 高柳、西脇、曰村山、井、宮寺、金子、山口、須黒、横山、久米、仙波、  
 廣屋、荒波、曰西、日、奉氏、西大夫宗忠より出、其子孫西長澤、上  
 多、難波田、曰西、田、小川、稻毛、平山、川、川、由木、西宮、由井、中  
 橋、清恒、平日、田、口、二宮、曰兒玉、有、道氏元は藤原なり、儀同  
 橋より出、遠峯は延久元年八月八日卒、其子孫庄、木庄、具下塚、若  
 水、四方田、宮田、蛭河、今居、阿佐美、小中山、鹽谷、兒玉、富田、藤  
 田、長嶋、新生、中條、新星、鳴瀬、黒岩、岡崎、入西、淺羽、堀籠、長  
 岡、大河原、小見野、生田、小代、越生、高坂、平兒玉、秩父、與嶋、吉  
 方、眞下、御名、大濱、奥平、白倉、吉嶋、山名、鳥島、片山、新原、大西、島  
 曰丹治、多治比、或丹埜に作、多治比縣守及其弟廣成任國後、  
 子孫土着するにや、其子孫桑名、中村、(上下)古郡、大

(篇七區武)

河原、鹽屋、長田、岡田、坂田、大濱、栗毛、薄、横原、彌那、綾原、横  
 瀬、秩父、勅使河原、新里、安保、瀧瀬、(長瀨)、青木、榛澤、小島、志  
 水、柏原、高麗、加治、相原、肥塚、列乃、白鳥、岩田、山田、山田、竹  
 内、小鹿野、黒谷、堀田、南荒居、由良、藤矢、野上、井戸、葉栗、  
 是皆古の良民にして、後世の郷士なり、當時京師の大番  
 を勤め、或は武者所瀧口となり、或は牧監別當となり、  
 歸て各家門の面目とす、是より先、永承中に奥州安倍頼  
 時及男貞任謀反せし時、源頼義朝臣鎮守府將軍として征  
 伐す、尋て其嫡男義家朝臣鎮守府將軍たりし時、又武衛  
 家衡亂をなす、當時當國の諸士皆將軍父子に從て多く武  
 名を著す、按するに、横山經兼等の輩是也、(東鑑)文治五年の  
 時、爲横山野大夫經兼之奉、以門客貞兼請取件、故を以義家將軍  
 首、令郎從惟仲懸之、此餘當國の士軍功多し、故を以義家將軍  
 の嫡孫左馬頭義朝朝臣、鎌倉龜谷、龜谷典麿舊蹟の事、(東鑑)治  
 承四年十月七日條所見有、  
 在て源家の棟梁たりし時、當國の諸士皆心を寄す、義  
 朝死して後三男頼朝卿配諱して伊豆國にあり、永曆より  
 治承に至まで二十年に及ぶ、斯て最勝王の令旨を受けて平  
 家追討の企あるに及で、國早く其下風に歸す、當時江  
 戸太郎重長は江戸にあり、(東鑑)曰、治承四年九月廿八日丁  
 景親之催、遂石橋合戦雖有其謂、守令旨可奉相從、重能有重折節  
 在京、於武藏國當時汝已爲棟梁、專被特恩食之上者、備具便宜勇  
 士等可豫參之由、云云、今按するに府内重長が館蹟と覺しき、時  
 所を知らず、想ふに大城の在所これ其舊蹟なること疑なし、時

(軍將倉譜)

に治承四年十月四日、河越太郎重頼島山次郎重忠等と同  
 く、武衛將軍の長井の陣に參會す、四日、癸未、島山次郎  
 太郎重頼、江戶太郎重長又參上、此輩討三浦介義明者、重長等者  
 雖奉射源家、不被抽賞有勢之輩者、詳難成歟、更不可貽憤之旨、兼  
 以被仰合子三浦一黨云云、是より先八月二十六日午の條云、武  
 藏國島山次郎重忠、爲報平家重忠且爲雪、由井浦會稽欲襲三浦之  
 輩、仍相具當國黨可來會由關遣河越太郎重頼於秩父、雖爲次  
 男流相繼家督、依從被黨等及此儀云云、江戶太郎重長與之、二十  
 七日丁未辰刻、三浦介義明爲河越太郎重頼、江戶太郎重長等、同  
 被討取、按するに河越は今入間郡、島山村は男衾郡に屬す、同  
 五日將軍特に命じて、當國在應以下の事を江戶太郎重長  
 に沙汰せしめらる、五日甲申、武藏國諸雜事等仰在職官人并  
 郎重長、又豐島權守清光、葛西三郎清重、足立右馬允遠元等  
 も參向す、九月三日壬子、被遣御書於下河邊庄司行平、豐嶋權守  
 也、就中清重於源家抽賞節者也、而其居所在江戸河越等中間、進  
 退難治定歟、早瀬海路可參會之旨有懸懸之仰云云、又可調進綿衣  
 之由被仰豐嶋右馬允朝經之妻女云云、朝經在京留守之間也、十月  
 二日辛巳、武衛濟州河、精兵三萬餘騎赴武藏國、豐島權守清光  
 葛西三郎清重等最前參上、又足立右馬允遠元、兼日依受命爲御迎  
 參向、今日武衛之御乳女、故八田武者宗綱息女、小山下野大掾政  
 光妻號寒河尼、相具鍾愛末子參向隅田宿、則召御前令談往事給、  
 彼子息後號小山七郎朝光、八日丁亥、遠元日者有勞之上、應最前召  
 參上之間、領掌郡事不可有遺失之旨被仰云云、按するに清光が  
 館は豐嶋郡豐嶋村、遠元は足立郡桶川宿、清重は當時下總國葛西  
 郡澁谷村に在、葛西、其餘熊谷次郎直實、治承四年追討佐竹冠  
 今は當國に屬す、者之時、直實殊施勳

功令感其武勇給、武藏國舊領等停止直光之押領可領掌由被仰下、  
 壽永元年六月五日甲辰、賜件御下文曰、下武藏國大里郡熊谷次郎  
 平直實、所定補所領事、右件所且先祖相傳也、而久下權守直光押  
 領事停止、以直實爲地頭之職成畢、其故何者佐法毛四郎常陸奧郡  
 花園山橋籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰直實勝萬人前懸一陣懸  
 壞、一人當千、顯高名、其勳賞、件熊谷郷之地頭職成畢、子々孫  
 々永代不可有他妨、故下、百姓等宜承知、敢不可違失、治承六年  
 五月三十日、又建久三年十一月二十五日甲午、熊谷次郎直實、與  
 久下權守直光於御前遂一決、是武藏國熊谷久下地頭論事也、直實  
 於武勇者雖一人當千之名、至對決者不足再往知十之才、頗依貽  
 景時引被直光之間、兼日申入道理之由歟、仍今直實頻預下問者也  
 御不審、將軍家度々有令尋問給事、于時直實申云、此事梶原平三  
 御成敗之處直光定可開眉、其上者理還文書無要、稱不能左右、終  
 未終、卷調度文書等投入御壺中、起座猶不堪忿怒、於西侍取刀除  
 髮、吐詞云、殿乃御侍倍登利波天云云、則走出南門、不及歸宅、則  
 馳遣雜色等於相摸伊豆所々并宮根走湯山等、遮直實前途可止遁  
 世之儀之由被仰遣于御家人及衆徒等之中云云、直光者、直實姨  
 母夫也、就其好直實先年爲直光代官、令勤仕京都大番之時、武藏  
 國傍輩等勤同役在洛、此間各以人々代官對直實現無禮、直實爲散  
 其鬱憤屬于新中納言知盛卿、送多年畢、白地下向關東之折節、有  
 石橋合戰、爲平家方人雖射源家、其後又仕于源家於度々戰場抽勳  
 功云云、而棄直光列黃門家人之條、爲宿意之基、日來及境邊亂云  
 云、元久二年八月十七日辛未、蓮生法師立宇都宮進發鎌倉、雖參  
 相州御亭不對面給、付結城七郎朝光獻書、是陳謝之餘也、朝光慰  
 執中、於醫者歷御覽之後所被預朝光云云、承元二年九月三日庚  
 子、熊谷小次郎直實上洛、是父入道來十四日於東山麓可執終之由  
 示下之間、爲見訪之云云、廣元朝臣云、兼知死期非權化者似有疑、  
 入道所願堅固仰而可信歟、九月十四日未刻、爲終焉之期、道俗圍  
 繞東山草薙、時刻著衣袈裟昇壇盤坐合掌唱高聲念佛執終、兼聊  
 無病氣、熊谷小次郎直實、文治五年七月二十五日癸未、二品貞  
 州發向、先御奉幣宇都宮入御古多橋



御宿、小山下野大承政元入道獻狀、著直垂上下者候御前、政  
光尋申之、仰曰、彼者本朝無雙勇士、熊谷小次郎直家也、政光申云  
何事無雙號候哉云云、仰云、平氏追討之間、一谷已下戰場、父、平  
子相並欲棄命及度々之故也、按するに、今大里郡熊谷町あり、平  
山武者所季重、十一月四日壬子、爲攻撃佐竹冠者秀義被遣軍兵、  
日乙卯申合戰次第及秀義逐電事、軍兵之中直實季重殊有勳功、於  
所々進先登、更不顧身命、多獲囚徒首、仍其賞可抽傍輩之旨直被  
仰下、元暦元年二月七日丙寅、源九郎先引分隊勇士七十餘騎、著于  
一谷後山號鶴越、愛武藏國住人熊谷次郎直實、平山武者所季重等  
卯刻偷過一谷前路、自海道渡關于熊谷爲源氏先陣之由、等參向し  
高聲名揚云云、按するに、熊谷今多磨郡平山村にあり、  
て麾下に屬す、將軍丸子庄を清重に賜ひ、荻野五郎俊重  
を斬罪し、十日戊午以武藏國丸子庄賜葛西三郎清重、今夜御止  
宿被定、十二日庚申到武藏國、荻野五郎俊重被斬罪  
日者候御共雖似有其功、石橋合戰同意景親之、土肥次郎實平を  
間如此云云、按するに、丸子は橋掛郡に屬せり、  
して、國中に社境内狼藉を停止せしめらる、十四日壬  
次郎實平向武藏國內寺社、是諸人亂入清淨地致、威光寺領を安堵  
狼籍之由依有訴、可令停止之旨下知之故也、  
せしめ、十五日癸亥、武藏國威光寺者、依爲源家數代御祈禱所  
院主僧僧間相承之、僧坊寺領如元被奉免之云云、又文  
治元年四月十三日丙寅、武藏國威光寺山主長榮、懇祈日夜不怠、  
然平家滅亡畢、有御感沙汰之處、爲小山太郎有被押領寺領之由  
捧去年九月所給御下文所訴申也、仍今日被經沙汰、帶御下文之  
上、失其功、成濫妨非能治之計如元可返付之由、因轉守廣元依加  
下知、主計允行政、右馬允遠元、甲斐小四郎秋家、判官代邦通、  
筑前三郎孝尚等連署云云、九月五日乙酉、小山太郎有被押領威光  
寺領之由寺僧捧解狀、仍令停止其妨、任何可經寺用、若有由籍者  
令參上政所、可言上子細之旨被仰下、按するに、威光寺は今の豊嶋

郡難司谷威光山 長尾寺弘明寺を祈禱所と定めらる、十九日  
法名寺なり、  
武藏國長尾寺者武備被奉避舍弟禪師全成、仍今日令安堵本坊、任  
例可抽祈禱忠之由、爲被仰付、召出住侶等所謂慈教坊僧回慈音坊  
親海法乘坊辨朗等也、又明年正月廿三日庚午、於武藏國長尾寺并  
求明寺等者、以僧長榮可致沙汰之旨、被定下、是源家累代祈願所  
也、按するに、長尾寺は今橋掛郡長尾山妙樂寺是なるへし、求  
明寺は今久良岐郡弘明寺村にあり、弘求通用して記せしなり、又  
國人等本知行地主職安堵の事、北條四郎時政、土肥次郎實  
平奉て下文を與ふ、十二月十四日壬辰武藏國住人、多以本知  
條殿并土肥次郎實平爲奉行、此頃當國の勇士等皆鎌倉殿に歸  
大和列官代邦通書下之云云、  
伏すと雖、惟齋藤別當實盛、瀬下四郎廣親のみ平家の舊好  
を忘すして上洛せり、  
於駿河國千本松原長井齋藤別當實盛、  
瀬下四郎廣親等相逢之、東國勇士者皆奉從武備舉、而吾等二人者  
依蒙平家約上洛之由申之云云、按するに、當時地下人悉歸向せし  
事勢見る、鎌倉に屬從の輩には毛呂冠者季光、十二月十二日  
文治二年二月二日庚戌、就諸國幸史事條々有令申京都給事、毛呂  
太郎藤原季光國司事、是太宰權帥季仲孫也、心操尤穩便、相叶  
賢慮歎、旁理運之間、就爲御分國令舉申豐後國給、六月一日丁未  
豐後守季光獻盃酒、昨日自武藏國參上、按するに、入間郡毛呂本郷  
に季光の子孫土佐守 大河戸太郎廣行同次郎秀行、自註云、同  
顯季の居蹟あり、  
三郎行元、自註云、同四郎行平、月十八日乙未條云、右四人其  
面備勇士之相之間、及御感、彼等父下總權守重行者、依屬平家之  
符去年配流伊豆國蛸嶋、適有厚免被召還之處、於路次病發動遂  
亡卒、按するに、葛飾郡今大川戸村及高柳村あり、埼玉郡上清岡  
久村に秀行の館蹟あり、又郡内泉濱郷を唱ふるもの三十一村、岡

部次郎忠綱、養和元年二月二十、岡部小次郎文治元年十月二十  
岡部六彌太忠澄、文治五年七月十七日所見あり、榛澤郡岡部村  
比企掃部允、治承四年八月九、比企藤四郎能員、養和元年閏二月  
見あり、又壽永元年十月十七日甲寅、若君自御産所入御營中、比  
企藤四郎能員爲御乳母夫奉御贖物、此事雖有若干御家人、義員、  
母比企尼當初爲武備乳母、而永曆元年御遠行于豆州之時、存忠節  
餘、以武藏國比企郡爲請所、相具夫掃部允下向、至治承四年秋廿  
年之間、奉訪御世途、今當于御繁榮之期、於事就被酬彼奉公、件尼  
以明義員爲猶子、依舉申如此云云、按するに、子孫今郡内中山村に  
住、比企藤内朝宗、豐後渡海交名に所見あり、藤田三郎行康、元  
元三年三月五日甲午、去月於攝津國一谷被征伐平家之日、武藏國住  
人藤田三郎行康先登合討死訖、仍募其勳功賞於彼遺蹟子、息能國  
可傳領之旨今日被仰下、仰下文云、件行康平家合戰時、最前進出  
被討取其身訖、仍彼蹟所知所領等無相違男小三郎能國可令相傳  
知行之由云云、按するに、藤田氏の 秩父武者四郎行綱、二月五日  
居蹟は、榛澤郡未野村にあり、  
者相秩父三郎重清、文治四年三月十五、河原太郎高直同次郎忠  
從列、  
家一谷蒲冠者相從、按するに、埼玉郡南河原、河原三郎、文治元年十  
村、  
所見、久下次郎重光一谷蒲冠、久下權守直光、事蹟熊谷直實の條  
あり、  
大里郡久下、庄太郎家長、蒲冠者相從列、按するに、見玉、安保次郎  
村にあり、  
實光、同阿保五郎、文治元年十月二十四日所見、小代八郎行平、蒲  
冠、  
者相從列小代、猪俣平六、則綱、同上、猪俣那賀郡、小山田別當有重  
は比企郡の屬、猪俣村にあり、

元暦元年六月十六、稻毛三郎重成、有重子或は小山田とも記す、榛  
谷四郎重朝、重成弟或は稻毛或は小山田とも記す、稻毛五郎行重、  
者相從列、小山田は多磨郡、横山小權守時廣、横山野大夫經兼曾  
榛谷及稻毛は橋掛郡の屬、横山小權守時廣、文治五年九月  
六日所、同太郎時兼、時廣子、壽永元年七月、横山野三、文治元年  
見あり、同太郎時兼、十三日始て所見あり、  
日始て所見あり、横品川三郎二月一日參州渡豐後、金子十郎  
山は多磨郡の屬、  
家忠同與一近則、十九日延福相具田代冠者信綱金子十郎家忠同  
子は入間、南鬼窪小四郎行親、三月十四日南鬼窪小四郎行親爲使  
郡の屬、  
勅使河原後三郎有直、八月廿八日、勅使河原後三郎爲使節上洛、  
有直、勅使河原、水尾谷十郎、十月十七日土佐房昌俊相具水尾谷  
村は賀美郡に有、水尾谷十郎、十月十七日土佐房昌俊相具水尾谷  
夫判官義經、水尾谷藤七、文治二年六月十八日所見あり、都筑平  
六條室町亭、  
太文治元年十月廿四、四方田三郎、同上見玉、四、仙波二郎、同上仙  
間郡、吉見次郎頼綱、文治三年十月、成田七郎助綱、五年七月十  
り、忍三郎、建久元年十一月七日所見あり、別府太郎同奈良五郎、同  
玉井太郎、同上別府已下并幡羅郡、等なり、此餘當國の諸士數輩  
養和元年四月小山田三郎重成の所領、吉富一宮蓮光寺相  
違の事に坐して籠居、廿日乙丑、小山田三郎重成卿背御意之



古宮并一宮蓮光寺等注加所領之内、去年當國御家人安堵本領之時、同賜下文訖、而爲平太弘貞領所之旨、捺申狀之間、糾明之處無相違、仍所七月鶴岡若宮營作事、淺草大工に命ぜらる、被付弘貞也、  
 三日丁丑、若宮營作事有其沙汰、而於鎌倉中無可然之工匠、仍召進武藏國淺草大工字郷司之旨被下御書於彼所沙汰人等中、昌寬奉行之、八日壬午淺草大工參上之間、被始若宮營作、壽永元年來月十五日可有正遷宮、其以前可造畢之由云云、  
 御寮所著帯に因て、蓮生寺に田五町、桑田五町を寄附せらる、三月九日己卯、御寮所御着帯也、四月二十日庚申御寮所依召自武藏國參上、爲抽御祈丹此間候營中、是左典廩護持僧武藏國内之昔加持御着帯也、而平治亂以後出洛陽來武藏國草一寺、號蓮生寺爲住所云云、仍且感往年之功且被優當時懇祈以田五町桑田五町限來際寄附彼寺給、出産の期に及で、  
 葛西三郎清重をして六所宮に奉幣せしめらる、八月十一日所有御産氣被立奉幣使於近國宮社、按するに此時伊豆山を始として都て十社に及ぶ、十二日庚戌下云、男子御平産河越太郎重頼妻比企尼女依召參、御寮所宮營中に移らる、時、比企四郎能員贖物役たり、養父掃部允豆州配誦の日、比企郡を請所として世途を訪申せしに依て、殊に面目の役に着ると云へり、十月十七日甲寅御寮所并若公自御産、元暦元年正月、  
 所入御營中○能員が事考證前條に出、  
 崎西・足立兩郡の内大河土御厨を豐受大神宮に寄附せらる、三日癸巳、武藏國御祈禱所、奉寄領所於豐受大神宮給、依爲年來御祈禱所權禰宜光親神主云云、狀云、奉寄御厨家合一處、在武藏國崎西・足立兩郡内大河土御厨者、右件地、元相傳家領也、而平家唐領天下之比所押領也、而今新爲公私御祈禱奉寄

子豐受大神宮御領、所令勤仕長日御幣、毎年臨時祭等也、抑令權神主光親祈請天下奉平之處、依有感應、爲殊祈禱所可令知行也、但於地頭等者、不可有相違、仍爲後代寄文如件、以解、壽永三年正月日、前右兵衛佐源朝臣、今按するに大川戸村の事、巳に前に見え、八月廿精野次廣忠が知行所の難事を免さる、十八日甲國住人廿精野次廣忠、雖非有勢者、赴西海可追討平家之由進而申請之、御感之餘於彼知行分者免許萬難事之旨被仰下云云、按するに今那賀郡に、文治元年十一月河越太郎重頼が所領を沒收せらる、伊勢國香取五箇郷外所者重頼老母預之、先是去年九月十四日庚子、重頼息女上洛、爲相嫁、二年二月、眞慈悲寺有尋源廷尉依武藏國、兼日令約諸云云、  
 國眞慈悲寺者、御祈禱靈場也、而未依無寄附庄園、佛無供具之備僧失衣鉢之時、爰僧有尋參上、安置一切經可修理破壞之由申請之間、則所被補院主職也、按するに眞慈悲寺今廢絶す、是より先、當國の政、事は多磨郡百草村松蓮寺に詳なり、  
 國守廳府に在て沙汰すと雖、庄公難疑せし故にや、秩父權守重綱檢校職として國務に與り、其孫昌山庄司二郎重忠に至るまで蔭襲す、見あり下に出す、治承四年鎌倉殿早く全國を賜はり給ひて後、重忠因循して職にありしならん、今年三月十六箇國の總追捕使並に地頭に補せられ給に及で、諸國に守護を置、庄園郷保に地頭を置れしかと、當國は鎌倉の領國たりし故、譜代衆國守に任して、別に守護を置れざりしなり、  
 關東將軍家譜曰、文治二年三月朔朝六十六箇國被補總追捕

井地頭、由是諸國置守護押國司之威僅存吏務之名、所有庄園郷保補地頭本所無云云、按するに〔東鑑〕文治元年十二月六日乙卯二十一日庚午三十日己卯、二年三月己卯等の條に、總追捕使並地頭職に補せられし事見ゆ、其文繁冗故に畧す、又國守の外守護なかりし事は、代々源氏或は北條氏などのみ守たりし事所見ありて、守護の事に及ばざるを以て知へし、又按するに、自餘の國守は朝家より置れて國務に預り、守護は武家より補して、國稅五十分一を領し、國府に在て國司と共に事を執行せしなり、  
 又治承より今年に至るまで亂國の際、國務の事も閑却せられしかと、この年丙午より乃貢を勵濟せしめらる、三月十三日辛卯、關東御分國乃貢依征伐事願解、自今可合期沙汰之由被申京都也、贈帥中納言狀曰、諸國濟物事、治承四年亂以後至于文治元年、世間不落居、國民忘農業、就中關東武士數座合戰、都鄙之往返于今無其際候、朝朝知行國國相摸、武藏・伊豆・駿河・上總、下總・信濃・越後・豊後等也、被優免去年以往未濟物、六月新日百自今年隨國國堪否、可令勵濟之由所沙汰候也云云、  
 領河肥庄地頭對捍の事、教書を國衙に下さる、七月二十八日癸卯、帥中納言奉書判來、新日吉領武藏國河肥庄地頭、對捍去去年乃貢事、並同領長門國津島庄武士狼籍事、取庄家解狀被下之早可令尋成收給之由、被載之去六月一日御教書也、向津者可相尋之趣、於當座直所被仰合下河邊庄司行平也、河肥事者請所也、但領主幼少之間、如請料事、殊有不法事候、差別奉行入可令致嚴密辨之旨、被遣御書於武藏守之許云云、後兼爲奉行、八月五日己卯就帥中納言奉書被進御請文、是新日吉領武藏國河越庄年貢事、并長門國津島庄狼籍事等也、平五盛時染筆云云、六月一日御教書、七月二十八日到來、謹以令拜見候訖、新日吉社御領武藏國河肥庄事、本自爲請所令進御年貢候之所也、而去年領家令逝去之由依承候、不知可進年貢之所候、仍令相待領家候之間、彼年自然罷過候了、地頭志非抑留之候候歟、而今前領家孫以禪師君可爲領家候者、早令存知

其旨可令沙汰進年貢候之由可令下知地頭候也、且社三年十月、役爲先自今年無懈怠可令致沙汰之由可令下知候、  
 河越太郎重頼の遺領河越庄を其後室の尼に賜はる、五日壬申河越太郎重頼依豫前司義縁坐雖被誅、令感遺跡給之間、於武藏國河越庄者、賜後家尼之處、名主百姓等不隨所勘之由就有風聞之說、向後云庄務云雜務、一事以上、十月、又法皇熊野御參詣供米を課せらる、六日癸酉、法皇御年籠熊野山御參詣供、四年五月、  
 奧州下向官使雜事の役、國中の諸士之を勤む、四日己亥、使雜事等、致了寧畢之由、武藏下野兩國御家人等擊狀、按するに延尉源義經與羽の間に在て謀叛するの由聞有、去二月廿六日院廳の御下文あり、四月九日記云、宿次雜事等守官宛文可致沙汰之由被仰稻毛三郎重成昌山二郎重忠江戶太郎重長等云云、六月京都の御下知として、太田庄年貢の事其地頭に尋問して沙汰せしめらる、  
 四日戊辰、所所地頭沙汰之間事、注條條着、所副權右中辨定長朝臣奉書其狀云、武藏國大田庄年貢、或先生注進、或本文書紛失、平家時分令致自由沙汰事も候き、又不知庄大小増進事も候き、子細庄家皆存知歟、七月平澤寺院主委搜可令計沙汰、按るに太田庄は埼玉郡の屬、七月平澤寺院主職を僧永寬に命せらる、十三日丁未、武藏國平澤寺院主職事、郡平澤村、五年六月近日奥州に下向せらる、然に當國巡路たるの間、住人等に用意を命せらる、廿七日乙卯、此間奥事而武藏下野兩國者爲御下向巡路之間、彼住人、州征伐沙汰之外無他等者各致用意可恭會子御進發前途之由所被仰也、七月遂に奥州



泰衡征伐として鎌倉殿下向せらる、其道は大手の中路より發せらる、當國の諸黨は加藤次景廉、葛西三郎清重に從て發向し、國中を経て下野に赴く、十七日乙亥、御下向于道・北陸道二品者大手自中路御下向、仍武藏上野兩國内黨等者從于加藤次景廉葛西三郎清重等、可逢合戰之由、以義盛景時等被仰合、十九日丁丑已到二品發向給、先陣葛山次郎重忠也、從軍五騎長野三郎重清、大串小次郎、木田次郎、榛澤六郎、柏原太郎等也、候御供軍中豐後守季光、吉見次郎頼綱、小山田三郎重成、同四郎重朝、足立右馬允遠元、豐島權守清光、葛西三郎清重、同十郎、江戶太郎重長、同次郎親重、同四郎重通、同七郎重宗、大河戸太郎廣行、熊谷小次郎直家、岡邊小次郎忠綱、金子小太郎高綱、横山權守時廣、三尾谷十郎、平山左衛門尉季重、師岡兵衛尉重經、岳邊六野太忠澄、庄三郎忠家、四方田三郎弘長、淺羽五郎行長、小代八郎行平、物使河原三郎有直、成田七郎助綱、高鼻和太郎、鹽屋太郎家光、阿保次郎實光、二十五日癸未著御下野國占多橋驛、按するに二十日戌寅より二十四日壬午迄の記を闕、八月平泉に赴かる、時此間當國を押通或は留止せしならん、八月平泉に赴かる、時に軍令の書を出さる、二十日丁未、出于葛岡郡赴平泉給、戌越被遣御書於先陣士等中、至于武藏國黨者、面々取此御書令拜見之、其趣於人平泉者、泰衡攝城屯勢相待歟、然者僅二千騎不可馳向、相調二萬軍兵、可競至、可致用意者、按するに平泉は、九月、河田次郎其主泰衡を弑て其首を獻す、横山小權守時廣奉てこれを受取、三日庚申、泰衡遺到于肥内郡賢柵、郎從河田次郎忽變泉首泰衡、六日癸亥次郎持首參陣岡、追貞任例、仰横山太夫經兼曾孫小權守時廣以子息時兼令請取泰衡、其後恩賞行はる、當國の諸士各差あり、二十日丁丑、糺勳功行賞、

高山次郎重忠賜葛岡郡、二十二日己卯葛西三郎清重、陸奥國御家人事可奉行、二十四日辛巳、平泉郡内檢非違使所事可管領之旨、葛西三郎清重賜御下文、凡清重今度勳功殊拔蒙之間、匪奉此等重職、剩伊澤・勢井・杜座等郡已下、拜領數箇所云云、按るに此時國中、各自勳功有し事知へし、建久三年後白河法皇崩御の時、五月四十九日の御佛事兼て命ありて宗たるの寺社百僧供たるへしとて、鎌倉勝長壽院にて行はる、當國六所宮及慈悲寺・眞慈悲寺・淺草寺皆預る、四月二十八日己巳、也、又來四十九日御佛事、武藏・相摸・伊豆爲宗之寺社供僧等可從其請之由、行政仲業等奉行之、五月八日己卯四十九日御佛事於南御堂被修之、有百僧供、早且各群集、布施口別白布三段、袋米一也、主計允行政前右京進仲業奉行之云云、僧衆鶴居二十口、六所宮二口、伊豆山十八口、宮根山十八口、大山寺三口、觀音寺三口、勝長壽院十三口、高麗寺三口、岩殿寺二口、大倉觀音堂一口、窟堂一口、慈光寺十口、眞慈悲寺三口、淺草寺三口、弓削寺二口、國分寺三口也、按するに慈光寺は比企郡平村にあり、四月二月、丹治、兒玉の黨確執の事あり、高山重忠して鎮めしめらる、九日丙午、武藏國丹治、兒玉舊類有確執事、已欲及合十八日己卯高山二郎申云、丹治、兒玉之輩、三月、將軍下野國欲及合戰事、加制止兩黨和平互出退云云、三月、將軍下野國那須野に狩せんとして、先當國入間野に於て追鳥狩せらる、二十一日戊子、將軍家爲覽下野國那須野・信濃國三原等狩倉、今日進發給、令達弓馬之族被撰二十二二人、各令帶弓箭、其外可爲路馬衆之由、所謂二十二二人者、江間四郎、武田五郎、加美次郎、里見太郎、小山七郎、下河邊庄司、三浦左衛門尉、和田左衛門尉、千葉小太郎、榛谷四郎、諏訪太夫、藤澤二郎、佐々木三郎、澁谷二郎、葛西兵衛尉、望月太郎、梶原左衛門尉、工藤小二郎、新

田四郎・狩野介・宇佐美三郎・土屋兵衛尉、二十五日壬辰於武藏國入間野有追鳥狩、藤澤二郎清親施百發百中揚藝、獲雉五獲雉二十五、將軍家御感之餘所、駕給之御馬號一郎者自引之給、是義祖將軍征任給之後、春有野遊清原武則一箭獲兩翼、將軍自引馬給清親、可謂弓馬之射鳥之興遊乎、四月二日戊戌、覽那須野云云、按するに此間日次の開あはれは詳なること知へらる、六月、鎌倉を出關戸を経て即日府に著せられ、數日、六月守義信か糺留留有て下野國に發向せられしこと知へし、六月、六月守義信か糺子の僧律師、其兄曾我十郎祐成同五郎時宗等連坐たるへしやと義信訴ふ、是れ去月二十八日夜富士野旅館に狼籍せるを以てなり、斯て使を國府義信か許に下されて子細を尋らる、律師誤て死に處せらるへしと思ひ自殺畢、月二十八日癸巳、子姓、曾我十郎祐成、同五郎時宗推參于富士野神野御旅館、殺戮父怨敵工藤左衛門尉祐經、六月一日丙申五郎弟僧は父河津三郎亡後當于五箇日所生也、而伊東九郎祐清妻收養之、祐清加平氏北陸合戰被討取後、其妻嫁武藏守義信、件僧同相從在武藏國府、可被行兄等同意之由祐經妻子訴申之間、爲被尋子細被遣御使於義信朝臣之許、七月二日丙寅、武藏守義信召進養子僧律師軍家令悔歎給、而非可誅只爲被召問許也、十一月太田庄篤宮實前性異を報す、依て榛谷四郎重朝使として神馬を奉し社壇造營の沙汰あり、十八日辛巳、武藏國飛脚參申云、昨夕云云、則卜察之處兵革兆云云、十九日壬午被奉鹿毛神馬於鶴宮、又可莊嚴社壇之旨被仰下、榛谷四郎重朝爲御使、按するに鶴宮は埼玉郡鶴宮、五年二月、河越庄實物未濟の沙汰あり、十六日武藏國河越庄本所乃貢有未濟之由依仰、十二月貢物を京都進入下、殊爲有其沙汰、今日被遣雜色等、

せらる、六日壬戌、相摸・武藏兩國乃貢等付雜色被進京都、六年二月四日庚申雜色鶴次郎・吉野三郎歸參、相摸・武藏兩國乃貢物等、去月十二日、六年七月、守義信の成敗民庶處を進上、帶彼返抄參上云云、六月七月、守義信の成敗民庶處を得、向後の規則たることを將軍感せられ、壁書を府廳に置く、由就開召及、武藏國務事、義信朝臣成敗尤叶民庶難意之時之趣被置壁言於府、又染殿系所兩別當のこと沙汰あり、此時之趣被置壁言於府、又染殿系所兩別當のこと沙汰あり、二十八日庚戌、武藏國染殿別當事、被仰付安房上野局、系所別當事近瀨局奉之、九月巡檢あり、不熟に依てたり、九月十九日庚子、新藤二俊長小中太光家等、爲御分藏國以下御分國所課本所乃貢事、可致不日沙汰之旨有嚴密仰、而今年土民等愁申損亡事等間、難有合期進濟賦之由、奉行人右衛門尉能員散位行、十二月、新藤二俊長所濟絲綿を京都に參進す、七日戊午、兩國所濟絲綿等被進京都、正治元年正月十三日、將軍薨、治新藤二俊長相具之云云、(關東將軍承よりこゝに至まで二十年、當國を領せらる、次第)日、(家願)頼朝治、其後宣下有て左中將、家願、故將軍の遺跡を續しめられ、二月六日吉書始の儀あり、中宮太夫屬入道善信吉書を草す、武藏國海月郡事云云、六日戊辰、羽林殿下去月二宣下云、續前征夷將軍源朝臣遺跡、宜令彼家人郎從等如舊奉行諸國守護、今日有吉書始、北條殿以下到著政所、善信草吉書、武藏國海月郡事云云、仲業加清書、廣元朝臣持參之、羽林於寢殿披覽之給、按するに當國を以吉書始とせらる、こと、當時分國中にて賞



版せられしこと知るへし、四月荒野新墾を命し、荒不作の海月は今の久良岐是なり、二十七日戊子、仰東國分地頭等可新開水便請を停止せらる、

到着于鎌倉云云、十月九日甲辰政所始、民部奉行光吉吉書、十月左衛門尉義盛奉て國中の諸士を諭し、遠江守時政に貳心あらざらむ、

云、二十一日丁未、牧御方請武藏前司朝雅議訴被讒胸之、朝雅去年爲重保被惡口可誅重忠父子之由有内議、相州并時房主被申之、重忠治承以來專忠直間、右大將軍監其志給、可奉護後胤之旨被遺懸

内内申云、畠山次郎重忠不犯重科之處、被召禁之條稱似被棄捐大功、引籠武藏國菅谷館欲發叛逆之由風聞、而折節一族悉以在國、



等皆誅せらる、是重成入道邪曲を以重忠を殺戮せし由  
 て也、二十三日己酉、重忠余謀殺事已爲虛、三浦平六兵衛尉重  
 次郎秀重等也、稻毛入道爲大河戸三郎被誅、子息小澤次郎重政者  
 宇佐美與一誅之、今度合戦之起偏在彼重成法師之謀曲、所謂右衛  
 門權佐朝政於高山次郎有遺恨之間、彼一族巧叛逆之由、識申于遠  
 州室牧街方、遠州被示合于稻毛間、變親族之好、當時鎌倉中有兵  
 起之由、就仰子息于重忠、二十八日久下郷を彌勒堂領に寄  
 らる、二十日甲寅、以武藏國久下郷被寄道勝長壽院、七月重  
 忠等か闕地を勳功の輩に賜る、八日癸亥、以高山次郎重忠  
 尼御臺所御計也、將軍家御幼穉之間如此、二十日乙酉、賜勳功之輩、  
 亥尼御臺所御方女房五六輩新恩是又亡幸遺領也、十一月尼御  
 臺の再從姪女綾小路師季卿の姫君に、故稻毛入道か闕所  
 小澤郷を進入せらる、三日乙酉、小澤左近將監信重相伴綾小  
 儀者稻毛三郎入道重成女遠州禪室御外孫也、入道誅後乳母夫信  
 重恐後孫隱居之處、尼御臺所可有御哀感之由被仰問參向、四日  
 丙戌、姫君被參尼御臺所御停、可爲御猶子之儀也、稻毛入道遺領武  
 藏國小澤郷可被知行之由被仰云云、按するに小澤郷は橋本郡稻  
 毛領、承元元年二月、平時房新任の守たり、故義信入道か  
 格を守て國務を沙汰せしめらる、二十日丁卯、時房朝臣去  
 國務事任故武藏守義信入道之  
 例可致沙汰之旨被仰下云云、三月前大膳大夫廣元奉て荒野  
 開墾の事を命す、二十日壬辰、武藏國荒野等可合開發之由、  
 可相觸地頭等之趣、被仰武州、廣元朝臣奉行  
 之、二年七月柏江入道増西、威光寺領中狼籍の罪に坐し

て、百箇日永福寺の宿直を課せらる、十五日壬子、武藏國  
 威光寺院主僧圓海參  
 訴云、柏江入道増西去月二十六日半五十餘人惡黨亂入寺領、及荆  
 田狼籍云云、増西折節參候之間、被召決仍可停止濫妨之由被仰出  
 之上、令勤仕永福寺宿直、百箇日可贖其過云云、圖書允清定奉行  
 す、柏江は柏江の誤、多磨郡中の郷名なり、事は郡の總説に辨す、  
 三年二月鷲宮寶殿鳴動、十日甲戌、武藏國大田庄郷、四年三  
 月田文を造、條令を定めしめらる、十四日壬寅、被造武藏  
 之、當州者右大將家御代初爲一國朝恩所令國務給也、建久七年雖  
 達國檢未及日録沙汰云云、建曆元年十二月廿七日乙亥、明春駿  
 河・武藏・越後等國國可作盡、五月故昌山次郎後室の所領を安  
 堵せしめらる、十四日辛丑、故昌山次郎重忠後家所領等日來  
 云、建曆二年二月、守平時房入部の後各郷に郷司職を補  
 す、修理大夫泰時難せしかと時房領掌せず、十四日辛卯、  
 間事、時房朝臣被致興行沙汰、於郷郷被補郷司職、而匠作泰時卿  
 雖有被執申之旨任入道武藏守義信國務之例、可令沙汰之旨被仰之  
 間、所存其趣也、難、十月、奉行人等下向して民庶の訴を沙  
 汰す、二十日甲午、下遣奉行人等於關東御分國、於其國建  
 保元年五月、横山黨の人々和田左衛門尉義盛か亂に與し  
 て死者凡三十人、三日癸卯寅刻、横山馬允時兼引率從多野  
 來加義盛陣、義盛待時兼之合力、彼是軍兵三千騎、尙追奔御家人  
 等、已刻被遣御書於武藏以下近國御家人等可馳參之由云云、御方

(庄山横・井長)

兵由利中八郎雖久射三浦之輩、古郡左衛門尉忠忠郎從兩三輩、中  
 此箭、保忠大顯取件箭射返之處、立匠作之鐵草摺、義清保忠義秀  
 等、並三騎轉攻四方之兵、西刻和田左衛門尉義盛被討于江戸左衛  
 門尉能、所從横山馬允古郡左衛門尉等六人遁戰場逐雷  
 云云、匠作被仰致合戦之輩云、曉天義盛來朝依酒醉之餘氣爲忙  
 然之間、向後可斷酒之由誓願訖、度度相戰後爲潤喉處、武藏國住  
 人葛西六郎取開小筒與義勳之、臨其期以前之意忽變用之比與事  
 也、四日甲辰古郡左衛門尉兄弟者於甲斐國坂東山波加利之東麓  
 石郷二木自殺矣、被討人人日記云、横山人人・横山馬允・屋那井六  
 郎・平山次郎・同小次郎・栗飯原太郎・同小次郎・同藤五郎・タナノ  
 兵衛・同太郎・同次郎・小山太郎・チ、ウ次郎・同太郎・同次郎・同五  
 郎・古郡左衛門・同五郎・同六郎・同勇一人同弟二人同次郎・押田太  
 郎同次郎同五郎同三郎同五郎横山六郎同七郎同、尋て勳功の賞  
 九郎以上三十人、按するに比企郡古米村あり、尋て勳功の賞  
 行はる、長井庄を藤九郎次郎、横山庄を大膳大夫に賜は  
 る、五日乙巳、義盛時兼以下謀叛之輩所領美作・淡路等國守護  
 職、横山庄以下爲宗之所先以收公之、可被充勳功之賞云  
 云、七日丁未勳功事、先被定之、武藏國長井庄藤九郎次郎、横山  
 庄大膳大夫、按るに長井は幡羅郡の屬、横山庄は多磨郡の屬、今  
 此庄山田村廣國寺あり、大膳大夫廣、十七日八條郷を式部太  
 元か子孫備中守廣親造立する所なり、  
 夫重清に賜はる、丁巳、先次郎左衛門尉政宣所領武藏國大河  
 江五郎光衡者如本所可安堵之由所被仰下也、相州前大膳  
 大夫被加下知、按するに今埼玉郡八條領及八條村あり、十月新  
 關成宗監物孝尙實檢す、十八日甲寅、以宗監物孝尙爲武藏國  
 關成宗監物孝尙實檢す、新關實檢、被遣圖書允清定奉行、按  
 するに新關の跡、承久元年正月鎌倉殿右大臣拜賀として鶴  
 今地を傳へす、  
 間に參給ひ、頓て薨せらる、建保六年十二月二日、將軍家令  
 任右大臣給、明年正月二十七日

戊子、爲拜賀御參鶴岡八幡宮、神拜終令退出御處、別當阿闍利公  
 曉窺來取劍奉授丞相、討敵之由被名揚云云、爰阿闍利持被御首  
 被向後見備中阿闍利雪下北谷宅(關東將軍次) 七月に至て左府  
 第(日實朝)公治十七年自建仁二年至承久元年、七月に至て左府  
 の賢息下向あり、十九日壬子、左大臣道家公賢息下向關東、  
 繼其後嗣申請之、去月三日可有下向由宣下、  
 生、是故前右將後室禪尼重將軍好之故、爲、十九日政所始あ  
 り、幼稚の間二位禪尼籠中にて政を聽斷せらる、西刻、  
 有政所  
 始、若君幼稚之間二品禪尼可聽斷是非籠中云云、(關東將軍次第)  
 日朝朝卿後室平政子、號二位禪尼、治八年、自承久元年至嘉祿  
 二年、三年五月後鳥羽院勅して、右京大夫義時追討の宣旨  
 を五畿七道に下さる、依て義時足柄宮根の兩關を固て待  
 へき歟、はた運を天道に任て兵を京都に發遣せられん歟  
 と申されけるに、尼公の仰に所詮上洛せずんは官軍を敗  
 かたからん、安保刑部丞實光以下武藏國勢を差向へしと  
 たり、十五日二品云、不上洛者更難敗官軍歟、相待安保刑部丞  
 實光以下武藏國勢速可參洛、就之爲上洛今日遠江・駿河、  
 伊豆・甲斐・相模・武藏・安房・上總・常陸・信濃・上野・下野・陸奥・出  
 羽等國國飛脚、京兆奉書可相具一族等之由所仰家家長也、其狀書  
 様自京都可發坂東之由有其聞、之際、依て東海東山北陸三道よ  
 り發す、東海道の大將は相模守時房、從兵十萬餘騎進發  
 し、所々にて合戦に及ぶ、當國の兵此手に加はる、二十  
 日乙巳、相州武州駿河前司以下進發訖、二十五日戊申、各東海東山  
 北陸分三道、東海道大將軍相州武州、同太郎、武藏前司義氏等從



軍十萬餘騎、六月五日戊午著尾張國一宮邊、評議、鶴沼渡毛利入道以下、摩免戸武州以下、洲保相州以下、豊嶋尾立江戶河越輩也、六月己未武藏太郎時氏陸奥六郎有時相具安保刑部丞實光等渡摩免戸、十三日丙寅武州向宇治、十四日丁卯武州云、不越河者難敗官軍、軍兵多水而並轉之處、流急未戰十人三死、所謂安保刑部丞以下九十六人、從軍八百餘騎也、武藏前司等乘筏渡河著岸之後、武藏相摸、六月競て洛に入、依て院宣を賜て解諭せらる、十五日戊辰、宇治勢多合戰官軍敗北、仍以大夫史國宗宿禰爲勅使被遣、國宗捧院宣於樋口河原相逢武州、遂子細、武州下馬共勇士五千餘輩中、可讀院宣者候歟之由相尋處、勅使河原小三郎云、武藏國住人藤田三郎文博士者也、召出藤田讀院宣、其趣今度合戰不起出獄慮、謀臣等所申行也、於今者任申請可被宣下、於洛中不可及狼喉之由可下知東土者、武州遣飛脚於關東、申合戰屬無、前日宇治合戰、國の諸士高名多し、去十四日宇治之由也、秩父平次五郎、奈良五郎、押垂三郎兵衛尉、横澤五郎、大井左衛門三郎、品川小三郎、品川四郎太郎、豊嶋九郎、小太郎、庄四郎、同五郎、河越三郎以上、判官代日記云云、金子大倉太郎、同左近將監、同三郎、須久留兵衛次郎、小代右馬次郎、瓶尻小次郎、秩父次郎、藤田兵衛尉、小越河原五郎兵衛尉、同四郎、甘糟小次郎、小代與田次郎、已上、金持兵衛尉日記云云、清久左衛門尉、成田五郎、同藤次、奈良兵衛尉、別府次郎太郎、荏原六郎太郎、古郡四郎、豊嶋十郎以上十五日已後於京都記之、手負人人、小澤太郎、同藤次、奈良兵衛尉、甘糟小太郎、安保右馬允、藤田新兵衛尉、小代小次郎、行田兵衛尉、日黒小太郎、古庄太郎、女景太郎、山口兵衛太郎、須黒兵衛太郎、加世左近將監、同彌次郎、仙波太郎、同左衛門尉、河原次郎、奈良左近將監、品川四郎、玉井小四郎、御方死人、女影四郎、荏原六郎、同藤三郎、安保刑部丞、同四郎、同左衛門次郎、同八郎、大河戸小四郎、成田兵衛尉、同五郎太郎、玉井兵衛太郎、新開兵衛尉、金子小太郎、大河戸六郎、庄三郎、品川次郎、

同四郎三郎、同六郎太郎、江戶四郎三郎、仙波彌次郎、八月、世上無爲に屬するを以、禪尼諸神に奉寄あり、七日戊午、世上屬無爲、是合二品禪尼武藏國矢古宇郷司職五十餘町、又寶治元年六月十六日丁卯云、鶴岳宮寺領武藏國矢古宇郷内以別當得分爲御讀經料、按するに矢古宇は足、元仁元年五月、六浦濱に大魚流寄、十三日近國分明大魚、多死浮波上、寄三浦崎六浦濱前濱、人舉買其、定家家煎之取彼油、異香滿閭巷、士女謂之早魃之兆、按するに六浦は久良岐郡、六月雨を祈、七潮の被行はる、六浦には陰陽師忠業を充らる、六日炎旱沙旬、爲祈雨被行靈所七瀬御祓、六浦忠龍穴、此御祓、十二月鎌倉にて四角四境鬼氣祭あり、六浦關東今度始也、陰陽權助國道申云、所謂四境者東、嘉祿元年七月二二位尼公薨せらる、此に至迄八年の間國政を聽れしなり、【東鑑脱漏】曰、十一日庚午丑刻、二位家兼、六十九、二代令擁護我國皇、二年四月河越三郎重員當國總檢校職に補せらる、四月十日甲午、河越三郎重員武藏國留守所總檢校職被補に、秩父別當武基子十郎武經は、伊豫守頼義合戦先陣を給、其子重綱下野權守たりと云、今出羽權守と云は重綱なるべし、其子太郎大夫重弘、其子島山庄司重能、其子庄司二郎重忠なり、元久二年重忠死て後是に至て二十一年、其間檢校職のこと聞へず、二十日、鎌倉家人沼田四郎白井太郎と御所中に争鬪す、

(庄田太)

甲辰戌刻、御所中騒動、武藏國御家人沼田四郎父、安貞元年閏子白井太郎父子忽起鬪、互殺害畢、聊有宿意、三月、守護地頭所務の事、並市津費用赤銅の沙汰あり、十七日丙申、諸國守護地頭所務の事、貞應二年任御下知狀致沙汰、市津料供給雜事赤銅等事、可停止守護所發行事、以下條條被觸仰、二年四月より五月始に至迄將軍六浦に遊覽あり、【東鑑】曰四月二十八日將軍家爲御遊覽渡御六浦、寛喜元年十一月一日自六浦還御、去夜御止宿六浦云云、五月、雷電に依て一宮に奉幣使を立らる、武州奉なり、四日自去夜雨降、辰時雷鳴數聲驚耳鎖魂、十日爲世上御祈近國一宮被立奉幣御使、武藏國武州御使各被進神馬御劍等、又於社壇可轉讀大般若經之、二年正月太田庄荒野新聞の沙汰あり、二十六月被仰別當等、由被仰別當等、武藏國太田庄内荒野可新聞、閏正月、京浦口大事其沙汰在之、尾藤左近入道道然奉行之、閏正月、京浦口大事番催促の院宣下る、依て秩父黨に下文を出さる、二十六月口無人之間仰經歴輩之子孫、可差遣之旨被下院宣、仍小山、下河邊、千葉、秩父、三浦、鎌倉、宇都宮、氏家、伊東、波多野家、可進子息一人之旨、今日被仰下、其狀云、口無人之間、自御家人之中所被召付也、其内子息一人可令進之狀、依鎌倉殿御執達如件、閏正月二十六日、某三月將軍遊覽、六浦より舟を浮て管絃殿、武藏守相摸守、十九日、將軍家爲御遊覽出御于三崎磯山、櫻連歌の興あり、花尤盛也、領主駿河前司以殊御備申案内、相州武州以下被參、自六浦津、召御船、海上在若宮兒童管絃、六有連歌、兩國司并延尉基綱散位親行平胤行等各獻秀句云云、六月金子郷雨雪交降、依て在廳等鎌倉に註進す、十一日武等註申云、去九日辰刻、當國金子郷雪交雨降、又同時降雪云云、按二同十四日の記に雪の事に依て、將軍方違の有無陰陽師の判

區區にして遂に座を移されざるに決せしこと見ゆ、其三年四月説甚長し、故に略す、按するに金子郷は入間郡に在、總檢校河越三郎重員、四箇掌事を復せんことを請ふ、先例札明有て許可せらる、二日河越三郎重員、武藏國總檢校訖、仍任例可執行之由悉申武州之間、爲若原源八經直奉行今日被尋下留守所、二十日重員本職四箇條事、自秩父權守重綱之時至于島山次郎重忠奉行來之條、符合于重員申狀之由、在廳散位日奉實直同弘持物部宗光等、去十四日勅狀留守代歸寂、同十五日副狀等到來仍無相違可致沙汰之由云云、五月、民部大夫入道行然奉て國分寺に於て最勝王經を轉讀して、風雨水旱を除かしむ、論旨下るに依てなり、四月十九日、爲祈風雨水旱災難、於諸國分寺入道行然奉行、於政所可施行之由有沙汰、五月五日、貞永元年日、任論旨於國分寺可讀經之由被下于關東御分國、貞永元年二月、六所宮破損修造せらる、破壞有修造之儀、武藏左衛門尉資頼、又轉沼堤修築の舉あり、石原源八經景來て沙汰す、二十六月、武藏國轉沼堤大破之旨、可令修固之由可被仰便す、宜地頭之旨被定、左近入道道然石原源八經景等爲奉行下向彼國、諸人領内の百姓不漏一人可催具、在家別依二可充、自二月五日始之、自身行向其所可致沙汰之旨命云云、按するに轉沼の地未考、嘉禎元年十二月、四角祭及靈所發行はる、皆六浦其一にあたる、二十日戊申、爲御不例御祈被行四角四境祭、六浦前右京、延應元年二月、小机郷島山邊水田開墾の命あり、十四日甲寅、武藏國小机郷島山等荒野可開發水田之由被仰大夫尉泰綱、按するに島山は橋樹郡に在、村内に祖高經の舊蹟殘れ



り、六月請所用途京進の所々を定らる、六日甲辰、武藏國地頭沙汰毎年可有京進之所、今日被定下之、當時匠、仁治元年十一月、鎌倉と六浦中間の道鑿穿の命あり、其役を分配せらる、三十日己未、鎌倉與六浦津之間、始可被當道路之由有議定、今日曳繩打丈尺、被配分御家人等、明春三月以後可造之、二年四月功を起す、前武藏守監臨す、五日癸亥、山被仰付、是可有急沙汰之由、去年冬雖被評議被始新路爲大犯土之間、明春三月以後可被造之旨重治定云云、仍今日前武州令監臨其所給之間、諸人群集、各運土石云云、五月十四日辛丑、六浦路造事、此間頗懈緩、今日前武州監臨給、以乘馬令運土石給、仍觀者莫不奔營、按するに今六浦より、又豊島又太郎時光法を犯し、豊島庄犬食名の所領を召放たる、二十五日癸未、以田所者可被召放之由被定、是大宮三郎盛貞與豊嶋又太郎時光論武藏國豊嶋庄犬食名、大宮有忠打四一半事起也、各雖訴申達被收公に犬食名未考へず、十月武藏野水田開墾により、將軍方達の議あり、十一月秋田城介義景が鶴見の別荘に動座せらる、十月二十二日丙子、以武藏野可被開水田之儀定訖、可被懸上多磨河水之間、可爲犯土之儀、仍前武州召陰陽師泰貞晴賢等被示合、各申云御方違可宜敷、前武州被仰付、北方當時王相殿、自明年又可爲大將軍方、可見御方違本所云云、爲武藏左衛門尉親奉行、相具泰貞晴賢向武藏國海月郡、自彼所爲北方即兩人歸參申此由、以秋田城介所領同國鶴見郷、可爲御本所之旨泰貞等令一同之間、可有入御之由群議治定、十一月四日丁亥、將軍家爲武藏野開發御方違、渡御秋田城介義景武藏國鶴見別荘、御布衣御御力者三手供奉著水干、宿老帶野矢、若輩爲征矢、而面刷行粧、頗以壯觀也、前武州參給申遊者御、即有笠懸、可決勝負、

就其雖雖於鎌倉可定所課之由被仰下之間、各思前員云云、射手北條太夫將監、武藏守、相模式部太夫、北條五郎兵衛尉、遠江式部太夫、陸奥掃部助、若狭前司、佐佐木登前司、佐原五郎左衛門尉、上總式部太夫、伊賀次郎左衛門尉、後藤太夫判官、上野十郎、下河邊左衛門次郎、加地八郎左衛門尉、小山五郎左衛門尉、駿河式部太夫、五日自鶴見還御、以此次人人歷覽海邊、又有犬追物、按するに鶴見は、十七日多磨の荒野を以、箕勾太郎師政に宛行はる、庚子、箕勾太郎師政、募去承久三年勳功賞拜領武藏國多磨野荒野、是父左近太夫政高加故匠作時房陣、於勢多橋抽軍忠訖、仍連連雖申其賞依無其地延引、而寬元元年三月、鳩谷兵衛尉重元地頭職の訴あり、十二日戊子、被行臨時評定、鳩谷兵衛尉重元光參其砌、有庭中言上事、是就武藏國足立郡内鳩谷地頭職事、先日出懸物押書訖、詳已明之上可執申之由雖之舉望、奉行人不許容云云、有其沙汰可被下、二年四月、冠者殿に將軍宣下あり、四月二十一日間狀云云、君六歳御元服也、御名字頼嗣、被整御消息被奉讓征夷大將軍於冠者殿之由云云、五月五日平新左衛門尉盛時自京都歸、持參去月二十八日宣下狀除書等、冠者殿蒙征夷大將軍、三年五月、武藏守宣旨、任右近衛少將令叙從五位上給云云、經時管領する所貢米倉中小蛇死、二十二日乙卯、濱御倉内今日申領達死云云、被卜筮並御祈等、是武藏國寶治元年六月、若狭前司泰村か亂に當國の諸黨鎌倉に馳參しかと、頓て逆徒等自滅して事平きぬ、六月一日壬午、世上物念、偏似泰村未、近國御家人等馳參、圍繞左親衛郭外之四面、武藏國黨黨并駿河伊豆以下之輩者、在東西北之三方、五日丙戌、左親衛廻奇謀、

(宿崎河)

放火於泰村南郡、泰村并件黨烟田、參籠于故將軍法華堂、爲宗之輩二百七十六人都合五百人自殺、餘黨猶六浦庄内に群居するの聞あり、領主陸奥掃部助實時に仰せ、別に使をも下されて搜窮せしめられしかど、無實なり、依て又大倉次郎兵衛尉をして、國中を尋求せらる、六日武藏國六浦庄内餘黨人等群居之由風聞之間、仰領主掃部助實時、差遣家人等之上、薩摩前司祐長、小野寺小次郎左衛門尉通業、同舍御旨爲追捕之、雖行向、依無其實各歸參云云、又光村家村等之首頗有御不審、未被一決、大倉次郎兵衛尉發向武藏國、爲尋求殘卒之所、河養垣宿に於て、武藏左衛門尉景頼が郎從金持次郎左衛門尉を搦捕て鎌倉に進す、九日庚寅、於武藏國左次郎左衛門尉將參、是令與力泰村改變約諾逐電、去六日到武藏國河養垣宿、爰景頼郎從等搦捕之云云、按するに河養垣宿は未考へず、若は橋掛郡川崎宿敷、又二十二日癸卯條、與黨自殺討死の交名を載す、其内當國の人稻毛左衛門尉、同十郎、春日部甲斐前司實景、同子息彌四郎、同五郎、同六郎等なり、又春日部實景か幼息を捕て進す、十日辛卯、春日部甲斐前司實景子息嬰兒一人自武藏國來、廿三日甲辰實景幼息一人自武藏國將參、建長二年三月造閑院殿雜掌の本役人を註進せらる、一日丁卯、造閑院殿雜掌事、爲被遣覽京都被註結之、北對葛西壹岐入道跡、西四足右衛門陣足立左衛門尉跡、筑地二本山山上野前司、五本河越次郎跡、重築地三本池上左衛門尉、二本大井左衛門尉、二本河越三郎跡、三本豊嶋左衛門尉跡、二本品河三郎入道跡、二本小代人人、二本成田入道跡、一本本庄庄四郎左衛門尉、二本玉井左衛門尉跡、一本古郡左近跡、一本勅使河原後四郎跡、一本平子

左衛門跡、一本若兒玉次郎、一本別府左衛門、一本淺羽人人、二本越生人人、一本清久左衛門跡、一本岡部兵衛尉跡、河堰十丈平子次郎入道跡、五丈都筑右衛門跡、十丈江戶入道跡、五丈忍入道跡、六丈藤田兵衛尉、六丈本庄三郎左衛門入道、八丈新門荒次郎跡、四丈沼田太郎跡、裏六月六浦の道路を再修せらる、築地二本安保刑部承跡、仍如故可致沙汰由今日被仰下、三日丁酉、山内并六浦等道路事、先年轉爲令融通鎌倉、雖被直檢帳當時又土石埋其間巷云云、仍如故可致沙汰由今日被仰下、三年三月淺草寺怪異出現す、六日丙寅、武藏國淺草寺如牛僧五十口計食堂之間集會也、見件之惟異二十四人立所、四月若宮受病病、起居進退不成居風云云、七人即座死云云、四月若宮別當法印鷲宮の奉幣、相摸守時頼の代官として進發し、奇特を得て歸參す、十三日癸卯、相州野大明神爲奉幣、可遣之由神主申、仍被讓子細於若宮別當法印之間、進發、廿二日壬子自武藏國野宮歸參、御祈願成就奇瑞不一、去十九日於社頭御神樂之砌、一之見事託宣尤嚴、五月河越修理亮重資先規に任せ重、殊有其奇特之由云云、五月河越修理亮重資先規に任せ總檢校職となる、三郎重員か子なり、八日丁卯、以河越修年十二月二十三日任職宣可令有武藏國總檢校職之旨、被仰出云云、九月國務の評定有て、窮民を賑恤せらる、五日壬戌、武藏國務條事有評定、是皆可等爲、四年二月將軍頼使節を奉給ひ職を辭せられ、第一三宮を申請はる、二十日和泉前司行方武藏左衛門尉景頼、爲上皇第一三宮之間、可有御下向之由依申請也、其三月群議有狀相州自染筆、奥州被加判處也、他人不知之、



て十三歳の宮下向あるへきに定まり、三月五日己丑、三歳可有御下向哉事、被仰下被群議、四月鎌倉に御入あり、一十三歳宮可有御下向之旨被申之、五日戊午、宣旨狀云、三品南門寄寢殿、依て將軍宣下あり、宗尊親王、右被左大臣宣仰、件親王宜爲征夷大將軍、建長四年四月一日、按するに鎌倉分國は皆將軍に讓參らせらると雖、其實は執權北條氏の沙汰に依て見えたり、當國の如きはわき、六年閏二月、善波入道か子又次郎を小侍に召加らる、十二日乙酉、善波太郎入道子息又次郎入云云、康元元年十一月、相摸守時頼病に依て武藏守長時執權となり、當國國務をも沙汰す、二十二日己酉、相州被讓執權於武州長時、又武藏國務特別當并鎌倉第内同被預申之、但家督幼稚程之暇代也、按するに時頼子時宗今年六歳、正嘉元年十一月、相摸守時頼入道道崇、入東郡横沼郷を以て大慈寺釋迦堂料に寄附す、【鶴岡八幡供僧相承院所藏文書】以當郷寄進大慈寺内釋迦堂之狀如件、正嘉元年十一月廿八日、沙彌道崇、又同所文書曰、將軍家政所下、武藏國入東郡横沼郷住人、可令早以當郷大慈寺内釋迦堂領事、右如入道相摸□朝臣時頼、法名去月廿八日寄進狀者、以□□可爲大慈寺内釋迦堂領云云、者任彼狀可爲寺領之□所仰如件、正嘉元年十二月二日、案主清原、合左衛門少尉藤原、知家事清原、別當相摸守平朝臣、武藏守平朝臣、按けるに入東は當時入間郡を東西に別、弘長元年二月、鎌倉分國寺社を興起すべきの沙汰あり、【東鑑】曰、廿九日辛酉、關東御分寺社殊可興行於神事

新編武藏風土記稿卷之二終

之由、日來有其沙汰、今日被始行之、諸社神事勤行事、可修造本社事、可令如法勤行諸堂年中行事等事、可令諸堂執務人修造本尊事、佛、三年六月將軍上洛の沙汰あり、諸國に役を課せらる、二十三日辛未、將軍家御上洛事、有其沙汰、被充課役於諸國、

新編武藏風土記稿卷之三

建置沿革 鎌倉將軍 鎌倉管領

文永三年五月、八幡宮領稻目・神奈何兩郷の役免除の事、執權より當國目代に指揮す、【八幡宮所藏文書】曰、鶴岡八幡郷役夫工米事、如先下知狀被免除彼役□、以他事略可被沙汰之狀如件、文永三年五月二日、武藏日代殿、北條時宗花押、按するに稻目は橋樹郡上菅生村の小名に、七月將軍家御首途有て歸洛存す、或は郡中稻毛の誤か、【東鑑】曰、四日甲午、將軍家入御後入道勝圓佐介亭、し給ふ、【東鑑】曰、四日甲午、將軍家入御後入道勝圓佐介亭、被用女房與可有御歸洛之御出門云云、【增鏡】曰、將軍宗尊親王七月八日俄なるやうにて御上、六波羅の北方に建られし檜皮屋に落着せ御坐す、此頃東國に世間説計ふ主は、相摸守時宗と、左京權大夫政村朝臣なり、京の南北六波羅は、陸奥守時茂、式部大輔時輔と聞ゆる、【北條九代記】には、六月五日の晩景に、木工頭親家京より下る、仙洞御諷諫の爲に下知せしめ、若君惟康親王將軍宣下あり、【增鏡】曰、中務親王御上の代に、彼御君の御腹そかし、七月二十七日に將軍の宣旨蒙せ給ひて、頓て四品し給ふ、七年十一月將軍源姓を賜はり、左中將に任せらる、【鎌倉九代記】曰、十一月將軍惟康從三位に叙し、左中將に

任し、源姓を賜ふ、親王在職の間の事聞える事なし、凡二十年餘にして正應二年歸洛せらる、八月十五日、鶴居放生きしに、俄に引替て淺ましげなる御上洛あり、去ぬる文永三年より今正應二年迄御在職二十四年、御飾おろし給ひ、嵯峨野の邊に幽棲し、同十月、後深草院第二皇子久明親王將軍に任し、一品に叙して御下向あり、【增鏡】曰、一院の御子三條内大臣公親の御女、御腹、當代の御兄弟の御子、十月三日御元服し給ひ、久明親王と聞ゆ、十日東に赴せ給り、廿五日鎌倉へつかせ給り、【九代記】曰、將軍御年十六歳、惟康の館を壊ちて新しく御所を造り、幕府の權威に、に新なり、前將軍の御娘を御息所とせらる、弘安九年十一月橋樹郡鹿島田郷を八幡宮に寄進せらる、【八幡宮文書】曰、征夷大將軍家寄進、武藏國鹿島田郷、右奉仰仰、鶴岡八幡宮者建久以來只思仰之、是以奉進一村之田園者、依仰寄進如件、弘安九年十一月廿九日、左馬權頭兼相摸守平朝臣貞時、陸奥守平朝臣業時、按するに正應元年十一月廿一日、近江周防等の國にて鹿島田郷の替地を賜ふ事、永仁三年十一月、吉見孫太郎義世陰謀の同社文書あり、由井濱にて梟首せらる、是故三河守範頼か末葉企あり、【九代記】曰、七日龜谷より吉見孫太郎源義世と云ものを、生捕て參らす、其前三河守範頼か末葉とて坂逆を企て、天下を二たひ源氏の世となさんとす、因て由井濱に引出し頭を刎て梟られたる、按するに、吉見は横見那の地名なり、足立郡石戸宿範頼か終焉の地なりと云、一説もあれば義世は、正安元年當國の人なりや、此地石戸を去こと相違からず、正安元年八月、左近太夫入道殿より、比企郡將軍澤郷を長樂寺燈



明料に寄附せらる、【世良田長樂寺所藏文書】曰、武藏國比企家時申置之旨、所奉寄進世良田御寺也、若於違亂之輩者、永可爲不孝之仁、仍寄進之狀如件、正安元年八月二日、沙彌靜眞、按するに靜眞入道殿は當代の御遠祖にて、徳川左近大夫敦氏君の御事なり、文中家時と見えたるは、其御嫡子にて先立れしなり、故に、文書の全文を載す、延慶元年七月、將軍歸洛せらる、【九代記】曰、關東にはいかなる子細にや北條貞時入道の計として、徳治三年七月將軍久明親王を鎌倉より出し參らせ、京都に歸しければ、力な 斯て御子守邦親王七歳にて將軍となり給ふ、【保曆間記】曰、八月廿九日、久明親王の御子守邦親王御母は惟康親王の女なりけるを、征夷將軍に成給ひけり、【九代記】曰、將軍は其名はかりにて、大小の政事は皆北條の掌握に落、守邦親王今年僅に七歳になり給ふを、鎌倉の守とかしつき奉る、貞時は剃髮の身なれば、相摸守師時と、應長元年十月、北條相摸守貞時入道卒す、太師高時繼に九歳、陸奥守宗宣相摸守熙時執權す、二十六月、貞時入道宗瑞病死、年四十一歳、弘安七年より正安三年に至り執權當職十八年、剃髮の後十ヶ年、首尾二十八年、晝夜に心を勵まし思を盡して世を静め給ひけり、嫡子太郎高時九歳なり、北條陸奥守宗宣相摸守熙時執權し、内管領長崎入道圓喜と舅秋 正和元年八月、金曾田城介時顯と貞時の遺言を受けて補佐す、正和元年八月、金曾木彦三郎重定か所領を八幡宮に寄進せらる、【八幡宮文書】八幡宮武藏國金曾木彦三郎重定所領事、右依將軍家御奉寄如件、正和元年八月十一日、相摸守平朝臣熙時、金時曾木の事延文二年の條に、四年七月より北條相摸守基時、同修理大夫貞顯執

權となる、貞顯は金澤越後守顯時の子なり、【九代記】曰、基時貞顯執權と成り、連署せらる、基時は相摸守重時か曾孫新別當時兼か嫡男なり、貞顯はこれ義時の五男、龜谷五郎實泰か子、越後守名時とて、金澤に居住す、のちに稱名寺と號す、其子越後守顯時より金澤を家號とし、稱名寺の内に文庫を立て、和漢の群書を集められ、内外兩典には殘所なし、金澤文庫と云印をこしらへ、備書には黒印、佛書には朱印、卷毎に押したり、讀書講學ある輩は、貴賤道俗立籠て學文を勤たり、金澤學校とて舊跡今も残り、越後守顯時文武の學を嗜て、書典の癖とそなりにける、其子貞顯本より學業の勤意らず、作文詩章には當時に名を、五年得し人なり、執權の職に居ても耻しからずと聞えける、五年七月、高時十四歳にして執權となり、評定の座に出席す、七月に北條高時十四歳にして初て將軍守邦親王の執權となりて評定の座に出らる、然るに其時は天性甚輕忽にして知慮尤後れたりといへとも、前代泰時よりこのかた嫡子相續の掟あるを以、秋田城介時顯長崎入道圓喜これを守立んとす、文保元年二月、新倉郷七百貫の地を吉良龜松安堵す、亡夫藏人以來の本領なり、【水月古鑑】曰、武藏國新倉郷七百貫事、右可領知、亡父藏人依忠節、本領永不可有相違、仍執權如件、文保元二月十八日、吉良龜松殿、源朝臣、三月高時相摸守に任したれと、此人執權の器にあらず、【保曆間記】曰、三月任相摸守、頗亡氣の體にて、將軍家執權も叶難く見ゆ、されとも武藏守平泰時の時代より、法制の急寬其所を得、代々政道正直に行來りければ、治するに平かなる意味も侍り、爰に高時の管領長崎入道圓喜、老翁に依て子息左衛門尉高資に彼官職を譲り、父に背たる子なれば、天下萬民の歎おもりもて行、關東の侍共、嘉曆元年十月、鶴岡八幡宮相摸守等奉

行猿渡又三郎盛信と、須久毛郷田島を相論す相摸守守時執權相摸守高時、茲年三月 沙汰あらんとして、雙方早く和雍愛し守時其間に任す、【八幡宮文書】曰、鶴岡八幡宮事、□長守吉畢、與猿渡九郎三郎盛重(今者死去)子息又三郎盛信、相論武藏國須久毛郷田島事、右就訴陳狀、欲有其沙汰之處、今年八月二十日和與訖、則任狀可令領事也者、依鎌倉御下知如件、嘉曆元年十月十二日、相摸守平朝臣守時、按するに須久毛郷今其地を詳にせず、若くは入間郡勝呂郷の誤か、元徳二年八月、滿義君、將軍澤郷の田并在家を世良田長樂寺修理料に寄進せらる、【長樂寺所藏文書】曰、世良田長樂寺爲修理用送奉永代寄進武藏國比企郡南方將軍澤郷内、二子塚入道跡、在家一字并田三段、毎年所當八貫文事、右依爲氏寺、爲末代修理永代奉寄進者也、然者及子孫不可致違亂、背此之旨輩者、永可爲不孝仁、仍自筆之狀如件、元徳二年八月二日、源滿義、按するに滿義君は當代の御遠祖なり、前に出せし靜眞禪門の嫡孫なれば、先規に任せて、正慶元年二月武藏守貞時、六再び此狀を出されしならん、久良岐郡(稱名寺所藏文書)曰、武藏國六浦浦庄富田郷、金澤稱名寺に寄進す、庄富田郷、今者稱蒲里谷所者、爲不輪之地、永代奉寄當寺領云云、正慶元年二月十六日、稱名寺長老、武藏守貞時、按するに蒲は浦の誤ならん、同寺所藏正平廿六年寺領寄進狀に、釜利谷郷、應永三十一年の狀にも釜利屋郷に作り、今も赤井坂本宿の三村釜利の號を冠す、蒲釜通用 二年癸酉、新田小太郎義貞義兵を起すに及て、土崩瓦解す、世に是を元弘の亂と云り、【太平記】曰、新田小太郎義貞は、元弘三年癸酉三月十一日、先朝の論旨を賜、竊に謀叛の計略をそ運らされける懸念有とは思ひ寄す、相

撰入道は舍弟四郎左近大夫入道を京都に上せ、亂を鎮むへしとて、武藏上野以下の勢を催し、兵糧の夫役を懸られる、中にも新田庄世良田に有徳の者多しとて、六萬貫を五日か中に沙汰すへしと兩使を以堅く下知せらる、義貞人数を差向られ、兩使を捕へ首を斬て里中に懸らる、相摸入道大に怒て、即武藏上野の兩國の勢に仰て、新田太郎義貞、舍弟脇屋次郎義助を討て進すへしと御前にて旗を擧げ、綸旨を披て三度拜し、笠懸野へ打出らる、其勢百五十騎には過さりしか、越後の一族里見島山等二千騎計馳來、翌日後陣五千餘騎夥數馳來、同五月義貞當國に打入て、四方八百里に餘れる、按するに、一里を六町千八百町にして、今の百三十里餘に當る、記者曠野 武藏野に人馬共に充滿せり、九日、武藏國へ打越給ふに、紀五左衛門餘騎にて馳着たり、是より兵共催さる、に、來て日暮程に二十萬七千餘騎を並て控たり、されは四方八百里に餘れる武藏野に、人馬共に充滿て、身を側るに所なし、草の原より出る月は馬鞍の上にはのめきて、鎧の袖に傾けり、尾花か末を分る風は、旗の影をひらめかし、母衣の手解る事そなき、懸ければ國々の早馬鎌倉に急を告ること櫛の齒を引か如し、按するに義貞建武二年の奏狀、尊氏長男義詮等率百餘騎兵還入鎌倉者、六月三日也、義貞隨數百萬騎士、立亡囚徒者五月廿二日也と云云、【太平記】紀五左衛門かこと誤、鎌倉にては、評定有て十日の巳刻、金澤武藏守貞將下河邊に下る、九日評定有て、翌日巳刻に貞將に五萬餘騎の勢を附て敵の後攻をせよとなり、按するに下河邊は今の古河城の邊なり、かの地に廻りて新田に中入せんと計なるへし、一方には、櫻田治部大輔大將にて武上の勢六萬餘騎、上



路より入間川に向ふ、一方へは、貞國を大将にて長崎次郎高  
道に武藏上野兩國の勢六萬餘騎を相副て、上路より入間河へ向  
らる、是は水澤を前に當て、敵の渡さん處を討となり、承久以來  
今始て干戈を動す、珍さに此を、十一日鎌倉勢と義貞小  
手晴と出立たれば由々敷見物なり、  
差原に戦ひ、雌雄決せず、  
其勢雲霞の如く幾千萬と云敷を知す、櫻田長崎案に相違して進  
得ず、義貞忽に入間河を打渡り相戦事三十餘度、義貞兵三百餘騎  
討れ、鎌倉勢五百餘騎討  
死して日既に暮たり、軍は明日と約諾して、義貞三里引  
退て入間河に陣を取、鎌倉勢も三里引退て久米川に陣を  
取、相距其間を見渡せば三十餘町に足さりけり、  
文【太平記】の本文なり、相互に三里宛退きたらんには、其間六里  
なるへし、然とも路に屈曲あるへければ六里より近きの理なり、  
而見渡三十餘町と云、坂東道六町、明れば十二日、源氏早く  
を一里として記せしこと知へし、  
久米川の陣に押寄て戦ふ、長崎打負、分陪を差て引退く、  
源氏は平家に先をせられしと、久米川の陣へ推寄る、平家も待て  
利あるへしと相待とそみ交し寄合せて馳けれども、時の運にや  
よりけん平家多く亡にければ、長崎打負分陪を差て引退く、  
斯  
接するに多磨郡久米川より南の方分陪まで里數凡四里餘、  
て相摸入道の舍弟入道慧性大將軍として、十萬餘騎分陪  
に着しけるにぞ、十五日の戦義貞打負て、堀金に引退く、  
十二日の軍打負し由開ければ、相摸入道舍弟四郎左近大夫入道  
惠性を大將軍として、重て十萬餘騎、十四日夜半分陪に着、義貞  
は思も寄す十五日未明に分陪へ押寄ける、大敵しかも新すとい  
ひ先度の耻を雪めんと戦ひければ、義貞打負て堀金を指て引退

(戦の略分)

く、(増鏡)曰、高氏末の一族新田小四郎義貞と云者、高氏の子四  
つに成けるを大將軍にして、武藏國より軍を起しけり、此頃の東  
の將軍は守邦親王にて、御坐す、御後見仕高時入道貞顯入道城介  
入道圓明長崎入道圓基など云者とも、驚て高時が弟に泰家と云  
し入道したるを大將に下し、五月十四日鎌倉を立、頼朝時政より  
今に至る年月をつめり、繼なる新田など云國人にいかて、亡さる  
へきと覺えしに、程なく十五日敵既に鎌倉に近づく由開ゆ、(梅  
松論)曰、新田左衛門佐義貞多勢を引率して武藏に攻入間、當國  
軍兵も悉從附ける程に、五月十四日慧性を大將として武藏に發  
向す、同日山口庄の山野に陣を取云云、按するに今入間郡野口村  
永春庵城内に、此時戦死者菩提の碑あり、正面に元弘三年癸酉五  
月十五日と刻じ、右に飽間齋藤三郎藤原盛貞生年廿六、於武州府  
中五月十五日令打死、同孫七家行廿三同死、飽間孫三郎定長三十  
五於相州村岡十八日討死、當時の戦争想像すへし、野口と久米村  
の接界に將軍塚あり、義貞旗を植し所なりと云、府中より、爰に  
入間郡堀金迄北方六里餘を隔つ、又山口庄も入間郡に屬す、爰に  
三浦大和乎六左衛門義勝、大軍にて義貞の陣に參ける  
に依て、渠を先手として十六日の曉分陪河原に押寄る、敵  
は勝誇て備をなさりければ、忽敗北して鎌倉さして引  
て行、大將左近大夫入道も關戸邊、今按するに、多磨郡關戸  
にて既に討るべかりしか、漸く山内まで引入ぬ、(太平記)  
曰、義貞  
も爲方なく思ける處へ、三浦大和乎六左衛門義勝集て志あり  
しかは、相摸の勢六千餘騎十五日の曉景に馳參、義貞大に悦て今  
度の軍の成敗は義勝に許され、十六日寅刻に三浦四萬餘騎眞前  
に進て分陪河原へ押寄る、義貞追すかよて十萬餘騎を三手に分  
て、三方より同く間を作る、惠性驚て周章騒處へ三浦平六力を得  
て、江戸・豊嶋・葛西・河越・坂東の八平氏武藏の七黨を七手にな

し、如手輪造十文字に攻たりける、四郎左近大夫入道大勢なりと  
雖も、一時に破られて散々に鎌倉を差て引退、入道も關戸邊にて  
既に討れぬへく見へけるを、横溝八郎等百餘人を始とし、下道の  
て討死しける間に、入道恙なくして山内まで引入ける、  
大將金澤武藏守貞將は、さきに千葉介貞胤に當國鶴見に  
行逢、戦負て引入ける、(梅松論)曰、下の道の大将は武藏守  
義貞に同心の備有て攻上る間、武藏の鶴見の邊に於て和戦けれ  
か、是も打負て引退云云、按するに【太平記】にも此事を載たれ  
と、事記、  
義貞は關戸より進追て、鎌倉に入、二十一日  
極樂寺坂に打臨、然に南稻村崎俄に乾上げれば、兵共懸  
通て鎌倉に亂入す、金澤武藏守貞將は、今日山内の合戦  
に七ヶ所まで創を破て、相摸入道の御座す東勝寺へ打歸  
ければ、入道感謝し總て兩探題職に居らるべき御教書を  
成し、相摸守にぞ遷されける、貞將多年の所望氏族の規  
摸とする職なれば、冥土思出にもなれかしと、彼御教書  
を受取又戰場へ打出けるが、其御教書の裏に乘我百年命  
報君一日恩と大文字に書、是を鐙の引合に入て討死す、  
按するに、貞將が舊蹟今久良岐郡に存す(鎌倉九長崎次郎高重  
代記)に貞將詩文に長すとす、今求るに未得す、  
は、義貞と組て勝負を決せんと近づきけるを、先陣に控  
たる武藏の七黨三千餘騎、東西より引裏て討んとす、武  
藏國住人横山太郎重眞馬を進て近づく、長崎あはぬ敵ぞ  
と想ひ、弓手に相受兜の鉢を菱縫の板まに破着たりけれ

ば、二に成て失にけり、同國住人庄の三郎爲久或は續て  
懸寄る、長崎打咲黨の者共に組へくは、横山をも嫌はじ  
とて、爲久が鐙の上巻颯て中に提げ、弓杖五枚許安々と  
投渡す、其後主従八騎山内より引歸す、兒玉黨五百餘騎  
きたなし返せと匂ければ、高重見歸て山内より葛西谷郷  
まで十七度まで返合せて追退く、斯て高重は東勝寺に參  
て自殺す、由て相摸入道高時一族皆腹切て死し、北條氏  
亡、(太平記)曰、高重走返て早々御自害候へ高重先を仕んと、  
蓋三度傾、腹切て伏たり、其後相摸入道も腹切給へは、門  
葉總て二百八十三人我先に腹切て屋形に火を懸たり、此日元弘  
三年五月二十二日と申に、平家九代の繁昌一時に滅亡して、源  
氏多年の懐一朝、  
此日將軍は御落飾有て、遷出させ給へ  
り、(管領九代記)曰、新田小太郎義貞鎌倉に攻入しかは守邦親  
王は出家して遁出つ、程なく薨去し給ひき、(將軍家譜)  
曰、高時滅亡日、守邦親王出家、七月薨御、御年三十三歳云云、  
按するに親王延慶元年に七歳にて將軍職宣下有しと云に據は、  
今年實に三十二歳に當國は治承四年將軍源頼朝朝恩に依て  
ならせ給ひしなり、當國は治承四年將軍源頼朝朝恩に依て  
拜賜せられてより、頼家實朝二代の將軍に傳へ、(將軍次第)  
軍治合四續て二位尼・頼經・頼嗣・宗尊親王・惟康親王・久明  
十今年、續て二位尼・頼經・頼嗣・宗尊親王・惟康親王・久明  
親王・守邦親王まで弘三年百五十四年、管領せられしかと、  
頼經以下に至ては執權北條氏國務せしなるべし、  
留守所  
岩原源



八日代次郎兵衛尉雅忠が、府廳に此後舊に依て存せしなら  
如き北條氏被官なるへし、の傳に、其寺城は藤原秀  
郷が館蹟なりと、秀郷武藏守たりしなれば、此所乃府蹟なるか、  
又本町御殿蹟は、國造以來の府蹟なるを、東照宮眺望の美なるを  
以、行殿を造らしめ給ひしと云、此所は妙光院の西の平地にし  
て、高安寺より西に當る、想ふに慧性等が陣せしは府廳に在し  
か、又は大軍なれば分陪河原、六月三日、尊氏の息千壽王丸  
に野陣を張しし知へからず、

下野國より鎌倉に還入、【太平記】新田足利確執條曰、義貞關  
と思はれる處に、足利宰相中將義詮其頃千壽王丸とて三歳に  
成給しかば、軍散して後六月三日下野國より立歸て鎌倉に御  
座ける、父尊氏卿京都にして抽賞他に異なりと聞えける間、其方  
様の大將に屬したらん者そ、輒く上聞に達して恩賞をも給はら  
んとすると思けるにや、唯今迄義貞に付ける東八ヶ國の兵共、次  
第に心替して大半は義詮の手に屬しける、義貞は憤て已に、  
鎌倉にて合戦を致さんとせられけるか、上聞を擧て黙止されぬ、  
是より新田足利一家の好む忘れて、怨敵の思ひを成ける云云、  
其後恩賞行はるゝ時、當國は足利治部大輔尊氏に行はる、  
天下安鎮法條曰、元弘三年、新田左兵衛佐義貞舍弟右衛門佐義  
助十千餘騎にて上洛せらる、先大功の報抽賞行はるへしとて、足  
利治部大輔尊氏に武藏常陸下總三ヶ國、新田左中將義貞に上野  
播磨兩國を行はれる、建武二年十一月義貞奉狀曰、尊氏總存嬌  
卿忿曰、尊氏申賜東八ヶ國管領更不叙用、爰に於て、尊氏の  
臣高師直をして守たらしむ、按するに、當時未揚名守ある  
長臣武藏守に任する時は、國務を沙汰せしこと疑なし、【太平記】  
に云、後醍醐天皇新政のことと中納言藤原論奏せし由を載、其略

に國々は守護威を失ひ、國司權を重す、依之非職凡卑の日代等、  
貞應より後新立の庄園を没倒して、在廳官人檢非違使健兒所等  
に至るまで、過分の勢を高くせり、加之諸國御家人の稱號は、頼  
朝卿の時より有て年久き武名なるを、始て其名字を止られぬれ  
は、大名高家いつしか凡民の類に同じ、其憤幾千萬とか知んと云  
云、按するに天下他國の様、此奏言にて察すへし、然るに當國は  
因循して武家の分國なる時、十二月鎌倉には朝敵殘黨の鎮と  
して、第八宮成良親王を將軍として置參らせ、左馬頭直  
義執權たり、中先代蜂起條曰、今天下無事なりと雖も、朝敵  
へしとて、第八宮を征夷將軍に成奉て鎌倉に置參せられ、足利  
左馬頭直義其執權として東國の成敗を司れとも、法令皆舊を改  
めず、【保曆間記】曰、十二月主上の宮成良親王と申に、尊氏舍弟  
左馬頭直義相副て、關東八箇國の爲守護御下向あり、是を鎌倉將  
軍と申ける、按するに【九代後記】建武元年八月、恩田御  
厨内田島郷田在家等を長福寺領に宛行はる、【圓覺寺文書】  
寺長福寺領、武藏國恩田御厨内田島郷田在家事、任被仰下旨、平  
戸四郎太郎相共在彼所、相觸上壁屋左衛門次郎之任下知狀旨、於  
下地者、奉渡寺家雜掌祖廣之狀畢、仍渡狀附件、建武元年八月十  
日、藤原綱長花押、按するに同文書曆應四年八月長福寺亂妨禁制  
の文に、武藏國長福寺領同國田島郷と記しなれば、長福寺當國な  
りし事は、論なし、又貞和五年長樂寺前住塔所寄進狀には、武藏國  
津田郷恩田御厨内田島郷内田一町一段在家一宇者、雖爲二年二  
月、足立郡箕田郷を鎌倉極樂寺新宮社に寄進せり、【極樂  
藏文書】曰、御寄進于極樂寺新宮社武藏國足立郡箕田郷内岩佐七  
郎知行地事、任被仰下之旨、金井八郎相共在彼知行分、所奉打渡

百貫文地今富西方村、於當寺僧道哉上人御持、七月故高時息  
之狀如件、建武二年二月十四日、右馬允政季、

相撲次郎時行、信濃國に蜂起して鎌倉に攻入んとす、直  
義當國に迎戦て利あらず、一族澁川刑部大輔及小山判官  
秀朝等支へんとし皆戦死す、【太平記】曰、故相撲入道の弟  
に在けるか、還俗して京に上り、西園寺公宗を憑み田舎侍の體に  
てそ居たりける、公宗大政大臣に至一品の位なきはめ給ふ事、關  
東の厚恩なりと、故入道が一族を再び天下の權を執せ、四海を掌  
握せはやと思はれ、左近大夫入道を還俗させ、刑部少輔時興と名  
を替て、謀反の計を廻さる、依て其甥相撲次郎時行を關東の大將  
として、甲斐・信濃・武藏・相摸の勢を附んとす、斯て時行兵五萬  
餘俄に信濃國より越て鎌倉に責上る、澁川刑部大輔・小山判官秀  
朝武藏國に出合て支へんとしけるか、共に戰利なくして所々に  
て自害し、郎從三百餘人兩所にして討にけり、直義朝臣中々戰  
ことあたはず、將軍の宮を具足し奉て八月廿六日鎌倉を落給  
ひける、足利尊氏後に佐竹上總入道に與る書に曰、七月廿四日武  
藏國鶴見合戦の時、子息五郎義直被打死、殊所感思召也云云、義  
直の打死せしは此時なるへし、又【保曆間記】曰、建武三年七月  
に高時の息勝長壽丸、信濃國の勢を語て鎌倉へ攻上る、直義武藏  
國へ打出る所に、凶徒多勢にて合戦す、直義一族澁川刑部  
少輔時興等討死す、其間に成良親王并直義京都へ落上けり、足  
利宰相尊氏に東八箇國の管領の 給旨を下されて、凶徒  
征削を命せられ、發向して凶徒等を悉く滅畢ぬ、【太平  
記】曰、直義矢作より早馬を立られけるに依て、諸卿議奏有て足利宰相  
相高氏を討手に下さる、申請る旨に任て左右なく勅許有て、征夷  
將軍の事は關東靜謐の忠に依へし、東八ヶ國管領の事は、先子細  
有へからずとて給旨を成れ、御諱の字を下されて尊氏と名乗れ  
ける、尊氏卿八ヶ國の管領所望叶ひ、將軍の事も勅約有ければ、  
時日を廻さず下向あり、直義と共に鎌倉に發向す、十七度の戦に

打勝、大御堂にて凶徒滅亡し、尊氏卿の威、尊氏有功の諸士  
勢自然に重く成て、武家と云名は立にけれ、關東靜謐しければ、勅約  
に忠賞を行ふに及て、先に國中にて新田一族の拜領せし  
所々を皆闕所して給人を附らる、關東靜謐しければ、勅約  
て、未宣旨も下らざるに、門下の人々は押して足利征夷將軍とそ申  
ける、就中東八ヶ國の管領は、勅許有し事なればとて、今度忠有  
輩に恩賞を行けるに、武藏・相摸・上總・下總に新田の一族共先立  
て拜領したりける所々を、皆闕所になして、悉く給人を付らる、  
依て新田足利確執止時なし、奏狀を捧く義貞も、同、八月、又  
く奏狀を奉る諸卿會議有て尊氏が罪科に一同せらる、八月、又  
佐々目郷を鶴岡八幡宮に寄進せらる、【八幡文書】曰、武藏  
知行方、右爲鶴岡不冷座本地供料、所奉寄之狀如件、建武二年八  
月廿七日、源朝臣、按するに佐々目は足立郡に屬す、尊氏今度戰  
功の報賽にこの十一月、中務宗良親王關東管領の勅あり、  
寄附ありし歟、十一月、中務宗良親王關東管領の勅あり、  
【太平記】曰、諸卿重て會議有て、一宮中務親王を東國の管領にな  
し奉、新田左兵衛督義貞を討手の大將と定て、國々の大名共をそ  
副られける、十九日午刻に大將軍義貞都を立給ふ、其勢の中河越  
三河守兒玉の庄の左衛門尉、荏原下總守・高田薩摩守義遠・藤田  
三郎左衛門・難波備前守・葛貫大膳、鎌倉には、細川阿波守・佐  
々木道譽等左馬頭直義を勸て、勢を催して參州まで出張  
す、當國の諸黨も其中に在、義貞朝臣と戦て敗北す、  
尊氏は、君に向奉て弓を引矢を放へからず子細を陳し申んと  
給へとも、細川阿波守佐々木佐渡判官入道道譽左馬頭殿の味方  
に參て評定し、一合戦して運の程を見んと、鎌倉を立、相從人々  
に兒玉・猪俣・横山等其外坂東八平氏、武藏七黨を始として、十一  
月廿四日に矢矧の東宿に着にけり、又當國矢野伊賀入道善久  
二十五日義貞と戦て鎌倉敗軍せり、



跡所領四ヶ所を、岩松兵部大輔經家跡代官頼圓定順等に渡さしめらる、〔岩松文書〕曰、武藏國內矢野伊賀入道善久跡所領事、合一所、小泉郷男舎郡内、一所須江郷比企郡内、一所片揚郷足立郡内、一所久米宿在家六間、多東郡内、右任御下交并御施行之旨、奉打渡岩松兵部大輔經家跡御代官頼圓定順等候畢、仍渡狀如件、建武二年十一月九日、橋行貞、按するに小泉今は大里郡に屬す、多東は當時多磨郡を東西に分ちし稱呼、同月中務卿親王伊豆府にて手分せらる、大手の軍始り、當國兵士働あれ共、義貞終に利あらず、〔太平記〕曰、十二日午刻軍始る、千葉守都宮河越高山エイヤを出して責上る、道場坊助の註記祐覺と云、山法師、兒十人同宿三十人作花を真向にさ、せて進みけるを、武藏相摸のふひす共兒とないはせそと散々に射る、兒共深手負て篠原の上におたりける、猪俣横山の兵共百餘人拔連て打て下る、同宿三十人手負を飛越して火の出る迄戦ひ、麓に下るを、義貞勢在原下總守・高田藤原守義道・葦城六郎・藤田六郎左衛門尉・阿波新左衛門・同四郎左衛門尉・栗生左衛門・篠塚伊賀守・難波備前守・河越三河守・長濱次郎左衛門尉・高山遠江守・南田四郎左衛門尉・青木五郎左衛門尉・同七郎左衛門尉・山上六郎左衛門尉とて黨を結ひたる精兵射手十六人同進退す、義貞勝に乗て打向せける時、村上河内守等五百餘騎にて義貞を追下す、中書王の御勢も數度の合戦に若干打れて佐野原へ引退く、仁木・細川・高・上杉武藏相摸の十二月尊氏直義京に向て發向す、鎌倉には千壽王丸を留守とす、〔九代後記〕曰、尊氏直を鎌倉留守、延元元年正月、官軍と將軍と大渡に戦ふ、時將軍の執事武藏守師直指揮して、國兵筏を組て渡らんと

して皆水中に没す、〔太平記〕曰、明は正月九日、將軍は十萬騎大渡の西の橋爪に押寄、官軍より渡なる淵河なりとも渡さてや有へきと打入んとす、執事武藏守師直馳廻て在家を壞たしめ、筏を組たりける、武藏相摸の兵五百人これに乗て渡けるか、竿も留らず五百人皆水に溺れて死にけり、尊氏將軍は、合戦に利を得て入洛し、八月豊仁親王を王位に定め奉る、光明院是なり、六月晦日山門の合戦に利を得て、將軍の勢日々に重く、八月十五日に後伏見院第二皇太子豊仁の親王を王位に定奉る、先帝は花山院の御幽居に御座せしか、八月二十八日の夜吉野に潜幸あり、主上、尊氏卿の偽を御憑有て、山門より還幸なりしを、花山院の故宮に押籠られさせ給ふ、富樫介が申すにより、八月廿八日の夜吉野に潜幸あり、三種の神器を、此に於て天下二分して南北二朝となる、當國の諸家或は北朝に歸し、或は南朝に屬す、二年七月圓覺寺領江戸郷前島以下知行すべきの旨、鎌倉より下知す、〔圓覺寺文書〕曰、當寺領武藏國江戸郷内前島地頭職事、任去々年十一月八日官符、并關東安堵等、可令知行給之狀如件、建武四年七月十日、左馬頭直義、謹上圓覺寺長老、按するに同寺所藏應永二十六年の文書には、武藏國江戸前島内森本村、同國丸子保内平間郷半分と記し、末に任永仁嘉曆建長二年官符、同五年八月口等知行不可有相違とあり、前島森本の地今考へからず、若くは大迄の内なるへし、曆應元年奥州國司北畠相顯家卿、靈山の城に在て、義貞朝臣北國に打出たりと聞、軍兵を催し鎌倉を責落すへしとて、八月十九日打立て下野國に打越、

鎌倉よりは上杉民部大夫等當國に押出して、利根川を前に當て對陣す、當國の兵も其手に加はる、〔太平記〕曰、奥州に納言顯家卿、去元弘三年正月上洛せられ、義貞に力を加へ尊氏卿を西海に漂はせし、無雙の功なりとて、鎮守府將軍に成して奥州に下されたり、翌年君は花山院に幽閉せられ給ひ、義貞朝臣自害の後伊達郡靈山の城一を守ておはしけるか、主上吉野へ潜幸、義貞は北國へ打出たりと披露ありければ、又催促に従ふ人多かりけり、國司則十萬餘騎にて八月十九日白河關を立て下野國へ打越給ふ、鎌倉管領足利左馬頭義詮聞て、上杉民部大輔細川阿波守高和守其外武藏相摸の勢八萬餘騎利根川にて支へらる、國司の兵長井齋藤別當實永、急流を渡て先をかけ、士卒續て打越、鎌倉勢を追立つ別當が第二人は急流に溺死す、斯て國司は當國の府に五日留宿す、時節の時雨に水増けれにけり、爰に國司の兵に長井齋藤別當實永と云者あり、敵に先渡されしと打立けるを、部井十郎高木三郎少も見つくるは、瀧と打入て渡したる、別當舍弟豊後次郎兄弟二人、人の渡したる所は高名ならずと三町許上なる瀧を渡て、逆巻波に巻入らる、戸は急流の底に漂と云とも、其名は永く武を九泉の先に耀す、扱この鬘髮染て討死せし實盛か末とは覺たれ、奥州勢十萬餘騎一度に打入て渡せば、鎌倉勢八萬餘騎同渡合、河中にて勝負せんとす、先陣三千筏を押破られて浮沈す、後陣を見て引返し平野に支けるか、懸散されて皆鎌倉へ引返す、國司漸強大に成、武藏の府に五ヶ日逗留して、鎌倉の標を伺給ふ處に、宇都宮左少將公綱紀清兩黨千餘騎にて國司に馳加はる、按するに、當時府の存亡知へからずと雖、下文にも當國守護代など事見ゆれば、府廳の構へは存せし、左中將義貞次男新田德壽丸、上野國より起て入間河に著到を附く、新田左中將義貞の次男德壽丸、上野國より起て二萬餘騎武藏國へ打越て入間河にて著

到を附け、國司の合戦延引せば待すして鎌倉を責へしと相謀る、按するに此地國內に在て眼目の地なれば、陣せしにや、此時のみならず陣營となりし事往々見ゆ、甚氏に至ては入間川殿とも號せしなり、されは要害なと拂しなるへけれど、今土地にては其舊蹟を、鎌倉には左馬頭義詮東國の管領として御坐せし傳へす、鎌倉の大將左馬か、三方の敵を支兼て散々に落られける、頭殿は、纒に十歳なりけるか、苟も義詮東國の管領として在なから、一軍もせさらんには後難遁かたしと、鎌倉に櫛籠る、國司中納言新田德壽丸、相摸次郎時行宇都宮紀清兩黨都合十萬餘騎、十二月廿八日際し合て寄たりける、鎌倉よりは四手に分て一日支へ戦けるか、軍破れて大將を具足し思々に落られ、江戸・葛西及七黨等官方東國宮方に附くと雲霞の如し、江戸・葛西及七黨等官方に屬せずして、將軍に心を寄るもあり、鎌倉の軍に打負しり鎌倉へ押渡り、武藏相摸の勢を催に、國司の方へ付さりつる江戸葛西坂東の八平氏武藏七黨等三萬餘騎にて馳來り、國司の跡を追て、二年閏七月、宮方にては義貞朝臣越前にて自害せられし後、息左兵衛佐義興相摸左馬權頭時行に東八ヶ國を打平げよとて、當國相摸の間に下向せしめらる、第八宮の七歳にならせ給を冠めさせて、奥州へそ下し進らせられ、新田左兵衛佐義興・相摸權頭時行二人をば東八ヶ國を打平げて、宮に力を副奉れとて武藏相摸の間へそ下されける、伊勢大湊より九月十二日に帆を飛ばす、海風俄に吹新田左兵衛佐義興は石濱より揚られけるか、行方もなく失にけり、左馬頭時行は難風以前に遠江國足馬宿より揚り、伊非介高顯か城に籠られける、按するに、石濱は豊嶋郡の屬、八月吉野帝、先に崩御ありしかば、官今の橋場町是なり、



軍には故左中將義貞の家嫡義宗は當國に在しなり、吉野  
 延元三年八月十六日の寅刻に、御歳五十二にして遂に崩御なり  
 けり、勅を遺され第八宮を御位に即通せ、朝敵退伐の御本意を遂  
 らるへしとなり、彌命を輕せん官軍を數ふるに、上野國に新田  
 左中將義貞の長男左兵衛佐義興、武藏國に其家嫡左中將義宗、  
 三年、畑六郎左衛門時能は、小勢を以て鷹巢に籠城す、討手  
 大勢攻下、柚山の城被落、越前・加賀・能登・越中・若狭五國の間に  
 宮方は鷹巢城許残り、足利尾張守高經、高上野介師重兩將七  
 千餘騎四邊を圍む、畑六郎左衛門と申は武藏國住人、歳十六の時  
 より好相撲取けるか、坂東八箇國に更に勝者無りけり、腕の力筋  
 太して、股の材肉厚し、後信濃國に移住、山野江海魚獵を事と  
 し、馬に乗て惡所岩石を落す事、神變を得、彼が甥に所大夫房  
 快と云惡僧あり、又中間に惡八郎とて缺唇なる大力あり、大獅  
 子と名付たる不思議の犬あり、間にたにあれば、様々質を替て敵  
 の向城に忍入、件の大を先立て隙を伺ふ、數千の敵軍驚駭て城を  
 落されけり、寄手に上木九郎家光と云者、元は新田左中將の侍な  
 り、數百石の兵糧を通して畑に通ずと云聞有、上木口惜思て二  
 月二十七日早且に一族二百人鷹巢城の坂十八町を賣上る、畑六  
 郎・所大夫房快舞惡八郎・鶴澤源藏人・長尾新左衛門・兒玉五郎左  
 衛門五人の者共、左右八方に返し、飯て進み散々に切廻る、其後  
 は彌寄手攻上らず、畑思案して今一度天運を見んと十月二十一日  
 夜半豊原の北に當たる伊地の山に打上て旗を立て、尾張守高經  
 原平泉寺の衆徒と心得て、廿二日二千餘にて押寄たり、畑は不劣  
 兵十六人隨て畑將軍此にあり、尾張守は何くに坐すそと呼て懸  
 入、萬卒忽馬の足立兼たり、高經云、甲斐なき者共哉、あれ程の  
 小勢を見て引事や有と、透間も無そ下知せられける、されとも畑  
 か勇氣に三軍も當り難く見えければ、尾張守が三千餘騎河より  
 向へ引退く、畑は歸て兵を集るに、五騎討れ九人は痛手負たり、  
 中にも快舞は七所の痛手にて、日暮程に死にける、畑は肩先へ  
 白羽の矢一筋射籠られ、鐵更にぬけす、三日の間に吠へ死にこそ

失に、九月細川刑部大輔頼春世田城を陥る、將卒皆死す、  
 但篠塚伊賀守寄手を破て走出、大將細川頼春、驅て大縮左  
 馬助か世田の城へ寄、八月  
 廿四日より晝夜責む、九月三日の曉左馬助主從十七騎打出て、敵  
 伊賀守一人四尺三寸の太刀に、八尺餘の金撮棒を脇に挿て、大音  
 揚て高山庄司次郎重忠に六代の孫武藏國に生長て、新田殿に一  
 人當千と恐れたりし篠塚伊賀守安にありと、百騎許扣たる中へ  
 走り懸る、其勢東西へ颯と引退て通しける、篠塚馬にも乗す弓矢  
 も持たぬ只一人なれば、何程の事や有へきと、藤橋伴の者共二百  
 餘騎跡に付て追懸る、篠塚些も懸かす、小歌にて閑々と六里の道  
 を落行、夜半計に今張にそ着たりける、隱岐島へ落はやく敵の乗  
 棄て水主許殘たる船に、胃着ながら五町許遊き、岸破と飛乗二十  
 人して立たる碇を安々と引擧、四五寸の橋を輕々と推立、屋形  
 の内に高枕して船腔かきて臥たりける、水主梶取恐怖して、順風  
 に帆を懸て隠、四年四月、比企郡大塚郷に制札を出さる、  
 鎌倉五大堂(明王院所藏文書)曰、制札新尺迦堂鎮武藏國比企郡大  
 塚郷事、於彼所不可致濫妨狼籍、若令違犯者、可有其咎之狀如件、  
 曆應四年、貞和元年八月新田左衛門佐義治、京にて將軍  
 を夜討にせんとす、逆寄に打れて敗するに及て、與黨中  
 河旬新左衛門高遠幸ふして遁れ去、門佐義治大將軍として  
 京都へ上り、將軍同左兵衛督以下高上杉を夜討にせんとす、前日  
 如何して聞へけん、所司代都筑入道忍共義治が四條壬生の宿へ  
 未明に押寄、與黨人散々に成ければ、大將義治信濃國へ落行、與  
 黨は皆討れける中、武藏國住人河旬の新左衛門高遠只一人地蔵  
 菩薩の命に代らせ給、五年、鎌倉には將軍の三男左馬頭基

氏朝臣を東國の管領として、兩執事上杉民部大輔憲顯高  
 播磨守師冬を添らる、高播磨守師冬は、師直が猶子なりしと、  
 へ下したりしかは、上杉民部大輔と相共に東國の管領にて、勢八  
 箇國に振へり、〔九代後記〕曰、貞和五年基氏鎌倉下向于時十歳、  
 觀應元年十二月民部大輔憲顯、事を左右に寄て上野國に  
 下着し、當國に打越て黨々を集め、師冬を討んとす、師  
 冬信州に遁て死す、〔太平記〕曰、上杉民部大輔の養子左衛門藏  
 人父が代官にて、上野國の守護にて候し  
 か、謀反を起て師小路殿方を仕由開し間、父民部大輔是を誅んた  
 め下向の由稱して上野に下着し、左衛門藏人と同心して武藏國  
 へ打越、坂東八平氏武藏の七黨付順ふ、播磨守師冬是を聞て八ヶ  
 國の勢を催さる、に、一騎も馳寄らず、左馬頭殿を先立進て上杉  
 を退治せんとす、兵とも心替して左馬頭殿を奪奉る、是より上杉  
 に綱勢加はり、播州には附順者も候はざりし間、甲斐國に落、敵  
 訪の祝部責候し、二年正月基氏判始、〔九代後記〕曰、世谷原  
 かは腹切て失ぬ、にて旗を揚るにより、  
 正月五日元服以、入道惠源宮方に参りし時、武藏守師直は  
 前に此儀あり、敵にはあらて將軍と武藏守師直とが二萬  
 餘にて上洛し給、宮方桃井か陣に向ひしは、仁木細川武藏  
 守頼之等なり、將軍方阿保肥前守勇を奮ふ、桃井は東山を  
 茂川を前に堺て在、桃井か扇一撥の中より秋山藏人進出て西頭  
 に馬を引へたる、仁木細川武藏守か内丹の黨に阿保肥前守忠實、  
 東國に居住して山野の獸を道、江河の鱗を漁て、元弘以後三百餘  
 ヲ度強を破り堅を砕く、秋山と三度合て三度別る、秋山は棒を切  
 折られ、阿保は太刀を折れて相別る、按するに、此時頼之武藏守  
 と稱して、其手に丹黨阿保屬すといへば、當國の將軍方をは此人

指揮せし歟、高細川兩武藏守あり、下條頼之管領の職記に據は、  
 是追善の誤りなり、兎角此頃當國宮方と將軍方と黨を分ちたれ  
 は、是等揚名のへし、二月尊氏師直は石堂愛曾等と對陣し、去  
 守の始なるへし、二月尊氏師直は石堂愛曾等と對陣し、去  
 程に、石堂右馬頭愛曾伊勢守播磨の光明寺に陣を取、二月三日將軍  
 は曳尾に陣取師直は泣尾に陣をとる、名詮自性の義忌はしくに  
 そ聞、御影の渡にて合戦あり、當國の士彼是敗死す、七  
 日の夜、將軍執事御影の渡に打寄て、大手搦手二手に分て、一軍  
 は大手より始り、高山か陣へ押寄、高山か勢に懸られて寄手一度  
 に引たり、石堂右馬頭は二十町を隔たれば、矢の一も射さるに捨  
 鞭打て逃たり、梶原孫六同彈正忠二人大手の勢の中に在て、六七  
 町落たりしか、取て返し夜に入て孫六は將軍の御陣へそ参りた  
 り、彈正は七八度戦ひ、藤田小次郎と猪股彈正左衛門とに取籠ら  
 れて討れ、九月賀美郡長濱郷を世良田長樂寺に、鎌倉より  
 寄進す、〔長樂寺文書〕曰、寄進世良田長樂寺、武藏國賀美郡長  
 濱郷事、右爲當寺領所寄附也者、守先例可被致沙汰之  
 狀、依仰奉寄如件、觀應二年九、十月足利將軍鎌倉に下り、  
 惠源を征せんとす、猪俣黨赴て將軍に屬せんとす、〔太平  
 記〕曰  
 十三日、重て直義入道追討の宣旨下り、將軍已に駿河國に着給、  
 薩埵山にて宇都宮が參るを待給ふ、宇都宮は十二月十五日國を  
 入道子息出雲守等相從て、十六日天明の宿に打出たり、十一月  
 薩埵山にて鎌倉方と將軍方と合戦あり、兒玉黨の人々多  
 く打死す、宇都宮薩埵山に近付ぬ先に責落すへしと申ければ、  
 野より寄、今河上總介等と戦ひ、大類彈正富田、十二月、高麗



彦四郎經澄も將軍方とて鬼窪より府中に向はんとし、按ずるに、下文「太平記」に據れば、上杉氏守護代吉江中務住せしなり、途中羽根倉にて上杉方と戦ひ、難波田九郎三郎を討取、阿須垣原に宿陣し、寄手吉江新左衛門を討取、按ずるに「太平記」に守護代吉江中務野與務新左衛門同族に、明日府中に押寄て敵を追落し、進で小澤の城を焼拂ふ、高麗郡新堀村文書全文後に出す「太平記」曰、

間に在て、吉野の勅を蒙て義兵を起し、國人多く催促に應ず、「太平記」曰、故新田左中將義貞の嫡子、左兵衛佐義興、濃越後の間在所を定め、身を窺す所に、吉野殿より由良新左衛門入道信阿を勅使にて、南方と義詮合體は暫時の謀なり、早義兵を起て、尊氏を討討すべしと信阿馳下廻文を以東八ヶ國に觸廻る間、同心の族八百人に及び、中にも石堂四郎入道は薩埵山にて打負、あはれ謀反の人もあれかしと思所、新田左兵衛佐同少將の許より狀を通したれば悦て同心してけり、又三浦介兼光判官二階堂下野二郎小供宮内少輔も高倉殿方にて打負降人となり口惜思所に、兩新田源思由を悦て與力してけり、此人々評定しけるは、新田旗を擧げ、將軍は關戸入間川邊に出給はん、我等わさと馬廻に引へて合戦最中に將軍を取籠て打とりて御陣へ參るべしと、新田方へ相圖を定む、按ずるに新田義宗南朝に在て少將に任して武藏守を兼ねるときは、當國を平治して守護すへきの勅ありしなる、二月、稻毛庄坂出郷を美作左衛門大夫家泰に將軍より賜ふ、本日氏所藏尊氏袖文書曰、下美作左衛門大夫家泰、

柄山道落御等舉、今年正月二日馳參伊豆國府、至于鎌倉御供仕舉、右軍忠之次第如斯、正平七年正月、承了花押、又同文書に、下高麗彦四郎經澄、可令早領知武藏國高麗郡内高麗三郎兵衛尉跡地頭職事、右爲勳功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之狀如件、正平七年閏二月、新田左兵衛佐義興、少將義宗、左衛門佐義治當國へ打越、兒玉黨・丹黨・西黨・東黨・私市・村山・横山黨皆従ふ、「關大曆」曰、閏二月十九日武藏守義宗奏狀對治國中因徒、同日打越武州、打從當國因徒云云、此時義宗武州前守護代藥師寺一類を打取る、「太平記」曰、新田義興・義宗・義治八日手勢八百餘騎西上野に打出らる、是を聞て國々より集る人々の内、兒玉黨には淺羽・四方田・庄・櫻井・若兒玉等、丹黨には安保信濃守・子息修理亮・合第六郎左衛門・加治豐後守・同丹内左衛門・勅使河原丹七郎・西の黨・東黨・熊谷・太田・平山・私市・村山・横山・猪俣黨以下十餘騎、所々に火を懸て武藏國へ打越す、按ずるに「關大曆」に義宗の奏狀を引時は、其説尤確實なり、「太平記」に八日に作るは、十七日、將軍三千餘騎神奈川に下り逗留何の據あるにや、十七日、將軍三千餘騎神奈川に下り逗留せらる、三宮細四郎元胤・高麗四郎左衛門尉季澄・新曾彦太郎光供奉仕云云、「太平記」曰、同三月十七日將軍家武州御下向之時、其勢三千餘騎、他の勢を交へず、久米川に一日逗留し給ふ、按ずるに「太平記」十七日を十六日と、十八日武藏守義宗鎌倉に入らんとす、尊氏神奈川に在と聞て果さず、明日神奈川に向はんとす、義宗奏狀曰、十八日攻入鎌倉之處、尊氏以下九日發向、十九日尊氏神奈川を發して關戸に至る、今年三月平太秋秋軍忠書上云、最前馳參御方、去月十九日自武州鶴見宿馳參關戸云云、「關大曆」曰、尊氏武州狩野川の城に橋籠、十九日義

宗狩野川へ打向ふ、「太平記」曰、河越彈正少弼・同上野介・同唐子十郎左衛門・江戶遠江守・同下野守・同上野介・同修理亮・高坂兵部大輔・同下野守・同下總守・同掃部助・豐島彈正左衛門・同兵庫助・瓦葺出雲守・見田常陸介・古尼谷民部大輔・長峯石見守都合其勢八百餘騎、將軍の陣へ馳參り、將軍方石堂四郎入道等が謀反露顯しければ、三浦葦名等と夜中に關戸を去て落行けり、石堂四郎入道子息右馬頭を呼て、陰謀を告、我旗の趣に順ふべしと云ければ、大に氣色を損して將軍の御陣へ參られける、父の禪門興をさまし、三浦葦名二階堂等三千餘騎を引、二十日、將軍尊氏武藏野に打出、新田武藏守義宗等と戦ふ、三宮か上に曰、閏二月二十日金井原合戦に、細四郎元胤忠節致云云、新堀村文書に、八文字一揆高麗四郎左衛門尉季澄、二十日金井原御合戦之時、藥師寺加賀權守入道合同道至散々大刀討云云、松井軍忠書上に、彈正忠助宗二十日人見原合戦致忠節畢、新曾申狀に曰、人見原合戦抽軍忠云云、按ずるに「太平記」には、此日及下文に十八日の合戦を通して一時とし、今日に係るは疎漏なり、以上の文書明證とすへし、又按ずるに、或は人見と記し、或は金井とす、今土地を經歷するに、人見は府より稍東にして程近し、其隣村に小金井村あり、故に當時金井原とも人見原とも云しならん、按ずるに皆武藏野の内なり、二十八日再び小手差原に戦ふ、新田方大に尊氏の陣を敗る、三宮書上八日小手差原、細四郎元胤合戦致忠節、松井書上に、彈正忠助宗二十八日龍手指原合戦、至極致忠節、新堀村文書に、高麗四郎左衛門尉季澄二十八日於高麗原抽忠功、新曾申狀に、彦太郎光久入間河原御合戦之御供仕候條無其隱云云、「太平記」曰、閏二月二十日辰刻に、將軍武藏野小手差原へ打臨給ふ、新田の人々一方の大將に新田武藏守義宗、五萬餘騎にて白旗中黒、頭黒團扇の旗は兒



玉黨、坂東平氏は赤し、一揆を五手に分て五ヶ所に陣す、一方には新田右兵衛佐義興を大将にて其勢二萬餘騎、かたはみ鷹羽一文字十五夜の月弓一揆は五手に一揆して、四方六里にひかへたり、一方には脇屋右衛門佐義治大将にて二萬餘騎、大旗小旗下濃の旗、一揆、母衣一揆、足も五ヶ所に陣を張り、射手をは左右にすゝめて、懸手は後に引へたり、將軍方十萬五手に分て中道より寄らる、先陣は平一揆三萬餘、二陣は白旗一揆二萬餘、三陣は花一揆命鶴を大将として六千餘騎、四陣は御所一揆三萬餘騎將軍を守護す、五陣は仁木左京大夫頼章、命弟後守義長、三男修理亮義氏其勢三千餘、兩家の軍勢小手差原に臨み時をつくる、一番に新田義興と平一揆懸合戦して左右へ引兩方打る、もの八百餘人、二番に脇屋左衛門佐と白旗一揆と東西より懸て七八度懸て東西へかかる、敵味方打る、者五百餘人、三番に襲場の命鶴先懸て花一揆追たり、義宗是を見て團扇の旗は風を含める物なり、花一揆を散さんとて兒玉黨七千餘騎を差向らる、花一揆皆若武者なれば、思慮もなく懸て兒玉黨にもみ立られはつと引、將軍の後に扣をばする真中へ、ほし落、敵は勝に乗て追かくる、將軍の十萬騎も、引立られて後を顧みず、武藏守義宗旗より先に進て、只今尊氏が首取て軍門に曝さずは河を期すへきと、引兩の大旗に付て、いづく迄も追懸給ふ、小手差原より石濱まで坂東道四十六里を片時か間に追懸給ふ、將軍石濱にては腹切んとし給けるを、近習の侍廿餘騎返合て、川中に討死す、其間に將軍急に通て向の岸に懸上給ふ、落着敵は三萬餘騎、追懸る勢は五百餘騎、川向の岸高して屏風か立たる如なるに、敵軍を先途と支たり、日己に西のさかりに成て河の淵瀬も見え分れば、武藏守義宗つゝ、ひて渡に及ばず、牙を嚙て木の陣へ引返さる、左兵衛佐義興と脇屋左衛門佐義治とは一所に成て、白旗一揆が北に分て引けるを、將軍ならんと五十餘町追進所、陣參の者ともか馬よけりなり對面會釋しける間に、軍勢は皆東西へ隔り、義興義治は僅に三百餘に成けるを、仁木左京大夫頼章天の與と悦て、三治餘騎一手に成て押寄たり、義興義治懸合んとすれども、強陣勢堅くして氣疲て東を指て落て行廿餘町、落延て誰か打れたると數ふ

るに百騎餘打れて二百騎に足すそ成にける、武藏守は將軍をば打漏しぬ、已に日晚ぬれば小手差原へ打歸、兵衛佐殿か問玉へは、兵衛佐殿脇屋殿は一所にて仁木殿に打負て東方へ落させ給るなりと答ける、先に見えたる勢は敵か味方かと問に、仁木殿兄弟白旗一揆の者共か焼なり、小勢にて此邊に御坐叶かた、夜に紛れて笛吹か嵩の方に落給ふ、按するに三宮等か數通の文書に據に、小手差原合戦は二十八日なる事明なり、此原を或は高麗原又入間河原とも云は、數郡に跨りし原なればなり、今河越城南少し隔て、小手差原明あり、小手差原と云るは其邊の明にて、元一圓の原を種々に呼へるなり、新田左兵衛佐脇屋右衛門佐二人は、二百餘騎にて鎌倉に打入、左馬頭基氏に逢んと關戸にかゝり、石堂入道三浦介等に行逢て大に力を得たり、新田右兵衛佐脇屋左衛門二人は、二百餘騎は、鎌倉に打入て足利左馬頭に逢て命を失は、やと宜ひ、夜半過る程に關戸を過給ひけるに、勢の五六千と覺へて西に下る勢に行逢、是は石堂入道三浦介新田殿へ御參候也と聞、義興義治悅給こと限なし、義興義治は神奈河に着して鎌倉の様子を聞、翌日打立て向はれける、基氏避て當國石濱に通る、義興義治懸て打列て神奈河に付て様子を問、軍の用意して押寄たり、鎌倉には南遠江守打負て左馬頭を具足し、石濱さして落られけり、新田左兵衛佐脇屋右衛門佐間二月廿三日鎌倉の軍に打勝て、兩大将と仰かれて暫八ヶ國の、是より先、新田武藏守義宗は石濱より退成敗をせらる、是より先、新田武藏守義宗は石濱より退て笛吹か嵩按するに、信州笛吹峠にはあらず、北武、二陣を取たりける、是を聞て國人多く來屬す、新田武藏守義宗はを達せざりしかば、武藏國を前になし、越後を後に當て笛吹か嵩に陣を取て御坐ける、是を聞て上杉民部大夫子息兵庫助頼虎十

郎等、其外合て二萬餘騎、先朝第二宮上、將軍尊氏石濱より府野親王を大将にて、笛吹か嵩へ打出る、將軍尊氏石濱より府に至て三日宿陣す、國人も少し参り、又甲斐國武田氏に参る、將軍石濱に御坐由聞れば、人々馳参る、其勢八萬餘騎、高坂刑部大夫、河越彈正少弼、古尾谷兵部大夫、見田常陸守、石濱上野介兵部加はる、鎌倉には義興義治七千餘騎にて着到を付と聞ゆ、武藏には新田義宗上杉民部大輔兼二萬餘騎にて扣へたりと聞えける、將軍同月廿五日に石濱を立、武藏府に着給へば、甲斐源氏武田刑部大夫子息修理亮を始として三千餘騎にて馳、將軍は府を立て笛吹か嵩に向ひ、終日戦て打勝けるにぞ、武藏守義宗夜中越後國に通る、廿八日將軍笛吹か嵩給へば、小松生茂りて前に小川流たる山の南を陣に取て、峯には錦の御旗を打立て、麓には白旗赤旗中黒の旗、校柵葉柵葉の文書たる旗共其數を知す、一番に甲斐源氏押寄、武藏守義宗是を荒手なればとて越後勢と相應に、半時計戦、遂見入道以下宗徒の甲斐源氏百餘騎打れて退く、二番に千葉・宇都宮・小山・佐竹と上杉民部大夫戦ひ、信濃勢二百寄手三百打れて相引に引、兩陣入替て午刻より西の終まで戦暮す、武藏守若武者なれば百度戰千度懸破といへども、日に餘る大勢なれば、新田上杉遂に打負て笛吹か嵩に引上、陣々の陣を燒たるに、將軍の陣は四方五六里に及て銀漢高くすめる夜に星を連たるか如なり、笛吹か嵩は月に消行螢火の山陰に殊ならず、義宗是迄陣の透へしとも覺へずとて、我田山と信濃路にきひしく陣を居られたり、夜半許に續松見えて、將軍へ大勢の付と見えければ、明日の戦は叶はしと思は、將軍尊氏には八箇國の勢加はり、軍勢百倍す、頼て鎌倉に入んとす、將軍已に笛吹か嵩の合戦に打勝、八ヶ國の勢を率し鎌倉村等か申に任せ、三月四日鎌倉へ寄給由聞ゆ、按するに新田義興・義治は、此後松田河倉を引て河村城に引籠れり、九月桶川郷菅谷村を春日八郎

行元に宛行はる、古證文曰、下春日八郎行元、可早領知武藏之賞於口郷之替所充行也者、早先例可致沙汰、二年七月島山阿波守國清管領となり左馬頭基氏入間川動座有て國中を鎮す、【九代後記】曰、七月十日島山阿波守國清を管領とす、同年基氏武州入間川下向、則入間川殿と號す、按するに府に在すして殊更に、入間川に居、と府廳の廢せし故か、はた南朝の諸士、多く上信の間にあるを以、當路を求て、こゝに動坐ありしかなる、八月尊氏鎌倉を發途す、期日尊氏鎌倉より上洛、三年六月、秩父郡友經名を武田彌六入道勳功の黨に宛行はる、六月六日、六入道に與ふる文書曰、武藏國秩父郡友經名内島口藏人跡、同伯母跡事、爲勳功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之狀如件、按するに友經今は、延文二年八月島山義深等が請に任て、萬吉郷庄名に存す、延文二年八月島山義深等が請に任て、萬吉郷を伊豆國吉祥寺に寄附せらる、【吉祥寺文書】曰、奉寄伊豆治部大輔跡事、右任島山尾張守義深、同左近大夫將監清義同式部大夫國熙等申請旨、所令寄附也、守先例可致沙汰之狀如件、延文二年八月二十一日、左馬頭源朝臣、十二月鶴岡八幡社領金會木彦三郎・市谷孫四郎等蹟、江戸淡路守が押領を制せらるの旨、基氏の下知あり、【八幡宮文書】曰、鶴岡八幡宮雜掌孫四郎等蹟事、止江戸淡路守押領、任正和元年八月十一日寄進狀、可被沙汰付社家之狀如件、延文二年十二月二十二日、阿波守殿基氏、按するに神主大伴氏所藏文書、應永六年十一月及十二月下知狀に、豐島郡小具郷内江戶金會木三郎蹟云と見えれば、金會木は今の下谷金杉にて、三年六月尊氏薨逝【太平記】曰、小具は尾久村の事なるへし、



脚繩着出て二 八月鶴見郷の内十二貫文を致誠なる者八幡十九日逝去、

社領に寄附す、【八幡文書】曰、進鶴岡八幡宮放生會料用途事、送進候狀如件、延文三年八月十四日、致誠花押、又同文書曰、十二貫文者、右當社御領武藏國鶴見郷大山郷、御年貢内且所檢納之狀如件、永和三年八月十三日、榮花、新田左兵衛佐義興越後押あり、按ずるに鶴見は橋樹郷の屬、

國より當國に入、十月矢口渡にて主従皆死、【太平記】曰、國靜也、爰に義興・義宗・義治三人、此三四年越後に半國計打隨て居たりけるか、武藏上野の者共より連署の起請を書て、御一人東國へ御越候へ大將にし奉て義兵を擧んと申、義宗・義治二人は思慮深ければ許容せられず、義興少し大早にして郎從百餘人竊に武藏國へそ越へられける、古へ義貞に忠有て道誓に恨を合者頗に媚を入ければ、義興上野武藏に其勢崩せり、基氏の執權修理大夫入道道誓聞て五百三百の勢にて夜打にせんとすれば、義興更に事とせず、入道竹澤右京亮に義興を打て見參に入は、恩賞請に從ふへしと、一義をも申さず徳と制法に背き追放せられ、廣言吐て所領へ歸、竊に左兵衛佐殿へ申けるは、嵩山神門なりと沙汰も覺候はぬに、一所懸命の地を沒收せられ討るへしなんと沙汰に及候間、武藏の御陣を逃出候、御内に奉公の身となりて、自然の御大事に御命にも替奉へしと懇に申入たり、左兵衛佐殿しはちくは見參をもし給はさりければ、竹澤猶も心中を顯さんか爲、京都より或宮の女房を申下、業君にして出たりける、義興より色を好む心深かりければ、其方様のもの迄心置るへしと思給はず、九月十三日明月の會に事寄せ酒宴の砌打奉んと、一族若黨三百餘人籠置て日暮ければ、竹澤參て今夜は私芽屋へ御入候て、草深き庭の月をも御覽候へと申所に、少將局御あり、過ぬる夜御事を凶様に夢に見參せつる、七日か間は出御あるへか、すそ申、俄に風氣の心地とて竹澤をそかへさる、竹澤竊に局をさし殺て堀の中に沈め、嵩山殿に密使を立て一族江戸遠江守と

其甥下野守を請ふ、嵩山總て江戸か所領稻毛庄十二郷を關所に成て、則給人を付らる、伯父惣惣て稻毛庄へ下り給人を遣出して城郭を掃へ、一族以下五百餘人招集て嵩山の禪門に向ひ、一矢射て打死せんと罵る、程經て江戸竹澤を縁に取て、左兵衛佐殿へ嵩山に向て一矢射んとするに、大將を戴ては勢の付事有まし、佐殿を大將に憑參らせん、忍て鎌倉へ御越候へ、鎌倉中に一族いかなりとも二三千騎は候はん、其勢を付て相摸國を打隨、東八ヶ國を推て天下を覆す謀を運んと、たやすきに申けるを憑まれて、十月十日の曉佐殿忍て鎌倉へそ急かれける、江戸竹澤矢口渡の舟の底、所々えり貫てのみをさし渡、向には江戸遠江同下野ひた物具にて三百餘騎木蔭岩下に隠居て、あまる所あらは打んと用意し、竹澤右京亮究竟の射手百五十人、すくつて返されは、遠矢に射殺んと巧たり、大勢は人の見咎も候へとて、佐殿郎從をはめけ々に鎌倉へ遣はしければ、世良田左馬助・井彈正忠・大島周防守・土肥三郎左衛門・市川五郎・由良兵庫助・同新左衛門・南瀬口六郎十二人打つれて更に他人をましへす、矢口の渡に押出す、此渡は面四町に餘て浪高く底深し、河半渡る時取はすしたる由にて櫓かいたる、向の岸より兵四五自懸出て、時を作り跡より時を合す、思なる人々裁あれをみよと欺て筋を叩て笑ける、去程に水船に愚からぬ物かた日本一の不當人、共にたはかられつることよ、七生迄汝等に此根を報すへしとて、腰刀抜て小脇より右のあゝら骨迄二刀まで切給ふ、井彈正其腸を引切て河中へ抛入、己か喉笛二刀掻切て、首髪をつかみ己か頸を後へ打付る、音二町許り聞えける、世良田右馬助と大島周防守とは二人か刀を柄口迄突進へり、引組て河へ飛入、由良兵庫助同新左衛門は舟の艦軸に立あかり、刀を逆手に取直して己か頸を振落す、土肥三郎左衛門・南瀬口六郎・市川五郎三人は各榜の腰を引ちきりて裸になり、太刀を口にくはへて飛入、水底を潜て向ふ岸へかけ上り、敵五百餘騎か中へ走入、半時計切合、五人打取十三人に手を負せて、同枕に打れにけり、其夜水練を入て左兵衛佐井自害打死の頸十二を酒にひ

たして、江戸遠江守・同下野守・竹澤右京亮・左馬頭殿の入間川の陣へ馳參、嵩山斜ならず悦て數ヶ所の恩賞をそ給りける、竹澤は猶與黨の者を尋へしとて、御陣に留置、江戸二人は恩賞の地へ下る、遠江守悦て下向しけるか、矢口渡に舟を待居たるに、擊を拔舟を沈めし渡守種々の酒肴を用意して漕出しける、舟已に河中を過ける時、俄に天曇雷鳴白浪舟を漂し、水手楫取一人も残らず潭底に沈にけり、何様義興の怨靈にやと、遠江守怖惶して引返し、餘の所をとて二十餘町ある上の瀬へ馬を早めける程に、在家は遠し日は暮ぬ、山麓の辻堂を日懸て馬をあかりける處に、黒雲落下り雷電耳の上に鳴ひらめきける間、後を吃度見かへりたれば、佐殿大威の鎧に龍頭の甲を著、馬の顔に角生たるに乗、あひの鞭を打て江戸を引手のものになし、燈の鼻にかり下りて、互七寸ばかりある雁股を臂のか、りより乳の下へかけすと射とをさるゝと思て、江戸馬より倒に落、血を吐て悶絶地じけるか、江戸の郷へ昇付たれば、七日の間水に溺たる眞似をしてなめき死にそ死にける、其翌夜の夢に、嵩山入道黒雲の中に大鼓を打て時を作る聲しける間、遙に見やりたれば、佐殿長二丈許なる鬼に成て、牛頭馬頭共十一人前後に隨へ、火車を引て左馬頭殿の陣中へ入と覺て夢覺ぬ、禪門か、る不思議を語給ふ言未終らざるに、俄に雷火落懸て入間川の在家三百餘宇、舍堂佛閣數ヶ所一時に灰燼と成にけり、又矢口渡に夜々光物出来し、往來の人を惱ける間、野人村老集て義興の亡靈を神に崇め、常盤菜葉の祭祀今に絶すと承る、按ずるに荏原郡矢口村に古蹟存す、十二月、宰相入間川村今は郊村となり、堂舍佛閣も甚衰微せり、

相義詮征夷將軍の宣旨を蒙らる、是より先將軍と鎌倉基氏と不快の事出来しにより、管領嵩山阿波守國清入道、入間川に在て基氏に申請、東八ヶ國の兵を率て上洛せんとして軍勢を催す、十八日宰相中將義詮朝臣征夷將軍の宣旨との御中不和なる事出来す、嵩山大夫入道道誓大將として京都に罷上、南方和田浦を責落し、宰相中將殿の御疑を散せばやと

申、左馬頭殿誠に然るへし、東八ヶ國の勢を催て發向すへしとそ宣ける、入道元公儀を借て私の權威を食んと思へば、大名共の許に行向ひ未然に厚賞を約し、未親に交を久せんと語ふ、故に八ヶ國の大小名一人も残らず催促に順ける、四年十月、嵩山國清入道道誓入間河を發す、七黨の諸家之に従ふ、八日嵩山入道道誓武藏の入間河を立て上洛す、相順ふ人々に先、舍弟嵩山尾張守、其弟式部大輔、外様には武田刑部大輔、舍弟信濃守・逸見美濃入道・舍弟刑部少輔・同掃部助・武田左京亮・佐竹刑部大輔・河越彈正少弼・戸島因幡入道・土屋修理亮・白鹽入道・土屋備前入道・長井治部少輔入道・結城入道・難波掃部助・小田書岐守、小山一族十三人は等を宗徒の大名として、坂東の八平氏、武藏の七黨、紀清兩黨以下合二十七萬七千餘騎とぞ聞へし、【九代後記】曰、十月八日道誓南方の敵退治の爲に、東八州の諸軍を發し、武原入間河を發して上洛す、廿八日京着、公家武家の貴賤四の宮河原栗田口に立並ひて見物す、中にも河越彈正少弼は餘りに風情を好て、引馬三十疋に白鞍置て引せけるに、濃紫薄紅萌黄水色豹の文虎の文色々に馬の毛を染て皆舍人八人に引せけり、其外の大名も一勢々々に引分て、只孟嘗君か三千客、康安元年十一月、嵩山道誓反して伊豆國に引籠て城郭を構ふ、【九代後記】曰、道誓南方を打平んため上洛すと雖も、已に威を付へき陰謀露顯し、去年關東に下り諸人の訴により終に基氏に叛く、貞治元年左馬頭命を奉て平一揆の勢伊豆府に向ふ、嵩山か手の者之を襲ふ、因て再び左馬頭命して新田田中等伊豆國に向ふ、諸國の諸士も是に加はる、【太平記】曰、嵩山入道兄弟三人三津金山修禪寺の三城に籠る、左馬頭基氏先、平一揆を差向らる、其勢已に伊豆府に付、嵩山か手の者弊に乗て三月二十七日道誓に寄たり、矢の一も射出さずして引退しにより、左馬頭安からず思ひ、新田田中を大將として武藏相摸以下八ヶ國の勢



を向らる、道誓等、二年五月榛澤郡人見郷、秩父郡白鳥郷等の  
 九月十日降参す、【別當相承院所藏文書】曰、武藏國榛澤郡人見郷内安保余五郎跡、同國秩父郡白鳥郷内青木彦四郎入道跡事、右爲天下安全武運長久所奉寄附狀如件、貞治二年五月十六日、左、又榛澤郡瀧瀬郷下手幕村を以て、岩松治部兵衛督源朝臣、又榛澤郡瀧瀬郷下手幕村を以て、岩松治部少輔直國に宛行はる、【岩松文書】曰、武藏國榛澤郡瀧瀬郷内被致沙汰狀如件、貞治二年五月二十八日、岩松治部少輔直國、基氏、又同文書同年六月二日、基氏の下知狀に、岩松治部少輔直國、申武藏國榛澤郡瀧瀬郷内下手幕村安保信濃入道跡事、去月二十八日下文之旨不日可沙汰付下地於直國と見へたり、手幕今は手計に作、此年上杉憲顯入道關東管領となる、【九代三年六月、後記】  
 鎌倉大慈寺新釋迦堂領横沼郷の地片揚長門入道が押領を制せらる、【鎌倉五大堂明王院所藏文書】曰、大慈寺新釋迦堂領總守相共在彼所、退片揚長門入道押領、沙汰付下地寺家畢、仍渡狀如件、貞治三年六月二十五日、沙彌覺道花押、按するに、入間郡横沼村あり、片柳、四年上杉民部大輔憲顯入道恩免を蒙り、越後守護職となりし事により、六月芳賀兵衛入道禪可鎌倉の命に背き、苦林野にて合戦禪可の兵敗走す、【太平記】曰、上杉民部大輔、故高倉禪門の方にて信濃國に逃下り、宮方になりて時を待居たりしが、基氏幼少より懐きそたてられし養好捨難く、越後守護職を與て呼出されける、芳賀兵衛入道禪可は越後の守護職なりけるか、降参不忠の上杉に思替られけるをもて上杉と越後に戦ふ、左馬頭宣けるは、雅意に任せ狼籍を致す奇快也と自大勢を率して宇都宮へ寄らる、禪可聞てさらば

鎌倉殿と戦んとて、嫡子伊賀守高貞、次男駿河守に八百餘騎を副て武藏國へぞ遣しける、坂東路八十里を一夜に打て六月十七日辰刻に苦林野にぞ着ける、小塚の上に打上り鎌倉殿の御陣を見渡せば、東には白旗一揆西には平一揆、中の手は左馬頭殿と覺て二引兩の旗朝日に飛揚す、上より見越は數百里に列て坂東八箇國の勢とも雲霞の如し、芳賀伊賀守馬に打乗て、戰場に禮なし、今日の先懸は我なりとて懸拔て懸入、基氏嫡ます相懸に進まれたり、天も落地も裂るか覺ゆる許左右に別れ、半時計戦て兩陣互に地を易南北に分ち願は原野血に染て草はさながら縁をかへ、人馬汗を流して堀金の池も血となる、左馬頭は芳賀から縁をか芳賀は左馬頭の始の陣に打上て見に、討死百餘人駿河守は鎌倉殿に切落されぬ、伊賀守涙を拭ひ弟を討れてきて有へからすと喚ひて懸入、鎌倉殿も死なは諸共と契し木兵衛兵衛を討せければ命惜へきにあらすと懸足出し給へば、喚き叫ぶ聲さしも廣き武藏野に餘る計を聞ゆる、左馬頭の馬斬れて大居に臥たるを大將と見知たる敵懸寄々々打んとす、左馬頭が人に懸れ心早して高石公かつたへし處李道翁が授けし道機に膺て敵を切居らる、大高左馬助重成來て今の御舉動昔の和泉淺井那も是まで候はしとて馬を來る、左馬頭悦て鞍坪に直り平家の侍後藤兵衛が主の馬に乗て逃たりしに遊に勝りたり、大高の名に相應したりと返さる、岡本信濃守富高白絲鎧は鎌倉殿と見澄し組討にせんとす、岩松治部大輔よく慮て我著たる紺絲の鎧に着替奉りけるを、岩松目懸て相近附く、岩松が郎等金井新左衛門馳騁差違て共に命を止けり、芳賀八郎は生處れけれども幼稚の上垂髪なりければ、軍散て後歸されける、芳賀は二日路を一夜に打今日終日戦くらしければ、息も繼あえず、討死されたる兵を助て宇都宮へぞ歸らる、按するに、苦林は入間郡の屬、古戰場今其隣村玉林寺村に入、古墳多きを以て土人塚原と呼り、中央の塚を長塚と云、高一丈餘塚上に碑を植刻して云、貞治四年六月十七日左馬頭基氏、芳賀伊賀守高貞と相戦云云、前に云小塚の上に打上るとは堀金村も其邊にあり、七月八幡社領久友郷、先規に任沙汰

すへきの旨京都將軍より下知狀を下さる、【八幡所藏文書】雜掌申武藏國久良岐郡久友郷事、故御所一圓御寄附狀分明也、無相違様可有計御沙汰候、謹言、貞治四年七月廿二日、左兵衛督殿、義詮花押、按するに、五年八月土岐下野入道頼高に、大井郷不入斗村等頭職領掌すべき旨亦下知せらる、【土岐家傳】  
曰、武藏國大井郷不入斗村地頭職事、任兄民部少輔頼重文和四年十一月六日讓狀、領掌不可有相違之狀如件、貞治五年八月三日、土岐下野入道殿、義詮花押あり、按する、六年四月二十六日、左馬頭基氏逝去、【太平記】曰、春の頃より聊不例と聞、嫡男金王丸東國の管領に補せらる、【管領九代記】曰、左馬頭氏滿は僅に六歳なり、京都將軍義詮御教書をもて、故左馬頭の如く東國の管領として、上杉民部大輔父子相違なく執事たるへき旨上意あり、御幼稚にましませば内外の事上、新田義宗脇屋義治、越後と上野の境に旗を揚ぐ、討手大將上杉彈正少弼憲將、同兵部少輔能憲、同越後守憲春等當國より大手に向ひ、千葉宇都宮以下搦手に向ふ、新田方敗北、【九代記】曰、新治は越後國に退去し時を伺ておはしけるか、左馬頭基氏死去の弊に乗て鎌倉を攻落さんと謀り、武藏上野に新田島負の輩へ潜に廻文して催促せられしかば、各一味したりけり、義宗義治則越後と上野の境に旗を揚られしに、軍勢各馳付て五六百騎に及へり、上杉民部入道此由を聞、子息彈正少弼憲持次男兵部少輔能憲三男越後守憲春を大將として、其勢五千餘騎、武藏國より大手の口

に居はる、千葉宇都宮小山結城の人々は下野國より搦手に向けり、新田方には未勢の馳來る者もなく、僅の兵を以て大軍を防んとす、心撓み力疲れて多く討取られ、五十餘日は兎角して籠り居たりけれども、勢力つき果て脇屋義治は出羽の方へ落行、義宗は郎等三十騎計にて松村邊まで落られしに、敵諸方より出向て遂に討れ給ひけり、按するに、義宗成行の事異説多し未其實を知す、十二月七日征夷將軍義詮薨、【太平記】曰、九月下旬より忽て忽、若君幼稚なれば、細河右馬頭頼之を天下の管領職に居しめ、武藏守に補任す、【頼之西國の成敗先代貞永貞應の舊規に似たりと聞ふ、則天】  
右の管領職に合居、御幼稚の若君を可奉補佐と羣議定りしかば、右馬頭頼之を武藏守に補任して執事職を司る、按するに、頼之元右馬頭たりしを殊更に武藏守に任せられしは、揚名にはありて國務せしならん、然らざれば高を去て卑きに遷る事何そ規摸と、應安元年五月、高麗四郎左衛門季澄入道希弘、赤塚郷内石成村先例に任て領掌せしめらる、高麗郡新堀村民令早高麗四郎左衛門入道希弘、領知武藏國赤塚郷内石成村半分事、右任先例可令領掌之狀如件、應安元年五月二十一日、按するに、季澄文和元年武藏野合戦に軍功あるに依て此賞、是より先ありしなるへし、石成は豊嶋郡成増村の古名なり、  
 二月中、平一揆河越の館に逆心す、上杉藏人大夫討て是を平ぐ、【九代後記】曰、八日武州河越の館に平一揆掃蕩る、氏退治【九代記】曰、此頃上杉民部大輔憲顯御名代として上洛將軍の亭に参上す、鎌倉より飛脚到來し今月八日武州河越の館に於て平一揆逆心を企へ、上杉藏人大夫二千五百餘騎を引率して發向す、是に依て東國靜ならずと告來る、民部大輔鎌倉に下向し金



(館越河) 王丸殿を具し奉り、野州に發向し叛逆の黨類を退治す、今按するに、河越館是後に河越城を作る濫觴なり、想ふに治承の昔河越太郎重頼が居跡ならん、當時は今、平一揆平て後與黨の領地を郡内鯉井の邊にありしと云り、平一揆平て後與黨の領地を削らる、〔九代後記〕曰、平一揆に與する輩、觀應中薩埵山戰功なき族は本領三分一取公せらる、〔九代記〕曰、今度平一揆に與せし輩、科の輕重に依て或は死罪流刑或は所帯を沒收せらる、按するに取公の地多くは、九月管領上杉憲顯入道卒す、上杉兵部少輔能憲同彈正少弼朝房管領となる、是を鎌倉兩上杉と號す、〔九代後記〕○按するに、此後管領は二員を定額とし、上内扇谷のみを、二年六月藤田越中入道覺能、此企郡竹澤郷内を預る、勳功の賞なり、〔圓覺寺所藏文書〕曰、武藏國比企郡勳功之賞所被預置也者、守先例可被沙汰之狀、依仰執達如件、應安二年六月十五日、藤田越中入道覺能、又渡狀曰、武藏國比企郡竹澤郷竹澤左近將監入道蹟事、任被仰下之旨、沙汰付下地於藤田越中入道覺能、仍渡狀如件、應安三年十月三日、奉入佐能重、三年正月新田の殘黨出張し、軍兵を催し此月六日兵を發して所々に放火す、依て上杉彈正少弼朝房等二月七日鎌倉を立て九日當國本田に着陣、其夜敵兵夜討す、明日の戰に敵兵信州に敗走す、〔九代記〕曰、西上野に新田の殘黨發り、武藏上野の間に出張し軍勢を集る由聞にたり、正月六日軍兵五百餘騎集り所々に火を放ら、米穀を追捕し兵糧山の如く積上たり、注進櫓の齒を引か如し、上杉彈正少弼朝房五千餘騎を先陣とし、高山右衛門佐基國三千餘騎を後陣として、二月九日武藏國に着陣し、十日卯

の刻に矢合と陣觸す、其夜は夥しく雨霖を東れて降出ければ、陣屋の藁も消果けり、新田が陣中、に中村某馬淵某兩人潛に云ける様、味方は敵廿分の一に足すして利を得る事難し、寄手を襲に非ずは争か大敵を退げん、いさ一夜討して不意を謀らんとて、兩人郎從二百餘騎高山陣の前に進み寄て時の聲を揚たりければ、高山が軍兵驚き度に迷て敵味方を知事なし、されと基國が從弟山五郎正國と云者、太刀を取走り向ふて敵三騎討取、猶こみかゝる者を防く、上杉陣には夜軍の始りぬるそと聞合せたりければ、中村馬淵は本陣に引返す、夜明けければ高山の軍兵三千餘騎同時におしかる、新田方にも究竟の射手矢種をおしまず散々に射る、先手七百餘騎射すくめられて村立所を新田小三郎主從二十餘人抜連て打てかゝる、七百餘騎の兵共二十餘人にまくり立てられ亂れたり、後陣の大勢荒手に入替り新田が二十餘人を引包て一騎も殘さず討取たり、馬淵中村も郎從二百餘騎上杉の陣に打てかゝる、上杉の五千餘騎取籠んとすれば馬淵中村は後ろにかけ通り、取て返しては敵に合ければ上杉方にも五十三騎討る、馬淵中村も軍兵二十餘騎討取れ今は是までなりとて、繼て左馬淵満詮下向して本田に陣す、〔九代後記〕曰、二月十五日義滿弟左馬頭滿詮關東下着、武州本田、十月左馬頭歸陣、上杉彈正少弼朝房等は直に信州に赴く、十三日滿詮歸陣、上杉彈正少弼朝房高山右月丸子保平間郷の地主入道仍海、彼地を以て鎌倉圓覺寺に寄進す、〔圓覺寺所藏文書〕曰、寄進圓覺寺、武藏國丸奉訪院殿御善提、且資仍海現當至未來際所寄附也、仍狀如件、應安五年二月十五日、仍海花押、按するに丸子保平間并橋郷郎、五月小山田庄黑河郷を圓覺寺塔中黃梅院に寄進せら

る、高山滿家奉れり、〔黃梅院所藏文書〕曰、奉寄圓覺寺黃梅院、武藏國小山田庄黑河郷半分事、右任御仁々局申請寄附之狀、依仰執達如件、應安五年五月十一日、高山滿家花押、按するに小山田庄は多磨郡にあり、黒川今都筑郡にあり、六年十一月氏滿叙任し、十二月判始、〔九代後記〕曰、叙爵從五位下任左馬、七年上杉彈正少弼朝房命を受けて、當國等其餘三箇國の軍勢を率し上洛す、將軍九州出馬に由て京都警衛の爲なり、〔九代記〕曰、奉京都將軍滿公より御し猛威を振ふ由聞ゆ、依て大軍を催し自ら御向ひあり、京都に然るへき警衛なし、氏滿は鎌倉に在て東國を守護し、執事朝房を上せて警固せしめらるへしと仰付られける、依て安房・上總・武藏・相模の軍勢を催促して朝房上洛あり、十月八日將軍都に歸り給ふ、十一月に、永和四年四月十七日、管領能憲卒、其弟刑部大輔憲春其闕に補す、〔九代後記〕曰、能憲卒年四十六、弟日越訴并官途吹舉所付長井掃部頭、康曆元年四月上杉憲春自入道、頭人として始て是を行ふ、〔九代後記〕曰、義滿憲春に書を賜て靜謐を殺、七日義滿公に對して逆意あり、義滿憲春に書を賜て靜謐を示さる、則閉門自害、〔大草紙〕曰、氏滿御謀反叶ましき由自筆に書、安房守憲方管領となる、〔九代後記〕曰、晦日、十二月神奈川・品川以下浦々の船帆別運上錢をもて、圓覺寺塔中佛日庵造營料に宛らる、管領安房守憲方入道奉れり、〔圓覺寺文書〕曰、圓覺寺佛日庵造營要脚武藏國神奈河品川以下浦々出入船帆別運事、御教書如此、案文遣之、早任被仰之旨、嚴密可沙汰付於佛日庵造營之狀如件、康曆元年、二年五月下野小

(寺陸金) 山下野守義政叛す、退治の爲左兵衛督氏滿出馬有て府中に在陣す、〔圓覺寺所藏文書〕曰、波多野次郎左衛門尉高通、依小山山下野守義政御退治御發向間、六月廿日馳參武州國府御陣以來迄義政降參期改年上者賜御證判云云、〔九代後記〕曰、康曆二年氏滿左兵衛督從四位に叙任す、小山山下野守義政退治の爲に發向則降參す、〔大草紙〕曰、五月五日小山左馬助義政吉野宮方と號し、十六日宇都宮基綱を打取、鎌倉殿より御退治有へしとなり、按するに此に書氏滿凱陣の事に及はすして、明年再發向と云雲頂庵文に據に、義政眞の降伏に非して、明年再發向にあらずや、按するに、今年十月二日金陸寺領足立郡畔牛郷に出されしと覺しき軍勢狼藉の制札あり、奉人左馬助が花押あり、是に備られしならん、八月六日管領氏滿下知して、都筑郡石河郷内大井三郎跡、足立郡畔牛郷内鹽田帶刀左衛門尉跡等、金陸寺に寄進せられ、其地を渡すへきの旨同二十五日山下四郎左衛門に下知せらる、〔圓覺寺文書〕曰、武藏國跡、足立郡畔牛郷内鹽田帶刀左衛門尉跡等事、任今月六日寄進狀之旨、宗兵庫允相共被所々沙汰付下地於金陸寺雜掌、可執進請取狀、使節更不可有緩急之狀、如件、康曆二年八月二十五日、山下四郎左衛門尉殿、氏滿花押、按するに、これより前建武三年八月十三日尊氏文書に、武藏國金陸寺事爲祈願所と見え、貞和三年三月十三日武藏守師直より同寺領のことによりて出せし狀にも武藏國金陸寺と記す、今その寺蹟を詳にせず、今の畔牛は今の畔吉村、もしくは其となへの轉訛なるへし、九月八日、金陸寺領二箇所奉行入雜掌に渡畢、〔圓覺寺文書〕宗兵曰、都筑郡石河郷、足立郡畔牛郷等之事、任去月二十五日御教書之旨、山下四郎左衛門尉相共被所、沙汰付於金陸寺雜掌候畢、







の後六浦の海に沈めらる、按ずるに〔管領九代記〕、七月崎西郡には是を田村庄司清包が幼息とするは誤なる(し)、七月崎西郡葛濱郷、足立郡殖竹郷地頭職、河田郷領家職、淵江郷石塚村等を以て圓覺寺塔中黃梅院領、相州の舊領と替しめらる、〔黃梅院所藏文書〕寄進、黃梅院武藏國埼玉郡葛濱郷内久頭職内、同郡河田郷領家職内、同郡淵江郷石塚村等、同足立大炊助職事、右爲相模國鎌倉郡小坪殘半分所寄附也者、早守先例可致沙汰之狀、如件、應永四年七月廿日、左兵衛督源朝臣、按に殖竹は植田谷の轉訛、河田は川田か、谷郷石塚は今詳ならず、十一月賀美・兒玉二郡の内を以て、同寺領七月申代地不足を與へらる、同院所藏文書曰、寄進圓覺寺黃梅院武藏國賀美郡兒玉郡内、荒蕪豊後入道蹟事、右爲相模小坪郷之管不足分、所令寄附之狀、如件、五年十一月左兵衛督氏滿逝去、永安寺と謚す、嫡子滿兼家督を繼、從四位下左兵衛督に叙任す、〔大草紙〕曰、四日氏滿四十二歳にて逝去、永安寺殿と號す、若君滿兼從四位下左兵衛督に御誦任、鎌倉六年十一月武衛府中高安寺に勳殿に御移徙、御歳二十一、

寄進之狀如件、應永七年十二月廿日、左馬頭源朝臣滿兼花押、又下知狀に、武藏國入東郡内難波田小三郎入道蹟事、早菴彼所任御寄進之旨、可被沙汰付下地於鶴居八幡宮雜掌之狀、依仰執達如件、應永七年十二月二十日、兵庫助入道殿沙彌花押、按ずるに、難波田は別入間郡の在名、十一年六月、圓覺寺塔中黃梅院領小山田保山崎郷内保部石河郷を六所宮造營の料に充られしか、早造畢に依て其役を許さる、〔黃梅院所藏文書〕曰、武藏國小山田保山崎郷内保部石河郷半分六所宮造營□□事、御沙汰落居候畢、可被開催催候由也、仍執達如件、應永十一年六月十二日、鹽谷備前入道殿、左衛門尉花押、加賀守花押、按ずるに山崎石川并多磨郡の屬、備前入道は當國の守護代なり、十二年五月馬室郷妙樂寺を以て、建長寺塔中明月院の末とす、〔明月院所藏文書〕曰、武藏國足立郡馬室郷大工山妙樂寺之末、右彼寺者、爲故明月院殿御善提、大石大炊介殿爲檀那惠範相共建立申所也、仍彼寺之事永代爲明月院之末寺可有御計候、爲後日證狀如件、應永十二年西五月十二日進上明月院侍者禪師、侍從惠範花押、按ずるに妙樂寺は原馬室村にあり、十山號も今は愛宕と唱へ、衰微してこの事の寺傳をも失へり、十月安房守憲定管領となる、〔九代後記〕曰、九月十二日禪助辭す、十六年七月、左兵衛督滿兼逝去、勝光院と號す、〔九代後記〕曰、七月二十二日滿兼逝去、〔大草紙〕曰、管領朝宗入道禪助遁世す、此時當國の目代は鹽谷備前守、鎌倉執事は上杉右衛門佐氏憲に命せらる、〔大草紙〕曰、禪助は勝光院て御後見にて在ければ、御弔の時家に歸らず僧衣を着し、則上總國長柄山胎藏寺に隱居して、武州の目代をば鹽谷備前守に被仰

付、按ずるに〔九代後記〕には、氏憲管領となりしを十八年二月九日の事とす、系圖には正月十六日長基辭して氏憲其闕に補すと云、十七年五月、安藝守貞春入西郡粟生田郷、及厚河郷を以て圓覺寺塔中傳宗庵に寄進す、〔圓覺寺傳宗庵文書〕曰、生田郷上村之内窪田二段、并厚河郷末松名之内田二段、畠一所事、任淺羽淨願寺塔頭曇華庵主寄付之旨、圓覺寺傳宗庵、同所奉寄進之狀、如件、應永十七年庚寅五月三日、前安藝守貞春花押、按ずるに、今入間郡粟生田村及厚川村あり、淨願今は成願に作る、淺羽の隣村成願寺村にあ、十七年滿兼の息幸王丸、左馬頭に任じ、關東の管領に補せらる、〔九代記〕曰、將軍義持公にして御教書を成下され、滿兼の御息持氏を左馬頭に任ぜられ、關東の管領遺蹟相違あるまじき旨仰らる、持氏今年十二歳童名幸王殿とぞ、十八年正月、上杉安房守憲定入道長基、病に依て執事職を辭す、〔九代後記〕十九年三月、左馬頭持氏判始、〔九代後記〕〇〔九代記〕曰、三月上杉大藏少輔重藤を上落せしめ、義持公の御諱の字を申たまはり、四月二日幸王殿元服あり、左兵衛權頭に任じて持彦次郎跡事、右爲當國領所寄附也、者守先例可致寄進せらる、〔八幡所藏文書〕曰、寄進鶴岡八幡宮、武藏國平井沙汰之狀、如件、應永十九年三月十七日左兵衛督源朝臣、按ずるに平井は多磨郡の在名なるへし、二十二年五月、管領右衛門佐入道禪秀辭免す、越幡六郎所帶沒收の事に依て鬱憤せしなり、依て安房守憲其闕に補す、〔大

紙〕曰、四月二十五日評定の時、犬懸の家人常陸國住人越幡六郎所帶を沒收せらる、禪秀さしたる罪科にあらず不便の由扶持せらる、の間、以の外の御氣色蒙ける、依て速懷して管領職を上表申せしかば、上意を輕し奉るとて、同十八日故大金子息安房守憲基管領職に、二十三年八月、新御堂滿隆大懸入道禪秀、陰謀して鎌倉を滅さんと廻文を回らす、當國の諸士これに應ず、〔九代後記〕曰、八月禪秀持氏の叔父滿隆の御所御堂の館乞已か狀を添て回らす、同意の報は千葉新介、新田岩松、遠川左馬助、舞木太郎、大類、倉賀野、武州には丹黨の族、并荏原、運沼、別府、玉井、潮山、瓶尻等相從ふ、〔大草紙〕曰、京都將軍の御弟權大納言義嗣御兄當公方をばかり奉るへき由思召立あり、御歸依の小路殿をも頼給ひける、禪秀幸と新御堂殿の御内書に副狀して廻文を遺す、御請申人々に千葉介兼胤、岩松治部太輔滿能入道天用は禪秀の御なり、兒玉黨には大類、倉賀野、丹黨の者共其外荏原、運沼、別府、玉井、潮山、瓶尻云々、十月二日、滿隆禪秀鎌倉御所を圍む、左馬頭俄に安房守憲基が佐介亭に逃給ふ、〔九代後記〕曰、忍て御所を出、西御門寶壽院へ入、禪秀御所を圍、持氏佐介の亭へ入、其從者には梶原能登守、江戸近江守、高山伊豆守五百餘人、佐介亭へも大石源左衛門、安保丹後守、長井藤内、六日六本松に左衛門尉其外木部、寺尾、金子等五千餘騎なり、六日六本松にて戦ふ、上杉彈正少弼氏定が手にて上田上野介死す、六日禪秀六本松に押寄す、上杉賴朝扇谷より出向ふ、家人上田上野介、西田右京亮討死す、〔大草紙〕曰、霜臺の方に松山城主上田上總介、西田右馬進討死す、按ず、左馬頭は岩松澁川等か國清寺に放火せるに及で、佐介の亭を逃給ふ、江戸近江守



死す、〔九代後記〕曰、所々の合戦持氏の軍敗北、岩松滋川か士以下三十餘人討死、佐介の館失す、持氏は極樂、新御堂満隆、并舍弟持仲鎌倉に在て公方と稱す、十二月二十一日持仲大將として上杉伊豫守憲方小机迄出張す、〔大草紙〕曰、新倉に御坐まし、關東の公方と仰かれ給ふ、然共近國猶持氏の味方にて召に應ぜず、討手を遣す、へしとて持仲を大將とし、中務太輔憲顯其弟伊豫守憲方、武州へ發向す、憲顯はいたはること有て留り、豫州を大將軍として十二月二十一日に小机迄出張す、江戶豊島南一揆等左馬頭方として入間川に陣す、持氏は江戶・豊島・二階堂下總守、并南一揆突、二十三日江戶豊島と持戸備前守兵とも入間川に馳集陣を取、〔九代後記〕曰、十一月二十一日持仲を以て武州へ發向す、南一揆江戶豊島の輩、并二階堂下總守一味し、持氏に屬して持仲に背く、十二月二十五日夜持仲伊豫守入間川より鎌倉にて引退く、〔大草紙〕曰、伊豫守持仲伊豫守入間川に發向す、其道にて十二月二十三日世谷原にて合戦、終日戦くらしける、か伊豫守打負鎌倉を以て引返す、江戶豊島に乘て追懸しかば、伊豫守も持仲も漸二十五日夜に入鎌倉に歸給ふ、按ずるに世谷原、今此地名なし地理を察する、二十四年正月朔日、新御堂満隆持仲上杉禪秀鎌倉を立て世谷原に陣取、〔九代後記〕曰、朔日禪秀鎌倉を立て、〔大草紙〕曰、一日鎌倉、五日、南一揆江戶豊島等世谷原に向て戦ふ、當方敗す、〔九代後記〕曰、五日世谷原にて南一揆江戶豊

嶋の輩と合戦す、禪秀軍利あり、〔大草紙〕曰、南一揆江戶豊嶋と合戦しけるか、江戶豊嶋打負て引退けり、然といへとも上方の打手小田原迄攻下り、味方打負る由聞けれ、九日又合戦す、敵は負ても悦ひ味方は次第に力を落す、禪秀敗して鎌倉に歸、翌日満隆持仲禪秀武藏守護代兵庫助氏春皆滅亡す、江戶、豊島鎌倉に入、〔九代後記〕曰、九日一族禪秀に功ありて、驕心甚しくなり、是により諸士と不和なる故、逆心の者多くして禪秀遂に打負、其夜鎌倉へ退、同日雪下にて満隆・持仲、并禪秀同長子伊豫守憲方、同五郎憲春、長尾兵庫助氏春等自害す、〔大草紙〕曰、九日味方大形心替して敵に加はりしかば、持仲満隆禪秀叶はす其夜鎌倉へ没落、同日寶性院快尊法印の雪下御坊に籠り、満隆御所、同持仲右衛門佐禪秀子息伊豫守憲方其弟五郎憲春寶性院快尊僧都武州守護代兵庫助氏春を初として悉自害して失にけり、今川勢江戶豊嶋兩方より鎌倉へ亂入、〔九代記〕曰、同き九日卯の刻に、江戶豊嶋の輩押来る、又佐竹左馬介義憲一千五百餘騎を率して押寄、二手になりて時の聲を揚たり、岩松・倉賀野・別府・玉井・曾我・中村の兵共取物も取あえず我も我も進み出、敵味方相か、りに懸て散々に戦ふ、佐竹か先陣八十餘騎討れて退、二陣入替り半時計戦ふ、別府中村手を負て引退く、曾我玉井打立られ引色に成所を、満隆の郎等金左近太郎大長刀を廻し、敵三騎を獲隊七八騎に手を負せたりければ、是に辟易して進兼たり、佐竹を自かけて待かけ長刀を取のへ馬の諸膝なきんとしたりけるを、佐竹心得て金子が右の脇に乗ぬけ返すか見えし處に、金子が甲の鉢を打れすてに討れんとしけるに、禪秀是を見て手勢百騎拔連てか、りしかば、佐竹か軍兵す、みかけ合せ入亂れて戦ふ程に、持仲の旗本より崩れ立て、軍兵散々に落行ければ持仲も禪秀も、十七日駿州より左馬頭歸入、戦功の輩に恩賞の地を與ふ、江戶豊島等第一

たり、〔九代後記〕曰、十七日鎌倉へ還御なりて、淨智寺に入せ取の地を分ち賜ふ、按ずるに没取中、閏五月十三日、岩松治部太輔滿能入道天用誅せらる、先祖次郎義純は、島山重忠妻女并跡式を賜はり、源家の島山と號す、曾祖父新田治部大輔眞國は、基氏近臣にて武州岩殿山合戦に忠あり、天用故なき陰謀に與して、舞木宮内丞に生捕らる、按に、岩松と戦し上野國なりとも、又入間川なりとも云、何れか是なることを知らず、〔大草紙〕曰、岩松入道天用は禪秀が殘黨を集め上野國岩松に蜂起しけるを、舞木宮内丞馳向ひ天用を生捕て奉ければ、五月十三日龍口にて首を刎らる、彼が先祖は足利義兼次男岩松次郎義純、島山重忠妻女、并跡式を給はり始めて源家の島山と號す、義純次男岩松五郎經兼、其孫新田治部大輔眞國は、基氏公近臣にて、武州岩殿山合戦に忠を盡す、其子左馬頭持國其嫡孫天用也、〔九代記〕曰、岩松治部大輔又叛逆を企、殘黨を集め五百餘騎にて入間川の邊に出張し、在々を放火し兵糧を掠とる、舞木宮内丞は初禪秀持仲に一味せしことを悔ちける折ふし、此由を聞つけ、別府玉井南部中村が一族に觸廻らしければ、人にかくれ世をおそる、輩、究竟の事なりと馳集り、舞木宮内丞を大將として五月二十九日入間川に田向ひしかば、岩松治部大輔五百餘騎を同時に入間川を渡して攻か、舞木は川端二町許を隔て敵半渡りかゝるを見て、かけたりければ、岩松か五百餘騎思ひもよらず我先にと落行方を求めるより外なし、舞木勝に乗八百餘騎備を亂し追か、岩松は主従八騎川上を渡らんとして渡瀬を尋る所に、中村彌五郎時員が郎從舟木與次が放つ矢に、岩松が乗たる馬の太腹深く射させければ、下立今は遡る可らずと思ひ、八騎の郎等を左右に立、太刀をかきし飛てかかる、中村小長刀にてあひしらふ、岩松は中村が家の子由井藤十郎を斬て落し、其馬に打乗あたるを幸に討落す、舞木宮内丞馳來り岩松を中に取籠た

〔領所の松岩〕り、中村が郎等山本市之丞岩松が馬の諸膝落て落る所を、透問なく粗たりけるをもの數とせす、山本をかひつかんてさけ切にせし所を、舞木が兵共馳集生捕鎌倉に參らす、按に岩松が先祖は新田の支族にて、殊に將軍家の寵を蒙り、當國及上野國にて數ヶ所を領せしなり、當國の領地古文書に見えたるは、貞應三年義兼後室新田尼より時兼に讓狀の内、春原庄内萬吉郷と有、此地寶治二年八月時兼又女房に讓り、弘長三年三月時兼又此所を岩松五郎經兼に讓り、弘安元年十月經兼太郎政經に傳へり、又明德五年政經の孫岩松右京大夫持國が本領の注文云、武州春原庄内萬吉郷、澁江郷、小泉郷片柳村、秀泰郷、久米六間在家、蒲田郷小林村、手塚村得永名、加治郷、蒲田郷又云、足立郡大窪郷地頭方三分一方田畠注文田大畠二段、すはの大天神一町、内畠一町普門寺二段、小阿彌陀堂八段、長福寺己上田二町八段、畠一町二段云々、明德五年甲戌八月二十七日國政花押、按ずるに、萬吉小泉は七里郡内新原庄あり、蓋春原の轉訛なり、澁江は澁口の誤にて、橋掛郡子母口村是なり、秀泰・小林・蒲田并埜玉郡、秀泰今は日出安に作り、蒲田は持田に作る、片柳は足立郡、大窪今は上下大久保二村に分れり、諏訪社阿彌陀堂は下村に屬し、長福寺は近村別所村、普門寺は大成村にあり、久米は多磨郡、蒲田は今の荏原郡蒲田村なるへし、手塚は榛澤郡、いま手斗に作る、加治は高麗郡、得永は所、六月晦日、安房守憲基管領再任、〔九代後記〕曰、在末考、六月晦日、憲基再任、廿五年正月四日卒、〔大草紙〕曰、廿六年十一月六日、二病て辭す、〔九代記〕には閏五月晦日管領職に還任すとあり、十四年十月、比企郡大戸郷明石左近將監か關地を、伊豆國三島社に寄進あり、〔三嶋社所藏文書〕曰、寄進三嶋社、跡、右爲天下安金武運長久、所奉寄附之狀、如、應永二十四年十月十四日、左兵衛督源朝臣、二十六十一月、上杉安房守憲實管領となる、〔九代後記〕曰、憲基男安房守憲實、管領とす、〔大



草紙曰、十一月二十六日蓋基管領を解し、二十九年七月、金子孫四郎憲實當職を奉り、安房守に任ず、六浦庄内常福寺門前に關を置て人別駄別錢を收しめらる、〔稱名寺所藏文書〕曰、金澤稱名寺造營用脚勸進の爲、六浦庄内常福寺門前に關を置て人別駄別錢を收しめらる、〔稱名寺所藏文書〕曰、金澤稱名寺造營用脚勸進關事、右於六浦庄内常福寺門前、人別に二文駄別三文宛取之可被修其功之狀、如件、應永二十九年七月十七日、沙彌花押、又同寺文書曰、日安稱名寺雜掌光信謹言上、右當寺修造用脚六浦庄大道關事、自管領方雖有寄附御判、未申給之所詮爲當所御沙汰、如法口進納仕安堵御判給、爲致彌御新精誠、恐々言上如件、應永三十二年十一月一日、又同三十四年關所亂妨禁制の狀、及永享四年十二月二十三日下知狀等同、三十年春小栗孫五郎滿重常陸國にて叛く、左馬頭征伐せられ、八月に至て凱旋の日府中高安寺に留止、〔九代後記〕曰、五月二十八日、小栗孫次郎滿重退治の爲、持氏鎌倉に立て下總國結城に發向、八月二日城を攻む、滿重没落す、十六日結城より武府まで歸陣す、〔大草紙〕曰、常陸國の住人小栗孫五郎平滿重謀反を起す、持氏御退治として御勸坐、結城まで御出、鎌倉勢城を責落、小栗行方しらす落行、八月十六日結城より武府府中に御歸陣あり高安寺に御陣坐、十月高安寺炎上、二十三日御陣所武州府中高安寺炎上、十一月左馬頭鎌倉に歸座、〔九代後記〕曰、十四日持氏武府より鎌倉に歸陣す、三十二年六月、河越兵庫助が關地を鶴岡八幡宮領に寄進あり、〔八幡文書〕曰、寄進河越兵庫助跡半分、除湯命分事、右爲日御供所寄附也者、早守先例可被沙汰之狀、如件、應永三十二年六月二十一日、從三位源朝臣、三十三年六月、甲斐國武田右馬助信長退治として、鎌倉より左馬頭出馬有て當國横山より進む、〔九代後記〕曰、六月二

十六日、武田右馬助信長出張す、一色刑部少輔大將として甲州に發向す、〔大草紙〕曰、一色刑部大輔持家發向、然共甲州要害よく人心不敵なれば、度度打負、持氏御旗を向らる、六月二十八日武州横山より發向あり、信長も猿橋へ馳向ひ責難ふ、八月月國中の諸黨、秩父口より發向、信長降參、〔九代後記〕曰、八月朔日、武州白旗一揆着陣して一色に加る、同二十五日信長降參、〔大草紙〕曰、八月一日武州の七黨秩父口より亂入せしかば、八月二十五日叶はすして信長、正長元年八月、大里大江小泉郷を金甲をぬき降參しけり、〔圓覺寺文書〕曰、寄進金陸寺、武藏國大陣寺に寄進せらる、〔里郡大江小泉郷參分壹方各半分事、右爲當寺領所寄附之狀、如件、正長元年八月十九日、從三位源朝臣、按するに、同寺塔中佛日蓋所藏文書、尊氏より直義への下知狀に、金陸寺領武藏國さくらの郷の替として、小泉の郷を先年寄附の所に、吉見違亂の由常在光院の長老申され、相違なきやうに御さた候へく、あなかしこ、と載たれば小泉郷の古く彼寺領なりし事知へし、さくらの郷の地も今傳へされと、吉見違亂など云るに據は、横見郡の邊なるへし。

新編武藏風土記稿卷之三終

新編武藏風土記稿卷之四

建置沿革 鎌倉管領 戰國

永享元年三月、鶴岡八幡社領世田谷郷絃卷村、不入たるにより府中六所宮役の催促を禁せらる、〔八幡社所藏文書〕武藏國世田谷郷内絃卷村府中六所宮役事、連々致催促云云、太不可然、所詮任先規可被停止催促之由候也、仍執達如件、正長二年三月十一日、大石石見守殿、前筑前守花押、前遠江守花押、又同社文書永和二年正月二十九日、吉良治家社領寄進狀には、世田谷郷上絃卷半分と見ゆ、十一月、八幡末社稻荷社造營料として、今在原郡張卷村あり、十一月、八幡末社稻荷社造營料として、豊島郡岩淵關所一圓に所務あるべきの旨下知あり、〔大伴氏所藏文書〕曰、武藏國豊島郡岩淵關所事、爲稻荷社造營料、如元一圓所寄附之狀、如件、正長二年十一月三日、持氏花押、又同所藏文書某年五月六日、某氏行宗の狀に據は、同社修理の要脚岩淵橋賃を宛らる、明年より造畢までを期とせし事もあり、此橋始て架し又廢絶せし始末土地にて傳へす、同三年八月十八日より、關東にて始て永享の年號を用ゆ、〔九代後記〕○按するに、此年正、八年信州にて守護小笠原大膳大夫政康長四年辛亥なり、

と、村上中務大輔確執あり、鎌倉より桃井左衛門督して村上が援兵たらしむ、當國新一揆も是に加はる、〔九代後記〕曰、信州守護人小笠原大膳大夫と村上中務大輔確執の事あり、村上は連々持氏へ心さしを通するによりて、村上が合力として桃井左衛門督を大將として、上州一揆武州新一揆を信州に赴かしむ、九年重て小笠原退治の爲、上杉陸奥守憲直を大將として、本一揆差向らるべき沙汰あり、果さず、九年重て小笠原退治の爲に、上杉陸奥守憲直ありしか其儀ならず、〔鎌倉物語〕に内實憲實を、管領安房守憲實を討るべき由雜説あり、持氏行て宥らる、〔憲實が宿所〕に赴て宥らる、又憲實家人大石石見守憲重、長尾左衛門尉景仲騷動の本、武州代官に就て施行の事あり、管領憲實心に應せずして判形せず、八月持氏重て憲實が宿所に来て、管領職元の如くたるの事あれども、判形に及はすして心底解すと云々〔鎌倉物語〕には武州の代官職をも勤すして、又判形をも仕られず、十年左馬頭嫡子賢王丸元服のこと、故義家朝臣の例に倣ひ、八幡宮にて催あり、憲實諫れども承引なし、八月憲實白井に退く、當國の一揆路に要すれども打得ず、〔九代後記〕曰、持氏先規を繼して、往昔義家の例ありとて、鶴岡八幡宮にて元服の催あり、憲實京都を揮て頻に諫言すと雖承引なく、終に寶前にて元服の儀を調ふ、憲實は違例と稱し出仕を止む、其後憲實を誅伐の風聞ありよりて、八月十四日憲實鎌倉を發して上州白井へ引退く、



扇谷治部少輔持定の男修理大夫持朝、右馬助憲元右馬助憲信、永井三郎入道、小山田小四郎等跡を慕て上州に赴く、〔鎌倉物語〕曰、管領退去の由聞へければ、武州の一揆馳集て上雷坂に陣を取待懸たり、從兵馳散て通らんとせしを、憲實分國へ下ること科なき御不審を申開かん爲なり、御所方の人に向て弓引ことあるへからすとて對陣する處に、一揆勢暫有て退散す、按するに上雷坂の所在、一色宮内大輔直兼、同刑部少輔時家打手として鎌倉を發す、〔九代後記〕曰、十五日一色宮内大輔直兼、同刑部少輔時家先手の兩大將として鎌倉を發し上州に赴く、按するに一色直兼が舊蹟、葛飾郡幸手宿にあり、筑波大夫潤朝が軍忠書上に、永享十年亡父玄朝八月十五日武州御發向令供奉、從府中屬一色刑部少、左馬頭出馬ありて高安寺輔手、上州神名川に在陣仕と云々、〔九代後記〕曰、十六日持氏出馬して武州高安寺に陣せらる、〔九代後記〕曰、憲實白井より京に訴、持氏誅伐の御教書を給はる、又故禪秀が次男上杉中務大、九月持氏方上杉陸輔持房、義教の旗を賜て東海道を發向す、九月持氏方上杉陸奥守憲直、相州早川尻にて京勢と戦て利を失ふ、廿七日合戦、憲直利を失ひて家人蒲田彌次郎足立義隆以下多く討死す、左馬頭府中より歸て、海老名の道場に陣す、千葉介胤直別心して神大寺原へ打出、二十九日、持氏相州海老名の道場へ陣を移す、此時千葉介胤直持氏を諫て、憲實歸參のことを謂るといへとも、承引なきによりて胤直根を合て持氏に背く、〔鎌倉物語〕曰、千葉介胤直怒て我も身を退んとて、海老名へ御座を移されたる時は残り止る、武州分陪に到て急ぎ參陣すへき由御使ありければ、御請は申さから打出關戸山を御越あるとき、別心して手勢を引具し神大寺原へ打出と云云、按するに神、十月憲實上州を發して分陪に着陣、〔九代

後記〕曰、六日憲實上州を進發、十九日分陪に着陣、〔鎌倉物語〕に憲實分陪河原に着、旗を立陣を張、鬨をも發せず、鎧をも射出さる前、人の心替りき御内外様奉 十一月左馬頭金澤稱名寺行頭人、我先にと憲實に加はる、〔九代後記〕曰、朔日、憲實家老長尾足張入道に入て薙髮す、〔九代後記〕曰、和を約し持氏を供奉し、四日金澤稱名寺へ入奉る、五日持氏薙髮す、〔鎌倉物語〕に二日永安寺に至、夫より稱名寺に至ると見ゆ、一色直兼父子淺羽下野守等、又金澤にあり芳傳が攻來るに及て皆死す、〔九代後記〕曰、七日一色直兼父子三人、上杉憲直其子淡路守憲家、小五郎持成、淺羽下野守皆戰負て自害す、〔鎌倉物語〕曰、上杉憲直、二色直兼以下退治の爲に、長尾入道芳傳を大將とし金澤へ發向す、憲直、直兼等大軍を引請追拂、心閑に腹切んと歸り返て待かくる、直兼の郎等共聲々に名乗て蒐入て一騎も不殘討死す、其隙に一色宮内少輔直兼父子三人上杉陸奥守憲直父子二人并淺羽下野守以下一族門葉の人々、左馬頭稱名寺よ心閑に念佛して刺違へ重り合てそ死にける、〔九代後記〕曰、永安寺に移、大石源左衛門憲儀等警固す、〔九代後記〕曰、持氏永安寺へ移、憲實代官大石源左衛門尉憲儀、海老名尾張入上杉修理大夫持朝、千葉介胤直等相替て警固す、海老名尾張入道、六浦引越道場にて自害す、〔九代後記〕曰、按するに、引越は六浦社家の屬、十一年二月、左馬頭及息義久自害、二月十日京都の武士永安自害、持氏時四十二歳、後長春院と、上杉兵庫頭清方を管領號す、廿八日義久報國寺にて自害す、上杉兵庫頭清方を管領とす、民部大輔房方四男清方を鎌倉の管領とす、憲實が弟なり、とす、憲實實子幼少なる故、成長の間名代の爲憲實が所爲として越後より招、十二年結城七郎氏朝、故持氏の幼息を守護

して結城に籠城す、管領の下知に依討手發向す、上杉右馬助憲信入道性順は苦林、長尾左衛門尉景仲は入間河原に陣す、結城七郎氏朝持氏子息春王安王野州日光山に隱在して、結城へ招入、一門悉籠城す、退治の爲管領上杉兵庫頭清方相催て、上杉憲直性順、長尾左衛門尉景仲兩大將として三月十五日鎌倉を立、性順は苦林に陣を張、景仲は入間河原に陣を取、按するに、〔鎌倉大草紙〕記事大抵〔九代後記〕と同じ、上杉性順を武藏國司上杉憲房性順と記す、憲房は今幡羅郡國濟寺村小名存、四月安房入道長棟禪門、山内に歸、五月兵を帥て神奈川に出陣す、四月六日安房入道京都よりの催促によりて、神奈川ま、是より先、上杉兵庫頭清方、同修理大夫持朝當國の勢を催促す、〔大草紙〕曰上杉兵庫頭清方同修理大夫持朝武藏上野の一揆の輩越後、七月結城方一色伊豫守、北一揆信濃の軍勢數萬騎馳參る、七月結城方一色伊豫守、北一揆を語らひ、須賀土佐入道が城へ押寄て放火す、須賀討死す、〔九代後記〕曰、七月朔日一色伊豫守武州北一揆を相語らひ、利根川を越て武州の須賀土佐入道が城へ押寄放火す、須賀か郎等暫支て討死す、按するに須賀土佐入道は、成田が館へ發賀氏の舊跡埼玉郡須賀村にあり、性順景仲は、成田が館へ發向して一色と戦ふ、三日上杉性順長尾景仲順賀討死の由を聞に及ふ、按するに成田が館、翌日又戦、一色勝に乗て荒川を渡り、村岡河原に打出、性順景仲終に一色を小江山まで追退く、修理大夫持朝岩付より後詰の兵を出せしが、後て

至りし故空く引返す、四日又戦ふ、一色に馳加る兵多し、性勝に乗て荒川を渡村岡河原に打出る、性順景仲一手に成て相戦ふ、一色終に敗北す、上杉修理大夫持朝は、同國岩付に在しか、此戦を聞て後詰の士卒を出す、軍退散するによりて引返す、〔大草紙〕曰、四日兩方戦屈しければ、一色方へ馳加る軍兵雲霞の如し、味方に加る軍兵入西には毛呂三河守、豊島には清方の被官の輩計にて、引色に成る所を伊豫守何國迄も追欠、荒川を馳渡り村岡河原に打立る、性順景仲は只一手になり、荒手を先に立てかけ破りしかば、伊豫守討負一返しも返さず小江山迄引退く、按するに岩付は埼玉郡の屬、當時築城以前なれと館などは在しも、長棟神奈川に在ること五十餘日にて野本唐子に移る、〔九代後記〕曰、棟庵主神奈川を發足して野本唐子に逗留す、〔大草紙〕曰、八月長棟唐子を立て、小山祇園城に着、〔九代後記〕曰、八月九日云々、又結城寄手の中に、十月鎌倉圓覺寺塔中黃梅院領賀美郡石神村櫻堂在家、青木山城守亂妨停止の事を、長尾左衛門尉景仲に下知せらる、〔黃梅院所藏文書〕曰、圓覺寺黃梅院、青木山城守致強入部之間、度々被仰付之處、不應御成敗之條、願招其科者歟、所詮在彼所、假難及事堅可被沙汰付下地於當院雜掌候由候也、仍執達如件、永享十二年十月十三日、長尾左衛門尉殿、右馬允花押、沙彌花押、又同所藏文書曰、圓覺寺黃梅院領武州賀美郡石神村内櫻堂在家事、任去月十三日御奉書之旨、沙汰付下地於當院雜掌候、仍渡狀如件、永享十二年十二月七日、左衛門尉景、今年より實徳に至るまで九年、關東主無して諸



國穩ならず、(大草紙)曰、上杉相摸守房定關東の諸士と評議し、九ヶ年の間毎年上洛して永壽王殿を以關東の主とし、京都の御固め、嘉吉元年四月、結城城陥、氏朝持朝父子死し、春王・安王は捕へらる、(九代後記)曰、十六日遂に春王安王は長尾因幡守守護して上洛す、結城落城の時、當國の諸士高名或は籠城して死する者あり、(大草紙)曰、名字石見四郎討取之、江戸八郎頭長井六郎取之、結城右馬助頭小車六郎討取之、大賀對馬守頭村山越後守討取之、小幡豊前守頭豊島大炊介討取之、大藏民部丞、十二月八幡宮護摩堂料師岡保柴關頭大石源左衛門討取之、(八幡文書)曰、鶴岡八幡宮本地護摩公料武所の事沙汰あり、(藏國師岡保柴關頭所事、爲殊御寄進問、難被准自余歟、然者如元社家知行不可有相違由候也、仍執達如件、嘉吉元年十二月二十六日、前下野守花押、沙彌花押、當社雜掌、文安四年閏二月、八幡宮領寺尾郷澁澤村の税錢の沙汰あり、鶴岡八幡宮領寺尾郷内澁澤村役并反錢除之事、右爲給り、分守先例可有知行之狀如件、文安四年閏二月二十八日、助阿闍梨御房花押あり、名氏未考へず、按するに寺尾は桶樹郡の屬、澁澤今は北寺尾村中の小名に存せり、八月、故左馬頭の四男永壽王丸村岡に來、程なく府中國分寺に勳座、京都の命に依て長春院殿遺跡をつき、關東の主となり鎌倉に入給ふべきに依てなり、九月九日鎌倉に還入、(大草紙)曰、永享十年十一月朔日、永壽王五歲八幡宮落し申、瑞泉寺昌在西堂懷て筑波別當大夫御伴申甲州へ忍て隠居らる、京都にも不慮に義教公御果、御子義勝公も早世、其弟實公幼なくして將軍に備給ひ、三管領相談にて慈悲を專とし天下を治む、爰に

越後守護人上杉相摸守房定關東の諸士と評議して、九ヶ年が間毎年上洛して、訴狀を捧げ、某氏の玄孫永壽王殿を關東の主君とせん事をなげき申、諸奉行尤と感し、文安四年丁卯正月沙汰有て、土岐左京大夫持益に預られし永壽王殿を許し、亡父持氏の跡を賜はる、公方御對面有て御太刀御馬被下、二月十九日關東へ下らる、相摸守越後上野の境へ打向ひ、同顯定は上野國府中へ參、還御の御支度馳走申、八月二十七日白井を立鎌倉へ趣給ふ由聞ければ、憲實大事なりと存、二十六日の夜子息三人同道して伊豆國にて出家して行方しらす、永壽王殿は武州府中村、十一月同に御逗留、國分寺に御座あり、九月九日鎌倉へ還御、十一月鎌倉御所造營成て、永壽王殿移座、元服有て成氏と稱す、憲實男龍若丸は上杉右京亮憲忠と稱す、是を管領とす、(九代後記)曰、持氏四男永壽王、上杉舊臣長尾昌賢尋出して關東の主とし鎌倉に居、上杉右京亮憲忠を管領とす、(大草紙)曰、憲實末子龍若丸九豆州の山家より尋出して京都へ申ければ、たとへ幼少なりとも管領に任し、山内扇谷兩家の輩政務を專にすへしと仰下されける間、十一月晦日御所出來御移有、京より御一字を下され永壽王殿御元服有て、左馬頭成氏と申、龍若丸は上杉右京亮憲忠と號す、若輩故長尾、此後扇谷上杉修理大夫持朝は、右衛門尉景仲諸事を執行す、(大草紙)曰、扇谷修理大夫其子彈正少弼顯房に家を讓て河越に退隱す、(大草紙)曰、持氏滅亡の時憲實一味の最なれば、世中いふかしく思ひ、出家して道朝と號し、子息彈正少弼顯房に家督を渡し、憲忠を聲として武州河越へ隱居して在ける、按するに(武家日記)に、應安元年平一揆河越館に籠ると見ゆ、(櫻雲記)に據は、正平二十二年北朝古は高麗郡上戸村に在しを、後に仙波に移せりと云、此後長祿に今の地に引しと云時は道朝、霜臺弱年により、家人越生の太田備中守資清代て政務を沙汰す、(大草紙)曰、顯房弱年の間家臣武州尾越の太田備

中守資清政務に替て諸事を下知しける、太田長尾は上杉を仰き、憲實掟の如く關東を治んとす、此兩人其頃東國無雙の案内者なり、按するに越、寶徳二年四月、太田長尾等出四人築田里見等を亡さんと兵を起す、鎌倉中騒動せしか京將軍の諭されしによりて和融せり、成氏の出頭人築田里見が、結城小杉を妨、權威を振ひける間、太田備中守長尾左衛門尉令相議、寶徳二年卯月二十一日御所へ押寄、成氏は江の島へ遁る、太田長尾と小山下野守戦ひ手負討死あり、京都へ此旨注進有け、享徳三年は、御下知有て和平可有之由にて皆御所へ出仕す、享徳三年十二月、管領右京亮憲忠を殺す、憲忠其罪にあらず、(九代後記)曰、二十七日成氏鎌倉西御門にて管領憲忠を誅す、故持氏は憲忠が父の所爲にて没する遺恨によりて、結城成朝成氏と同意して是を謀る、(大草紙)曰、長尾左衛門尉景仲は、憲忠名代として威勢を振ふ、然に先年江島合戦に、成氏へ敵對せし一味の者其本領を没せらる、憲忠訴訟申されければ、御許容なし、依て近年は寺社舊附の庄園を押へて家人共に令恩補、所々より訟止事なし、成氏より憲忠に下知有て、折檻を加へらると雖更に是を用ひず、憲忠の扇谷入道道朝長尾左衛門入道昌賢上州に下り一味の族を催す、此日頃御所方管領方として二に別れ不快せしが、御所方の人々由斷せば味方の大事なり、急き憲忠を退治して鎮むへしと、成氏を進め申、結城中務大輔成朝等十二月二十七日の夜、鎌倉西御門の館へ押寄す、憲忠主従二十三人討死す、御所勢山内を追捕す、上杉修理大夫持朝、長尾左衛門入道、太田備中入道、島か原に陣す、二十八日御所勢山内を遁入道持朝、長尾左衛門入道、太田備中守入道其外上杉一味の兵一千餘人、相州島か原に寄來る、勝長壽院は成氏の御弟にて御所方の最初なりしか、何とかすかし申けるにや、左馬頭の命に依て鎌倉を落して日光山へ御移、衆徒を催す、

武田左馬助、一色宮内大輔等島か原に向ふ、上杉方打負上州と河越とに引入、上杉修理大夫入道持朝、長尾左衛門入道、太田備中守入道一千餘人相州島か原に在、成氏より武田左馬助一色宮内大夫を大將として、同二十日押寄ける、上杉方打負悉く敗軍し、上州と河越と兩方へ引返す、長尾入道、越・信・武・上の兵を催て、成氏退治の御教書を京將軍に請ふ、長尾入道斯では叶はしと、越後守護上杉將として、越後信濃武藏上野關八州の味方を招き、故禪秀か子息右馬亮憲顯扇谷持朝入道にも評定して、京都へ申上御教書并御旗を申下し、成氏退治の謀をめぐらす、成氏專使を以被申けるは、憲忠逆心の間退治致所なり、京都へ對し毛頭不義を存せず、京方御領分一ヶ所をも倚申さず、殊更足利庄は御名字地にて候間、御代官を下され御成敗可有之旨申さると雖、終に御勘氣を蒙り成氏退治有、康正元年正月、典厩鎌倉を立て府中高安寺に勳座、上州の敵退治の爲なり、成氏は上州の敵退治の爲州府中へ一千餘騎にて發、正月十五日鎌倉を立、武州府中へ一高安寺に陣とる、上杉方の勢と分陪に戦ふ、按する波大夫早書に據は、立、右馬助憲顯死す、(九代後記)曰、二川にて合戦ありしなり、右馬助憲顯死す、(大草紙)曰、上杉内大輔憲秋、武州池龜にて成氏の爲に自殺、又(大草紙)曰、上杉衆二千餘騎にて上州を打立、享徳四年正月二十一日武州府中分陪河原へ寄來、成氏五百餘騎にて馳出、短兵急に拉き火出程戦ふ、上杉先手大將、右馬助入道憲顯深手負て引籠高旗寺にて自害、鎌倉勢勝軍はしけれども石堂一色以下百五十餘人討死し、戦疲て分陪河原に陣を取、按するに、憲顯か死せし地を(九代後記)に池龜に作り、(大草紙)に高旗寺に作る、高旗寺は高幡賣輪寺ならん歟、もし然ば池龜と云も當時高幡邊の地名なりしも知へか



ら、上杉勢又寄來る、鎌倉方勝に乗て追撃、彈正少弼顯房夜瀨にて自害す、〔九代後記〕曰、二十四日上杉彈正少弼顯房夜瀨にて成氏の爲に自害、持朝男、歳二十一、小山田八郎藤朝同所にて討死、上杉一族小山田三郎定頼男なり、〔大草紙〕曰、上杉勢の新手五百餘騎二十三日又分陪河原へ寄來、成氏きのふの合戦に打勝勢ひ勇々しき兵なれば、敵寄ると打て出散々に切懸る、上杉方の先陣羽織大石以下又悉く打負討死數を知らず、成氏勝に乗て攻入ける間、里見世良田深入して討死しける、引續て結城小山田村上等入替て攻ける間、上杉勢打負敗軍す、扇谷房顯後陣に打けるか味方をいさめ留て防ぎ戦ひれども、大軍のなびきたる習引返して戦兵なく、房顯手の者皆討れ其身も深手負けければ、夜瀨と云所に残り止り、二十一歳にて腹かき切て失にけり、成氏兩日の合戦に打勝給へば、降參の敵兵數を知らず、筑波大夫軍忠次第云、今年享徳四年正月廿一日武州立川之御合戦、翌日二十二日府中之御合戦、漕分致忠節、家人數被殺訖云云、按するに立川は、多磨郡日野津の傍柴崎村是なり、〔大草紙〕に分陪河原と記す時は、其地相去こと若干なり、今暫兩説を存す、夜瀨四月、岩松右京大夫新開郷新開加賀瀨は在所未考へず、

守が岡地を賜らん事を請ふ、〔岩松文書〕曰、岩松右京大夫入道跡之事、同國師岡郷北一揆秋間跡武州新開郷事、新開加賀守跡、享徳四年四月八日、按するに此事成氏許可せられしや未所見なし、新開、典鹿府中を立て結城に進發せらる、〔大草紙〕は足立郡の屬、典鹿府中を立て結城に進發せらる、曰、上杉長尾敗軍を集め、常陸國小栗城に立籠る、閏六月京勢鎌倉に四月成氏御進發あり、結城城に御馬を立らる、六月京勢鎌倉に入、管領六代の居館悉焼亡、京都の沙汰として、大將今川上御所を初として燒拂、頼朝以後北條九代の繁昌は元弘に滅亡し、成氏公より成氏公まで六代相續の財寶皆燒、永代亡所となる、

(河古)

典鹿は上杉と野州に戦けるが、上杉は騎西に退きて陣し、典鹿は古河に動座、是より年久しく此所を居所とせらる、坂東諸士古河御所と稱す、〔九代後記〕曰、上杉家臣等議して、成氏と戦ふ、上杉一族長尾諸類朝延に奏す、繪旨日旗を下賜ふ、成氏打負鎌倉を去て野州古河城に入、是に依て房顯鎌倉に居て大將となる、〔大草紙〕曰、長尾左衛門入道昌賢武州上州の兵を催し、上杉八郎藤朝同名藤原和六郎同七郎憲朝野州天明只木山に橋籠り、成氏退治の謀を廻しける、成氏天明只木山に押寄、四方口々の通路を塞ぎ遠攻に責ければ、兵執運送の便なくして、越後上州の兵一戦にも不及落行ける、是に於て長尾も不叶して兩國の一揆を集め、武州騎西領へ引退て陣を取、成氏は總州葛飾郡古河縣かうの集と云所に屋形を立、騎武州・甲州・相州・上州・總州の味方を集め、又騎西領へ發向す、〔關東管領記〕曰、成氏朝臣鎌倉御退去、下總國古河城に移給ひ御、典鹿は京都の打手及上杉居住、坂東の諸士古河御所と稱す、

道を支へければ打破て少府に着し、直に古河に入、〔大草紙〕曰、鎌倉には木戸・大森・印東・里見等離山に馳向て戦けれども、打負ければ成氏重て、新手二百餘騎差向せ戦れりと叶はず、武州府中へ落行所に南一揆蜂起して待懸たり、築田河内守結城先陣に進み散々に打破て道を開き、成氏は少府に落、夫より古河に落着す、按するに少府は埼玉郡葛飾郡是なり、今隣村新堀、九月古河に城跡存す、相傳ふ成氏の臣金田式部則綱築成すと、

右京大夫書曰、於武州岡部合戦悉利運之由注進到來目出云云、又右馬助持忠書曰、岡部合戦悉利運之由御注進致披露候、公私之大慶此時候、殊更御高名之段目出候、十二月典鹿の命を承て武云云、按するに岡部は榛澤郡の屬、十二月典鹿の命を承て武

田右馬助等騎西城に向ふ、上杉性順入道等七黨の諸士を率ひ切て出けれど遂に打負、成氏より武田右馬助、里見・築餘騎を添て騎西城を攻らる、上杉藤原性順長尾左衛門武州七黨の兵共、康正元年十二月三日切て出防戦けるに、上杉方打負て引返す、按するに騎西城蹟今埼玉郡根小屋村に在、或は山の根とも號す、次騎西城を攻落す、同六所方より押寄手痛く責ければ、終に二年正月、岩松右京大夫資落上杉方數百人討死して敗軍す、

上杉方と岡部に戦ふ、岩松次郎創を蒙る、十九日成氏與京十七武州岡部合戦、碎手被勳戦功候、次郎被殺候條藤原性順、其外親類被官或被死由開召候、神妙至候、仍而一兩日間者有本陣可被致調義候、以使節巨細可被仰出候云云、同時奉書曰、於武州岡部原去十七合戦、悉利運之由御注進、則致披露候、殊更次郎殿被負御手、乘馬被切候事は又御忠節不及申候、次承候間之事、自根本尤候間、漕分致忠見候、去其一兩日之間此方可有御落居、其間之事可然様、總州市川城を攻落す、城將千葉宣胤は石濱に、自胤は赤塚に退く、〔大草紙〕曰、市川城に大勢龍由築田出羽守、其外大勢差向度合戦して、康正二年正月十九日終に没落す、宣胤は武州石濱へ落行、自胤は武州赤塚へ移る、築田河内守持助足立郡を取、築田河州は關宿より打て、上杉武藏入道性順子右馬助房顯、人見に出歸て深谷城を築く、敵方武藏國には上杉武藏入道性順息男、右馬助房顯は武藏の人見へ打て出、上州の味方と引合、深谷に城を取立ける、按するに人見深谷并榛澤郡の屬、多磨、十月御所方鳥山右京郡にも人見あり、此と混する事なけれ、

(く築を城戸江)

亮等深谷に向ひ、上杉方と岡部に戦ひ京兆死す、鳥山右山因幡守を先陣にて、二百餘騎の勢を差出し上杉方岡部の原へ出合火出る程戦ける、上杉方には非草左衛門尉、久下・秋元を始として殘少く打なされ悉く敗軍す、成氏の味方も勝軍には有けれ共、一方の大將鳥山深手を負て死にければ本陣へ引返す、又羽續原にて二度の合戦あり、御所方負て足立郡に引退く、上杉方へは上州より新田岩松小次郎・金井新左衛門以下荒手に加はりければ、上杉方力を得て羽續原へ出張して陣を取、公方衆は打負足立の郡へ引退く、此年江戸城を築く、〔九代後記〕曰、康正二年上杉定正家老太田備中守資長、武州江戸城を築く、資長雅名源六郎法名道灌、于時二十五歳、〔小田原記〕曰、資長品川館にて靈夢の告ありて豊島郡江戸館に移り、山なしと雖四邊を見下し入海あり、諸國往還の便あり、誠に日出度所なればとて靜勝軒と號す、康正二年丙午より始て長祿元年四月八日巧匠成就す、〔管領記〕曰、五山僧徒詩卷あり、又江戸歌合の一集あり、河越の三好天神を平河へ移し、日川明神をも移さる、又長祿元年四月河越城成、〔小田山王〕移して江戸の鎮守とす、

曰、四月持朝の命を奉て、道真仙波に在し城を移して細張す、〔大草紙〕曰、四月上杉修理大夫持朝入道、武州河越の城を取立らる、〔管領記〕曰、南仙波城を今の河越三好野郷、岩槻城成、〔大草紙〕へ移し建、三好の天神日川明神等是あり、

備中入道武藏岩槻の城を取立、六月澁川左衛門佐義鏡を探題として京都より下されて、關東平治の功を謀らしめらる、此人先代より蕨城を有を以なり、六月二十三日、澁川左衛門佐義鏡を公方の近親にて代々九州の探題の家なれば、諸家も重き事に思ひける上、祖父左衛門佐義行は久敷武藏の國司にて有ける故、其



時より足立にて、廣と云所を取立、居城にして今に至る迄此所を知行しければ、旁此人可然也、義鏡を控題にし給ひ、御下知の通武州上州の兵共申聞せ、成氏を退治し上杉を管領として、關東を可治趣を觸渡すといへとも、東國の兵共猶以成氏に背く者なし、按するに謙川氏の、十二月京都將軍の舍弟左馬頭政智下向、居跡今尙存す、

豆州堀越に在て代官を下し、武相上州一揆に下知せらる、關東諸士の請により、將軍御舍弟香嚴院殿と申禪僧天龍寺に御座有し、十二月十四日廿三歳にて俗に還し左馬頭政智と名付、上杉中務承爲上使、同治部少輔政憲木戸三河守孝純御供にて、同月廿四日伊豆國迄御下向、鎌倉には御所もなし、伊豆北條堀越と云所を屋形にしつらひ、伊豆國を知行せらる、爲名代上杉政憲宮根を越て、武州相州上州の一揆を下知して、房顯に力を合せける、管領上杉兵部大輔房顯を大將として、一族家人五十子に陣を取て、古河御所の衆と合戦止時なし、房顯は武州五十子と云處に陣を

取、成氏の衆と對陣して日々夜々の合戦なり、管領記曰、上杉兵部大輔房顯、彼一家の大將とし、扇谷修理大夫定正等の一族家人等東國の多勢を驅催し、武州五十子と云處に陣す、按するに、五十子は兒玉郡の屬、此後十年房顯在陣せしなり、今東五十子村に城蹟、寛正六年三月、扇谷家老太田備中守入道道灌上洛あり、

室町將軍に謁す、九代後記曰、太田道灌上洛して將軍道灌上洛、公方に御禮申、道灌備中守持資と云、關東名譽の士也、扇谷領地は山内の家臣長尾氏領地の半分あり、關東禪門老人にて家嫡憲忠の舅故、人々扇谷を敬ひける處、執事太田備中守資清入道道眞、武州都筑郡太田郷の地頭にて文才あり、武を以て亂を治む、其子鶴千代名譽の者にて九歳學校に入、十一歳迄家に還らず、政務の器量武勇の達者に見えければ、山の内より望有ければ

も遣はさず、元服して源六郎資長と云、眞灌相續て善政を行ける故、坂東過半麾下に屬すと云、按するに、都鳥の歌か獻し、家僕高槻次郎左衛門から馬を御覽ありしは、此上洛の事、文正元年のことなるへし、高槻後に太田下野守と名乗しなり、

正月、古河御所五十子に出張して矢軍に及ぶ、管領記曰、古河御所へ、千餘の勢を引率して武州五十子に出張し、二月兵部大輔房顯と對陣、房顯一萬餘にて矢軍に日數を送る、二月上杉兵部大輔房顯陣中に卒す、陣を拂て鎌倉に引返す、

九代後記曰、二月十二日上杉房顯三十二歳武州五十子陣所に病死、管領記曰、上杉方力を失ひ山の内に引返す、古河勢もこれを追はす、相摸守房定が子四郎顯定を迎て山内の名跡野州に歸陣す、

大草紙曰、越後國上杉相摸守房定が次男、九月上杉とす、顯定を招、房顯の躰として一跡相續せしむ、

彈正少弼持朝入道川越城に卒す、六日上杉彈正少弼入道持朝川越に逝去、五十二歳、文明三年上杉顯定と古河御所五十子に戦ふ、御所方打負途に古河を去て千葉に遁給ふ、

九代後記曰、成氏と上杉去て千葉に移、陸奥守康胤扶助す、大草紙曰、五十子にて、兩公方衆軍利を失ふ、上杉方勝に乗五月長尾景信古河城へ馳上、兩上杉は五十子に旗を建て、御所方の士を退治す、

五十子に旗を立、成氏の、四年野田築田佐々木等味方申す、味方を悉く退治しける、

古河御所御發向、上杉方を資落して古河城に歸入せらる、然とも古河に野田、關宿に築田、私市領に佐々木等無二の御所方にて、今年春千葉より成氏公御發向有て古河城を資落し、終に御歸參あり、按するに、佐々木居城は則前に見えたる少府城是なり、今蒲蒲領に屬す、城主金田式部則綱は、本姓佐々木にて成氏

に仕へし事、御所方の勢五十子に向て屢戦ふ、成氏又五十子所見あり、

合五年十一月扇谷修理大夫政眞死、嗣子なし、故彈正入道の三男定政相續して修理大夫に任す、二十四修理大夫政眞討死、行年二十四歳、子なかりしかは家老共評定して、故持朝の三男定政を修理大夫に任し、扇谷の家督とす、

六月山内老臣長尾左衛門景信卒す、家督職を其弟尾張守忠景に賜ふ、景仲嫡子四郎左衛門尉景春不快す、太田左衛門大夫入道道灌山内顯定を諫て曰、景春家督まではなくとも玉泉か忠功を思召は、武藏守護代仰付られ、忠景と和せしめ給ひ候はんかと、許可せられず、山内家老長尾去の間、長尾尾張守忠景に顯定より申付らる、四郎左衛門尉景春は有勢の者也、亡父忠功他に異なり、景春こそ家督職賜るべきに、忠景に越られて忽逆心を思ひ立、縁者たる間太田道灌に此事相談す、太田聞て一大事出来ぬと顯定の前に來て申けるは、景春元より無器用に家督は及なく候共、父玉泉か忠功を思召候はられんかと、山内を始評定人共承引せず、然らば、六月道灌駿景春を誅するに何の子細候へきと申、又甲斐なし、

州に發向す、騷亂に依てたり、其年駿河に騷亂起、今川殿左衛門大夫同六月駿州、太田か無を伺ひて長尾景春鉢形にへ發向し、十月歸る、

太田發向の間に、長尾景春武州鉢形の城へ移り、武州相州の内一味同心の軍兵を催し、不日に五十子の陣に寄んとす、按、九年正月景春五十子の陣を

襲ふ、顯定憲房定政遁る、太田道眞殿して利根川を渡り上野國に退く、

長尾景春武州鉢形の城より思立て五十子の陣を渡り、正月十九日夜顯定、大勢で催し景春を退治すへしとて、太田道眞を殿にて利根川を渡り、那波、斯て景春に與せし人々各籠城す、豊島勘解由左衛門兄弟は石神井・練馬の兩城を取立て是に據、金井掃部助は小澤に籠る、

景春一味の族には、武州豊島郡の住人豊島勘解由左衛門尉・同弟平左衛門、石神井の城練馬の城を取立、江戸河越の通路を取切、相州には景春が被官人溝呂木の城に籠籠、越後の五郎四郎は、小磯と云山城に籠籠り、金子掃部介は小澤と云城に籠籠る間、太田左衛門入道下知して扇ヶ谷より勢を遣し、同三月十八日溝呂木の城を攻落す、同日小磯の要害を責、越後五郎三郎不叶して城を渡して降參す、夫より小澤の城へ押寄て攻けれとも、此城難所にて落兼ぬ、按するに石神井城蹟今豊島郡上石神井村にあり、練馬城蹟は同郡上練馬村にあり、

上杉方にては河越江戶兩城等各備をなす、

河越の城にて太田圖書助資忠上には上杉刑部少輔朝昌三浦介、田上總介・松山衆を込、江戸の城義同千葉治郎自胤等を籠らる、是景春方寶相寺、吉里宮内左衛門尉等横山より出て府中に陣す、

景春一味の寶相寺并吉澤の城の後詰の爲、横山より、四月河越城押の敵矢野兵庫助り打て出當府中に陣を取、

小山田の城を攻落さんとす、矢野兵庫助と、城兵勝原に戦ふ、

助を大將として河越の城の押への爲、苦林と云所に陣を取、是を見て河越に籠れる太田上田等、同四月十日に打出ければ、矢野兵庫助其外の小机衆勝原と云所に馳



出して合戦す、敵は矢野を始悉く打負手負り引退く、按ずるに勝原は所在未考へず、太田道灌江戶城より出、平塚城邊に放火す、十三日道灌江戶より打て出、豊嶋を放火して歸ける、按ずるに平、平塚後詰として、豊嶋勘解由左衛門等馳來、道灌依て兵を西に向て、江古田原沼袋邊に戦ふ、豊嶋板橋赤塚等皆討死す、豊嶋が兄の解由左石神井・練馬の兩城より打て出攻來ければ、太田道灌上杉刑部少輔・千葉白胤以下江古田原沼袋と云所に馳向ひ合戦して、敵豊嶋平右衛門尉を初として、板橋赤塚以下百五十人打死す、按ずるに江古田原沼袋並豊嶋郡屬、道灌進て石神井城を責落す、十四日石神井の城へ押寄せければ、降參して同十八日に罷出對面して要害破却すへき由申ながら、又敵對の様子見え、小澤城も同日陷、金井掃部之助が小澤城を責落す、十八日黃澤、觀長尾四郎左衛門尉景春は、上野より來て五十子梅澤に陣す、偶太田道灌那波庄より兩上杉を迎て旋に逢、景春引退く、道灌追掛て用土原に戦ふ、景春打負て鉢形城に入、長尾景春は上州勢を引に陣を取、太田道灌所々の軍に打勝て上州那波の庄へ兩上杉を迎に來り、五月十三日利根川を越て五十子に歸陣す、長尾景春はを見て引退けるを、兩上杉忠景・太田道灌・板倉美濃守・大森信濃守以下用土原へ押寄せ合戦して悉く打勝、景春は鉢形の城へ引退き、殘少なく討成れる間、鉢形を攻落へき由にて兩上杉は富田四方田井兒玉郡、甘糟、五月古河御所より、稻毛庄鞠兒郷山王は那賀郡の屬なり、

の賽鏡を淺草寺輪藏堂に寄進せらる、圓覺寺塔中佛日庵田陣可有精誠祈禱、仍武州稻毛庄鞠兒郷山王參錢事、淺草輪藏堂江我等致申沙汰、永代御寄進候也、然者於以後傍輩中時之代官以下狼藉或不可有邪儀、彼輪藏堂停止諸役、年始歲末御出陣之御祈禱簡要候、仍證狀如件、文明九年丁酉五月十四日、如意藏主禪師、式部尉治家、隼人佐常秀、按ずる、七月古河御所後詰せらる、兩上杉白井に退く、〔大草紙〕曰、七月古河成氏數千騎を引率木・横瀬御供にて瀧と云所へ御出張の間、十月長尾四郎左衛門尉は、一族六郎爲景か加勢を得、荒卷に陣す、太田左衛門大夫鹽賣原に對陣す、長尾退散す、長尾景春同六郎勢ありて荒卷と云所へ陣を取、道灌鹽賣原へ陣を取、切所を前に當待懸たるに、敵陣は退て歸陣す、按ずるに荒卷鹽賣原の所在未考へず、榛澤郡小前田村文書に、鹽荷押傍示の地名を記す、榛澤・兒玉二郡の地名なり、據て想に鹽賣其邊の小名なる歟、如然は荒卷も遠から、十年正月太田左衛門大夫入道道灌、倉賀野より河越に歸、古河御所と上杉和談調しに依てなり、築田中務方より長尾左衛門方へ口尾上總介を使として上杉と御和談あるへき由申來、則和談有て相互に陣拂あり、其中に上杉は道灌を相伴、倉賀野より、道灌又豊島か平塚城を攻む、城兵没落す、廿五日豊嶋勘解由左衛門か平塚の要害を責落す、〔大草紙〕曰、廿五日豊嶋勘解由左衛門か平塚の要害を責落す、〔大草紙〕曰、廿五日豊嶋勘解由左衛門か平塚の要害を責落す、

小机の後詰せんことを謀る、景春は吉里宮内左衛門以下相着陣して小机城へ後詰せんことを謀る、〔大草紙〕曰、三月上杉定政河越城より兵接するに、二宮は多磨郡の屬、三月上杉定政河越城より兵を出して二宮城を攻、景春成田城に退く、上杉定政は河越十日河越城より二宮城へ押寄せ、景春羽生峰に陣す、太田圖書助幕來修理大夫定政も勢を出さる、景春等退散、〔大草紙〕曰、三月上杉定政河越城より兵接するに、二宮は多磨郡の屬、成田へ參りて千葉新助孝胤を相催し、羽生の峯へ陣を取、同十九日小机の陣より太田圖書助資忠引返して、同廿日に羽生へ向て定政にも出勢なり、孝胤景春一戦にも不、二宮城大石駿河守も及引退く、按ずるに羽生は埼玉郡の屬、〔大草紙〕曰、三月上杉定政河越城より兵接するに、二宮は多磨郡の屬、降參す、大石駿河守が橋籠、太田道灌は村山に陣し、弟圖書助資忠して相州に向はしむ、〔大草紙〕曰、三月上杉定政河越城より兵接するに、二宮は多磨郡の屬、相州磯部城小澤城自落、殘兵奥三保に橋籠、太田道灌村山に陣を取、舍弟圖書助同六郎大將として、奥三保に馳向、十四日逆寄に攻來て逆寄て敵數多討取、道灌も村山より押寄せ所敵は敗軍す、按ずるに、道灌返て荒川を越て、成田鉢形の間中に陣とる、古河の使築田中務大輔來曰、御所既に上杉氏と和せらるゝ上は別義なし、但景春か愁訴難儀せらる、早追拂て御歸座有しむへしとなり、〔大草紙〕曰、三月上杉定政河越城より兵接するに、二宮は多磨郡の屬、同十七日荒川を越て鉢取、成田の御陣より築田中務大輔使を以申けるは、上州にて申合せ候如く、公方上杉御和の間別義無之候得共、景春は近邊へ參り候に奉願、御難儀に思召の間追拂可、道灌馳向て景春を追退、然候、古河へ御歸陣被成度由申來、

七月古河御所に成氏歸座せらる、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、太田道灌公方の命に依て、馳向候得は、景春敗北す、其間に成氏は利根川を御越、七月十七日に古河の城へ御歸座あり、鉢形には顯定居城す、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、鉢形の城に天子の御旗を、千葉介胤直か跡のこと上杉の計ひと立られ、爰に居城なり、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、とし、實胤を立といへとも同氏孝胤御所奉公の人たるによりて入部することあたはず、石濱に來住し葛西を知行す、是を武藏千葉と號す、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、千葉介孝胤は成氏奉公の人にて、後胤直の一跡として實胤を千葉介に任し、上杉より下總へ差遣と雖、成氏より孝胤を最負にて千葉の庄抱へ置ける間、實胤は千葉の城へ入部不叶、武藏の石濱葛西邊を知行して時を待居たりしか、世の中を迷懷して遁世す、其兄の自胤を上杉より取立、實胤の跡を賜り千葉介に任し、武州の千葉と號す、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、按ずるに、梅花無盡藏には、寓武之千葉種に作る、上杉氏御所の内意を得て、千葉孝胤退治のため、太田道灌して總州に發向せしむ、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、道灌公爲攻下總之千葉橋長橋三條、又曰、上總、下總千葉所管也、今寓武州者、與上下總之千葉矛盾、灌公救在武者、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、〔大草紙〕曰、今度千葉介孝胤は、景春に一味して所々に合戦し、又成氏上杉と御和談の儀不可然の由孝胤頭に助け申候、孝胤に於ては御敵隨一なり、此時に退治せしめ自胤を取立て、兩總州の侍を過半自胤へ付て千葉の一跡を相續せしむるが爲に、兩上杉より加勢有て成氏へ此由内意を得て、太田道灌下總國國府臺に陣を取、十二月十日下總の國境根原に、十一年七月岩槻合戦し、終に孝胤打負、白井の城へ橋籠る、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、正月十八日白井の城へ押寄せ、太田圖書助資忠總州に戦死す、〔大草紙〕曰、七月古河御所に成氏歸座せらる、正月十八日白井の城へ押寄せ、太田圖書助資忠以下五十三人討死す、孝胤は敗北すと雖、味方も長陣に



勢し續ても貴入らず、十八年七月上杉匠作老臣太田左衛門大夫入道道灌を相州糟屋館に殺す、【九代後記】曰、道灌心す、定正制すれども承引せず、よりにて七月二十六日相州糟屋館にて道灌を誅す、一説先年長尾景春定正に背て後顯定に屬す、よりにて兩上杉不和なり、後道灌が武畧をそとみて顯定より定正の許に使用して、兩家元遺恨なし定正道灌を誅せば、我又景春を殺して兩家の戦を止へしと、定正遂に道灌を殺す、顯定謀畧の爲に云けるにより、景春を誅せず定正怒て兩家愈不和なり、上杉戸部高見原に陣す、顯定も合カとして高見原まで出馬す、【九代後記】曰、若討渡す事もよと顯定は五百餘騎にて高見原まで出られしかとも、夫までもなく討取て首をは山の内へ遣はされける、按するに高見原は比企郡の屬、河越城には朝良執事曾我兵庫頭、江戶城には曾我豐後守、【九代後記】曰、道灌が城地河越城は定正嫡子朝良執事曾我兵庫頭を守護とし、江戶城は同軍法の故實ありとて、定正が近臣に、兩上杉確執愈甚し、去年京都古河和睦せられしかと、茲に至て別に亂階をなせり、定正與朝良書曰、道灌堅固、堅嶽山内、可爲不義企候處、勅思立謀亂候間、忽令誅罰、即鈔形注進畢、然而顯定爲合力至高見原被揚軍旗之間、悉存候所無程被朝良覺悟、當方可有追討御行現形候、【九代後記】曰、道灌を誅して以後顯定心を翻して、定正を討へき企あり、顯定は古河成氏男政氏と一味して、顯定を亡さんことを謀る、【管領記】曰、文明十七年京公方義政公と古河御所成氏御和睦有、是近年都鄙戰國節義の爲也と云云、然處又兩上杉及矛、長享二年正月兩上杉未和せず、當國松山橋合戦時なし、長享二年正月兩上杉未和せず、當國松山に戦ふ、【梅花無盡藏】曰、戊申正月在武藏、是時兩上杉之兵横行相武之間、關八州大半逆波未決、【九代後記】曰、兩

上杉武州松山にて戦ふ、【管領記】曰、春武州松山に出張し、小責合はかりにて兩陣相引に退き歸る、秋、山内顯定鉢形にあり、故道灌子太田源六郎來從て平澤に居、【梅花無盡藏】曰、九月廿五日、太田源六郎平澤寺鎮守白山之朝詩歌會、廿又六僧、萬里出武藏平澤之旅房赴鉢形、鉢形在武藏北、廻關東管領上杉顯定所守也、自去武之江戶、寓平澤太田源六郎資康軍中、凡三十六日、【管領記】曰、此頃道灌の子太田新六郎資康甲州へ忍行、兵を催し顯定に加る、長尾四郎左、十一月古河御所衛門景春入道伊玄は定正の味方となると云云、一月古河御所政扇谷匠作高見原にて戸部顯定と戦ふ、山内方敗北、【九代後記】曰、三日定正并古河政氏武州高見原へ出張、顯定同陣して戦ふ、初定正掛なやまさる、定正と長尾入道下知して新手段に戦ふ、顯定が兵戰疲て引退く、【九代後記】曰、上杉修理大夫定正、古河公方政氏公に千餘騎を率して武州高見原に出張あり、上杉民部大輔顯定、三千餘騎にて打立、兩陣の間二町を隔て足輕を出して責合つ、漸々攻寄、雙方入亂責戦ふ、顯定の兵に白井彦七と云もの四方八面に切て廻る、此勢ひに辟易し、定正の軍兵四度路に成て開きなひく、長尾入道が家の子に淺間小次郎と云者が放つ矢に、白井彦七が内甲を窺深に射させ、目くれ心きえて太刀を杖につき立すくみたる所を、定正長尾入道下知して荒手を入替急に戦ふ、顯定の軍後より崩れて敗北す、顯定も已に危く見え所に、田子山本の者共命を捨て返し合、討死しける、其間に虎口をのりかえしける、此頃大石見守定重日代たり、【梅花無盡藏】に引返しける、武藏目代大石定重請之、其序曰、武藏刺史之幕府、有爪牙之英臣、是曰大石定重、廻木曾源義仲十葉之雲孫也、武之二十餘郡悉屬指呼、忠義貫日、始終一節、規勝地於武野、頗設壘壁之備、通來築亭子、就介者需亭子之名、以萬秀命焉、按するに子孫大石源左衛門定久多磨郡瀧山城に居、明應二年上杉修理大夫定

政卒す、養子五郎朝良相續て江戶河越兩城を守る、【九代後記】曰、十月五日上杉修理大夫定政五十一歳、子息五郎朝良相繼て江戶川越を守護して顯定と相戦、朝良實は定政の兄朝昌男、三年秋、伊勢新九郎長氏相州三浦新井城を攻む、上杉五郎朝良武州の兵を出して長氏を援く、【管領記】曰、堀越御三朝父政知を執して三浦介時高を頼み新井城に籠給ふ、豆州人伊勢新九郎平長氏、義兵を起して茶々丸殿を伐んとす、上杉五郎朝良武州より、六年九月古河御所逝去、【九代後記】曰、三十日加勢を遣、成氏逝去、六十四歳、七年四月、雲頂菴領兒玉郡太駄村禁札を與へらる、【管領記】曰、雲頂菴所藏文書曰、禁制雲頂菴領武州兒玉郡太駄村竹木山野新等、甲乙人等剪取、條自由曲事、自今以後他所、下置候、入立之事右有背制止報者、所處罪科狀、如件、明應七年四月日、修理亮花押、又長尾尾張守忠景入道忠寄附狀に、武州兒玉郡太駄村事、年來被抱置之間、永代當座可有寄進趣、一札披閱存其旨候、如愚案者、當村草菴建立爲菩提所、御弟子可然者、法眷中以仰合當座未寺一分尤候歟、但可任御覺悟事、と見ゆ、文龜二年按するに忠景文書年代詳ならず、因て爰に載す、山内顯定出馬して、北條新九郎長氏と戦ふ、【九代後記】曰、北條長氏と上杉顯、永正元年九月扇谷五郎朝良大將軍として立河原に陣を張る、山内の管領民部大輔顯定入道可諱、及當原形憲房東八州の軍兵を催て會戦す、朝良敗して河越に入、【關東兵風記】曰、北條早雲小田原城に移れり、彼城は扇谷と聞えければ、早雲がしこく扇谷朝良へ使者を立て、御旗下に成御下知に隨ひ可申由、武州寺尾の住人諏訪右馬介を以て再三

和談を請ければ、扇谷殿誠とや思はれけん、小田原も責られず、扇谷朝良若年にして、其安かりければ、彌山内より責亡さんとて、已に和談の體なれば、加勢のため松田左衛門頼重八十騎にて馳加はり、立河原に於て、河越の城を取巻て責たれば、朝良荒手に懸負て聞き落して落て行き、河越の城に籠る、按するに立河原は多磨郡柴崎村是なり、二年三月山内顯定父子河越を圍む、寺尾は橋樹郡の屬、二年三月山内顯定父子河越を圍む、朝良和を乞ふ、依て山内は上州に、扇谷は江戶に歸入、【九代後記】曰、三月朝良と顯定和睦、【兵風記】曰、朝良は戦負て河越城に籠り、梅酸の湯を休めける、顯定憲房の次手扇谷を亡すへしとて、兩大将以下河越の城を取巻て責たれば、城中叶はしとや思けん、家老曾我兄弟を出合て和議の義調ひ、憲房圍を解て諸軍を引率し上州に歸り、朝、七年六月山内顯定入道可諱越後國に死す、家人長尾六郎爲景か亂に依てなり、【兵風記】曰、上杉家老長尾六郎爲景逆心を起し、越後の守護上杉民部大輔房能を越後の雨淵と云所にて打殺す、管領顯定入道可諱當原形憲房を相伴ひ上州より越州へ押寄、去年七月二十八日なり、今年六月十二日越後の一揆共、爲景にかたはれ悉蜂起しければ、憲房榎屋と云所に押寄責ければ、忽に打負、閏六月二十日顯定入道長、森原へ對陣し、散々に戰所に高梨攝津守馳來て可諱を打捕、上杉治部少輔朝良入道か家人上田藏人入道、竊に爲景に應て權現山の砦に籠る、【梅花無盡藏】曰、文明乙巳小春、一日古群盜之所聚也、今則不然、蓋昔有堂歟、【小田原記】曰、小田原城主伊勢新九郎早雲も六郎と一味して、相州住吉城を取立出張す、此時上杉治部少輔入道建芳の被官、上田藏人入道早雲に從ひ、武州神奈川へ出張して、權現山を城に構へり、七月上田か主人治部少輔朝良入道建芳、當國の諸家及南一揆







し備を直して蒐れしかば、北條方の軍勢亂れて引しりそく、三陣遠山豊前守四百餘騎にて入替り、矢先か捕へて散々に射る、上杉方色めき立て馬の足を懸懸す、遠山得たりと喚んで懸る、上杉朝成魚鱗に成て押懸り、中を破んと三度合で三度わかれたるに、上杉方そこはく討れて引返す、北條方勝に乗て逃るを道こと甚急なり、大將左近大夫朝成は、敵の大勢に取こめられ只一騎落行處に、相摸國の住人平岩半人正重吉追て来る、朝成胸引返し馬上より組で落たり、敵の大勢はせめて朝成を生捕ける、其外の軍兵我先にと川越城に逃こみしかとも、小田原勢つゝいて城に押寄ると聞えたり、大將五郎朝定は、また幼稚なり、あはてさまよふより外の事なし、按する、上杉五郎朝定河越を落て松山城に入、〔九代後記〕曰、朝定は難波田彈正が居る松山城へ、北條氏綱松山城を攻む、難波田彈正父子敗す、十八日氏綱又松山を攻む、二十日彈正父子戦負て逃去、朝定同敗走す、〔九代記〕曰、難波田を先として勢を催し、河越に押寄て城を取返さんとす、北條氏綱是を聞て、同十八日遣寄に松山に寄す、難波田父子木戸を開て出、兩陣時を作入亂れて打合、上杉方勝に乗て追かたり、小田原方の二陣、入替り魚鱗に備へて靜に押かけたり、難波田下知して引なといへとも耳にも聞入す、松山の城にそ入にける、十月北條氏綱江戶城に來り、小弓御所を退治せんとして、葛西より松戸にかゝりて合戦し、總州鴻臺に於て御所父子滅亡せらる、〔小弓御所御討死物語〕曰、十月五日昨夜に夜深きに過て、松戸の堤に着にける、氏綱は氏康を始として諸將に下知せらる、夜明ければ松戸の川を越云云、按するに此下合戦おほつ宿は未考へす、今の新宿の邊なるへし、十四年九月

上杉憲政河越城を圍む、城中には北條左衛門大夫綱成籠る、〔九代後記〕曰、上杉憲政砂窪に陣し、先勢進て川越城を圍む、彼城には北條左衛門大夫綱成守護たり、按するに砂窪は入間、十月古河御所上杉加勢として河越に後詰せらる、郡の屬、上杉家人難波田彈正入道、小野因幡守頼に訴より、十五年四月氏康後詰として發向し、兩上杉の陣に夜討して大に勝利を得たり、難波田彈正父子死、氏康は四月二十日月もや明はもたず懸肩衣し相言葉を定め砂窪へ切て入、左右に散して戦程に憲政の旗本小野幡州・木間・江川・倉賀野三河守討死、難波田は燈明寺口の古井へ落て討れにけり、子息半人佐を始、三千餘人討死し、大將憲政敗北、大敵八萬騎に味方八千騎、加様の勝方勢一支も支へず落行ける、按するに燈明寺口は、今の河越城西大手の邊なり、城外東明寺あり、境内古墳は難波田か、此後氏康河越城に在、上杉老臣大石藤田等皆降、〔九代後記〕曰、左衛門佐降を乞て氏康に屬す、是より北條が威勢倍せり、按するに〔古戦録〕に、二十一日に、又按するに、大石藤田は山内老臣の最にして皆久しく當國に住、二老既に歸する時は大抵國中北條氏并吞せしこと知へし、藤田は秩父郡井戸天神山の城主なり、又榛澤郡寄居村に花園城趾あり、是も藤田が居城なりとそ、大石は多摩郡淵山城主、氏康命して多目大膳亮、堀和刑部少輔を先手として松山城を責しむ、戦はずして自落す、〔古戦録〕曰、松山城を切取て中武藏を平くはして武藏野の陣を拂て松山城へ發向す、此城は扇谷宿老武州安戸城主上田左衛門大夫築て、家人難波田彈正左衛門を置ける

か、此度の夜軍に上田又次郎政廣も僅九騎にてはうく松山へ籠けるか、南方の旗先を見て力なく足戸岩へ退、空城となりければ小田原勢は手を拱て城に入、〔上杉系圖〕に、五郎朝定四月廿日松山落城の時討死、廿二才、按するに昨日河越寄手にありて討死せしなるへし、安戸は秩父郡、足戸は未考へす、松山城には堀和刑部少輔、河越城には大道寺駿河守、系圖に藏人某が子なり、駁を置、忍の成田鷹巢の小幡、皆小田原に屬す、〔古戦録〕曰、氏康は姑く在を味方に引入、堀和を松山に置て守禦の筋を設け、頓て小田原に凱旋あり、河越城は左衛門大夫久しく籠城せしか、此後は大道路寺駿河守城代たらしめて、綱成は玉繩城に在、此後は太田美濃守資正は岩槻に據、上杉左兵衛佐深谷に在て上杉氏再興の功を謀る、自餘は大抵小田原に從服す、〔小田原記〕曰、上杉は次第々々に勢軽く成行ければ、小田原へ内通する者多かりける、然とも太田美濃守は、猶岩附に在城して、江戸河越へ人數を懸、其外深谷以下度々戦負しかと、八月氏康鷹狩と稱して武相を巡視す、〔古戦録〕曰、八月氏康鷹狩に事よせて武相の間領國を巡見あり、勝沼より武藏野を過て長井庄大澤庄など細歴して葛西に至る、〔武藏野紀行〕の作あり、今藝文に出ず、按するに勝沼は多磨郡青梅町邊西分村の古名なり、大澤庄は埼玉郡の屬、太田信濃守資正時松山城を襲取、幾程なく又小田原方に取返し、上田又次郎政廣を置く、八月二十七日岩附太田信濃守資正時、夜討して松山を襲ふ、堀和希有にして河越へ走る、太田が家長太田下總守・廣澤尾張守忠信を木丸に置、上田又次郎に二の丸を預

て、飯程なく資時死す、舍弟美濃守資正所領を譲らる、北條此弊に乗て堀和・笠原・多米を大将として、毛呂・淺羽・岩本・横山・眞野・北見・太田・牛込等を以て攻ける、太田廣澤よく防げれとも上田すかされて寄手を二の丸へ引入しにより、廣澤討死して又氏康持となる、舊主なればとて上田へ城、十九年十二月、北條氏康を預られ、人質を小田原へ籠らる、自今以後關東にて永樂錢のみ通用の高札を建、〔北條五代より關八州の市町にて皆永樂を用ゆ、鑑〕二十年三月氏康上州に發向、〔小田原記〕曰、三月十日氏康三萬騎の着到に、四月長尾景虎村岡河原に來戦ふ、〔古戦録〕曰、四月上旬長尾景虎原記に據は、憲政無爲の謀を宅間岡庭など評定して、景虎當世無雙の勇士なるを以、上杉の家督を譲りしと云、故に此戦有しなへ、當國にても岩槻の太田、忍の成田等上杉に從ふ、〔九代記〕曰、越後國長尾景虎は上杉憲政の讓を受管領職に補せられ、上杉の稱號を名のり、去二十一年三月二日に入道して法名謙信と號せり、上杉憲政の爲に北條氏康に敵して、兵を出し謀を廻らす、武州岩槻の城主太田美濃守資正入道三樂は、持資入道道灌か末葉として管領股肱の忠臣なり、謙信に一味して猶宿望を達せん事を庶幾、此頃北條家に降參せし上杉譜代の諸將諸侍に觸せしけるやう、今度上杉名家名譽の良將出來たまひ、佳運開くへき時至れり、早く味方に馳かへり下知に隨ひ、忠節を勵さるへしと申遣りければ、成田中務以下の輩、二十二年八月上杉入道謙信景虎に屬する者すくなからず、忍城を攻む、〔古戦録〕曰、八月下旬、忍城主成田下總守長泰の、兒玉武藏大掾重行を欺き殺し、渠が所領を并せ取て忍の城に遷り、長泰親泰既に一萬五千餘貫を所務して、地侍三千騎の大



將となり、前管領憲政の幕下たりしが、後南方に與して景虎武相の地へ働を懸られん道路を塞により、押懸て打果すへしと、景虎馬を出されたり、景虎武州埼玉郡忍城を攻て未だ離離決せざりけるに、多磨郡戸倉の城主大石源左衛門入道道俊が許より、氏康發向あり、忍後詰の爲とも、東上野鹿橋在陣の爲、二十三年十月古河御所陰謀して氏康を滅さんとす、氏康遠山丹波守直景を先手として押寄、御所を相州に配す、〔九代後記〕曰、古河晴氏氏康退治の余あり、十月四日氏康古河へ押寄攻戦ひ遂に城を落し、晴氏父子を擒にして相州波多野に配す、〔管領記〕曰、古河城へ押寄先陣は、江戸城主遠山丹波守直景なり、按するに上杉謙信與雲頂庵書云、就神奈河上様御進退事、自白井斷而被進注文、乍殊外驚思食色々被仰越、白井御事色々御刷最中にも無其曲成行、御三人御進退高家嘲諷云云、想ふに此時神奈河に移坐せしめ、程ありて波、永祿元年四月、古河義氏朝臣鶴岡八幡宮拜賀歸路關戸を經歷せらる、道中の詠あり、〔九代後記〕曰、四月左馬頭義氏朝臣鶴岡八幡宮詣、兼田中務大輔太刀、一色刑部少輔杏、吉良左兵衛佐唐笠の役を勤む、北條氏康老臣を遣して路次の馳走警衛をなさしむ、歸路關戸に懸り義氏道中にて和歌を詠せらる、〔管領記〕曰、大道寺孫九郎警衛、北條氏道中にて和歌を遠山丹波守直景・多目周防守・下方輝正忠被官所從八百餘人辻々を堅む、禮義終て無恙御歸城あり、按するに、此人々皆橋掛原郡邊に住せり、下方二年二月國中田原所領の分役高の改あり、太田豊後守、關兵部丞、松田筑前守等奉行す、三年三月太田三樂先手として江戸城下を過て小田原攻入、上杉謙信も出馬せり、實は鶴岡拜賀の行なり、成田下總

守長泰か古禮を守りしを謙信咎めけるより、成田不快して上杉に背く、按するに、此時三樂岩槻を發して江戸城を攻田原記に此記を關、然れとも後年三樂常州片野に在て小田原衆と合戦の時、小田原方落首を建て嘲りしを三樂返しに、岩付を小田原まで太田の、是を榮花に三樂と云と記して云、是は先年遠山を小田原へ追込し事を思出てよみけると聞えしと云り、鬼角此時一旦は江戸城を三樂取しならん、當時の禁札今も、存す、〔小田原記〕曰、景虎鹿橋より打立て武州岩付の太田美濃入道三樂齋を案内として、本庄深谷毛呂を初として先陣武州神奈川の着、已にして小田原運池門まで押寄、引拂て八幡宮拜賀、下向の時成田下總守長康作法無禮なりとて、扇にて打鳥帽子を打落す、長康惡口して其夜に酒巻別府玉井以下本國へ歸、武藏國に七黨有、丹黨は宣化天皇の末、丹治の姓、青木・勅使河原・安保是なり、横山猪俣黨は敏達天皇の末、小野姓、萩野・岡邊・横山是なり、兒玉黨は在道にて本庄倉賀野是なり、私黨は私市姓、河原久下是なり、其外は大方亡びて今はなし、又四家と申す家あり、第一は忍郡の成田、關白道長公の孫式部大輔任隆、武藏の國司となりて幡羅州下向武藏國御通、此郡へ御馬被寄助隆出仕の處に、伯父なれば見舞の爲御尋中途にて相逢互に下馬の禮あり、彼例今に至て大將對面の作法とす、助隆四人の子あり、一男は成田殿、二男は別府殿、三男は奈良殿、四男は玉井殿とて御座す、別府殿は左衛門尉行隆と申す、二人の子あり、兄は左衛門佐行助、弟治部大輔義行、兄弟二人を西別府・東別府と申す、義行の子別府小太郎義重、其子行重、義經の御供申一谷の先懸し、鎌倉殿より勳功に預り此家別て繁昌す、其家より又北南と云名字の侍別れたり、然れ共末に至て成田も玉井・奈良・別府も牛角の家となる、文明中また成田・酒巻・兩別府・久下・奈良・玉井・須賀・忍南なん、と公文管領の下知に従ひけるか、後關東大に亂れ、我々の意地を立、其頃成田下總守入道宗蓮心かさある人にて、忍を打て忍の城に移り

城を築立る、此城沼の中なれば普請はかゆかず、近隣の諸將へ毎年人夫をよとひ、多年に此要害を取立、此事絶すし自ら忍殿へ役を出し様になり行、一代の中近隣を殘らす下知し、其子下總守長泰地侍千騎の大將となり、人は威の付やうに振舞へき者と、氏綱批判ありしとかや、〔九代記〕曰、三月上旬に、上杉入道謙信東八ヶ國の軍勢を催し、長尾白倉大石小幡を初として、諸將七十人其勢九萬六千餘騎、都合十一萬三千餘騎、思ひ思の出たち家々の旗さ、先陣に太田美濃守入道三樂、三千五百餘騎、二陣は總大將景虎入道謙信其外の諸軍臨備奇兵扣軍前、上杉謙信後左右をゆり合せ、相州小田原に押つめ運池まで亂入、上杉謙信の此行當國の士と大幡に於て少しく戦へり、多磨郡柴田、景虎御出陣之砌、三田彈正忠政先陣、而大幡仁陣所、八王子之城主北條之氏照及一戰没落之處仁、五十嵐市左衛門竹田之新次郎云武士討取二番着到、賞功不諭時、芝崎三十貫文之處遠被仰下者也、仍如件、永祿三年庚申閏三月七日、五十嵐市左衛門殿、立川宮内重良花押、按するに、成田長泰か末子若王丸、前橋藩は今郡中寺方村の小名なり、成田長泰か末子若王丸、前橋に質たりしか遜出んとして利根川に溺死す、〔九代記〕曰、田か人質として末子若王丸に家臣豊島美作守を相添て置たりけり、是を打殺さんとて軍士を遣しければ、早疾開つて豊島は城中を忍ひ出て、忍の館へ逃歸り、若王丸も城をば遁出、北條左京しかとも、豊島に後れて利根川の流れに溺れ死ける、大夫氏康隱居して萬松軒と號す、六月下旬北條氏康隱居し人女子六人、嫡子氏政は家督をうく、次男由井源藏は武藏瀧山の城主となり、後に陸奥守氏照と名付、三男助五郎後には美濃守氏規と號す、四男新太郎は安房守氏邦とて、手跡に名を得てかくれなし、五男新四郎後左衛門佐氏能、六男竹王殿は後に右衛門佐氏堯とて、鐵炮をよく打得て町間に日常をたす、七男三郎は越後輝虎養子とし、上杉景虎と號す、長女は高林院とて早く寡孀

となり尼となる、次に蒔田殿と申は、吉良某の妻となる、次に常陸殿は北條常陸守の内室とす、次に早川殿は今川氏實の御前になり、次に尾崎殿、是は武田勝頼の妻となり、甲州にて生、新害あり、當時北條家のありさま月を重れ口を添て榮えゆく、新太郎氏邦男衾郡鉢形に移住す、〔古戦録〕云、氏邦後安房守と衛門佐邦房の養子となり、武州男衾郡鉢形城、秩父郡岩田天神山の城を附與し、右衛門佐は、實子虎壽丸と共に榛澤郡用土と云處に退去すと云云、按するに、家譜に據は藤田右衛門佐邦房は當國の名家にて、世々武名あり、右衛門佐は宅地の名を以用上新左衛門に改む、二子あり、殿八郎彌六郎と云、彌八郎は後に新左衛門重政、彌六郎は後に藤田能登守、四年三月太田三樂諸方の味方を催し、武藏野へ打出、大石源三氏照大道寺多目等と多磨郡筑の間に戦ふ、〔古戦録〕曰、三樂竊に憲政入道を伴ひ促に應ず、武藏には、小幡三河守・木部宮内少輔・長井豐前守等なり、松山衆北武藏の面々川越城を推、忍の城へは勢多郡の輩、桐生・小段・上泉・善森下等馳向ふ、江戸には佐竹以下を向置、里見左馬頭義弘は三浦の地に屯を張、正木左近大夫明忠父子以下を武州六浦庄金澤へ働かしめ、荏柄の關を押渡り、小田原に入んとす、太田三樂は、手勢三千餘人東國先方の軍一萬餘騎武藏へ打出ければ、南方より大石源三氏照・大道寺・多目・青木・毛呂・淺羽・横山等二萬餘騎にて出張し、多磨郡筑兩郡の間に於て挑戦南方打、又此時河越城にても合戦あり、武州河越城之内、走廻特去正月松山筋伏兵之砌敵以多勢難動向候、旁々尻持被成之故、無相違候、誠以神妙之至候、歸宅之上氏政へ取合可申、爲證文判形遣置候者也、仍如件、永祿四年辛酉閏三月廿七日、畑彦十郎殿、左衛門佐氏堯花押、又曰、今度河越籠城之内、盡粉骨致走廻之由、



左衛門佐申越候、感悅候、此旨趣氏眞へ具申披候、仍狀如件、永祿四年卯月八日、畑彦十郎殿、氏政花押、按するに三樂か手配、此時河越城を攻め事知へし、十一月又越後勢と生山にて合戦あり、昨日廿七於武州生山越國衆追崩、敵一人討捕候、忠節候、向後彌於走廻者、急度可及恩賞者也、仍狀如件、永祿四年十一月廿八日、小畑太郎左衛門殿、花押あり、姓氏を、此頃詳にせず、按するに生山は未考へず、或は越生の殿字歟、此頃太田美濃守入道松山の城を取て、上杉左衛門太夫憲勝を置、【小田原記】曰、其頃岩付の太田美濃守資正、輝虎の下知に依て、上田又次郎が籠りし松山の城を責取、上杉左衛門太夫憲勝を籠、己が同心、小田原の當主北條左京大夫氏政、出勢して松山を攻、氏政御出勢ありて松山を責らる、武田太勝一日より諸士相責、此城は昔上田左衛門築き後、難波田彈、五年正要害を搦、近年小田原より普請ありて險難なる搦なり、三月松山城將、上杉憲勝と和して城を小田原方に請取、二月上旬謙信やう々々武州石戸に着て陣を取、勝部少輔氏政の御前に參、輝虎既に五三里近所迄着陣候へとも、敵城には夢にも存すまじ、某降人になりて城に入、大将をたましあつかひに申し申さんとて夜にまされて城に入、力を合せんと敵にまきけを参りたる由申、其後式部少輔越後の勢は、三月の末ならては人馬を出し難し、唯降参ありて懸命の地を安堵し給へと云、折節甲州の奉行人飯富源四郎景持口へ使を遣し、一所の知行安堵爲なしと誓狀を城中に申入、責勝和談相濟三月三日城を渡して出、氏政後に左衛門太夫憲勝に、都筑郡にて領地を與ふ、上杉左衛門太夫憲勝には武州都、謙信松山に出張、城既に落ければ怒て人質共を誅す、六日松山へ出張す城早落ければ輝虎立腹す、美濃守籠たる人数鐵炮玉藥

兵狼の書付、并憲勝の人質共を出し、謙信足輕を出して戦んて如此と申す、輝虎人質共誅伐す、謙信足輕を出して戦んす、武田北條衆取合す、次日卯尅より足輕を出し働かす、夜中に御勢を悉、騎西城を攻落す、輝虎無念なり、此邊に敵城はく打入給ふ、騎西城を攻落す、なきかと問へば、私市の城に小田伊賀守累代居住すと申、是小田原方と云にはあらぬ、七月と成田が弟なればとて、押寄一日一夜攻戦ひ悉く破却す、北條新太郎氏邦足戸の城を攻む、【古戦録】曰、七月氏政の秩父鉢形の勢を率て、武藏國足戸の岩へ押寄攻捕んと欲す、北條の毛利丹後守是を守り居たりけるか、克く防て寄手手負死人多退散せり、前橋加勢の兵と鉢形衆上尾驛に戦ふ、十日前橋足立郡上尾驛にて鉢形衆と、六年十二月、太田新六郎康資江行合一打す、宇佐神戰死、六月十二月、太田新六郎康資江戸城に在て北條氏に怨を懷き、謀叛の企あり事露顯す、【小田原記】曰、武州江戸の住人に太田新六郎康高と云あり、大力の譽八州に雙なし、弟に太田源次三郎、同源四郎とて共に大力の兵共集て云、我々父子二代小田原へ奉公し、去大永三年江戸城へ氏綱引入しかとも、城には遠山を置給へは萬事心に叶はず、同名三樂房州里見と引合江戸城を攻落し、永く豊島郡を知行し、道灌の跡を繼へしと云、菩提寺法音寺と云法花堂の番神堂に集り、神水を吞て敬白す、さて三樂方へ云遣す、三樂喜ひ房州に使者を立て里見殿を招き、總州高野臺へ出張す、法音寺此由小田原へ申間、討手として遠山丹波同軍人佐押寄、源六兄弟弟中、若槻へ落行、彼が一跡を彼家人に賜はり、太田兵五郎と號す、按するに新六資高と記すは、其子新六郎康資の誤なるへし、法恩寺は、七年正月北條氏康より新六郎が事に依て下知狀を出さる、【太田

資久家藏文書曰、葛西之敵働に付、新六郎敵陣へ移候由、家中儀一段無心元候、寄子加世者事不及申、中間小者迄相改、葛西江不紛入様可申付候、若又其地之敵働候者、爲始兩人違妻子を孫次郎に相渡、中城へ入候て可走廻候、先忠此時候、恐々謹言、正月朝日、太田次郎左衛門殿、氏康氏政出馬して總州國府臺に恒岡正忠殿、氏花押、氏康氏政出馬して總州國府臺に戦ふ、里見義弘、太田資正入道三樂皆敗す、遠山丹波守富永三郎左衛門等死、按するに七日八日の兩日大に、資正入道家中内々不快の事あり、家老の輩小田原に内通して入道を追出し、子源五郎氏資を岩槻の主とす、【小田原記】曰、武州岩付の城主太田美濃守入道資正、法名道譽は、先祖太田備中入道道眞より五代、岩付の城主なり、道灌の子道俊、其子道兼、其子源五入道道可、道譽、其子なり、關東皆小田原に降れ共、獨岩付に在て憲政の舊好を慕ひ、越後の輝虎及佐竹房州と一味して小田原へ敵をなす、岩付千騎の侍いづれも武勇を好む事他に比類なし、道譽四人の子有、男子二人女子二人、男子は太田源五郎資房先腹惣領なり、其次女子忍の成田下總守内室なり、其外當腹八王子大石信濃守が女の腹に二人の子有、今の梶原源太政景是なり、然るに道譽鎌倉へ參詣し夢中の告に云、我は是梶原景季也、汝が子と成へしと、岩付に歸り持佛堂の過去帳に書付たり、道譽内室又夢想を見て則懷妊なり、其後誕生有、此子のえなを埋めんとて土中より壺一つ掘出す、其中に鞍一口と鎧矢の根あり、彌不思議に思ひけるに、古河公方義氏御元服の時、左馬頭に補任有て鎌倉社參の日、道譽二男の童御太刀を持へしとの上意にて彼童を梶原上野介が後家の養子として、梶原源太政景と名付、其後輝虎管領になりし時、又源太に太刀を持せけり、父母愛子なり、家人共も惣領の源五郎よりはなをなしてしける、此源太弓矢打物達者にて、和歌の道に心を掛、手跡早歌詠舞馬上鞠の上手諸藝に名を顯しける、兄の源五資高は武勇は勝ると雖、口上あしくと

もりなり、依之源太こそよき大將なれ、御家督を是に渡し給は、目出たからんと下々の申けるな、母儀大に喜ひ内々道譽に此由を被申ける、當腹の寵愛に迷ひ此事合點し、越後輝虎へ申、源太成人の後隠居して家督を讓へきと内談已にきはまる、兄の源五是を聞て相傳の家老柏原太郎左衛門河名邊越前に相談す、兩人大に忿岩付家は道灌以來二男に繼へき例なり、源五殿弓矢の道も勝れてよき大將なり、其上太田殿は源家なり、梶原は平家なり、平家を繼給ふ人又源氏に成給人も氏神の照置有へしとて、岩付の衆に三人の武者大將有、三戸駿河守武州本郷の城主、太田下野守、太田新六入道武庵此三人道譽の下に千餘騎の軍兵を三つに分て三百つ、預る、彼三人衆へ兩家老相談す、三人一同とかく惣領を取立申へしと一同密談して岩付の神明にて神水を吞む、道譽夢にも不知して房州里見殿へ軍評定の爲に難兵八十騎にて打越給ふ間に、日頃の談合の衆小田原へ使を越し、源五郎を小田原氏政の妹嫁として小田原の旗下に成、弟の源太并其母をも召籠め、母儀をば小田原へ人質に渡しける、道譽是を聞て房州より歸りければ共、中々岩付近所とて寄つかず、打殺せと小田原より宮永來り番を付置ける間、忍の成田は舞なれば是をたよりになしへ宇人なり、其後河名邊與助と云者岩付へ忍入て源太を籠より盜出し、忍へ同心して來りければ道譽大に喜ひ、河名邊越前と云は代々の家老なれば、則是をも越前守と號し源太が家老に定めける、其後佐竹義重聞て一將は求かたしと云へば、道譽呼越て一所懸命地をあたへんとて、片野と云、九年忍の城主成田下總城を預け、小田原の境目に置たまふ、守長泰内亂ありて出家隱栖し、子氏長家督を繼、成田旗



守後詰す、源齋是に力を得突て出、成田方敗北す、源齋追かけ、  
れば急に敗られて城へ入事もならず、次日の早朝城に歸る、  
其後耻をす、かんとすれども不叶、長泰老ければとも子息氏長に  
家督を譲る事もなく、唯酒を愛し城外に別業を立て、小築と云女  
房を京より呼下し寵愛す、諸家老一門是を諫げれども不用、豊嶋  
美作守氏長并御母儀へ申けるは、長泰老體の御身に於て無行儀の  
作法、他の嘲りも候はん何とそ大殿を無理に隠居被成様に才覺  
いたし、若殿を世に立て申へしと、母氏長ともかくも豊嶋計ひた  
るへしと被談合、長泰不知して同朋梅阿彌一人御供にて、妻の方  
被出酒宴の處に、家中一門私市の小田伊賀守を初め豊嶋左馬介  
別府兄弟本城へ取込、長泰を城へ不入との用意也、長泰水落しの  
極なく、本城へ入りたまふ、さて長泰申されけるは我れ一度  
盃尾を賣落て、後隠居せんと思したれば、かく父子不和なる事口  
惜き次第也と、善提所立圓寺の長老參りて、先長泰を無理に立  
圓寺へ入、此事小田原へ聞よければ桑原といふ侍御使に參り、氏  
長父を追出す事前代未聞也、頼て氏長退治ありて、長泰本理に可  
仰付の由也、長泰入道と成て蘆沼と號し、袈裟衣にて使者に對面  
し、長泰年寄候へば隠居仕り早出家仕り候、氏長に家を譲り候上  
は、萬事我等に不替被仰付可被下との返事なれば、小田原より  
御出馬はなし、按するに羽生城蹟は埼玉郡羽生町場村にあり、盃  
尾は血尾の誤にて、忍城血尾口の北にあり、九月北條氏政松  
立圓寺も龍淵寺の誤にて、今城邊上之村に在、  
山に在馬して、館林皆川に働を掛く、  
旬氏政北武藏に出陣

同あり、安首座文書によれば、「古戦録」源五郎一女あり、氏  
得たるにや、此文書今平林寺に藏せり、  
政末子を配して名跡とし、十郎氏房と稱す、  
源五郎は後に大和守と云、武州戸田渡の上長瀬と云所に討死、  
男子なし、女子一人あり、家老太田備中同武庵相原相談して小田  
原へ申て、氏政の二男を申請せしめて一跡相續し、太田十郎氏房  
と號す、内室は其從弟にて御坐す、按するに長瀬今詳ならざれど、  
當時是立郡の、十二年八月、甲斐武田信玄、小田原に攻入  
んとして當國に兵を出す、  
謙信養子とす、今年正月今川氏真信玄が爲に駿州を追落さる、氏  
康氏政は氏真縁者たるによりて出張す、按するに是によりて北  
條武田手切となりしなり、「小田原記」曰、信玄隙を伺て思寄さ  
る方より、碓氷峠を越て武藏國江戸葛西にかゝり小田原へ寄る、  
信玄勢を二手に分つ、一手は八王子より町田にかゝり、筑  
手は江戸城を攻る體にて江戸品河繩嶋あたりを燒て追捕、八王子  
す按するに繩嶋の地名今詳ならず、恐くは高繩ならす、  
の兵士等郡内小山田等と二十里に戦ふ、  
百騎、武藏の内源三股領分八王子へ働出る、小佛坂を打越物見を  
越候得は、二十里と云所に陸奥守兩家老布施田羽橋地監物三百  
騎にて相支ふ、小山田勇進して一戦し遂に打勝、首を取中金澤平  
左衛門野村源兵衛兩人は采幣を手に掛たる侍なり、首帳を認め  
武藏瀧山にて信玄の御目に懸ると云云、按するに二十里は多磨  
郡下長房村の小名なり、今古戰場なりとて土手存し、枳殻を列植  
す、瀧山より當時要害に、甲州勢瀧山城を攻む克す、信玄斯を  
設けし所なりと云傳ふ、甲州勢瀧山城を攻む克す、北條陸奥  
守居城瀧山へ押詰、御旗本は拜嶋森の内に備を立ちらる、勝頼公  
大將分にて三の曲輪を攻散す、陸奥守二曲輪二階へ上り、采幣を

取て安を最期と防かる、勝頼公廿四歳自身鎌鎧を取て二階門  
の下迄追つ返しつ三度迫合三度ながら鎧を合せ給ふ、相手は三  
度ながら諸岡山城と云大剛の者なり、信玄小田原より前にて四  
郎典範など事あらは如何と仰て巻ほくし、小山田新田本曾かつ  
坂迄陣取給ふ、按するに瀧山城は今の多磨郡瀧山村、芳林院を  
なり、後城を八王子に引、拜島は瀧山村の近隣なり、  
放火亂妨す、  
開、し李太白の掛物はなり、按するに「梅花無盡藏」文明十七年  
十月十日、看李白墨蹟詩自註云、白眞筆在芳林禪院、余於洛社未  
見之、其詩曰、戲筆穿天萬丈淵、百篇一斗、  
酌長安、春風吹上御前橋、爛醉高聲罵牡丹、  
西に遠山、皆堅く守て出す、葛西に遠山、本郷に太田、藤原  
しか共、人衆は過半駿河加勢として小田原へ召れ、勢微なれば各  
在所み焼かれざるを肝要とす、按するに藤原寺尾并橋樹郡の屬、  
江戸城には富永神四郎在、江戸の城には富永神四郎在城しけ  
甲兵品河觀音堂を燒て本尊を奪ふ、  
森花村二人本尊を取財寶を追捕し、甲州へ行て後佛前中り亂氣  
す、餘所へ送しに是も亂氣す、もてあつかひを食糧を頼み品河へ  
返す、御堂も燒亂世に誰建立すへき様なくして、路傍に草堂を作  
り安置す、今も森邊の辻堂見ゆるは此觀音堂なるへし、按するに  
是今の品川寺、當時金花山大圓寺と、蒲田の行方彈正出で六  
號す、近年太田氏再建して堂宇存す、蒲田の行方彈正出で六  
郷橋を燒落し、八幡社地に籠て喰留んとす、信玄因て道  
を曲て池上にかゝる、  
の田嶋、横山、駒林等引率し橋を燒落し、甲州衆を不通、信玄は品  
川の宇多河石見守鈴木等を追散して、六郷橋落ければ池上へか

る、按するに行方彈正、甲兵本門寺を追捕して矢口渡を渡  
舊蹟は北蒲田村にあり、  
る、池上寺を追捕しける、此寺は甲州身延の上人の弟子なりし  
かば、彼僧出て色々申ければ、寺を燒かす此僧を案内者  
とし矢口渡を舟にて渡、稻毛の平間、小机には笠原能登守在城  
と云所へ渡、稻毛十六郷を追捕す、小机には笠原能登守在城  
す、甲兵寄來らす、小机城には笠原能登守在城して、寄らる  
大寺の山を筋違に帷子と云所に出勢、輕部豊前守、蒔田御所  
す、按するに片倉帷子皆橋樹郡の屬、輕部豊前守、蒔田御所  
前の山上に押出しけれと甲兵亦來らす、蒔田と云所に吉良  
り、左兵衛佐は太田山城守北見關加賀守と相具して小田原に  
在、多目周防守青木と云所に居住したりけるか、我擔を捨て栗田  
藤卷と云同心を召つれ蒔田を守護す、輕部豊前守折節蒔田に  
在しかば、吉良殿屋敷の前なる山に登り鉄炮を仕懸待ければ、敵  
是へ來らすして藤澤にかゝる、按するに蒔田は、元龜元年北  
久良岐郡、青木は橋樹郡の屬、共に其舊蹟存す、  
條氏政秩父迄出陣、信玄裝輪に働くを以てなり、  
信玄上州裝輪へ出張す、北條氏政と上杉謙信約して氏政武州  
秩父へ出陣す、謙信思慮有て軍を引て歸、よりに氏政歸陣す、十  
月北條左京大夫氏康卒、  
秋、父新太郎氏邦岩槻太田十郎氏房等兵を野州に出す、  
氏政の命に依てなり、  
州へ發向し、小山彈正少弼、三月松山城兵變に掛る、  
三日松山城兵、天正元年北條氏直家督を承て左京大夫と稱  
火にて燒失、







て城を早く渡し候へと申、頼其使を打殺す、さらはとて大道寺・上田・難波田已下降参の者とも二十三日亥刻より打立、思儘に押寄たり、城中石を切て落す、されとも、多勢なれば二陣押寄る、野心の者ありて矢倉に火をかけ、る程に悉く敗北し、中山狩野は城下の曲輪にて自害す、大石信濃守は切て出で討死す、横地は切抜山中まで遁て自害す、按ずるに氏照瀧山城は瀧に落ち縁ありとて、慈根寺に移し、八王子城と號す、引城より、江戸城を三年目に落城せしと云傳ふ、今元八王子城跡はなり、江戸城を受取、【家忠日記】曰、遠山左衛門佐景政が居城なり、景政は小田原に在り、弟川村兵部大輔守、【古戦録】曰、景政入置けるに、大神君の御家人眞田隠岐守幸季相談て、丹波守を味方へ引入、川村を逐出して、五月岩槻城陥る、【小田原記】曰、當城を家康公へ進らせたり、十郎兵衛の居城なり、氏房は左衛門尉・河合出羽守細谷等引率して小田原に籠り、本丸には伊達與兵衛、一丸には妹尾下野、月岡源太左衛門其外太田備中守・宮城美作守籠る、寄手淺野野正忠等廿日押寄る、堀中淺き所を渡りて堀際に付て攻戦ふ、彈正中書は本丸を攻る、鳥居平岩は新曲輪を攻る、木村常陸介肥原は加和氣の曲輪を攻る、先途と戦ふ、上方衆多く討れ、城中にも山口平内、山角彦三郎、坂大炊助等死す、大將伊達を始降人になりて城を渡す、十郎の御前を三の丸に入番を附置、太田彈正内室十郎の勇なりしか、心剛にて、數多の女房一人も散さず河原に出給ふ體、關白大に感し一所懸命の、六月鉢形城陥る、五月十九日鉢形城に押寄、安房地を賜る、守氏邦元來武勇左のみ勝れさる人なり給ふ、【秋父通志】に據に、寄居正龍寺にて出家せし也、【管窺武鑑】には、藤田能登守信吉上杉陣中に在て謀を以て使者を渡中に遣し、昔兄弟の約あり如何にも助命し參らせん、城を渡し懸命の地に安堵し城兵の命を助給へと、氏邦開て城を渡す上は、其身に望なしとて城を渡し難髮すと云、【古戦録】の説は異同

あり、氏邦は手勢一千餘人召連小田原へ籠る、當城へは井上三河守・黒澤上野介・鳥村近江守・花岡修理亮・金丸右馬助・大橋主水・吉田源太左衛門・高橋平六郎・三上又右衛門・秋山善九郎・日野次郎三郎・葛田彦五郎以下侍三百餘人雜兵二千七百餘人、井沼田の城代猪俣能登守則直見次として、三百人を率て來加はる、斯て十九日前田利家父子上杉景勝鉢形城を乗破るへしとて、赤濱海道を経て東の方より押寄らる、眞田安房守昌幸は榛澤野より小前田と云處を過て、寄居山に陣を取、荒川を中に隔て追合を始む、案内者木呂子丹波守山田伊賀守西の方に向ふ、此所切崖高き事凡三十間屏風を立たる如なるに、岸根は荒川漲り流れ徒に川を隔て遠攻にす、南の方大手には景勝の魁首直江山城守兼續・甘粕備後少輔長に難波田因幡守・大道寺新四郎郷導たり、東の方獨手は利家父子金子紀伊守・大道寺駿河守案内者にて山の嶺より城中を目の下に見下し、鐵炮を迫懸ける程に、城中日を追て糧乏するに、赤濱は男衾郡、小前田寄居皆榛澤郡の屬、今城跡を見るに此文尤善、秩父の諸城亦落着す、氏邦持の岩、秩父領には山記取せり、秩父の諸城亦落着す、中尾の城に諏訪部遠江守定勝、田野に三上外記・安藤兵庫助、築瀬の後面虎岡の城に猪俣能登守が弟小平太則宗相籠て、大手の方圓良田村を堀切橋を振舞を付たり、根小屋の城には渡邊監物・淺見伊賀守・同左馬助父子は守れり、此城々は甲斐國より山傳ひの處なれば、若くは大神君の御入敷北武藏へ攻入んとて當日に押出る事もこそとて手當をなせり、按ずるに秩父諸城合戦のこと所見なし、鉢形和儀の上明退しならん、築瀬は今矢那瀬に作る、圓、忍城主成田下良田村は今那賀郡に屬す、其餘城蹟大畧存す、圓、忍城主成田下總守氏長、和談して城を渡す、【小田原記】曰、下總守氏長守當麻等五百騎小田原に籠る、留守坂巻頼負以下四百騎籠る、石田治部少輔日夜攻めつけれども中々落かたし、大川を引水責にしけれども水は城へ夜らす、互に對陣してありけると云云、【天正記】曰、廿日山中山城守成田か小田原の陣に書を贈りて變心せしむ

成田内狀の赴を謝しける故和議調ふと云云、【古戦録】曰、廿七日寄手より龍淵寺の僧を使として、氏長が降参の由を告、淺野左京大夫幸長、此餘落去せし諸城は、小机笠原留守木柄・羽生・城を請取、此餘落去せし諸城は、小机笠原留守木柄・羽生・葛蒲並に城主深谷上杉氏八幡山鉢形家人山口伯耆横久下成田の弟市田、其外岩向數箇所あり、村落の條に詳なれ、七月小田原城扱となり、截流齋兄弟十一日自殺し、其後左京大夫氏直は高野に遁れ、北條氏滅ぶ、東照宮頼て北條氏の關國を賜給ひて、江戸城を府と定られ、今年八月朔日御打入有て、旗下の諸士に領知を頒賜ふ、其當國に在もの大略河越城城附酒井重忠河内忍城一萬松平家忠又八岩槻城二石高力清長河内松山城一萬松平家廣内膳正、此以下諸城は皆騎西城二萬松平康重周防八幡山城一萬石兒松平清宗玄蕃深谷城一萬松平康直源七郎、長澤松平の正統な本庄城一萬小笠原信嶺掃部東方一萬石幡松平康長丹波小室一萬石足伊奈忠次備前奈良之利蛭川一萬二千石、按ずるに比企郡に奈良、諏訪頼忠安藝此餘采地萬石に滿さるは取らず、十九年冬、國中の神祠佛院に寺領の御判物を賜ふ、今傳るものは各條に其文を収む、以上古來よりの變革を約言するに、上古三國を併て武藏

國とせられ、三國は知々夫・牟佐志・駒刺なり、併國の年代考ふ國造と定給ひし頃は、既に併國後の事なるへく覺ゆ、【見聞集】曰、行基菩薩國々の水を飲分給へば、六十六味あり、然間六十六ヶ國に定給ふ、是文武天皇慶雲の頃なりと、此説何の所見あるにや、國造を置れて政治を沙汰せしめられしかと、元是國人なればしは々我意の所行など流弊を免れさりしにや、文武天皇の頃より國守を下向せしめ給ひて國政の法改革せられ、國造は府に在て祭祀を掌り、此後當國の國造武藏宿禰弟總か如き史に偶に令を撰はれ、延喜に式を撰はれて國法修理あり、文武兼備ければ國務怠らす、非違の患なし、斯て四百二十年を経て治承に至る、是より先京家の政紐を解、諸國に庄園の弊起、年を歴て富は貧を兼強は弱を併て遂に不輸の田多きに至る、是に於て國衛庄園の政、區別して國守の治、管内に徧きこと能はず、況保元平治大亂の後、諸平權を恣にし遂に亂階を生ず、兵衛佐頼朝に至て天下全く武家に歸す、頼朝初義兵を擧るの日、四年庚子朝恩を蒙早當國を賜りて知行せらる、幾程なく六十六箇國の惣追捕使并地頭に文治二年補せらる、依て諸國に守護、【貞永守護人奉行註云、守護之義頼朝時始有此號歟、總追捕使・押領使守護之也、守護鎮護也、後白河法皇御政務壽永年中、右大將家國惣追捕使職御拜領有、而後被付守護之名字也、伊勢貞丈曰、守護は其國の五十分一を領し、國府に有て國司と相共に事を執行ひ



しとて、畢竟朝廷より置る、國司は文事を以て政事を執、所有の武家より置る、守護は武備を以て非常な正すの義なり、庄園郷保に地頭【式目】地頭抑留年貢所當云云、註云、地頭之年始諸國地頭職御拜領之由言傳也、本所進止一國之所管領人曰地頭、必武家限不可有地頭貫首義也、又所帶主本所也、其務所帶者曰地頭、即官士也、寺領公家領百姓等必侮、故將軍士者置堅年貢等催促公家寺家等被上也、是地頭年貢二時之義也、夏年貢自四月至九月也、秋年貢自九月翌年之三月也、所當は年貢也、北野通夜物語曰、國には守護國司、所々には地頭領家云云、按するに國は公田也、所々は庄園なり、伊勢、を補せらる、當國は將軍知行之所なれば、只一族縁家を吹舉せられて國守に任せられしかは、武藏守義信及北條氏代守護の沙汰に及はれず、されと品山庄司川越太郎の如き總檢校職たり、是亦守護の類なり、親王家將軍と云へとも亦頼朝將軍の職を承繼れしなれば、陽には當國將軍の知行所にして、執權北條氏國守に任し、其家人を留守代として府に置し也、岩原源八が故に天下諸國國守廢絶に至ると雖、當國最久しく國守の權威ありしたり、京都將軍の時、連技左馬頭基氏を鎌倉に置いて關東諸國を管領せしむ、此管領職元是將軍の代官なり、されは基氏の子孫義氏に至る迄九代を管領と號すへきに、後には僭稱し鎌倉公方と稱して將軍に擬し、其執事兩上杉を管領と稱するに至る【九代後記】曰、應安元

年兵部少輔能憲彈正少弼朝房管領たりし時より、鎌倉兩上杉と號すと云云、然に後には庶流扇谷廣盛院持朝禪門威衆有て、子孫定正に至りしかは、當時山内扇谷をも亦兩上杉と稱せしなり、管領の時代に至ては、諸國とも或は勳功の賞に賜はり、或は自己の勢力を以て蠶食併呑し、數多の田地を有つの類多し、是を大名と號す、國守入部の政は絶果ぬ、然とも當國は上杉總領山内の家にて世々守護職たりしなれば、其家人を置て守護代目代等の職あり、守護代長尾尾張守景仲、日代大石石見、扇谷持朝禪門の頃よりは、國中過半を押領す、大森寄橋庵呈書曰、計、然處御家臣之太田道灌以不思儀之器、開揚名於天下、振譽於八州云云、按するに江戸河越兩城皆扇谷築く所、其威勢察すへし、此頃天下亂國となり、群雄割據し、強は弱を兼大は小を制す、況當國の如き兩上杉干戈を邦内に動す、北條左京大夫氏綱小田原に在て此亂を時とし、江戸河越兩城を乘取、其子左京大夫氏康に至て國大抵并吞す、永享禪秀亂以來關東の戰爭殆百年にして、天正庚寅大兵一度東して當國を一洗し、全く至治に歸す、郡村の沙汰に於ては、鎌倉將軍の時建久七年國檢あり、承元四年田文を作て國務を定む、【東鑑】曰、承元四年三月十四日壬寅、被造武藏國田文、國務條々更定之、當州者右大將軍御代初爲一圓朝恩所令國務給也、仍建久七年雖被遂國檢未及日錄沙汰云云、【太平記】曰、天下久く武家の世と成しかは、尺地も其有にあらずと云事なし、一家も其民にあらずと云事なし、而其武威を專にせざるに依て、地頭敢て領家を侮らす、守護曾て檢斷の外に給はす、

貞應に武藏前司入道日本國の大田文を作て庄を分つと云云、按するに、當時國衙庄園の分を專に檢斷せしにや、或曰、鎌倉政治の頃専ら庄園を別つにより、一時郡名を廢するほどの勢ひにて、某國某郷某國某庄など記すのみ、後世郡界の錯亂、これによれり、此項久良を海月とす、多磨を分ち多東多西とす、埼玉を埼玉とす、男衾を小衾とす、【拾芥抄】に見見の大畧なり、然とも郡界の變考ふる所なし、又按するに葛西、此後の書或は武藏二當時既に當國に併入するがごとく覺ゆ、其郡名の目は知るへからず、十四郡と稱す、【曾我物語】に云へり、然とも、室町將軍の頃は、田數五萬千五百四十町、大遠國とす、【拾芥抄】に見郡名の外、東海・大縣・那珂三郡を加ふ、兩郡加あり、按するに是も二十四郡と云ならはせる故、牽強して三郡の名を増加せるなら、戰國割據の時に至て、天文五年丙申、十一年壬寅、十二年癸卯、弘治元年乙卯、永祿二年己未、北條氏檢地す、二月十二日安藤豊前守か記せし帳の文に、専ら郡名を用ひす、郷庄の名を用ひたり、江戸屬する所領葛西・比企・足立別て上多東・多西・稻毛・小机・入東・入西・高麗・川越・吉見、大抵右の如し、然とも八王子鉢形等の下邑は此外なるへし、天正年間豊臣太閤檢地の時、國高六十六萬七千五百石なり、【天正記】に見えたり、是より先田地の位貫高を以て定む、是鎌倉管領の頃永樂錢多舶來し、錢の位貫高故、古來東數の制を改て錢高を以算ふと云、然に天正に至て石高に改まへ、大野信景云、東國は永一貫を米九石に

宛て定むと、或云、土地に肥饒ありて一ならずと云へとも、當代大抵一貫五石に宛て計れば中らずと雖遠からずと云云、當代舊に復して郡名を用ゆ、但總州葛飾半郡を併入して二十二郡とす、田畝中古段に充さるものは、四折して大半小の別あり、當代此法を廢し改て三百歩を段とし、段下十分一を畝とす。



### 新編武藏風土記稿卷之五

#### 任國革表

崇神の朝勅ありて始て東國を巡視せしめられ、それより四世之朝を歴て成務の朝に至りて始て國造の官を置る、造は長官の義なり、當時曰國造曰伴造是なり、造はもと秦代の官名の字なり、我邦此に倣て用るたらん、【善隣國寶記】曰、樂浪海中有倭人、前漢代既通乎、又

引一書曰、秦代既通と、國史秦國に通せし事に及さるは、蓋遺漏ならん、宋人歐陽脩日本刀の歌にも、徐福本邦に來りし事を詠せり、成務天皇詔曰、黎元蠢爾不悛野心、是國郡無君長縣邑無首渠者焉、自今以後國郡立長縣邑置首、即取當國之幹了者任其國郡之首長、是爲中區之蕃屏也、五年乙亥秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置【古事記】曰、定賜大小國國造及大小縣縣主也、梨本祐之曰【國造本紀】樞原朝始定賜國造、而志賀高穴穗朝國國置之、總任國造百四十四國と、革表を作、

崇	知知夫无邪志胸刺
神	知知夫无邪志胸刺
成	兄多毛比命 國造本紀曰志賀高穴穗朝世田雲臣祖名二井宇迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命定賜國造
務	

知知夫彦命 國造本紀曰瑞籬朝御世八意思命十世孫知知夫彦命定賜國造拜祠大神今按に崇神紀十一年四月乙卯四道將軍夷を平け歸奏するの後異俗歸伏して國內安寧とあるに據は知知夫彦を國造に定られしは天皇十一年十二年の頃なるへし

今按應神

伊狹知直 國造本紀曰岐閉國造祖兄多毛比命 國造本紀曰兒伊狹知直定賜國造

安閑

笠原直使主 安閑紀曰元年十二月以使主爲國造

武藏國 三國合併の大遠民部年代未考

國司

國司は守介の總稱なり、上宮太子憲法十七條に、國司國造とあり、此に據は推古の朝既に國司を置るゝか、按するに、國造國司の變革、天下の諸國一時に定められしとも思はれず、治績の得失に由て度々に改定せられしならん、【孝德紀】に、大化元年八月庚子東國の司八人を命せられ、詔して治國の要を諭されしと見えたり、按するに、貞觀三年十一月十一日、中納

言伴善男が奏狀に、孝德天皇の御世國造號永停止と見ゆ、又【文武紀】大寶三年七月甲午、當國の守引田祖父及河内山背尾張下總備前當國をあはせて六國の守を任せらる、是より先四年前に因幡遠江常陸參河四國に守を置れ、去年又攝津大夫長門尾張美濃伊勢大倭山背六國の守を置る其他國守所見なければ、漸々に命せられしこと知へし、文武天皇大寶年中に至て、每國守介掾目史生以下郡司に至るまで其員を定らる、當國の守は此時始て命せられしにや、今正史及公卿傳補任分脈圖以下の諸書を抄出して表を作る、掾目以下の甚稀なるは史の闕文に由てなり、

守

權守附

官位令曰大國守從五位上 職原抄曰大國有權守相當從五位上

介

權介附

官位令曰大國介正六位 職原抄曰大國有權介相當正六位下

大掾

小掾

權掾

史生

官位令曰大國大掾正七位 少掾從七位大目從八位上少目從八位

郡司

大領

少領

選叙令曰大領外從八位上 少領外從八位下敘之其大領少領才用同者先取國造孝德紀大化二



掌社戶口簿帳字養百姓勸課農桑糾察所部貢舉孝義田宅良賤訟租調倉廩衛役兵士器仗鼓吹郵驛傳馬烽候城牧過所公私馬牛關遺雜物及寺僧尼名籍事戶令凡國守每年一巡行屬郡觀風俗問百姓所患苦教諭五教勸務農功部內有好學篤道孝悌忠信清白異行發聞於鄉里者舉而進之有不孝悌悖禮亂常不率法令者糾而繩之其郡境內疇闢產業倍禮設禁令行者爲郡領之能入其境人窮遺農事荒奸盜起獄訟繁者爲郡領之不若郡司在官公廉不及私計正色直節不飾名譽者必謹而察之其情在貪穢詭譎求名公節無聞而私門日益善惡皆錄入考狀以爲褒貶即事有侵害不可待至考者隨事糾推淡路紀曰天平寶字二年十月甲子勅頃年國司交替皆以四年爲限斯則適足勞民未可以化自今以後宜以六歲爲限者送故迎新之費其每至三年遣巡察使推檢政遠慰問民憂待滿兩週隨狀黜陟類聚三代格曰承和二年七月三日太政官奏諸國守介四年爲歷事右

職員令曰大國介一人掌同守

職員令曰大國大掾一人掌糾判國內審署文案勾稽失察非違少掾一人掌同大掾大目一人掌受事上抄勘署文案檢出稽失讀申公文少目一人掌同大目史生三人光仁紀曰寶龜十年閏五月丙申太政官奏檢令條國無大小每國置史生三人博士醫師各一人神龜五年八月五日格諸國史生大國四人上國三人中下國各二人但博士者總三四國一人醫師每國一人又天平神護二年四月二十六日格云博士總國一依前格醫師兼任更建新例其史生者博士醫師兼任之國國別格外加置二人臣等商量隨國大小增減員數大國五人上國四人中國三人下國二人其遷代法一依天平寶字二年十月二十五日勅以四歲爲限其博士醫師兼國者學生勞於齋病人困於救療望請每國各置一人並以六考遷替自今以後立爲恒式奏可之

年春正月甲子詔曰其郡司並取國造性誠清廉堪時務者爲大領少領強幹聰敏工書算者爲主政主帳職員令曰大郡大領一人掌撫養所部檢察郡領事餘準此少領一人掌同大領主政三人掌判判郡內審署文案勾稽失察非違餘主政準之主帳三人掌受事上抄勘署文案檢出稽失讀申公文餘主帳準此上郡大領一人少領一人主政二人主帳二人中郡大領一人少領一人主政一人主帳一人下郡大領一人少領一人主帳一人少領一人主帳一人元明紀曰和銅六年五月己巳制郡司大小領以終身爲限非遷代之任若商及縱心又久沈重病無益時務如此之類披訴心素歸田養命於理令聽宜得手書陳牒所司待報處分撰擇替補聖武紀曰天平十一年五月甲寅詔曰諸國郡司徒多員數仍省舊員改定大郡大領少領主政各一人主帳二人上郡大領少領主政各一人主帳一人中郡大領少領主政各一人主帳一人下郡大領少領主政各一人主帳一人亦同少領主帳各一人聖武紀曰天平十五年五月乙丑詔曰聖田依養老七年格限滿之後依例收授郡司者大領少領三十町主

謹檢選敘令初位已上長上官遷代皆以六考爲限慶雲三年二月十六日改定四年大同二年十月十九日更據令文弘仁六年七月十七日復慶雲格天長元年八月二十日令介以上別處六年之秩望國司之歷因循慶雲一用四年

引田朝臣祖父  
大寶三年七月甲午任

當麻真人櫻井  
和銅元年三月乙未任時正五位  
下靈龜元年二月丙寅卒

大神朝臣狛麻呂  
靈龜元年五月乙亥任時正五位  
上

多治比真人縣守  
遷任年月闕養老三年七月庚子  
置按察使時武藏國守正四位下

政主帳十町若有先給地過多茲限便即還公奸作隱欺科罪如法延曆十七年三月詔曰昔難波朝廷始置諸郡仍擇有勞補於郡領子孫相襲永任其官云云其譜代之選永從停擬取藝業著聞堪堪理郡者爲之其國造兵衛同亦停止四月甲寅除國造之名補兵衛之例聖武紀曰弘仁二年二月二十日詔郡領者有勞之人世序其官逮于延曆年中偏取良中永廢譜第今省大納言藤原朝臣國人奏云云望請郡司之擬先盡譜第遂無其人後及藝業者實得其理宜依來奏



<p>多治比真人縣守管相摸上野下野三國云</p>	<p>布勢朝臣國足 天平三年五月辛酉任時從五位下</p>	<p>粟田朝臣人上 遷任年月闕天平十年六月戊戌任中卒時從四位下</p>	<p>多治比真人廣足 天平十年八月乙亥任同十五年五月癸卯自正五位下從四位下同十八年四月壬辰爲刑部卿</p>	<p>紀朝臣清人 天平十八年五月癸丑任時從四位下後解任</p>	<p>平群朝臣廣成 天平勝寶四年五月辛未任時從四位上同五年正月庚午卒</p>	<p>石川朝臣麻呂 天平勝寶六年九月丙申任時從四位上</p>

<p>石川朝臣名人 遷任年月闕天平寶字八年二月卒</p>	<p>石川朝臣人成 天平寶字八年四月戊寅任時正五位上</p>	<p>瓦勢朝臣公成 天平神護二年三月辛巳任時從五位下</p>	<p>三島真人蘆原 天平寶字三年七月丁卯任武藏介時從五位下</p>	<p>安曇宿禰三國 天平勝寶七年乙未二月二十日武藏部領安曇宿禰三國有所見時正六位上</p>	<p>物部歲德 天平勝寶七年乙未二月二十日荏原郡主帳物部歲德有所見</p>
<p>高麗朝臣大山 天平寶字五年十月壬子朝任從五位下癸酉爲遣高麗使六年十月丙午朝紀云大山去日船上臥病到佐利翼津卒</p>			<p>藤原朝臣雄田麻呂 遷任年月闕神護景雲元年二月</p>		



<p>藤原朝臣雄田麻呂 神護景雲二年二月癸巳任時正五位下</p>	<p>戊申左少辨侍從內匠頭武藏介正五位下藤原雄田麻呂兼右兵衛督同二年二月癸巳爲守</p>
<p>高麗朝臣福信 寶龜元年八月丁巳任時從三位</p>	<p>弓削御淨朝臣廣方 神護景雲元年八月丙午爲員外介時從五位下同二年四月乙酉爲介</p>
<p>多治比真人乙兄 寬龜二年七月丁未員外介時從五位下 安陪朝臣淨日 寶龜二年八月丙辰員外介同三年四月庚午介時從五位下</p>	<p>弓削御淨朝臣廣方 神護景雲二年四月乙酉介時從五位下 長谷真人於保 神護景雲二年閏六月乙巳爲員外介時從五位下</p>
<p>藤原朝臣濱成 寶龜五年三月甲辰兼武藏守時正四位下</p>	<p>武藏宿禰不破麻呂 神護景雲元年十二月甲申外從五位下武藏宿禰不破麻呂爲武藏國司造不破麻呂足立郡人元姓大部直此月壬午賜姓武藏宿禰云同二年六月爲上總員外介</p>
<p>笠王 遷任年月同寶龜九年二月庚子從五位下笠王爲內藏頭武藏守如故</p>	<p>林連廣山 神護景雲二年閏六月乙巳少掾時從五位下</p>
<p>石川朝臣眞守 天應元年五月癸未兼武藏守時正五位下</p>	<p>佐伯宿禰藤麻呂 寶龜三年四月庚午員外介時從五位下 文室真人子老 寶龜三年五月庚寅員外介時從五位下 希施朝臣清直 寶龜五年三月甲辰介時從五位下</p>
<p>高麗朝臣石麻呂 寶龜九年二月辛巳介從五位下 瓦勢朝臣池長 天應元年五月癸未介時從五位上 阿保朝臣人上 延暦元年六月辛未介時從五位下人上元健部姓同三年十一月戊午賜姓阿保朝臣是人上之始</p>	<p>小日 寶龜六年三月乙未始置小日二員</p>



<p>高倉朝臣福信 延曆二年六月丙寅兼武藏守時 從三位按福信始稱高麗朝臣寶 龜元年爲武藏守同十年改高倉 朝臣今茲再任延曆八年十月乙 酉薨時散位從三位</p>	<p>祖忌遠別皇子居伊賀國阿保村 四世孫須珍都斗王賜阿保君之 姓故今又賜之云</p>
<p>石川朝臣垣守 延曆四年四月癸巳兼任時從四 位上</p>	<p>紀朝臣揖人 延曆五年八月甲子介時從五位 下</p>
<p>阿保朝臣人上 延曆五年八月甲子任時從五位 上</p>	<p>都努朝臣筑紫麻呂 延曆九年三月丙午介時從五位 下按同十四年閏七月丁未筑紫 麻呂等免官以隱蔽官物也<small>實錄</small></p>
<p>石川朝臣豐人 延曆七年二月甲申兼任時從四 位上</p>	<p>白鳥村主元麻呂 延曆四年十月甲戌大掾時外從 五位下</p>

<p>多治比真人字美 延曆十年七月丁亥兼任時正五 位下</p>	<p>甘南備真人清野 遷任年月闕延曆十三年兵部少 輔武藏介甘南備真人清野卒<small>實錄</small></p>
<p>藤原朝臣道雄 延曆十七年二月丁巳兼任時從 五位下</p>	<p>武藏宿禰弟總 延曆十四年戊寅國造時從五位 下</p>
<p>藤原朝臣內麻呂 大同元年正月丙寅兼任 藤原朝臣眞夏 大同元年六月丙子兼任右中將 春原朝臣五百枝 大同元年八月乙亥任<small>護聖福仁二 年八月乙亥</small> 時從四位上</p>	<p>武藏宿禰弟總 遷任年月闕延曆十四年戊寅武 藏國足立郡大領外從五位下武 藏宿禰弟總爲國造<small>實錄</small></p>
<p>桑田真人甘南備 大同元年正月丙寅介 多朝臣入鹿 大同元年四月甲寅兼權介</p>	



<p>安陪朝臣鷹野 遷任年月闕大同三年七月丁亥 正五位下安陪朝臣鷹野爲內藏 頭武藏守如故</p> <p>磯野王 大同四年三月丙辰兼任</p> <p>吉備朝臣泉 大同五年七月甲寅兼任時正四位下</p> <p>坂上大宿禰鷹養 弘仁四年正月乙卯任時正五位下</p> <p>伴宿禰國道 天長二年乙卯兼任時從四位上 <small>授和任在三年二月辛丑</small></p> <p>藤原朝臣綱繼 天長三年正月辛巳兼任從四位上</p>	<p>藤原朝臣賀祐麻呂 遷任年月闕</p> <p>文室朝臣秋津 弘仁九年八月戊午介時從五位下</p>
<p>石川朝臣河主 遷任年月闕天長七年十二月丁卯正四位上武藏守石川朝臣河主卒</p> <p>文室朝臣秋津 天長九年正月乙巳兼任</p>	<p>當宗宿禰家主 遷任年月闕續日本後紀天長十年五月丁酉從五位下武藏介當宗宿禰家主</p>
<p>道野王 承和三年任時從四位下</p> <p>百濟王慶仲 遷任年月闕按續日本後紀承和六年正月甲子從四位下慶仲爲民部大輔又同八年四月庚申慶仲卒之條云出爲武藏守入任民部大輔可知爲民部大輔以前爲武藏守然則慶仲之任當在道野王之次</p> <p>正道王 承和七年正月丁未正道王任時</p>	<p>大丘秋主 遷任年月闕續日本後紀天長十年五月丁酉從七位上武藏少目大丘秋主</p> <p>三津 遷任年月闕續日本後紀承和三年閏五月己巳武藏權大掾三津</p>
<p>出雲朝臣金嗣<small>全編</small> 承和六年正月甲子任時外從五位下</p>	

<p>石川朝臣河主 遷任年月闕天長七年十二月丁卯正四位上武藏守石川朝臣河主卒</p> <p>文室朝臣秋津 天長九年正月乙巳兼任</p>	<p>當宗宿禰家主 遷任年月闕續日本後紀天長十年五月丁酉從五位下武藏介當宗宿禰家主</p>
<p>道野王 承和三年任時從四位下</p> <p>百濟王慶仲 遷任年月闕按續日本後紀承和六年正月甲子從四位下慶仲爲民部大輔又同八年四月庚申慶仲卒之條云出爲武藏守入任民部大輔可知爲民部大輔以前爲武藏守然則慶仲之任當在道野王之次</p> <p>正道王 承和七年正月丁未正道王任時</p>	<p>大丘秋主 遷任年月闕續日本後紀天長十年五月丁酉從七位上武藏少目大丘秋主</p> <p>三津 遷任年月闕續日本後紀承和三年閏五月己巳武藏權大掾三津</p>
<p>出雲朝臣金嗣<small>全編</small> 承和六年正月甲子任時外從五位下</p>	



<p>從四位下同八年六月庚戌正遣 王不終秩卒 源朝臣信 承和八年七月丙申兼任時正三 位同九年七月太上皇崩以憂去 職</p>	<p>田口朝臣佐波主 承和九年八月壬申兼任時從四 位下</p>	<p>坂上大宿禰鷹主 遷任年月闕承和十一年十一月 壬寅散位從四位下勳七等坂上 大宿禰鷹主卒</p>	<p>佐伯宿禰利世 承和十二年正月戊午任時正五 位下 丹埤真人門成</p>
<p>林朝臣常 承和十年正月辛丑介時從五位 下</p>			
<p>增官員 承和十年五月丙申條曰那珂郡 元來小郡官員約小而今戶口增 益結定四鄉收多職小不堪頒行 據准令條誠裕下郡改小爲下更 增一員</p>			
<p>壬生吉志福正 承和十二年三月己巳前男舍郡 大領外從八位上壬生吉志福正 有所見</p>			

<p>承和十二年六月癸未權守時從 五位下同十三年二月壬午爲守 時從五位上</p>	<p>橋朝臣本繼 嘉祥二年正月戊辰任時從五位 下<small>從五位上</small> 丹埤真人石雄 嘉祥三年正月甲午任時從五位 上</p>	<p>文室朝臣笠科 齊衡元年正月辛丑任時從五位 上</p>
<p>紀朝臣興我業 承和十五年二月甲辰權介時從 五位下嘉祥二年三月庚戌爲介</p>	<p>橋朝臣岑範 仁壽二年正月壬午任時從五位 下</p>	<p>伴宿禰三宗 齊衡元年正月辛丑權介時從五 位下</p>
<p>橋朝臣本繼 承和十三年正月乙卯任時從五 位下</p>		



<p>良峯朝臣長松 天安二年正月己酉權守時從五位上</p> <p>房世王 天安二年二月甲子權守時從四位下</p>	<p>藤原朝臣大濹 齊衡三年正月丙辰任時從五位下</p> <p>伴宿禰春世 齊衡三年八月戊戌任</p>	<p>大和真人吉直 天安二年二月甲子權介時從五位上</p> <p>佐伯宿禰子房 貞觀元年十二月壬寅權介時從五位下</p> <p>平朝臣春香 貞觀二年正月丁卯任時從五位上</p> <p>佐伯宿禰子房 貞觀三年二月庚申任</p> <p>丹墾真人今繼 貞觀三年十一月辛巳權介時從五位下</p> <p>坂上大宿禰灌守</p>	<p>藤原朝臣忠雄</p>
<p>檢非違使 三代實錄曰貞觀三年一月十六日丙戌武藏國每郡置檢非違使一人以凶猾成黨群盜滿山也</p>			

<p>貞觀四年正月壬午任時從五位下</p> <p>平朝臣有世 貞觀六年正月癸卯權守時從五位上</p> <p>橘朝臣春成 貞觀九年正月癸丑任時從五位上</p> <p>藤原朝臣安棟 貞觀九年二月辛巳任時從五位下</p>	<p>貞觀四年正月壬午任時從五位下</p> <p>安陪朝臣比高 貞觀四年四月乙巳任時從五位下 同六年正月爲出雲權介</p> <p>藤原朝臣柄範 貞觀十二年正月戊寅權介時從五位下</p>	<p>大丘造麻繼 遷任年月闕貞觀六年八月壬戌左京人武藏權大掾正七位下大丘造麻繼賜姓宿禰</p> <p>屋代直行 遷官年月闕貞觀十四年五月二日太政官符改權史生爲陰陽師事之條有武藏權史生屋代直行歟狀云云之事</p>	<p>新編武藏風土記稿卷之五 任國草表</p>
<p>一一三</p>			



紀朝臣安雄 貞觀十九年 <small>元慶</small> 從五位上紀朝 臣安雄爲武藏守 <small>傳</small>	巨勢朝臣冬雄 元慶二年正月丁未從五位下行 武藏權介巨勢朝臣冬雄爲正介 云云權介遷官年月闕 下毛野朝臣倫旨 元慶二年正月十一日權介時從 五位下	藤原統行 遷任年月闕元慶四年五月丙寅 從五位下豐後介安主秩年滿已 不得放歸男從五位下統行任武 藏介奏言被罷統行官拜父安主 於本官詔許之可知當時統行武 藏介	藤原朝臣直行 遷官年月闕元慶七年正月甲戌 正六位上武藏權大掾藤原朝臣 直行從五位下云云
弘道王 遷任年月闕元慶四年八月十六 日丁酉遣武藏權守從五位上弘 道王向伊勢太神宮奉幣同六年 九月十三日壬午再奉幣 <small>傳</small>	藤原統行有 遷任年月闕元慶八年二月丙申 從四位上守治部卿兼行武藏守	新田部宿禰安河 元慶八年三月九日庚午任時外 從五位下	

源朝臣行有監護左馬寮云云	藤原朝臣貞幹 仁和元年正月十六日壬申任時 從五位上 源朝臣長淵 仁和元年二月廿日丙午權守時 從四位上	棟貞王 仁和三年二月丙戌權守時從四 位上	守 權守附	山口朝臣連松 仁和二年六月十三日辛酉任時 從五位下		
藤原經邦 <small>傳</small> 分脈圖從五位上武藏守右大臣 三守之孫三守承和七年薨	介 權介 <small>傳</small> <small>傳</small>	大掾 小掾 權掾 大日 小日 史生 留守代附	郡司 大領 少領 主政 主帳	【光孝紀】に仁和中迄は載收す、其後絶て史編なし、今【尊卑分脈圖】【公卿補任】【公卿傳】【東鑑】等の書、其餘家 乘野史に拾取て缺編を補ふと雖猶遺漏を免れず、又年代前後の次序を失ふものも儘多かるへし、		



<p>藤原清身 分脈圖武藏守延喜六年四月卒</p> <p>藤原利仁 分脈圖從五位上延喜十年武藏守</p> <p>源任 分脈圖從五位下武藏守 大納言昇之子昇延喜十一年逝</p> <p>藤原善方 分脈圖從五位上武藏守 延長七年十月二日卒</p> <p>源添 系圖武藏守 大納言昇之甥</p> <p>藤原惟岳 系圖武藏守</p>	<p>源潤 系圖從五位下武藏權介左大臣 融之姪融寬平七年薨</p> <p>藤原惟岳 古今集武藏介後爲守</p>		
---	---	--	--

<p>藤原高風 分脈圖正五位下武藏守 信濃守良載弟良載承平六年卒</p> <p>藤原敏有<small>一傳</small> 分脈圖武藏守 源滿仲之外祖父滿仲長德三年卒</p> <p>興世王 將門記武藏權守天慶元年任中 同三年被誅</p> <p>百濟貞連 將門記天慶二年武藏新司</p> <p>藤原秀鄉 分脈圖從四位下天慶三年三月九日爲武藏守</p> <p>平公雅 系圖從五位上武藏守 天慶五年任</p> <p>平貞盛 武藏權守後爲正守</p> <p>源經基</p>	<p>源經基 將門記武藏介天慶元年任中</p>		<p>武藏武芝 將門記足立郡司判官代天慶元年任中</p>
--	-----------------------------	--	----------------------------------



分脈圖正四位上武藏守	平繁盛 武藏守 平貞盛之弟 藤原基忠 成田系圖武藏守 謙德公之孫	藤原善時 系圖武藏介 愚管抄安和二年 冷泉院御物怪之時左馬介滿仲 武藏介善時誓固云云
橋州相 武藏守 圓融院之頃	藤原惟風 武藏守 藤原經五代之孫國經延喜八年卒	藤原惟友 分脈圖從五位下武藏介 左大臣恒佐之曾孫恆佐天慶元年薨
藤原惟友 武藏守	源滿仲 系圖武藏掾後爲介	

源滿仲 分脈圖正四位上長德三年八月 二十七日卒七十四歲系圖武藏 守	源滿仲 系圖武藏介後爲守
賴任 不知姓氏武藏守	藤原忠正 系圖武藏介 藤原利仁四代之孫
菅原修成 系圖從五位下武藏守任中長德 元年依勅移北野天神於關東	
平將恒 <small>將恒</small> 系圖從五位下武藏權守 村岡五郎良文之孫良文延長元 年爲真羽兩國守護	
源滿政 分脈圖從四位下武藏守 源滿仲之弟	
源賴貞 分脈圖從五位下武藏守 醍醐天皇第七皇子有明親王之	



<p>孫 藤原邦任 分脈圖正五位下武藏守 藤原恒佐之曾孫恒佐天慶元年卒</p>	<p>源滿季 系圖武藏權掾 源滿政之弟</p>
<p>平正慶 分脈圖正五位下武藏守 平貞盛孫</p>	
<p>源滿季 分脈圖從四位上武藏守 源滿政之弟</p>	
<p>藤原率親 分脈圖從四位上武藏守 寬弘二年卒</p>	
<p>菅原幹正 系圖從五位下武藏守 菅原輔正之弟輔正寬弘六年卒</p>	
<p>平行義</p>	

<p>系圖從四位下武藏守 參議親信之子親信 寬仁元年卒</p>	
<p>源良任 分脈圖武藏守 大納言清隆之曾孫清隆天曆四年逝</p>	
<p>源致書 系圖武藏守 致書女 從朱雀院梅邊女御之乳母也</p>	
<p>藤原兼宗 分脈圖從五位下武藏守 右大將道綱之子道綱寬仁四年薨</p>	
<p>源賴平 分脈圖從五位下武藏守 源滿仲之子</p>	
<p>藤原惟經<small>惟經</small> 分脈圖正五位下武藏守 藤原惟憲之甥惟憲長元六年卒</p>	
<p>宗雅</p>	



分脈圖武藏守 <small>本文</small> 左衛門尉源賴資之舅賴資治曆 二年卒		
源賴季 分脈圖從五位下武藏權守 源滿季之甥		
藤原仲宗 武藏權守 藤原忠輔之曾孫忠輔長和二年 卒		
紀爲宗 系圖武藏守 紀長谷雄五代之孫 長谷雄延喜十二年逝		
大江盛俊 系圖從五位下武藏守 大江吾人七代之孫吾人元慶元 年逝		
藤原爲能 分脈圖武藏守 中納言兼輔八代之孫兼輔承平 三年逝		

藤原邦任 系圖武藏守 邦任弟邦恒治曆三年卒		
有道惟行 武藏守延久元年七月七日卒		
源長資 分脈圖武藏守 左衛門尉賴資子賴資治曆二年 卒		
藤原惟經 武藏守 大宰大貳惟憲之孫惟憲長元六 年卒		
私市幹成 熊谷系圖武藏守 河原太郎高直七世之祖也高直 元曆元年討死		
藤原爲人 分脈圖從五位下武藏守 爲人之子周防守義友守康和二 年卒		
有道家行		



<p>武藏國七黨系圖武藏權守 有道惟行之孫</p>	<p>源賴義 分脈圖從五位下武藏守 永保二年十月十三日出家同年 十一月三日卒八十八歲</p> <p>定雅 不知姓氏 分脈圖武藏守 大藏卿長房之男長房康和元年 出家</p>	<p>秩父重綱 東鑑河越重員先祖秩父出羽權 守以來代々武藏國留守所總檢 校職補來云云系圖重綱子秩父 太郎大夫重廣其子富山庄司重 能其子庄司次郎重忠按ずるに 三代檢校職授受の年代詳なら ず</p>
<p>私市宗直 熊谷系圖武藏守 私市幹成之子</p>	<p>藤原公綱 武藏守 内匠頭公基之弟公基承保二年 卒</p>	<p>源成貞 分脈圖武藏介 滿季五代孫</p>
<p>藤原賴保 武藏守 嘉保之頃</p>	<p>藤原隆資</p>	

<p>分脈圖武藏守 康和元年十一月初日卒</p>	<p>源成實 分脈圖從五位上武藏守 承德二年爲武藏守</p>	<p>藤原行實 本朝世記康和五年二月二十九 日爲武藏守同年八月十四日卒 分脈圖云參河守源惟清依刃傷 武藏守行實事配流伊豆大嶋</p>
<p>藤原長賢 分脈圖從五位下武藏守 長治元年出家天承三年卒</p>	<p>菅原是綱 分脈圖正四位下武藏權守嘉承 三年二月卒七十八歲</p>	<p>源義家 分脈圖正四位下武藏守 天仁元年<small>或作二年</small>八月十八日卒</p>
<p>藤原親經 分脈圖武藏權守 縫殿介親信之曾孫親信美福門</p>		



院御乳父

藤原時勝

分脈圖武藏守

武藏守隆資之曾孫

藤原通能

分脈圖從五位下武藏權守伊勢守時經之曾孫時經承保三年卒

信輔

不知姓氏武藏守

中右記保延元年二月二十七日春日若宮渡御陪從四人之一

藤原秀行

康治元年十二月晦日爲武藏守

藤原信賴

分脈圖公卿補任久安六年七月二十八日任武藏守時從五位上久壽二年正月二十八日重任年令時從四位下保元三年被誅

藤原盛長

康治元年爲武藏少掾

中原清兼

久安三年正月二十八日爲武藏少掾

藤原信說

分脈圖正五位下武藏守

信賴弟

平知盛

公卿補任永曆元年二月二十八日任武藏守時從五位下

平知重

公卿補任仁安元年十二月二十日任武藏守

平有盛

武藏守

源忠基

分脈圖號善積又二郎從五位下武藏權守

源基齊之子基齊承安元年被誅

源義基

分脈圖從五位下武藏權守號石川於鳥羽爲平家被誅寬永系譜武藏守義基治承五年元年二月爲源大夫判官季貞攝津判官盛澄討死

平知章



東鑑武藏守知章元曆元年二月七日一谷合戰討死

源忠賴  
分脈圖號一條次郎武藏守元曆元年被誅

源義信

文治元年爲武藏守  
東鑑云建久六年七月十六日武藏國務事義信朝臣成敗尤叶民庶雅意之由就開召及今日被下御感書云云於向後國司者可守此時之趣被置壁書於府廳云云

源義兼

分脈圖號足利上總介從四位下武藏守建久六年三月二十三日出家

藤原說盛

分脈圖從五位下武藏權守

源朝雅

大江爲範  
明月記正治元年三月爲武藏少掾

分脈圖正五位上武藏守  
東鑑元久二年閏七月二十六日於京都被誅

平時房

東鑑承元元年正月十四日任武藏守建保五年十二月十三日轉相摸守

源義氏

分脈圖號足利三郎正五位下武藏守建長六年十一月二十一日卒

東鑑建保六年七月二十七日條記前武藏守義氏

大江親廣

系圖正五位下武藏守  
東鑑建保六年十二月二十日條記武藏守親廣承久元年二月二十九日爲京都守護上洛

源義氏

按東鑑建保六年七月二十七日及承久元年正月二十七日條記前武藏守同年七月十九日條記武藏守可知親廣上洛後再補任

藤原家宣  
承元元年正月十三日爲武藏權介



<p>平泰時 關東評定傳承久元年十一月十三日任武藏守同三年入治元仁元年下向曆仁元年四月六日辭守</p>	<p>河越重員 東原院漏嘉祿二年四月十日留守所總檢校職按するに宗家重忠戰死の後二十年にして此職に補する歟</p>	<p>二郎兵衛尉雅忠 東鑑貞應二年六月十二日日代 岩原經直 東鑑寛喜三年四月留守代</p>
<p>平朝直 關東評定傳曆仁元年四月六日任武藏守寛元年七月八日任遠江守</p>	<p>藤原光兼 公卿補任寛元三年正月十三日任武藏權介</p>	<p>日奉實直 同 廣持 物部宗光 東鑑寛喜三年在廳</p>
<p>平經時 分脈圖從四位下武藏權守 關東評定傳寛元年七月八日任武藏守同四年四月十九日出家</p>		
<p>平朝直 關東評定傳寛元四年四月十五日再任康元元年七月二十日辭</p>		

守

平時廣

公卿補任寛治元年三月六日爲武藏守正嘉二年正月十三日轉越前守

平長時

分脈圖號赤橋武藏守關東評定傳康元元年七月二十日任武藏守文永元年七月三日出家

東鑑康元元年十一月二十二日今日被讓執權於武州時又武藏國務侍別當并鎌倉第内同被預申之但家督幼稚程之暇代也

平宣時

分脈圖初時忠稱五郎武藏守關東評定傳文永四年六月二十三日任武藏守同十年七月初日辭守

平義政

關東評定傳文永十年七月初日任武藏守建治三年四月四日

資諸王

公卿補任康元元年正月二十一日爲兼武藏介



<p>出家</p> <p>平宗政 分脈圖號四郎武藏守 關東評定傳建治三年六月十七日任武藏守弘安四年八月九日出家</p> <p>平時村 關東評定傳弘安五年八月二十三日任武藏守嘉元三年四月二十三日討死</p> <p>平時久 系圖武藏守 正應永仁之頃</p> <p>平久時 分脈圖武藏守 系圖永仁元年四月四日上洛同五年六月十八日下向</p> <p>藤原行員 系圖武藏守 嘉元之頃</p> <p>平貞顯 執權記正和元年任武藏守元</p>			
--	--	--	--

享二年轉修理權大夫

平惟貞

武藏守

嘉曆三年四月卒

平貞將

執權記嘉曆二年任武藏守

元弘三年五月討死

平守時

武藏守正慶二年五月十六日討死

源章氏

公卿補任正慶二年八月五日叙從三位兼武藏守建武二年止職

大中臣家種

公卿補任康永三年正月二十四日爲武藏權守

平俊望

公卿補任康永三年九月二十三日任武藏權守

菅原公時  
公卿補任嘉曆三年三月十六日爲兼武藏權介時從三位

菅原在成  
公卿補任康永三年正月二十四日爲武藏權介

紀光泰  
公卿補任貞和二年二月二十一



菅原在淳  
公卿補任貞和五年二月十五日  
爲兼武藏權守

源義詮  
延文四年二月四日兼武藏守

日爲武藏少掾

藤井行久  
貞和四年十二月二十四日爲武  
藏權大目

按するに、政事の要は治國平天下に歸すといへども、其治體治法は時に措て宜を得るを要とす、夫公家の政治革履にして鎌倉將軍に至て變ず、當國の如きは當時其知行所にして、しかも鎌倉に密邇す、故に舊に依て國守を置といへども、皆親戚或は譜代の家人を任す、曆應元年足利氏の將軍職に任するに及ては、天下の體再大に變ず、是に於て諸國に家人を置のみにして古法廢失す、其間新田武藏守義宗等の如きは南朝の任官にして、其實は國務を沙汰せしにあらす、當國は鎌倉管領源基氏以來、其執事上杉氏數家かはるかはる管領するのみにして、又國司を補せず、幾程なく戰國となりて小田原城主北條左京大夫氏綱、大永中に扇谷上杉氏朝興朝定父子を打滅て國中を并吞し子孫三代傳領せしかど左京大夫氏直に至て天正十八年滅亡し東照宮其國國を賜り給ふ、慶長初年足利將軍義昭薨す、續て武成に至て後將軍の重職當家に歸し、治體鎌倉室町の舊に仍て時宜を執給へ、故に國司表に至ては筆を延文に止のり、

### 新編武藏風土記稿卷之五 終

### 新編武藏風土記稿卷之六

#### 山川名所附

武藏野逸水附 【武藏野地名考】曰、古は十郡に跨て、西は秩父峯、東は海、北は河越、南は向ヶ岡、都筑原に至ると云々、最曠漠の野なりしことは諸書紀行の類にも載たり、【類聚國史】曰、仁徳天皇四十八年庚申春、令戸田真人蒐武藏國豐島郡、得二頭之狐、而歸奏云々、又【萬葉集】に、武藏野にうらへかたやきまさてにもと誦せしを、仙覺か抄に此野は鹿の多くて常に狩をするゆへ、鹿を占方の肩やきの料にすることをいひしなりと見えたり、長元の頃も猶古のさまなりしにや、常陸介菅原孝標か女の著せし【更級日記】に、今は武藏の國になりぬ、ことにおかしき所も見えず、濱も砂子しろくなどもなく、こひちのやうにて、むらさきをふときく野も、あしおきのみたかくおひて、馬にのりて弓もたるすえみえぬまで、高くおひしげりて、中を分行にたけしばといふ寺あ

新編武藏風土記稿卷之六 山川

(寺芝竹) 竹芝寺の事詳ならされと、品川の小名に芝前と傳ふれば、もしくは彼邊なるにや、三田の濟海寺 是らに據ても古へいと曠野なりしさま推て知らる、下に載る横野、岡部原等の地も、武藏野の中にての小名なるべし、後年次第に新墾の地となりしなり【萬葉集】を始として世々の撰集にも、武藏野の詠歌多ければ左に出す、  
後鳥羽院御製  
逢人にとへとかはらぬ同し名の、いくかになりぬ武藏野の原【續古今集】  
結ひおきし雲雀の床も冬枯て、あらはれ渡る武藏野の原【正治二年百首】  
武藏野の雉子やいかに子を思ふ、けふりのやみに聲まよふなり【老若五十首歌合】  
土御門院御製  
いつれそと草のゆかりもとひわひぬ、霜かれはつる武藏野の原【續古今集】  
春のきる霞のつまやこもるなん、また若草のむさしの原【續拾遺集】  
順徳院御製  
武藏野やかれにしまゝに下萩の、なかはそかすむ雪の



村きへ

武藏野の萩のうへこそ秋風に、した葉の露やかすま  
るらん

吹風もいくたひみちによはるらむ、みな霜かれし武藏  
野のはら

武藏野や草はみなからうらかれて、霰にのこるさゝの  
おとかな以上「夫木集」

後嵯峨院御製

いとゝなほかきりも見えず武藏野や、あまきる雪のあ  
けほのゝ空「新拾遺集」

読人不知

武藏野にうらへかたやきまさてにも、のらぬ君か名う  
らにてにけり

武藏野のおくきかきゝし立わかれ、いにしよひよりせ  
ろにあはなふよ

こひしけは袖もふらむを武藏野の、うけらか花の色に  
つなゆめ

いかにしてこひはかにも武藏野の、うけらか花の色  
にてすあらん

武藏野のくさ葉もろむきかもかくも、君かまにまに我  
はよりにしを

わかせをあとかもいはん武藏野の、うけらか花の時  
なきものを以上「萬葉集」

武藏國歌

秋風の吹とふきぬる武藏野は、なへて草葉の色かはり  
けり

紫の一もとゆへにむさし野の、草は見なからあはれと  
そみる以上「古今集」

貫之

おみなへしにほへる秋の武藏のは、つねよりも猶むつ  
ましきかな

読人不知

武藏野は袖ひつはかり分しかと、若からさきはたつね  
わひにき以上「後撰集」

如覺

わらさきの色にはさくな武藏野の、草のゆかりと人も  
こそしれ

定家

武藏野につらぬきとめぬ白露の、草はみなから月そこ  
ほる以上「拾遺集」

兼盛

武藏野を霧の晴間に見わたせば、行すえ遠き心ちこそ

すれ「後拾遺集」

家定

たかかたによるなく雁の音にたてゝ、涙うつろふ武藏  
野の原「新後拾遺集」

通光

武藏野やゆけとも秋のはてそなき、いかなる風のすゑ  
にふくらん

後京極攝政

行すえは空もひとつの武藏野に、草の原よりいつる月  
かけ以上「新古今集」

西行

玉にぬく露はこぼれて武藏野の、草の葉結ふ秋のはつ  
風

前關白

武藏野や人のこゝろの朝露に、つらぬきとめぬ袖のし  
ら玉

九條右大臣

武藏野の野中を分てつみ初し、わかむらさきの色はか  
きりか

読人不知

露霜のうへともしらし武藏野の、われはゆかりの草葉

ならねは

慈圓

武藏野の春のけしきもしられけり、垣根にめくむ草の  
ゆかり以上「新勅撰集」

頼氏

武藏野やそこともしらぬ足引の、やまほとゝきすちか  
くなくなり

賢命婦

あはれてふ人もやはると武藏野の、草とたにこそなる  
へかりけれ以上「續後撰集」

通方

武藏野は月の入へき嶺もなし、おはなかすゑにかゝる  
しらくも

知家

武藏野は行末ちかくなりにけり、今宵そみつる山の端  
の月

小町

武藏野におふとしきけはむらさきの、その色ならぬ草  
もむつまし

公豪

おなし野にわかぬ時雨はそむれとも、草もこのはも色



かはりつゝ以上【續古今集】

知家

冬の日の行ほともなき夕ぐれに、なほ里とをき武藏野の原【續拾遺集】

師信

あこかれて行末とをき限りをも、月にみつへき武藏野の原

定信

武藏野に旅寝する夜のさひしきに、たのむの雁の聲ぞうれしき以上【新後撰集】

伊勢

武藏野の草葉にやとる白露の、いく世あるへき物ならなくに

右大臣

旅人の行かたかたにふみ分て、道あまたあるむさし野のはら

能海

いつるにも入にもおなし武藏野の、尾花を分る秋の夜の月以上【玉葉集】

山階入道左大臣

ほととぎす一聲ゆへに武藏野の、野をなつかしみすきもやられす

読人不知

武藏野は猶ゆく末も秋はきの、花すり衣かきりしられす

久明親王

武藏野や入へき峰のとをければ、空に久しき秋の夜の月以上【續千載集】

家隆

春もまた色には出す武藏野や、わかむらさきの雪のした草

長秀

富士の根をふりさけ見れば白雪の、尾花につゝく武藏野の原以上【續後拾遺集】

安嘉門院四條

武藏野はみな冬草のしほれ葉に、霜はおくともねさへかれめや【風雅集】

定資

ぬれてほすかきりそしらぬ武藏野や、分行すえも袖の夕露

知行

いとよなほかすめは遠し山の端は、さらてもみえす武藏野の原

雅家

果しらぬ身のたくひかゝ武藏野を、わけ迷ふにもぬるゝ袖かな

鷹司院帥

武藏野や草はみなからおく露に、末はるかなる月を見るかな以上【新千載集】

家隆

小男鹿の夜半の草ふし明ぬれば、歸る山なきむさしのゝはら

重家

武藏野の若むらさきの衣手は、ゆかりまでこそうれしかりけれ

行家

分ゆけと花の千種のはてもなし、秋をかきりのむさしの、原以上【新拾遺集】

読人不知

行末は露たにをかし夕立の、雲にあまれる武藏野のはら

長綱

月かけも露の宿りやたつぬらん、草にはてなき武藏野の原

經朝

夕烟とふへき里のしるへたに、またはるかなる武藏野の原

贈左大臣尊氏

東路は古さとなから武藏野の、とをきに末をなをやまよはん

頼康

草まくらあまた旅寝をかそへても、また武藏野は末そ残れる

宗久

武藏野もさすかはてある日數にや、不二の根ならぬ山も見ゆらん以上【新後拾遺集】

定家

武藏野のゆかりの色もとひ詫ぬ、みなからかすむ春の若草

読人不知

武藏野はけうも果なく行くれぬ、またやむすはんけさの枕を

爲定



武藏野はけふこそ分て限りなく、遠くきにける旅はし  
らるれ以上【新編古今集】

武藏野にむつまじきかな紫の、わらひは草のゆかりな  
らぬに

武藏野はまたやかに春くれは、いそきもえいつる  
下わらひ哉

旅人のゆくほと遠き武藏野は、草さへふかくなりけ  
るかな

若菜つむゆかりに見れば武藏野の、草はみなから春雨  
の空

武藏野にわかしめゆひし若草を、結びそめつと人やし  
るらん以上【堀川百首】

武藏野に雉子も妻やこもるらん、けふの烟のしたに鳴  
なり

霞をや烟と見えん武藏野に、つまもこもれる雉子たく  
なり以上【六百番歌合】

紫のゆかりと見えて武藏野の、すみれはいろにあらは  
れにけり【正治二年百首】

めぐりあはん空行月のゆくすえも、またはるかなる武  
藏野の原

武藏野の野への草木はめもはるに、空にみとりの色も  
わかれす以上【建仁五十首】

みとりなる春はひとつの若草も、あきあらはるゝ武藏  
野の原

武藏野やくさはみなからおく露の、ゆかりもとむる袖  
の秋かせ

あたならぬ色さへ袖にうつりけり、ゆかりは露の武藏  
野のはら

俊成女

なみたさへぬれそう袖の虫のねも、みたれてしけき武  
藏野の露

兵衛内侍

思ひやるゆくえは遠きむさし野も、なかにせはき秋  
きりの頃

忠定

月となかめ花と思ふもむさし野の、末はみなからうす  
きりの空

知家

武藏野やあさち色つく今よりや、夜さむのころもかり  
も鳴なん

範宗

むさし野の霧のまかひのをみなへし、妻もこもれる烟  
とそ見る

行能

武藏野や月かけながら時雨けり、尾はなかうへのつゆ  
の下みち

康光

武藏野やいつくの草につまこめて、昨日も今日も鹿の  
なくらん以上【建保百首】

讀人不知

武藏野は今日はなやきを若くさの、つまもこもれり我  
もこもれり【伊勢物語】

宗子

あはれてふ人もあるへく武藏野の、草とたにこそおふ  
へかりけん【大和物語】

讀人不知

ねはみねとあはれと思ふ武藏野の、露分わふるくさ  
のゆかりを

親隆

武藏野の霜かれに見しわれもかう、秋しもおとるにほ  
ひなりけり以上【源氏物語】

親隆

武藏野の葛の青葉のしたはれて、うらまてさゆるつき  
をこそみれ

遠明

武藏野にわきてにほへは女郎花、なへての草のなかに  
むつまし

清輔

武藏野のうけらか花のをのつから、ひらくる時もなき  
ころかな

隆季



こひせぬと袖を露けきむさし野の、あさちをしなみさぬる夜すから

如願

武藏野や横雲かすむあけほのに、はるのこひしきいろはみえけり

後京極攝政

武藏野のしのゝをふゝきさむき夜に、妻もこもらぬさをしかの聲

俊成

藤はかま咲ぬるときはむさしのゝ、若むらさきのいろに見えけり

讀人不知

武藏野にしかも茜のおほかるか、たゝむらさきの名のみなりけり

定家

武藏野はつゆをくほととの遠ければ、月をころもにきぬ人そなき

家隆

武藏野の萩のやけはらかき分て、おちかたひとのかすみ行らん  
かりの庵のつまとふ風もさむき夜に、いく夜かねなん

武藏野の原

武藏野は草の葉やまも霜かれて、いつるもいるも月そさはらす

いくかみぬとを山とりの武藏野は、露かりころもわれそなき行

禪性

その色ににほはぬ草もむつまじき、武藏野に咲つほすみれかな

寂蓮

かさぬへきつまもこもらぬ武藏野の、袖をはよきよしのゝをすゝき

洞院攝政

武藏野やしはしやすらへ郭公、おのかいるへき山の端もなし

爲家

若草のつまもや雪にこもるらん、またはるさむき武藏野の原

武藏野やしからむ草の葉すえより、鹿の音ちかく出る月影

武藏野や草のゆかりの色なかを、人にしられすさくすみれかな

ほりかぬる水とのみ見る武藏野も、みなさみたれの浪の下草

後九條内大臣

春雨にまたもえなん武藏野や、けふりの後のはきの焼はら

土御門院小宰相

武藏野のあしの萩生を分行けは、末葉よりこそ空は見えけれ

俊頼

武藏野は山のはしらぬならひにも、ふしの高根は猶そ見えける

法印最信

武藏野やすみれをたにもたつねみん、かきりもしらぬ色や深きと

爲實

花の名もこもりし妻やこれならん、ひと本きくの武藏野の原

時朝

あつま路のあしからこへて武藏野の、山もへたてぬ月をみる哉

能宣

武藏野のむかしの萩をうつし植て、きみかためとそこの秋は待以上【夫木集】

かきの女郎

しらねとも武藏野といへはかこたれぬ、よしやさこそは紫のさと

元方

春はまつあつまちよりそ若草の、ことのはつてよむさし野の原以上【古今六帖】

慈鎮

武藏野の草葉にまさるさわらひを、けにむらさきの塵かとそ見る

なかむへし霜にかれゆく武藏野の、露のなこりにやとる月かけ

定家

武藏野に草のゆかりをたつねとて、まつ我そてに露そこほる、以上【拾玉集】

朝霜のいろにへたつるおもひ草、きえずはうとし武藏野の原

武藏野のかすみもしらすふる雪に、また若草のつまやにもれる

武藏野の草葉の露もをきとめす、すくる月日そななき



わかれち以上拾遺愚草

俊頼

武藏野にあげたる鹿のおはされて、おもはぬかたへゆかんとすらん散木集

家隆

武藏野はわけゆく草のたかければ、すゑはのつゆそ雨とふりける玉吟集

爲家

武藏野やはつ若草のつまこめて、八重たちかくす朝かすみかな

兼輔

武藏野やみやこは山に見しものを、草の葉わけて月を見るかな干首

元眞

紫のひと本きくによろつ世を、武藏野にこそたのむへらなれ

忠見

武藏野の草のゆかりにふしはかま、若むらさきにそめてにほへる

兼輔

ゆきたらす旅のやとも武藏野の、草むすふ夜はむつましき哉

業平

武藏野の若むらさきのすりころも、忍ふのみたれかきりしられす

長能

武藏野の草のゆかりをたつねみは、たよりをしもはなとか待へき

順

わかならんとまるも同じ武藏野の、木のしたつゆは風も吹あへす

長方

むさし野の胸むかへにやせき山の、かひうちこへて今朝は来つらん

雅經

武藏野のうけらか花のいつとなく、さきみたれたる戀もするかな

寂蓮

武藏野のすくろか中を下わらひ、またうら若むらさきのちり

道興准后

けふもまた秋のうは葉を空に見て、露ふりくらす武藏野のはら

月かけ首

武藏野の露を袖にわけわひぬ、草のしけみにあきかはせふく

俊成女

武藏野の草のゆかりになく雉子、はるはむかしのつまならねとも

主殿

武藏野や草のはらこそ秋かせの、雲につゆちるゆくすえのそら以上家集

頼阿

かこつへき人もなき世に武藏野の、若むらさきを何にめつらん藤原實方家集

頼阿

武藏野をわけこし胸のいくかへり、今日むらさきの庭に出らん關白歌合

堯惠

武藏野やなほゆくすゑのとほければ、秋は今日こそかきりなりけれ以上草集

長明

武藏野や霜にかれゆく蟲の音は、いかなる草のゆかりなるらん續草集

宗久

武藏野の花のえことに露みちて、千里のくまをみかく

草のはら分もつくさぬ武藏野の、今日のかきりはゆふへなりけり

花ちりし草の枕を露のまに、夢路うつろふ武藏野の原

武藏野の草にかりねの秋の夜は、むすふ夢路もはてやなからん

たひならぬ袖もやつれて武藏野や、すくろのすゝき霜にたちきに

武藏野をわけつゝゆけは濱さきの、里とはきけとたつ

なみもなし以上國雜記

太田持資上洛の時武藏野はいかはかり廣き野そと勅

問侍りけるに讀る、

露をかぬ方もありけり夕立の、空より廣きむさし野のはら關東古戦録

露はらふ道はそらよりむらさきて、草葉にかへる武藏野のはら

夏しれる空やふしの根草のうへの、しらゆきあつき武藏野の原北國紀行



いとすはかゝらましやは露の身の、うきにもきえぬ  
武藏野の原【東の土産】

氏康

武藏野といつくをさして分いらん、ゆくもかへるもは  
てしなれば【武藏野紀行】

逃水 逃水は眞の水にあらず、武藏野の曠漠たる、春草  
生出て空に地氣立、草の葉末しろしろと水の流るゝ如  
く見えしが、其所に至り見れば其かげ失て又むかひに  
流るゝ如く、影あらはるゝをいひしならんと云り、藤  
原俊頼の歌に

東路にありといふなるにけみつの、逃かくれても世  
を渡るかな

横野多磨郡

立野郡筑

三芳野入間郡

浅羽野同郡上

都筑原郡筑

氷川原足立郡

大屋原入間郡

【萬葉集】の歌に讀人しらす、いりまちのおほやかはら

のいはむつら、ひかはぬるぬるわになたすこね  
唯明法師の歌に

日の暮に大屋か原をわけゆけは、すかもかしたにく  
ひななくなり

岡部原榛澤郡

武藏嶺 秩父の諸山を稱せし如く思はる、【萬葉集】の歌  
に

武藏根の小嶺みかくしわすれゆく、君か名さけてわ  
をねしたくる

【淡路集】に

武藏根のをみねにひさし忘れゆく、君か名かけてあ  
をねしなくは

狭山多磨郡

横山同郡上

宮崎山埼玉郡

飛鳥山 山といふべきほどにもあらず、元文の頃有徳院  
殿の仰に依て丘を築立て、櫻松樹を數多栽させられし  
より、ことに勝景の地となれり、同き四年勅使冷泉大  
納言爲久卿参向ありし時、儒官成島道筑かの櫻花を折  
て卿に贈りしとき、一首の和歌を與へられし事、密に

台聽に入て御感斜ならず、此花爲久か詠に入しかば、  
古よりの名所に准して然らんと仰ありしと云傳へり、  
爲久卿の歌に

折枝の色香をみすはあすか山、はなのところの春も  
しられし

其詳なる事は豊島郡王子村の條に記す、  
蝦手山 今所在を詳にせず【歌枕名寄】作者知らず、當國  
の歌に

色かへて野やまたあるときて見れば、萩の下葉はも  
みちしにけり

都筑岡郡筑

向岡多磨郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

忍岡附忍郡

新編武藏風土記稿卷之六 山川

東叡山の總名なりとも、赤坂一ツ木の邊なりと  
も云、按に【回國雜記】に、淺草を立て新羽といへる所  
に趣き侍とて、名所とも尋ける中に、忍の岡といへる  
所に松原の有ける陰に休みて歌を詠す、其歌は下  
をすきて小石川といへる所にまかりてと云々、又僧堯  
惠の【北國紀行】に、同月の末文明十九年正月武藏野の東の  
さかひ忍岡に優游し侍る、鎮守の社五條天神と申侍り、  
おりふし枯たる茅原を焼侍り、歌あり下ならひに由井  
島と云所あり云々、由井島は湯島の訛なるべし、これ

等に據は東叡山の總名とするを得たりとすべし、

俊惠

何ことを忍の岡のおみなへし、思しほれてつゆけかる

らん續古今集

侍人をなとかたらはて郭公、ひとり忍ひの岡になくら

ん新後撰集

しられしな忍ひの岡の初草の、はつかなるよりもゆる

思を新續古今集

しほるゝをしる人もなき袂かな、これや忍ひの岡のか

け草堀川百首

我こひは忍ふの岡に秋かれて、ほにいてやらぬしのゝ

おすゝき拾玉集

人めのみ忍ふの岡の眞葛はらい、つあらはれてうらみ

そめまし

よひのゝにさゝ分る袖は露おちて、たれか忍の岡のか



よひ路

範兼

つまこひやわかかなかるらん聲たてゝ、忍の岡のをしかなくたり

俊成

たか爲に忍ひの岡の下わらひ、けふりはたてすもへわたる哉以上夫木集

読人不知

人しれすあはれとそきく郭公、忍ひの岡のゆふくれのこえ

知家

人目もるしのふの岡にかる草の、あなま露に袖のぬるらん

顯昭

人しれすあはれとそきく郭公、忍ひの森の夕くれの空すゝしさをならの葉風にさきたてゝ、忍ひの森に秋や來ぬらん以上歌枕名寄

知家

夏來ても忍ひの岡のほとゝきす、なほ木かくれに五月待なり現在六帖

道興准后

しものゝちあらはれにける時雨をは、忍びの岡の松もかひなし【回國雜記】

惠堯

契りおきて誰かは春の初草に、しのひの岡の露の下もえ【北國紀行】

荒蘭崎花原

### 新編武藏風土記稿卷之六終

### 新編武藏風土記稿卷之七

#### 山川 名所附

隅田川待乳山麓崎關屋里附 此川古へ武藏と下總との境なり【古今集】の詞書及び【伊勢物語】に、武藏國と下總國との中にある角田川とあり、後世二國と疆界を改られてより武藏國に屬せり、此川水上を荒川と云、遠く信濃國より流れ來れり、【武藏志料】云、信濃國佐久郡金峰山の隈より出るを千隈川と云、此水はしめはわつかなる流れなれと、次第にひろがり東して三峰に至り分れて三派となる、西に出るを梓川と云、東北に分るゝを神奈川と云、東南に流るゝものこれ荒川なり、荒川は當國秩父の山中を経て、入間郡川越をすぎ、中山道熊谷堤の下を流れ、豊島郡戸田の渡、岩淵・川口・尾久をすぎ、千住に至る、その下流を隅田川と唱ふ葛飾郡隅田村村との間より、佃浦まで凡長二里餘にして、と豊島郡橋場海に入、川幅百間より百五十間に至る、と是なり、則今みる所の川筋なり、【義經記】に、隅田川は利根の庄藤

原より落て、水上遠しとかきしは是とはことなり、今土人の傳ふる古隅田川の方より來りし川筋を云へるなり、近き頃は水流變遷して隅田川上流利根川につゝきしとは思はざれど、既に文明の頃までかの古隅田川と云もの、荒川に類へる流なりしとみえたり、堯惠法師【北國紀行】の作なり、【北國紀行】に、利根入間二川落合へる處に、かの古き渡りありとしるせり、入間は荒川の異名にて入間郡を流るゝゆへの唱なり、利根は則古隅田川なり【正保改定武藏國圖】に、千住宿の邊に入間川と注し、又今土人の古隅田川と稱せる流を荒川にや、比すへき如く聞したるにても、古への古き渡と書しは隅田の渡なるべさまおしはかるへし、古への古き渡と書しは隅田の渡なるべし、思ふに正保の後中川の流れ次第にひろがり、利根の下流専ら彼川に注ぐを以て、隅田川の方への流はやうやくおとろへたらんを、しかのみならず、元祿の頃或は八年 新綾瀬川の疎通なりしかば、終に水路中絶して小渠のみ存せるに至りしならん、抑此隅田川は、古へうちひらけていとひろき河原なりしと見ゆ、古歌にもすみだ河原とよめるもの多し、【歌下】に、又【義經記】に云、海より汐さし上て水かみは雨ふり洪水岸をひたして流れたり、ひとへに海をみることにしと、これらをもてみても河の中ことに廣きことしらる、思ふに天正の末より河原も次第に新墾の地となり、兩岸よりせはめ

(川荒)



られしかは流れもやうやく昔しのなかはを殘せしなるべし、されば今も橋場の邊の田畑をみるに、おしなべて砂石の地なれば、古へ川原の廣かりしこと推してしるべし、又寶曆三年橋場町より出せし記録に、荒川の異名砂川なり川の幅大抵百五十間餘船渡とあり、是今を去ることわづかに七八十年に過ぎれど、川幅も今より廣く且砂利川など云にても、今の川とは異なりしさましらる、按ずるに、此川隅田村を流るゝゆへ其名起りしと云説あれどいかゝはあらん、【萬葉集】辨基か歌に、角太河原爾獨可毛將宿と詠ぜしは、紀伊國角田川の歌なる由古人もいへり。若然んには當國のも其名の移りしにあらずや、ことに亦打山菴崎等の地名も近き邊に存せるは、全く紀伊國の地名を襲ひしに似たり、されどこの隅田川も古き唱にや【古今集】の詞書【東鑑】以下の記にも其名歴然たり、よりに其大略の事蹟を爰に出す【古今和歌集】欄旅の部在原業平の歌を載せ、其詞書に云、武藏の國としもつふさの國との中にある角田川のほとりにいたりて、都のいとこひしうおほへければ、しばし川のほとりにありて思ひやれば、かぎりなく遠くもきにけるかなとおもひわびてながめおるに、わたしもりはや船にのれ日もくれぬといひければ、ふね

にのりてわたらんとするに、按に角田渡と云は、今の橋場渡の邊なるにや、康元元年光俊朝臣常陸國鹿島社に詣し時の歌、みな人ものわびしくの詞書にも、又此渡の事を載せたり、て京におもふ人なくしもあらず、さるおりにしろき鳥のはしとあしとあかき川のほとりにあそびけり、京にはみえぬ鳥なりければ、みな人みしらす【伊勢物語】にはとあしと赤きしきの大きな、水のう渡しもりにこれは何へにあそひつゝ、いな、くふとあり、そととひければ、これなん都鳥といひけるをきよめてめる、  
名にしおはゞいさことゝはむ都鳥、我おもふ人はありやなしやと  
【更級日記】云、武藏と相摸との中にゐてあすた川と云、在五中將のいさことゝはんとよみける渡なり、中將の集にけすみだ川とあり、舟にて渡ぬれば相摸の國にたりぬ云云、按に武藏と相摸との中なる川と書しは誤りなり、此記は長元の頃常陸介菅原孝標か女の著せしにて、此時十三歳なりしといは、案内者の傳へなき、たかへて書しに過へからず、又前後の文によれば多磨川を隅田川と誤りし如にもみえたり、  
【東鑑】云、治承四年十月一日、甲斐國源氏等相具精兵競來之由風聞于駿河國、仍當國目代橋遠茂催遠江駿河兩國之軍士儲于興津之邊云云、於石橋合戰之時令分散之輩、今日多以參向武衛覺沼御旅館【北條九代記】總州鶯坂の陣旅に作る、按

に今下總國千葉郡二之宮庄の内鶯沼村同二日【義經記】に、九あり、鶯沼御旅館と云は此地ならむ、月十一日と云たるは誤なり、武衛相乘于常胤廣常之舟楫、濟大井隅田兩河、按に、大井川と云は國府臺の下を流るゝ利根川のことなり、【萬葉集】にはとりのかつしかはせをにへすとと云歌の仙登か抄に精兵及三萬餘騎赴武藏國、豐島權守清元、葛西三郎清重等最前參上、又足立右馬允遠元兼日依受命爲御迎參向云云、今日武衛御乳女故八田武者宗綱息女、小山下野大掾政相具鍾愛末子參向隅田宿、則召御前令談元妻號寒河尼相具鍾愛末子參向隅田宿、則召御前令談往事給、下略、按に【源平盛衰記】及【義經記】に此事蹟を載て隅田川は皆武藏下總の境といへり、其文は畧す、【回國雜記】云、かくて隅田川のほとりに至りてみなみな歌よみ、披講などして古の塚のすかたあはれさ今のことくおほへて、  
古塚の陰ゆく水の隅田川、きゝわたりてもぬるゝ袖かな、按に古塚といへるは梅若塚のことなるへし、同行のうちさゝえを携へける人ありて、杯酌の興を催し侍りき、猶ゆきゆきて川上に至り侍りて、都鳥たつねみむとて人々さそひけるほとにまかりてよめる、  
ことゝはん鳥たにみえよ隅田川、都こひしとおもふ夕べに  
おもふ人なき身なれども角田川、名もむつまじき郡

鳥かな  
やうやうかへるさになり侍れば、夕の月處からおもしろくて舟をさしとめて  
秋の水すみだ川原にさすらひて、舟こそりても月をみるかな  
【北國紀行】云、二月のはしめ鳥越の翁船よそひして隅田川にうかひぬ、東岸は下總西岸は武藏野につゞけり、按に鳥越は今もその名のこりて明神の建る邊なり、これも昔はひろく唱へしとみゆ、利根人間の二川落合へる所にかの古き渡りあり、按に此利根川と云く、今土人の傳ふる古隅田川の事なり、此頃は入間川にもとらぬさま推してらる、入間川とあるは則荒川の異名なり、事は前にも東の渚に幽村アリ、西ノ渚ニ孤村あり、水面悠々として兩岸にひとしく、晚霞曲江になかれ歸帆野艸をはしるかとおほゆ、筑波蒼穹の東にあたり夕日をおひ、朧月さらにかゝり扁雲ゆきつくして四域に山なし、  
浪の上のむかしをとへば隅田川、霞やしろき鳥の涙か  
【梅花無盡藏】江上春望の詩の自注云、道灌靜勝公招福鹿西山諸尊宿并少年、浮雲船數艘於隅田川、詩歌鼓吹一時之壯觀、隅田在武藏下總兩國之間、路傍小塚有柳、



道灌公爲攻下總之千葉、構長橋三條、十里行舟浪自花、春遊不覺在天涯、隅田鴨亦應都鳥、鼓吹晚來聲入渡、

同書云、木戸公號罷釣翁、保和歌正脈、余在洛而聞賦聲譽久之矣、今也共寓武藏之佳境隅田之上流、往還無虛月豈非天之至幸乎、昨賜詠歌三篇可謂暗投也、聊奉攀末篇之韻脚云、

雪月寧非老年伴、一吟聊答數篇韻、隅田春色浪如花、鳥若知都我細問、

自注云、都鳥隅田之故事也、河邊有柳樹蓋吉田之子梅花丸墓所也、其母北白川人、

【東路土産】云、或人安房の清澄を一見せよかしとさそひしに、いつこかさしてと思ふ世なれば、立歸りて江戸のたてのふもとに一宿して、角田川の河舟にて下總國葛西の入江のうちを、半日ばかりよしあしをしのか折しも、霜がれて難波の浦にかよひかくれて、住し里々見えたり、おしかも都鳥堀江こぐ心地して、今井といふ津よりをりて下略

【東國紀行】云、七日にははたらしきの軍勢あとさきに立侍り、角田川も見えわたるに、森のやうなる木末あり、とへば關東順禮觀音淺草といふところになん、たちよりにて結縁をすへしなどいへば、

秋ならぬ木末の花も淺草の、つゆなかれそふ角田川かな  
長尾孫五郎出陣の道中間たちも袖ぬれかほなる氣色なきにしもあらねば、涙もろなる心よはさをまぎらはさんとて、

角田川船こそりのはの長刀に、あひしらひてはふりはなれつる

といひ、みやこのかたのみ思ひやられて岸近きなるもおぼへず、渡守におどろかされておりたり、普藏主とて常陸國法雲寺より湯本の長老へ使に參られし僧、小田原にても參會のことなれば、此渡りをものもるともにしつゝ、語らひゆけば、馬上より宮内卿に云ひかけられし、漢々武野水雲邊、不意逢君掉小船、無限愁情難話盡

客中送客落花天下略

【武藏野紀行】云、やうやう隅田川にもつきぬ、川面を見ればまことに白き鳥のはしとあしと赤き鳥のむれるて、魚をくうありさま昔を思出て、

都鳥隅田川原に舟はあれと、たゞ其人は名のみ在原向ひは安房上總まのあたり見えわたる云々、按に隅田川原の邊より安房上總まのあたり見わたるといへば、河原のうちしらけて川もひろかりしさま推て見るへし、

按に角田川の和歌は【萬葉集】を始め、世々の作者詠する所舉て記すべからず、それが中に紀伊駿河出羽等の諸國にも同名の川有て詠する所、何れとも定めがたきもの多けれど、とりはき當國の隅田川は世に名たかき名所にして、他國の比すべきにあらず、且在五中將の詠歌より都鳥當所の景物となりたれば、

彼歌によりて詠じたるは全く當國の歌なり、其餘隅田川の名のみを詠じて疑しきものあれど、姑く左に錄せり、

後鳥羽院御製

ことゝはん誰かはこゝに隅田川、名にあふ鳥はありやなしやと御集

後嵯峨院御製

かきりなく遠くきにけり隅田川、こと問ふ鳥の名をしなひつゝ【新拾遺集】

讀人不知

心ありてとふにはあらず世の中に、ありやなしやのきかまほしきそ【拾遺集】

和泉式部

こととはゝありのまにまに都鳥、みやこのことを我にきかせよ【後拾遺集】

宜秋門院丹後

おほつかた都にすまぬみやことり、こと問ふ人にいかゝこたへん【新古今集】

俊成

わか思ふ人に見せはやもるとともに、隅田川原の夕くれのそら

盛方

住田川せきりにむせふ水のあはの、あはれなにしに思ひ初けん以上【新勅撰集】

中務卿親王

この里にすみた川原もほととほし、いかなる鳥にみやことはまし【續古今集】

讀人不知

都鳥きゝてくやしき夢のうちを、おとろかすにそねはなかれける【續拾遺集】

清譽

都鳥いく世かこゝに隅田川、ゆきゝの人に名のみとはれて【新後撰集】

後二條院權大納言典侍

こととへとこたへぬ月の隅田川、都のともと見るかひ



もなし【玉葉集】

俊成

隅田川ふる里おもふ夕くれに、なみたをそふるみやこ鳥かな【新拾遺集】

隆祐

此世にはよしこととはん角田川、すみえぬ方の鳥の名もうし【新續古今集】

師賢

こととひていさゝはこゝに隅田川、鳥の名きくもみやこなりけり【新葉集】文貞公下總國千葉へ配流の時、此川を過たまひし頃讀れしなり、事【櫻雲記】等の書に詳なり、

師頼

住田川ぬせきにかゝるしらなみの、立かへるへき心ちこそせね【堀川百首】

定家

夕霧にこととひわひぬすみた川、我友ふねはありやしやと【蘇川百首】

忠定

名にしあふ鳥にこととふ隅田川、むかしの浪に蹟をこへつゝ

なかなかにわれにこととへ都鳥、すむや川邊の外へこたへん

家衡

誰こゝに隅田川原のみやことり、みやこ戀しき音のみなくらん

康光

都にてなれし月さへ隅田川、こととふ鳥のうきねのみかは

行能

隅田川名にたつ鳥のみやこには、待らん月をおしむ山の端

俊成卿女

昔さそふ月は雲井に隅田川、はるかにかなしおもふみやこを

昔おもふ心もいと、隅田川、くれゆくほととの渡なりけり

順徳院女房

今宵またたれやとるらんいほ崎の、隅田川原の秋の夜のつき以上【建保百首】

後京極

昔おもふ角田川原に鳥もゐる、われもむかしのことと

はてやは【月清集】

慈鎮

時しもあれ隅田川原のほとゝきす、昔の人のこゝろしれとや

たれかまた今朝たちやらてなかむらん、すみた川原の初雪のそら

住田川みやこのかたを詠れば、鳥もいつくはかすみのみして

旅のそら秋の夜の月すみた川、友こそなけれみやここひしき以上【拾玉集】

定家

水くきのあとかきなかつ隅田川、ことつてやらん人もとひこす

後九條内大臣

ことゝはん角田川原のほとゝきす、むかしの鳥のあとに鳴なり

爲家

都おもふありあけの月の隅田川、面影はかり千鳥鳴なり

武藏野ははやゆきすきぬ隅田川、遠き渡りはみやここひつゝ

すみた川こととひ渡るみやこ鳥、またはるかにや遠さかるらん

知家

都鳥あらはと思ふ角田川、きゝわたりてや人そとはまし

わすれねよなれのみこゝに隅田川、わか思ふ方の鳥の音もうし

住田川あななま船のかちかくせ、夜渡る月をとゝむはかりに

家長

いほはらや隅田川原の磯まくら、とひとひ見ればあかね空かな

行意

みやこ鳥すみた川原に船出しぬ、さして問ふべき人しなけれは

季經

はるはるとすたの河原を朝ゆけは、すかめるほとや渡り成らん

夕霧に濱田の渡りは見えねとも、ふなひとよはふこへきこゆなり

經兼



寂蓮

こころあらは隅田川原の渡し守、しはしは思ふ千鳥な  
くなり

後徳大寺左大臣

うちすくるすみた川原の夕くれに、こころほそくも鳴  
千鳥かな以上夫木集

家隆

渡しもりわたらぬ先にかちかくせ、隅田川原の鳥の名  
もうし壬生二品

知家

都鳥みやこはしらす隅田川、すみてもこゝにとしのへ  
ぬれば新撰六帖

信實

さりとても程やはちかし隅田川、おもはぬ方のみやこ  
鳥かな現存六帖

家隆

すみた川忘れもすべきひさ方の、月のありてふ鳥の名  
もうし玉吟集

俊頼

ちきりありてわたりそめなは角田川、かはらぬ水の心

ともかな

おもひ出てももへはこひし隅田川、すみしわたりの秋  
の夜の月以上歌枕名寄

頼政

船わたす角田川原にふる雪は、いろにまかへるみやこ  
とりかな家集

頼氏

住田川すみこし月のみやこより、鳥の名にさへ人そこ  
ひしき

頼阿

行やられてこゝにやしはし隅田川、みやこを鳥の名にし  
のひつゝ

實富

隅田川今もすまなんみやこ鳥、おもふみやこのことや  
語ると

隆音

いさとはんなれかその名のみやこ鳥、隅田川原にすみ  
なるゝとも

雅宜

いかなればこゝを己が隅田川、名のみはかりのみや

こ鳥かな

宗量

とりの名の都わすれて隅田川、早瀬にあかすうたふふ  
なひと

法親王慈胤

事とはん鳥たにすまていとゝしく、みやこに遠き隅田  
川かな

隆房

鳥の名にもとこし方もおひ出ぬ、角田川原にそてぬら  
しつゝ

實散

都をばさてもわすれし角田川、すむらん鳥の名はしら  
すとも

氏成

名にしあふたよりおもはゝ都とり、我にこととへとは  
ゝこたへん

法親王有完

都鳥名にこと問ん古郷も、忘るはかりのけふの舟路は  
季經

季經

おもふ人となけれど都鳥、名もなつかしき旅のそら  
かな

幸仁親王

隅田川都のつとにまねふとも、言葉はたゝしあかぬな  
かめは

基家

渡りする人もなければまさるらん、隅田川原のはるの  
あけほの

爲繼

渡しもりはやといへとも隅田川、くらせる宵の月をこ  
めけん

基良

我思ふ人こそしらね都鳥、こひしきたひのしるへたに  
せよ

爲氏

すきにける日数につけて隅田川、都をとほくこひ渡る  
かな

範宗

渡しもりしはしやすらへ隅田川、ぬれぬといはゝくれ  
をまち見ん

小侍従

こととひし隅田川原の鳥の名は、我もこゝろに忘れや  
はする



心ありてこととふ人まみやこ鳥、その名にのみもなく  
さめし身を

實隆

君か代にちとせをかねて隅田川、かりにもあたの影は  
うつらん

二條皇太后宮大貳

こととは

寂蓮

思ひしよりも都とり、きゝてくやしき音を  
やなくらん

長明

きゝなれし千鳥なくなり隅田川、いさこととはん名に  
おはすとも以上

家集

頼阿

すみた川秋霧ふかし渡しもり、ありやなしやとみえぬ  
はかり【草庵集】

信基

こたへせは我出てこし都鳥、とりあつめてもこととは  
ましを

光廣

我もまた手にとる筆の隅田川、染てあたる名やなか  
すへき

爲久

隅田川こゝにけふこし都とり、ありしためしもとひて  
こそしれ

花鳥もかすむや千里角田川、ふねとめて見るおちこち  
の春

初花もけふこそみつれめつらしき、隅田川原の春をと  
ひ来て

爲景

立かへる日数は今日かあすた川、みやこ鳥にもことと  
はましを

有栖川宮職仁親王

住田川かはらぬ御世の波風に、たち居もやすきみやこ  
鳥かな

定照

きゝわたる隅田川てふこれなれや、みやこ鳥にも我は  
とはなん

道晃

角田川むかしをおもふ波のうゑに、面影うかむみやこ  
鳥かな

弘資

都鳥むかしの蹟にすみた川、ふかきなさははしるやし

らすや

信基公以下の歌は、御入國の後参向ありてしたしく  
其地を遊歴の時、當座の詠なればこゝに載す、詠草  
は今も隅田川木母寺の寶物とす、

詩文

角田川詩序

藤原肅

淺草之東畔跬步、而有角田川、輕舟短棹、浩歌一望、  
有鳥翩翩可愛、所謂鶯與脚赤者、昭昭乎和歌集中、不  
問其名、亦知爲都鳥、蓋名者實之賓也、故其鳴如有京都  
聲、予不覺發鄉思、南巢北嘶物尙然、況人乎、昔白氏  
左遷江州之湓浦、而舟中聽彈琵琶者之有京都聲、淚濕  
青衫、千載之佳話也、予彼于此、江州之湓浦、江城之  
角田、舟中之京客、感京都聲者同、而所愧不能作歌行  
矣、雖然其鳥語之管絃、豈不及商婦之琵琶也耶、吁、  
飛鳴有鳥角田川、名曰京都聲自然、我亦舟中湓浦客  
斷腸認作琵琶絃、

四景我有解

何地無山、山之無色者意之懶也、何地無水、水之不清  
者心之忙也、所謂意懶山無色、心忙水不清、古人云、  
我亦云、我日本六十州之間、誇游觀廣覽之美也者、以  
關以東之八州爲甲、八州之美者、以土峰武野隅田筑波

之四景爲冠、故不到者爲非人矣、予亦以斯遊爲意久  
矣、嘗聞佳山水者觸發道機、仲尼之登泰山、在川上、有  
所以哉、文祿癸巳、蒙八州牧伯源君亞相之佳招、而遊  
武之江城而踰年矣、旅寓環堵之室中、書我有之二大字  
而扁之、有客笑曰、子之蕭然之行李、未有尺地、未有  
小屋、小屋未有一物、何以爲我有哉、予曰、甚哉汝之  
拘矣、陋哉汝之隘矣、我有一字、不假工巧、不費修補、  
汝卻不知哉、圓顛于上、是我棟宇也、方趾于下、是我  
基址也、載我僕我、到處有我屋、不可言無矣、我屋之  
所在者、乃我地也、不可言無矣、瞻前忽後者、皆我尤  
物也、悉我珍具也、不可言無矣、夫雪之於冬、雖爽未  
足奇焉、夏雪皎潔之朝、一由旬之士峯之高懸也、仰成  
一箇吳笠、則卻不重、花之於春、雖美木、未足奇焉、  
秋花撩亂之日、數百里之武野之橫舖也、俯成一箇楚鞋、  
則又能香、隅田之水之洞洞、而貯月者、瓢中之物也、  
筑波之山之擾擾、而抹雲者詩中之料也、豈止是而已  
哉、萬象者屋裏之有也、不可與人、客曰、吁子之言者、  
揚子之爲我也、君子者不可稱矣、曰然也、衆人者屋裏  
之人也、可以與之、客曰、子之言者、墨子之兼愛也、  
君子者不可語矣、曰然也、然則何如、曰、物皆有主、  
豈無主也耶、欲自有不可得、欲與人亦不可得、物皆有



主、屬主而已、曰、主爲誰乎、曰府君、問府君、府君不有、問衆人、衆人不有、於戲人之所欲者、我所不有也、我之所有者、人所不欲也、於是乎、室有空虛、心有天遊、納隅田河于瓢中、挾筑波山于詩中、士峯之笠、武野之鞋、鞋履從此始、瓢飲乎此、詩興于彼、恍然自適、則非四景而已、非八州而已、非六十州而已、四極八紘游覽之美學在一身、天下之山色、不入而目染、天下之水清、不洗而耳濡、天下之至理、不思而心得、心廣體胖、而初是爲人而已、斯遊樂哉、地其不廣哉、屋其不大乎、物其不備乎、斯遊不亦悅乎、不亦樂乎、實感武不能屈、富貴不能奪、貧賤不能移、意必固我既絶之後、優哉遊哉、我以爲我有云、客禰然起、而斂衽謝曰、子其學登而小天下臨而嘆晝夜之人者歟、非揚與墨、以上〔樞高文集〕

林道春

漾漾溶溶一葉身、河邊秋景只懷春、自從在五詠歌後、流水飛禽愁殺人、〔羅山文集〕  
待乳山 隅田川のほとりにて西の方なり、眞土山とも書す、〔萬葉集〕には亦打山とあり、〔代匠記〕云、亦打山と書てまつち山とよめるは多字の反し津なるゆへなりと、今按に〔萬葉集〕辨基が歌に、まつち山夕

こへくれば菴崎のとあるは、紀伊或は駿河なるよし先達も傳へたれば、當國のは、かの國にならひて唱へ始めしならん、されどそれも古くよりの事にや、〔回國雜記〕の記行なり、當所の寺號淺草寺といへる十一年觀音にて侍り、たぐひたき靈佛にてましましけるとなん、參詣の道すがら名所とも多かりける中にまつち山と云所にて、いかて我たのめもをかぬあつまちの、まつちの山にけふはきぬらん、しくれてもついにみちぬまつち山、落葉を時とこからしそ吹、とあれば上古のことは姑くおきて、古より武藏の隅田川にもまつち山と云傳る所有し事しるべし、菴崎里附 菴崎も中古より其名ありしと見ゆれど、舊跡を傳へず、加茂眞淵の説に依ば、是も紀伊國に古き地名有て、それをうつせしなるべし、藤原光俊朝臣の歌に、  
菴崎の角田川原に日はくれぬ、關屋の里に宿りからまし、按ずるに、その家集に云、康元元年九月角田川の渡りにて、この渡の上のかたに川のはしにつきて里のあるを尋ねれば、關屋の里と申す、前に海船も多くとまりたりと云、按に今隅田川の對岸足立郡千住宿の内に、關屋天神あり、是關屋の舊、これ光俊朝臣常陸國の鹿島の社にま

うでられ、この角田川の渡しを越られし時のことなり、是をもて證するに上古のことはしばらくをきて、此國にても古くより菴崎關屋の里といふ地名ありしことしるべし、

玉川

玉川 水源信濃國いさるが嶽より湧出し、甲斐國都留郡丹婆山村を過て丹婆川と唱ふ、

此下多磨郡三田領まてな、たば川と唱ふるは、全く里人の横なまりていへる如くおもはれた、それよりり、村名になつて是を正しとするは非なるべし、  
當國多磨郡小河内郷留浦村に入り、下流同郡中及荏原橋樹兩郡界を東流し、總て當國にかゝること三十八里餘にして海に注す、顯昭が〔袖中抄〕に武藏國兒玉郡といふ所より流れ出たるを玉川と云と書しは、目撃せずして記せしものにて誤なること論なし、按ずるに此川も緒紳家の詠に入て、世々の撰集に載られしより、當國の名所となれり、今其著名なるものを左に出す、  
順徳院御製

日にみかき風にみかけるひかりかな、長閑にすめる玉川の里〔建保百首〕

多磨河にさらす手つくりさらさら、なにそこのこのこゝたかなしや〔萬葉集〕

讀人不知

玉川にさらす調布さらさら、むかしのひとのこひしきやなと〔拾遺集〕

相模

見渡せば浪のしからみかけてけり、卯のはなさける玉川の里〔後拾遺集〕

前關白

今日よりは波におりはへ夏ころも、ほすや垣根の玉かはの里〔新勅撰集〕

定家

手作やさらすかき根のあさつゆに、つらぬきとめぬ玉川の里

家隆

玉川にさらす手つくりさらさらによを、たのむ日影のあはれすき行〔建保百首〕

慈鎮

玉川の里ときよしやこれならん、月かけさらん八重の卯のはな〔拾玉集〕

仲實

玉川の瀬々かひのほるかゝり火に、さはく手繩の數をしりぬる



武藏

かゝり火の影にそしるき玉川の、鮎ふす瀬にはひかり  
そひつゝ以上【夫木集】

氷川 今所在を詳にせず 祐子内親王家紀伊  
冬くれはふちせもしらぬ氷川、うへはかゝみとみえわ  
たりつゝ【夫木集】

氷川水底ふかくとちてけり、はやくなかれし音もきこ  
えず 源式部

うちとけて水も結はすこほり川、したなるこひやわひ  
しかるらん 読人不知

うらさむみ月のひかりはさやけて、氷川には水もな  
かれす 入間川入間郡

二俣川 郡筑 猪名川 今所在を知らず【萬葉集】壯子が歌に  
かくのみにありけるものを井名川の、沖をふかめて我  
思へりける 田能武澤 入間郡中なる事は論なけれど、今その舊蹟を

詳にせず、

忘るなよたのむの澤を立鷹も、稲葉の風の秋の夕暮  
【新古今集】 攝政太政大臣

秋の鷹風にきほひて越路より、誰をたのむの澤に鳴ら  
ん 有家 俊平

今こんと秋を頼むの澤人も、まつかひありやはつ鷹の  
聲以上【夫木集】

小崎沼 郡埼玉 阿賀須沼 今所在を詳にせず、【拾玉集】慈鎮が歌に  
年を経て引人たへすみゆるかな、あかすの沼に生る  
あやめは

箱池 郡多磨 崎玉津 郡埼玉 樺津 今所在を詳にせず【萬葉集】長志寸意志磨の歌に、  
さしなへにゆはかせことも樺津の、ひはしよりこんき  
つにあむさむ 古江浦 郡埼玉

岩瀬渡 同上

古河渡 同上

海比 今所在を詳にせず、海邊或は地名なるへし、【萬  
葉集】の歌に  
夏そひくうなひをさしてとふ鳥の、いたらんとそよあ  
かしたはへし

荒蘭磯 郡荏原 笠島 郡荏原 堀兼井 入間郡

曝井 【歌枕名寄】には那珂郡と書たれど、今所在を詳に  
せず、【萬葉集】の歌に、  
みつくりの中に向へる曝井の、たへすかよはんそこに  
妻もか

都筑里 郡筑 入間里 入間郡 吉見郷 郡横見

原田里 今所在を詳にせず、【夫木集】源仲正の歌に、  
あつま路の原田の里になはしろの、水ひきいれし春そ  
こひしき、

新編武藏風土記稿卷之七 山川

大我井杜 幡羅郡妻沼村聖天社地の森、其遺蹟ならんと  
云説あれど詳にせず、【夫木集】藤原光俊朝臣の歌に  
紅葉ちる大我井の杜のゆふたすき、又めにかゝる山  
の端もなし、其詞書に云、此歌は武藏野を過けるに、  
まことに山はみえずして、おほか井の杜といふもりば  
かり、わづかにもみち見えけるによめるとあり、是康  
元元年光俊朝臣常陸國鹿島の社にまうてられたる時の  
歌なるべし、 小山田 郡多磨

霞ヶ關 櫻田外の坂を霞ヶ關の蹟ともいひ、又四ヶ谷大木  
戸の邊をも其遺蹟と云説あれど、共に其據なし、【同國  
雜記】には、多磨郡府中近き所に霞ヶ關の蹟ありし如く  
記されたり、未だ其正しき説をきかず一説に持統天皇  
六年當國霞ヶ關白糸瀧を名所に定めらるといへり、  
龜山院御製

立とまるかすみの關の明ほのに、花もいくへかにほひ  
そふらん【夫木集】 爲世

おなしくは空にかすみの關もかな、雲路のかりをしは  
しとゝめん【巖千載集】 從二位宣子



別れゆく春のかすみの關守も、すくる日かすをとよめ  
やはする【新千載集】

読人不知

いたつらに名をのみとめてあつましの、霞の關も春そ  
くれぬる【新拾遺集】

爲氏

空にたつ春のかすみの關守や、おほろ月夜の名をやと  
ゝむる

慈鎮

吾妻には霞を關の名にたて、春くることをひとつ  
くらん

爲方

わけそむる關路の名のみかすみにて、末は霧なり武藏  
野の原

光經

心あてにそれかとそみる櫻はな、かすみの關の春のゆ  
ふくれ【夫木集】

慈鎮

呼子鳥かすみの關にこえすなり、すき行人をたちとま  
れとや【拾玉集】

定家

やすらはて越けるはるのたよりとや、霞の關の名にも  
立らん【家集】

頼阿

あつま路や春の越くる相坂の、山はかすみのせきとこ  
そみれ【草庵集】

道家

春くるゝ行をはいつくしらぬとも、空にかすみの關や  
すままし【雲菴集】

頼氏

くれぬとも春の名残をしのへとや、關にかすみの名を  
とゝむらん

道興准后

あつま路の霞のせきに年こえは、われも都にたちそか  
へらん

都にといそく我をはよもとめし、かすみのせきも春を  
まつらん【以上國雜記】

### 新編武藏風土記稿卷之七終

### 新編武藏風土記稿卷之八

#### 藝文

奈良朝廷の萬葉に武藏の進歌あり、延喜御宇の古今  
亦東歌を載す、然に京師の風俗は文章餘ありて、東  
國は武威を專とす、鎌倉北條氏の成敗式目を作る  
や、船神家の鄙みとなるべけれど、國政に於ては質  
勝て野ならざれば治績を得ずと云へり、此言誠に故  
あり、我東照宮武を以亂を治め、文を以成業を守ら  
しめられしより、今昇平二百年、風化日々月々に新  
にして、郁文の風頗唐土に耻ることなし、經史に於  
て林羅山紫陽の學を傳へ、物茂卿復古の説を起す、  
諸家の撰述今枚擧に暇あらず、故に今姑元明帝の詔  
書を首とし、近來詩歌の類は當代に繋るもの、又東  
遷以前の舊作に至ては、材料申曾て鈔録せしもの  
みを採録す、  
詔勅

元明天皇褒秩父郡獻和銅詔 和銅元年正月乙巳

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎、親王諸王諸臣百官人等、  
天下公民、衆聞宣、高天原與天降座志、天皇御世乎始而、  
中今爾至麻氏天皇御世御世天豆日嗣高御座爾坐而、治賜  
慈賜來、食國天下之業止奈奈隨神所念行佐久詔命乎衆聞宣、  
如是治賜慈賜來留天豆日嗣之業、今皇朕御世爾當而坐者、  
天地之心乎、勞爾重爾辱爾恐爾坐爾、聞看食國中乃、東方  
武藏國爾、自然作成、和銅出在止奏而獻焉、此物者天坐  
神地坐祇乃相于豆奉福波奉事爾依而顯久出多寶爾在羅之止  
神隨所念行須、是以天地之神乃顯奉瑞寶爾依而、御世年  
號改賜換賜波久詔命乎衆聞宣、故改慶雲五年、而和銅元  
年爲而、御世年號止定賜、是以天下爾慶命詔久、冠位上  
可賜人人治賜大赦天下、自和銅元年正月十一日味爽、以  
前大辟罪已下、罪无輕重、已發覺未發覺、繫囚見徒、咸赦除  
之、其犯八虐故殺人、謀殺人已殺賊盜常赦所不免者、不在  
赦限、亡命山澤、挾藏軍器、百日不首、復罪如初、高年  
百姓百歲以上、賜糶三斛、九十以上二斛、八十以上一斛、孝



子順孫、義夫節婦、表其門閭、優復三年、鰥寡悖獨不能  
自存者賜一斛、賜百官人等祿、各有差、諸國之郡司、  
加位一階、其正六位以上、不在進限、免武藏國今年庸  
當郡調、詔天皇命手衆聞宣、〔續日本紀〕下同

稱德天皇褒飛鳥部吉志五百國獻白雉勅神護景雲二年六月癸巳

朕以虛薄、謬奉洪基君臨四方、子育萬類善政未洽、每兢  
情於負重、淳風或虧、常駭念於駟奔、於是武藏國橋樑郡  
人飛鳥部吉志五百國、於同國久良郡、獲白雉獻焉、即下  
群卿類聚國史議之奏云、雉者斯良臣、亦作一心忠貞之應、  
白色乃聖朝重光照臨之符、國號武藏、既呈戡武崇文之  
祥、郡稱久良、是明寶曆延長之表、姓是吉志、則標兆民  
子來之心、名五百國、因彰五百作朝貢之驗、朕對越嘉  
駟、還愧寡德、昔者隆周刑措、越裳乃致、致作豐崎升  
平、長門亦獻、永言休徵、固可施惠、宜武藏國天平神護  
二年已往正稅未納皆赦除、又免久良郡今年田租三分之  
一、又國司及久良郡司、各叙位一級、其獻雉人五百國、  
宜授從八位下、賜纒十匹、錦二十屯、布四十端、正稅一  
千束

和歌

東照宮御詠

題知らず

あめかした心の儘になるからは、民をゆたかに照せ日の  
影

或曰、慶長庚子武成の後、江戸城にて詠じ給へる  
なり、

大猷院殿贈大相國御詠

寛永甲戌の年御参内あるべしとて、水無月の中の十  
日に江戸の柳營を出御ならせ給ひ、二十日のゆふへ  
神奈川の御殿に渡御ありて、旅立せ給ふ御心はへ  
を、寛永御上洛道  
中尊詠所載

旅の空いつくも同じわか國の、へたてはあらず照す日の  
本

寛永十七年九月十六日、毛利甲斐守秀元品川御殿に  
して御茶を獻す、將軍家渡御あり、數奇屋の結構善  
美を盡せしを御褒賞あり、東海寺の澤庵和尚を召寄  
られ、御盃數返重り、十六夜の月出し時盃の上にて  
亭主歌一首被詠候へと御詠あり、昨日は終日雨淋せ  
しかば、  
毛利甲斐守秀元

降雨も今日の時とや我君を、待得し山の甲斐はありけり、  
如此詠じければ、御褒美ましまし澤庵も一首と仰け

れば  
夕暮を惜みをしまし木の間より、早さし上る海こしの月

〔毛利家記〕  
大猷院殿何の年か六月の初より八月の末まで、御狩  
あらんとて御座を河越城に移されけり、本丸の南の  
方三芳野天神の社地は、初雁の名所にて年ごとに雁  
の來ること其時をたかへずと聞し召れ、人を三所に  
別ち置れて終夜きかしめられるに、例の如く初雁  
北の方より飛來り、三聲おとつれて南の方にゆきけ  
りと言上しければ、奇特の事なりと仰せられる時  
に、堀田加賀守歌讀て奉りける

みよしのや君をたのむの秋のきて、むかしわすれぬ初雁  
の聲  
紀正盛

一位尼公御詠元祿七年甲戌九月二十七日の老比丘、内  
府公のいざなひによりて、いともかしこきくしの聖  
像、心ゆくかきりぬかつきたうとさにたへず、そこ  
はかとなくそゝることを男文字にて書付るものなら  
ん、  
松君德似日月星辰圖、慕道萬秋後今未代、天家傳來廣施  
仁、

萬代の秋もかきらしもろともに、もつてゝいのる道そか  
しこき

曲水宴私記

成島道筑

ころは月におくる、春の名こりひとひふつかのほとなり  
けり、よその櫻はちりにたれと、おほんまへの梢は、猶  
ところ／＼に咲のこりたり、南よりかほれる風、裳かこ  
と咲たちぬる程こそあれ、なかしまの草木もしらへあひ  
て、さなからからことにふきもの添たらんはかりきこゆ、  
花になく鶯猶かえりかてにして、たかきにうつる聲も、  
さなからけふをまぢかほなり、みいけの上より流をめぐ  
らし、物のへたての木蔭をとりて、流鶯のたよりにしつ  
らはせたもふ、さむらふ人々の中にて、誰かれなど、か  
ねてからのやまとのすきものめしさをためらる、なかれの  
かなたこなたに、わらうださし出たり、かうやうのこと茂  
明の朝臣うけたまはりて、そのしゆらいありけり、この  
えむ彌生の初桃李のさかりにたまはせおはしますへかん  
めるを、雨にさへられて此ころにうつりぬ、日はやゝあ  
つかりぬべし、ひるますくしてよと仰ことありつると  
や、かゝることにもこまやかなる御惠のなみ、かけまく  
もかしこし、なへてすたれにし道をも、絶たる躰をもい  
たらぬくまなく、たつねしたはせ賜ふ御心はへなるへし



と、みな人かじこまり思ひ、晝ますくるまゝに、ひつしのさかりになむ、御前にして題たんのんたふ、うたもしかなり、そのつきくになみわたるに、やすらかにあるへきよし仰ことをつたふ、水上より盃をなかつ二つ三つか程は、みきはたへす、これなむはしめといふのしるしなるへし、人々か題をひらきてみるはしめより、さのかたはらに、すゝり筆ふみのりやうのもの、物にすへたり、盃なかれおはるほと、一ときをみつかひとつにもあらん、人々のとやかになみわたれと、みつとりのしたやすからず、心あはたしうするものから、さすかにのめたるさまなるへし、折しも雲のかへしの嵐に、むら雨さと降過たるに、きよなる泉に、なかるゝ花の露を含みて、つやゝかなるかうかへるも、又二なくうつくし、一ふさなからは風にふかれ、汀にたゝよひ、あるは水上に吹かへさるゝさま、寫し繪などのやうにて、目もあやなり、御惠のかたしけなきとて、ひたふるにかたふけて、えひこゝちせるおうなもあり、けにすせうなり、ふみにのみ思ひしみて、なかれおはるまで盃とりあへぬもありぬへし、それか中にもとゆきのあそん、ことにゆふにこそみえ侍りける、盃とらんれうにとて、若きすきものゝかたはらになみ居たるに、けしきはみて、かはらけ

欠りてさゝれたる、まことに優に情めいたり、この日やもろたちて、そふそきつかふまつるへきむね、仰ことを傳られて、しらぬ國のそうそくたひてければ、唐歌をも唐ふりにうちすむし出たるに、皆人えみ笑ふ、はたにくめるもありなんかし、いつれに物くるおしきわさなるへし、盃流れおはり侍るまへに、唐のをまよまとのを、皆書つくさうのまゝにて、御前にさしおき、ぬかつきてすこししそきぬ、おのゝゝ祿賜ひ、はたみき賜はりて、人人えひのうちにまかてぬ、我國ふりのさすかにうらやまれて

波やけふ世々をへたてしあとゝめて、霞を流すなみのさかつき

をなしく

折にあふ雨も惠みの色そへて、花のなみまにめくるさかつき

となむひとりこたれぬ、さてもけふのこえむに、花の波たゝまくをしくみえ侍るを、人に問はやふたといへる人の水上にありて、唐の大和の風情をそへなむと、物したりけるとかや、しかあれば咲出たる櫻か枝を、此日頃雨をおほひ、人にもひめおきて、けふしも人しらす流しつるとなむ、

詠曲水宴和歌

仰こと有て曲水宴を催させ賜ひ、高き御惠愚なる身にも及び、曲水宴といへる題を賜はりて

巨勢大和守利啓

其名のみ流れし花の盃を、けふくみみるもめくみなりけり  
幾千代の春にもめくれ咲花の、色香なかるゝ波のさかつき

大和唐の古きを興させたまひて、曲水宴を儲させ給ふ日、御庭の流れのほとりに罷て仕ふまつりける、

田沼主殿頭意行

もろこしの遠き流れもくみてしる、惠も深き波のさかつき  
あふきつゝ波はや波の盃の、つきしとぞ思ふ君か八千代を

小堀土佐守政方

聞わたる其みなかみも遠き世を、うつすやなみのはなの盃  
盃のゆたかにめくれ君か代の、千世をときはの松のした水

菅沼主膳正定虎

池水に流るゝ春をせき留て、くむやちとせの花のさかつき

流くる花の盃くむ袖もいくちよすまむにはのいけみつき

伊丹三郎右衛門直賢

池水にかけを移してちる花も、共になかるゝ春のさかつき  
風わたる池の漣はるたかく、みるめもあやに浮ふさかつき

大島雲平以興

けふよりや猶いくめくり池水に、千代もうかはん春の盃  
流れゆく花の盃とる袖に、つゝみても知れふかき惠みを

大久保源次郎忠喬

流れ行はなの盃とりくゝに、唐のやまとのつきぬことの  
は

唐人の流れに浮ふそれならで、手まつさへきるけふの盃  
享保十九甲寅の年三月四日、有徳院殿中野桃園御放鷹の還路、高田馬場にて侍臣に仰せ、即興の詩歌を

賦せしめ給ふ、或書所載

小笠原孫次郎

けふはいさ雲雀鳴野に分暮し、霞める所々の月になるまで

朝岡新七郎



此野邊にゆき暮染て遊はなん、春の日影のますにまかせ

山岡源左衛門

契り置て猶幾春も君に見し、三千年を経る桃の盛りを

凌明院殿また儲君にておはせし頃、濱御庭に御納涼

として成せられし時、御供の列にありて

青木縫殿頭直宗

四方の國海山里の名所を、ひとつにむめし濱の浦風

又の日御供し侍りて

見る度に珍らしければ此濱に、幾日もなれん浦の氣色を

上野東照宮御前の花をみて 烏丸光廣

時しあれは枝はならさし花盛り、神にまかする四方の春

風

奈良朝廷御世武藏國進歌

天平勝寶七歲乙未二月二十日、相替遣筑紫武藏國

部領防人使孫正六位上安曇宿禰三國進歌十二首

原註歌數二十首但拙劣歌

者不取載之○【萬葉集】

上丁那珂郡檜前舍人石前之妻大伴眞足女

麻久良多知己志爾等里波伎麻可奈之伎、西呂我馬伎已無

都久乃之良奈久

助丁秩父郡大部少歲

於保伎美乃美己等可之古美宇都久之氣、麻古我天波奈禮

之末豆多比由久

志良多麻乎豆爾刀里母之天美流乃須母、伊幣南流伊母乎

麻多美天母也母

久佐麻久良多比由久世奈我麻流禰世婆、伊波奈流和禮波

比毛等加受禰奉

阿加胡麻乎夜麻努爾波賀志刀里加爾天、多麻乃余許夜麻

加志由加也良牟

和我可度乃可多夜麻都婆伎麻已等奈禮、和我天布禮奈々

都知爾於知母可毛

伊波呂爾波安之布多氣騰母須美與氣乎、都久之兩伊多里

天古布志氣毛波母

許禮乃波流母志

妻掠椅部弟女

妻掠椅部弟女

妻掠椅部弟女

妻掠椅部弟女

妻掠椅部弟女

妻掠椅部弟女

妻掠椅部弟女

都筑都上丁服部於田  
和我由伎乃伊伎都久之可婆安志我良乃、美禰波保久毛乎  
美等登志怒波禰

妻服部皆女

阿也爾加母禰毛

阿也爾加母禰毛

安之我良乃美佐可爾多志天蘇溼布良波、伊波奈流伊毛波

佐夜爾美毛可母

伊呂夫可久世奈我許呂母波曾米麻之乎、美佐可多婆良婆

麻佐夜可爾美無

河越千句

河越千句

文明初年の春河越城にて太田備中守資清入道道眞

千句の連歌を催す、世に是を河越千句と呼り、

朝何賦物

梅園に草木をなける匂ひかな

庭白妙のゆきの春かせ

鶯の聲は外山の影さえて

野邊にうつれり道の春けさ

ならばすよ何國の月ニ旅枕

心敬

道眞

宗祇

中雅

印孝

都出れはみしあきもなし  
すさましく時雨る空の暮初て

雲よりをちの入間のかね

草の戸に人も音せぬ山深み

ほのかに残る松の下みち

水細く岩根かくれに傳ひきて

磯邊はるかに鹽はおちけり

千句第十の匂ひの花掲句

若髪になりかへるこそ嬉しけれ

老を養ふ瀧そ久しき

今按するに千句の全卷今未得す、姑く得所の數

句を記するもの右の如し、

應勅歌

家譜曰、寛正年中持資上洛、始謁源義政公時、

勅使來于東山殿、被問武州之風景、即席賦倭歌

獻勅使、述平昔之迹覽云、

我菴は松原つゝき海ちかく、富士の高根を軒端にぞ見る

伊達主計頭陸奥へ下りなんとて、いとまこはん

とかなしき消息ありて、後馬のはなむけにとて、

望土樓にてまるふとまうけなとし侍り

紅葉はも人のこと葉も色に出て、千鹽にのこる白河の關

長敏

永祥

義道

修茂

満助

長利

奥俊

長敏

宗祇



【藝文集】

二月十三日 按するにいつも聖廟法樂とて、靜勝軒にて一族侍りしに梅盛

木戸三河守孝範

薄くこく色香もわかぬ梅の花、ひとつにかほる春のあけほの家

江戸の館に六七日に及へり連歌三百韻あり發句

霜さむき松ゆく田鶴のあしたかな 宗長

遠山にこゝろは雪の朝日かな 上杉建芳

雲は今朝みつにもれるみそれ哉 宗祇

宗長【東路土産】に出、按するに此會永正六年にあり、

江戸連歌 宗牧

天文十三年三月四日、天氣よく江戸の城につきたり、遠山甲斐守に人つかはしたれば、驚きながら先旅宿のこといひつけられたり、ことに亭主宗三とて和泉塚衆なれば、時宜心やすし、城よりつかひ明後日上總國へ出陣のこと侍れとも、むりに一座懇望のよしあり、いろ／＼故障のいはくのよし再往なれとも不及了簡、しかればせめてひるつか

たより初められよかしなと申て、一順のためとて筆もとりあへす【東國紀行】  
下並同

玉すたれ花に明ゆく千里かな

此城の遠望、したには運籌帷幄中、決勝千里外の心をいさゝか祝したる計なり其餘連歌の句傳はらす

六日太田越前守興行のこと申來れり、是は小田原にて兼約と申ながら、すでに明日息彌太郎出陣なれば取みたしさせ侍らむ、されども斟酌あるまじき執心なれば、發句のもよほしにをよばず、

春に見ぬあさ露ふくむいろかかな

見えたるまゝなるへし、一座はとくはてたるに杯いろ／＼、彌太郎出陣をいはふ連歌の心たて見えたり、

富士見亭歌

富士見の亭一見すべしと申たれば、富永もとへ會席よりたゞれて待れたるほどなり、是亦小田原よりかねかね仰られたることにて、掃除などの□□迎の岡までいく村となく、入江かけたる□□もひとつになかれ、みちたるひろ□□忍び用心こゝろやすげなり、暮はてたれば富士も見えずおもかげさながら中そらになりけん、武藏野の眺望こゝに

へだつなよわが世の中の人なれば、しるもしらぬも草のひともと

あくれば八月十三日、朝霧いよいよふかくして道もさだかに見へわかず、馬にまかせてゆくに、長井の庄にも着ぬ、誠や若紫の巻にかゝる朝霧をわけ入んとあるも是なるべし、大澤の庄などもすぎで、やうやうすみだ川にもつきぬ、河つらを見ればいとしろき鳥のはしとあしとあかきおほくむれみて、魚をくふありさま、むかしをおもひ出て、  
都鳥すみたかはらに船はあれと、たゞその人は名のみありはら  
むかひは安房上總まのあたりに見渡さる、こゝに葛西の庄淨興寺の長老年八十あまりにおよべるか、迎に出て寺内に立より一宿すべきよし申されければ、河をわたりかの寺に行てやどりぬるに、夜に入風ひやゝかに吹たり、松風入琴と云ことをおもひ出て、  
松風のふく聲きけは夜もすから、しらへことなるねこそかわらね  
明れば駒をはやめて歸らんとて、もとの道にさしかゝりいつこよろきの磯つたひ、日數つもりてけふは八月中旬にもなりぬ、小田原にこそ着にけれ、

つくしたるへし、東の矢くらまた荒政波山の亭とや遠浦歸帆武藏野をはしるか見へたるに、さしのぼる夕月夜にうつりたれば、  
國々も君がなびかす白雲の、はたてに霞む山は富士の根

武藏野紀行 平氏康

天文十五年仲秋の頃武藏野を見んとて、此歳月おもひたちぬる事なれば、人々あまたうちつれて、小鷹狩して遊ばんとて、みなみな狩の装束して馬に打のり、まづ鎌倉にまうでゝあなたこなたの古跡をながめ此間相州の記 頃は一十七行あり  
八月上旬、朝霧ふかくわけ入て行に山あり、いは山と云、此山のうしろは甲斐の山、北は秩父たりと申侍る、夫より武藏の國勝沼と云所につきぬ、齋藤加賀守安元此所の領主たり、つねつね道々の事申かよはしければ、山海の珍物數をつくし饗應しける、此所に二日逗留して夫より武藏野をかり行に、まことにゆけどもはてのあらばこそ、萩すゝき女郎花の露にやどれる、虫の聲々あはれをもよほすばかりなり、  
武藏野といつくをさしてわけいらん、ゆくもかへるもはてしなけれは

いにしへの草のゆかりもなつかしければなり、これも紫のひともとゆへなるへし、



詩文

曲水宴詩序

浦上彌左衛門景久

玄默困敦載、暮春之季、賜宴殿前曲水之上、浦景久頓首再拜、謹上小序、伏玉衡茲正、泰階以平、膏露呈凝枝之祥、慶雲致觸石之瑞、風雨時若、甘澍施膏、天天紅桃映日、媚々綠柳颺風、忝惟、殿下仁風遠播、德化旁敷、惟道斯行、耆老免負載之勞、既庶且富、稚齒豐車馬之好、加旃優游神武之域、休息聖文之苑、於是肆筵宜和、因流成次、蕙香芳體、夾水頒行、瓊觴玉罍、隨波推移、魚藻斯詠、既醉且歌、矧迺上有天瑞之徵、下獻南山之頌、臣等幸遇于聖世、而得觀盛典、無勝瞻天之至、不圖不遇之材、敢悉卑誠、謹上小序云、享保十七年季春日、

同賦賜曲水宴以香字為韻應教

有馬六左衛門源氏久

金殿雲開對夕陽、苑林風度百花香、君恩同賜瑤池宴、屢舉流觴興更長、

同前得風字

彥坂五郎右衛門源貞鄉

仙閣留春色、濫觴清水中、詩思千載古、酒榼百花風、

同前得催字

土肥源四郎平元成

原識年光上苑催、百花深處暮陰來、石橋半度流虹小、風磴迴看積霧開、綠水汎觴傳故事、青雲飛蓋見新才、惟今

要聽南薰曲、願獻千春壽一杯、

同前得聲字

今大路道三橋親顯

曲水溶溶迴畫楹、臨流各自盞三傾、微臣將做桃園韻、詩委黃鸝花外聲、

同前得桃字

數原通玄橋尙白

東風暹日醉櫻桃、賜宴偏歡盛世遭、曲水由來傳故事、最看珠玉盡揮毫、

同前得高字

長尾分哲元啓

風暖御溝柳絮纒、山櫻吹雪入香醪、恩榮幸侍流觴會、屢和文筵鄂調高、

同前得池字

林牛齋藤原安處

綠亂飛花白日暹、聖恩賜安風風池、春風長逐羽觴去、醉後殊吟晚少詞、

同前得微字

成島道筑

蓬丘淑景送春歸、萬年枝上黃鳥飛、彩雲忽起赤闌干、仙風以雨自霏微、金潭洗滌貯春泉、桃花錦浪羽觴依、羽觴隨浪周且旋、玉醴醉人花入面、天上樓臺十二重、二重玲瓏水中見、翩如羽客瑣霞者、控鶴同朝紫府下、瑤池朱寶照銀盤、海上絳囊照玉罍、此會人間誰得識、此時君王行陽德、靈沼即是黃河水、千年一清東方國、甘雨惠風徧衆區、黎民皞皞從帝則、微臣拜獻南山頌、共祈萬方歸壽域、

又

帶雨仙雲謁晚暉、岸流曲々羽觴飛、不知天上人間遠、舉目瀛州島嶼微、

陪駕中野恭賦一絕應教

享保甲寅三月四日、大君御遊于桃園、便路駐駕高田橋壯仙院尙白

挑花萬樹遠相連、帳殿高臨春色鮮、流水小橋武陵路、却疑此處訪神山、

和陪駕中野韻應教

深尾隼人具記

金鞍玉勒簇相連、旌旆拂霞曙色鮮、幸浴盛恩辱嘉譚、桃花深處醉神仙、

奉和先韻

青木縫殿頭直有

桃林繫馬野禽連、春日太平山水鮮、滿面引霞花柳美、時哉命入一時仙、

寄題江戶城靜勝軒詩序

釋蕭庵龍統

武州江戶城者、太田左金吾道灌源公所肇築也、自關以東、與公差肩者鮮矣、固一世之雄也、威愛相兼、風流籍甚、比來騷亂以來欽承王命者、八州內才三州、三州之安危、係于武之一州、武之安危、係于公之一城、可謂二十四郡唯一人、夫城之爲地、海陸之饒、舟車之會、他州異郡、蔑以加焉、壘之高十餘丈、懸崖峭立、固以險垣者教十里許、外有巨溝浚塹、咸徹泉脈、潛以甃碧、架巨材爲

之橋、以爲出入之備、而鍊其門、石其垣、礮其徑、左盤右紆、聿升其壘、公之軒峙其中、開踞其後、直舍翼其側、成樓保障庫廩廡之屬、爲屋者若干、西望則逾原野、而雪嶺界天、如三萬丈白玉屏風者、東視則阻城落、而瀛海離天、如三萬頃碧瑤瑤田者、南嚮則浩乎原野、寬舒廣衍、平蕪茵布、一目千里、野與海接海與天連者、是皆公几案間一物耳、以故軒之南名靜勝、東名泊船、西名含雪、公息斯遊斯、則一日早午晚之異、一年春夏秋之變、千態萬狀拍几可翫者、雖五出更呈、而所以出焉呈焉者凡三焉、東瀛晨霞之絢如、南野薰風之颯如、西嶺秋月之皎如者、天之所與也、遠而瀛波曙兮島嶼分、鴉背暉兮岡巒紫、近而腹田旁環、陂水常足、某林可樵、某叢可蘇者、地之所獻也、城之東畔有河、其流曲折而南入海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜篝、隱見出沒於竹樹烟雲之際、到高橋下、繫纜圍欄、鱗集蚊合、日日成市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之旗旄騎卒、泉之珠犀異香、至鹽魚漆菜厄筋膠藥餌之衆、無不彙聚區別者、人之所賴也、於呼不出此室、收天地人、以爲吾有、豈哉、於是乎、懼其搖而散正矣、慮其躁而失常矣、杜戶瞑目、厚養弗已、發之於言、則清者成歌詞、和者成政化、然後乃定其神、乃寧其氣、神與氣合、而太清爲輿、元氣爲馬、逍遙於玄々



無窮之域、則雖鬼神、弗克測其機也矣、青牛其人、有曰、躁勝寒、靜勝熱、清淨為天下正、蘇灣城解之曰、成而不缺、盈而不沖、譬如躁之不能靜、靜不能躁耳、夫躁能勝寒、而不能勝熱、靜能勝熱、而不能勝寒、皆滯於一偏、而非其正也、唯泊然清淨、不染於一、非成非缺、非盈非沖、而後無所不勝、可以為天下正矣、今也公之以所守局於軒、不翅勝熱、無所不勝、則宇宙間與公相爭而戰者、未之有也、所謂可以為天下正者也、其不知焉者、咸謂公之威愛、能俾人折懼矣、如含雲泊船者、浪花老人蜀中倦遊之境、題扁所及、而以此地同此景、摘以為名、在公乃吟中一風流爾、聽松村菴翁、由幼至老、鴻藻片章、被於天下、其名喧傳者、六十餘年於此矣、是以公欲需翁題詩其上者、蓋亦有年矣、丙申夏、適介人請詩及跋、且要屬能言之二三子題于後、書于板、掛于室、俾關左人歌之、翁告予曰、我未嘗東遊、奚以得措一辭、幸予所目擊、述以序可也、予退讓弗允、蓋予之序乘章也、翁之詩與跋吳鼎也、遂以所聞見者、次而為之序、文明八年丙申秋八月羣玉峯叟、〔江亭記〕

傳聞靜勝軒中景、四面窻扉一々開、野闊青丘香薺芥、天晴碧海望蓬萊、商帆似自平蕪過、漁火如從遠樹來、我老

釋村菴希世靈彥按南釋寺僧侶

無期泊船處、關心西嶺雪成堆、  
釋雪樵景首  
兵鼓聲中築受降、聞君延客日臨窓、風帆多少載詩去、吹雪士峰晴墮江、

籍々威名關以東、又知天下有英雄、鼓聲不起邊城靜、驅使江山入殼中、  
釋默雲龍澤

江戶城高不可攀、我公豪氣甲東關、三州富士天邊雪、收作青油幕下山、  
釋補菴景三  
按此詩〔京華集〕にも亦收寄題武州江戶城合雪齋と題せり

雲連雪嶺水連吳、城上軒窓開畫圖、最愛似留行地日、碧天低野入平蕪、  
釋蕭菴龍統

靜勝軒詩跋  
釋村菴希世靈彥  
古今壯遊之士、有志於四方者、必以經歷關左山東之地為先焉、凡遊關左者、必以見富士山、過武藏野、渡隅田河登筑波山、則皆誇四方觀遊之美也、予壯年之時、跋而望之、然今耄矣、遂初志者、百不獲一、以是為恨、頃聞太田左金吾源公者、關左之豪英也、守武州江戶城、而有功於國矣、蓋武之為州也、以用武為名、甲兵四十萬、應卒如響、乃山東之名邦也、江戶之城、於是乎在、雄據其

要、而堅備其壘、所以一人當險、萬虜不進、亦乃武州之名城也、矧夫此城最鍾勝景、定天下之所稀也、睥睨之際、隨地形勢、彼有樓館、此有臺榭、特置一軒、扁曰靜勝軒、是為其甲也、亭曰泊船、齋曰含雪、各其附庸也、

若其憑軒燕座、回瞻四面、則西北有富士山、有武藏野、東南有隅田河、有筑波山、此則四方之觀、在此一城也、而一城之勝、又在此一軒也、繇此四方有志之士、不欲復遠遊、俱願一登此城到此軒者、亦其理之當然也、而今金吾公、託其客之西上者、求京師諸人之題詠、而將藻飾其軒楣間之詩板也、得命同題者、及予五人、然此五人之中、東遊躬歷其地者、惟統正宗一人而已、故以序屬正宗、具陳于前、告不知者、如往觀焉、於是就予以求后題、不肯拒辭、輒用所聞於正宗之說、而附于篇末、且復傳語金吾公、雖予耄矣之後、而跂望之志尚在焉、文明八年龍集丙申八月初吉、書于岩栖之村菴、

寄題左金吾源大夫江亭 釋湘山暮樵得玄  
士嶺衝天東海澗、靜中勝景畫中看、一由旬雪梅花鶻、載泊前灣晚照殘、

釋武陵興德  
華構臨江天宇低、北帆南楫日斜西、鸞端雪白漁竿客、萬項玻璃可釣齋、

新編武藏風土記稿卷之八 藝文

釋相陽中榮  
華館相攸主亦賢、江亭茲試武城絃、東溟浸戶波黏地、西嶺當窓雪界天、珠履三千門下客、玉樓十二洞中僊、憑誰說與蘇夫子、赤壁休誇前後篇、

釋河陽東勸  
士嶺之東湘水北、一亭新架有高城、閭閻撲地育民庶、經籍滿床羅俊英、鷗渚鷺汀春畫靜、竹籬茅舍暮光晴、丹青難畫戰圖外、帷幄運籌張氏情、

江亭記跋  
釋湘山暮樵得玄  
關左形勝之雄、以武為冠、武者大國也、其山水奇傑、而兼要險者、江戶其武之冠乎、距相府連幕可百里焉、綠蕪白沙、並海以北、玉簪之山、羅帶之水、跋涉忘勸、而不覺日之將晚也、翠壁丹崖、屹然以高峙、珍卉佳木、蔚然而中秀、迺金吾公源大夫所築新城也、攀以躋焉、俯以臨焉、四面斗絕、直下百丈、東南佳山水、歷々以在杖履之下、南顧則品川之流、溶々漾々以染碧、人家鱗差乎北南、而白塔紅樓、鶴立鸞飛、以翼然乎其中、東武之一都會、有楊一益二之亞稱也、東望則平川縹緲兮、長堤緩迴、水石瑰偉兮、佳氣鬱芬、謂之淺草濱、白花大士遊化之場、巨殿寶坊、輪奐以掩映乎數十里瀛、補洛妙境、神人所幻云、其後則滄洲茫乎、百川與海會、吳楚東南坼、乾



坤日夜浮、卽此乎、其前則谷岩出沒、而原野莽蒼、天塹之幾多仞、一夫當關、則百萬不可以近、世乃知此地而勢、實一方金湯之最、而無所與二也、昔周室中微、有諸侯患、仲山甫城于東方、國人安以集也、宣王大興焉、公柵於斯、外扼敵之喉襟、內據武府之腹背、東民賴之、公之功可謂與仲山甫頡頏者、城上置閑燕之室、扁曰靜勝、蓋兵家之機密乎、當其西簷、而有富士峰之雪、天削芙蓉、以玉立三萬餘丈、其窓曰含雪也、凭南檻則積水涵天、沙嘴含吐洪潮、以出縮于曉夕、群山兩岸雲、鬚梳洗濃翠、而隱見于陰晴、自然無軸之畫也、鳧渚鷗汀、漁家民屋、枕藉以雜處、沙戶水扉、人朴地清、旅船之所泊也、青龍赤雀、舳艫相銜、蘭棹桂槳、舸經舳舻如織、而欸乃之聲無斷也、江情湖思寔樂矣哉、縮小亭、曰泊船也、摘字於浣花詩史、其人襟宇瀟灑、措意於騷雅之域、弗語而可以知而已、於是湘中僧、卽以詩鳴其道者、或慕響公之逸韵、或欲美其山水之美、以寄詩言志、金雞珠琅、其音玲瓏而成章、余亦寓錚々於餘響、魚目入珠、燕石濫璞、非志也、公之求之嚴也、重以紙尾書而見命、余朴而野者、文何之有邪、然督責弗過、彈避無地辭、磨鈍鐫朽、以聊且契記其景象之曼乙而云爾焉、文明丙中秋之杪也、

靜勝軒詩序并銘 武州江戶城太田春苑道灌號靜勝軒其南掛洛詩板其東掛此詩板

釋萬里按相國寺僧

文之所以爲文、不亦武之備乎、武之所以爲武、不亦文之要乎、其要在靜、則其備必得勝也、竊惟太田左金吾公道灌、厥先廼丹陽人、而五六葉之祖、始家相州也、公規武藏豐島江戶之地、築城壘、從京師蓮府之命、爲其君 修理太夫 號扇谷 即定正 而割據、康正乙亥、騷屑以來二十有餘霜、高揚帝旗、陣武之五十子、禍自麾下起、公之爺道眞倡將帥、屯兵於上陽赤城之麓河北矣、麾下兩岐相分、其一者退憑嶮於武之鉢壘、鉢壘有城號鉢形 公在江戶、緩頰慮和兩岐、厥舉不能達焉、遂守忠孝之至道、一怒着鞭自南馳、引將帥而出、同於針原 針原有原名 酣戰、鋒鏑凝血、雷霆扶威、公凱歌未休、追而圍鉢壘、々々求救於東兵、東相府之兵也 不日其兵鳴鼓而相應矣、公能量彼我之道、能量彼我之二兵書之極也 息士卒於上陽白井之南、雖不及負戶之攻、四面草木無悉非敵兵也、當是時、堅守公之符契、不袒敵軍者、江戶河越二城而已、不幾東兵鼓鑿之聲衰、鉢壘亦潰矣、公以時不可失、出白井、僅率數百餘騎、凌數萬之敵兵、直飯江戶、旌旗增色、而後使將帥、建轍於鉢壘、公汗馬之勞、百戰積功、獲萬全者、爲天下國家、而不爲私、江戶城爲是起本也、凡關以西諸侯、望風而靡者、往々有之、矧關以東之州、大半屬指呼

矣、城營之中、有燕室、曰靜勝、西爲含雪、透貫重々之窓檻、而戶巧鑿徑三二尺之圓竅、圓竅之中望千萬仞之富士、則且雲暮烟、頃刻之隱顯、昨陰今晴、造次之態度、作者結舌、畫師閉筆、西者兌也、兌者澤也、澤者地之潤和也、兌之卦辭曰、君子以朋友講習、公之德澤、彌滔而覃萬物之謂也、東爲泊船、上下天光、一碧萬頃、并吞數州、東者震也、震者雷也、雷者天之號令也、震之卦辭曰、君子恐懼修省、公之軍令彌嚴、靖國家賑士卒之謂也、震兌兩原之名、雖出拾遺之聯、其義寔係于周易矣、且夫靜勝二字、見于尉繚子之秘策也、其詞云、兵以靜勝、國以專勝矣、施子美兵書尉繚子 之解曰、兵法欲肅也、肅則兵得其利、將權欲一也、一則國得其利、蕭々之馬、悠々之旌、此則兵之靜也、劉祐攻海鹽也、寂若無人、楊素將隋也、馭戎嚴整、各以靜而勝也、加之范景仁作長嘯、却胡騎之賊、遂號長嘯公、夏夷之間、競誦厥名、長嘯則文而靜也、却胡騎則武而勝也、公鳴鼓拍盾、麾白羽、提赤霄、新設壘壁、遠駕橋梁、則不戰而千里外折衝、公平日繫志翰墨、取法軍旅、和氣藹然、胸有識鑿、神農氏藥方、軒轅氏兵書、史傳小說、桑城二十有一代集、貯數千餘函而涉獵、又家集十一、分其類而聚焉、號碎玉類題、取賦詠膾炙人口、昔黃冠之師楊仁叔、以其堂類靜勝、趙宋之余

崇龜、官至兵侍、藏書萬卷、扁居曰靜勝、重名節輕官職、有文有武、百姓歌厥德、頗與公合符、宜哉、公以靜勝稱軒矣、倉廩紅陳之富、栽粟而雜皂莢、市郵交易之樂、設市場 擔薪而換柳絮、僉曰一都會也、城中之五六井、雖大旱其水無縮、其壘營之爲形、曰子城、曰中城、曰外城、凡三重、有一十又五之石門、各掛飛橋、懸崖千萬仞、而下臨無地、築弓場、每且驅幕下之士數百人、試其弓手、分上中下、有着甲冑踴躍而射者、有袒裼而射者、有跼踖而射者、及怠則罰金三百斤、命有司、貯以爲試射之茶資、一月之中、操戈擊鉦、閱士卒兩三回、其令甚嚴也、予東遊之次、駐草驢於江戶者連歲、公需書靜勝之銘、厥義不可拒也、營中之風致、筑波之遠望、隅田之晚眺、一一載村菴蕭菴二老之叙跋、故重不毛舉、公要以關左諸老所作若干首及予一篇、同掛壁間、與洛社之詩板、水月相映、可謂千載下之美譚也、銘曰、靜爲天德、維天何言、勝爲地勢、維地有源、東吳西嶺、萬象一軒、仁者必勇、信況及豚、鐵鑄壘壁、能守彌敦、松茂柏悅、子々孫々、梅花無盡藏下並同

釋宗猷軒玉隱 按建長寺僧 霜鬢販來東定州、指麾此百萬貔貅、幽軒不出知天下、江碧白鷗千戶侯、



釋易安軒竺雲按建長寺僧  
靜自勝時心自閑、鍾天下秀寸眸間、滄波倒侵士峯雪、一  
朶芙蓉百億山、

釋萬里  
庭宇枝安鳥漸眠、遠波送碧數州天、主人窓置薄山對、一  
縷吹殘富士烟、

靜勝軒晚眺原註文明十七年十月三日余作靜勝軒詩太田道灌齋曰靜勝迎余晚燕  
一々細并佳境看、隅田河外筑波山、入窓富士不堪道、潮  
氣吹舟慰旅顏、原註開窓則隅田河在東筑波山在北富士田諸峰在三日程之西向東南海波萬頃

江戶城原註同日有三五騎之鞍迎余又僧俗數輩來自九月七日出鷄沼至十月二日途中凡二十六日  
二十日餘迷幾州、今朝始覺遂東遊、春多江戶城邊路、鞍  
馬迎吾鞭渡頭、按文明十七年作

九日陪相州太守宴始見太田道灌公之舞  
銀燭添光月漸圓、相州太守夜臨筵、春風袖暖婆々舞、旅  
髮忘勞意欲仙、原註此夕太守降道灌之第按文明十七年十月九日作

梅時會故人原註江戶城香月亭下有西湖梅蓋分取金澤餘根挿之干時看花爛熳得鴻字  
窓暖背梅白雜紅、裂西湖置數株中、春風話盡主人榻、一  
片飯心逐去鴻、

余比寓武之江戶城、城有丞相祠堂、栽柳挿松、不知

幾數百株、文明丙午仲春二十有五日、適值丑之晨、  
寔世之所少也、謹賦小詩題丞相壁上、夫經山之傳  
衣、迺渺茫之說、而國史不取之、故未及茲云、  
北野春遮西府雲、一籬此地亦栖君、夢中傳法定鳥有、松  
亦應云梅亦云、按文明十八年作

遊江戶城管丞相祠堂  
開闢評花甚不公、獨居南面牡丹紅、若今丞相細分別、梅  
亦應稱王者中、  
又

宋末江湖梅亦孤、吟香白髮老浮屠、橫斜月痕一枝影、分  
作文公太極圖

資康需花下晚步詩草案序并詩  
太田二千石公之家督源六資康、十歲而元服、厥歲薦月二  
十五、謁二千石公所創建管丞相之靈、廟前梅樹、結一青  
果於霜雪中、資康取而喫之、梅之爲物也、開花於蒹底、  
結子於朱夏、宇宙以來無差、今非其時、而梅子熟矣、神  
分神慶資康故乎、孫亮食梅、范任能啖梅、不爲徒然、  
天下三分之時、曹公宣言軍中曰、前有梅林、士卒悉止  
渴、而戰遂勝矣、梅子嘉兆不及毛舉、資康持南紙一片、  
來需花下晚步之詩草、即命禿兔、所希丞相之靈、芘蔭二  
千石公之後昆、至億萬兆年、祝以詩、

神令一顆慶元服、風雪雖非結子時、幕下英雄皆止渴、凱  
歌必可奪旌旗、

花下晚步詩并叙在武藏作  
身居關左、而名傳海內者、太田二千石靜勝灌公是也、公  
曾宴坐一室、午睡之中、夢見接管丞相、其翌早有人卒然  
來、獻丞相所自筆之畫像、可謂靈夢也、遂建廟於江戶城  
之北畔、寄數十頃之美田、歲時鳴鑼、栽培數梅百株、  
頗似錦城之梅花海也、前年丙午之春、共公遊廟下、詩之  
評也、歌之講也、爛熳花前、無愧洛社之香英、孟秋二十  
六、公逝矣、余作文以祭之、今茲丁未孟春下濬、率數輩  
之緇侶、徘徊廟下、追憶前年之遊事、豈非夢之一覺邪、  
歎息不止、作此詩投贈源六資康云、

移步一葭瘦、餘寒鶯度稀、去年丞相廟、今日故人非、老  
眼看花落、舉頭疑雪飛、岐陽千里外、山可笑遲飯按長享元丁未作

### 新編武藏風土記稿卷之八 終

### 新編武藏風土記稿卷之九

#### 豐島郡之一

##### 郡圖

總說  
豐島郡は國の東の方なり、【倭名鈔】國郡部に豐島を訓し  
て止志末と註す、【風土記殘編】には豐島或は砥島に作る  
と記す、今見に豐島村あり、是郡名は本郷なるべし、【仁  
德紀】曰、十八年庚申春令戸田真人蒐武藏國豐島郡、得二  
頭之狐而歸奏云云、是郡名の國史に見えし始なり、天下  
を七道に定られし始め、當國東山道に屬せし頃より、當  
所に宿驛ありし事【稱德紀】に見ゆ、曰神護景雲二年三月  
乙巳、先是東海道巡察使式部大輔從五位下紀朝臣廣名等  
言、武藏國乘瀆豐島二驛承山海兩路、使命繁多、乞准申  
路置馬十四、奉勅依奏云云、此後四年を経て光仁天皇寶  
龜二年十月改て當國を海道に屬せらる、今按に大古は武  
相の界は山野にて人跡通せず、故に海道は相州より安房